

平成23年第1回(3月)坂城町議会定例会会期日程

平成23年2月28日

日次	月 日	曜日	開議時刻	内 容
1	2月28日	月	午前10時	○本会議 ・町長招集あいさつ ・長野県地方税滞納整理機構 議会議員選挙 ・議案上程 (一般会計予算案詳細説明) (特別会計予算案詳細説明)
2	3月 1日	火		○休 会 (一般質問通告午前11時まで)
3	3月 2日	水		○休 会
4	3月 3日	木		○休 会
5	3月 4日	金		○休 会
6	3月 5日	土		○休 会
7	3月 6日	日		○休 会
8	3月 7日	月	午前10時	○本会議 ・一般質問
9	3月 8日	火	午前10時	○本会議 ・一般質問
10	3月 9日	水	午前10時	○本会議 ・一般質問 ・条例案等質疑 討論 採決 ・一般会計予算案総括質疑 委員会付託 ・特別会計予算案総括質疑 委員会付託
11	3月10日	木	午前9時30分	○委員会 (総務産業、社会文教)
12	3月11日	金	午前9時30分	○委員会 (総務産業、社会文教)
13	3月12日	土		○休 会
14	3月13日	日		○休 会
15	3月14日	月		○休 会
16	3月15日	火	午前10時	○本会議 ・委員長報告 質疑 討論 採決 ・補正予算案等質疑 討論 採決

付議事件及び審議結果

2月28日上程

長野県地方税滞納整理機構議会議員選挙

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	2月28日	適任
議案第 1号 平成21年国補公共下水道事業南条中河原工 区管路工事変更請負契約の締結について	2月28日	可決
議案第 2号 平成22年度安全・安心な学校づくり交付金 事業南条小学校体育館改修工事請負契約の締 結について	2月28日	可決
議案第 3号 坂城町地域活性化・住民生活に光をそそぐ交 付金基金条例の制定について	3月 9日	可決
議案第 4号 坂城町定住自立圏形成協定の議決に関する条 例の制定について	3月 9日	可決
議案第 5号 坂城町国民健康保険税条例の制定について	3月 9日	可決
議案第 6号 坂城町農機具保管庫条例の制定について	3月 9日	可決
議案第 7号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁 償に関する条例の一部を改正する条例につい て	3月 9日	可決
議案第 8号 坂城町税条例等の一部を改正する条例につ いて	3月 9日	可決
議案第 9号 坂城町国民健康保険条例の一部を改正する条 例について	3月 9日	可決
議案第10号 坂城町都市公園条例の一部を改正する条例 について	3月 9日	可決
議案第11号 坂城町第5次長期総合計画基本構想につい て	3月 9日	可決
議案第12号 国土利用計画(第3次坂城町計画)について	3月 9日	可決
議案第13号 坂城町公の施設の指定管理者の指定につい て	3月 9日	可決
議案第14号 平成23年度坂城町一般会計予算について	3月15日	可決
議案第15号 平成23年度坂城町有線放送電話特別会計		

	予算について	3月15日	可決
議案第16号	平成23年度坂城町国民健康保険特別会計 予算について	3月15日	可決
議案第17号	平成23年度坂城町同和地区住宅新築賃金等 貸付事業特別会計予算について	3月15日	可決
議案第18号	平成23年度坂城町下水道事業特別会計予算 について	3月15日	可決
議案第19号	平成23年度坂城町介護保険特別会計予算に ついて	3月15日	可決
議案第20号	平成23年度坂城町後期高齢者医療特別会計 予算について	3月15日	可決
3月15日上程			
議案第21号	平成22年度安全・安心な学校づくり交付金 事業南条小学校体育館改修工事変更請負契約 の締結について	3月15日	可決
議案第22号	平成22年度坂城町一般会計補正予算（第5 号）について	3月15日	可決
議案第23号	平成22年度坂城町有線放送電話特別会計補 正予算（第2号）について	3月15日	可決
議案第24号	平成22年度坂城町国民健康保険特別会計補 正予算（第3号）	3月15日	可決
議案第25号	平成22年度坂城町老人保健特別会計補正予 算（第1号）について	3月15日	可決
議案第26号	平成22年度坂城町下水道事業特別会計補正 予算（第3号）について	3月15日	可決
議案第27号	平成22年度坂城町介護保険特別会計補正予 算（第3号）について	3月15日	可決

平成23年第1回坂城町議会定例会

目 次

第1日	2月28日(月)	
○議事日程	2
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○町長招集あいさつ	3
○長野県地方税滞納整理機構議会議員選挙	7
○人権擁護委員の推薦、議案第1号～議案第2号の上程、 提案理由の説明、質疑、採決	9
○議案第3号～議案第20号の上程、提案理由の説明、詳細説明	11
第2日	3月7日(月)	
○議事日程	44
○一般質問	円尾美津子 議員	44
	山城 賢一 議員	57
	大森 茂彦 議員	68
	入日 時子 議員	82
第3日	3月8日(火)	
○議事日程	96
○一般質問	宮島 祐夫 議員	96
	安島ふみ子 議員	108
	塚田 忠 議員	121
	林 春江 議員	130

第4日 3月9日(水)

○議事日程	146
○一般質問 柳澤 澄 議員	147
中嶋 登 議員	159
○議案第3号～議案第13号の質疑、採決	166
○議案第14号～議案第20号総括質疑、委員会付託	169

第5日 3月15日(火)

○議事日程	186
○請願採決	187
○議案第14号～議案第20号委員長報告の質疑、討論、採決	187
○追加議案上程、提案理由の説明	213
○議案第21号～議案第27号の質疑、採決	216
○町長閉会あいさつ	221
○議長閉会あいさつ	222

平成23年第1回坂城町議会定例会会議録

1. 招集年月日 平成23年2月28日
2. 招集の場所 坂城町議会議場
3. 開 会 2月28日 午前10時00分
4. 応招議員 13名

2番議員	中 嶋 登 君	9番議員	宮 島 祐 夫 君
3 "	塚 田 忠 君	10 "	池 田 博 武 君
4 "	大 森 茂 彦 君	11 "	円 尾 美 津 子 君
5 "	山 城 賢 一 君	12 "	柳 沢 昌 雄 君
6 "	入 日 時 子 君	13 "	柳 澤 澄 君
7 "	安 島 ふみ子 君	14 "	春 日 武 君
8 "	林 春 江 君		
5. 不応招議員 なし
6. 出席議員 13名
7. 欠席議員 なし
8. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	中 沢 一 君
副 町 長	柳 澤 哲 君
教 育 長	長谷川 臣 君
会 計 管 理 者	中 村 忠比古 君
総 務 課 長	宮 下 和 久 君
企 画 政 策 課 長	片 桐 有 君
まちづくり推進室長	塚 田 陽 一 君
住 民 環 境 課 長	塩 澤 健 一 君
福 祉 健 康 課 長	中 村 清 子 君
子 育 て 推 進 室 長	中 沢 恵 三 君
産 業 振 興 課 長	宮 崎 義 也 君
建 設 課 長	荒 川 正 朋 君
教 育 次 長	塚 田 好 一 君
収 納 対 策 推 進 幹	春 日 英 次 君
総 務 課 長 補 佐	青 木 知 之 君
総 務 係 長	
総 務 課 長 補 佐	柳 澤 博 君
財 政 係 長	
企 画 政 策 課 長 補 佐	山 崎 金 一 君
企 画 調 整 係 長	
9. 職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	吾 妻 忠 明 君
議 会 書 記	金 丸 恵 子 君

10. 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 町長招集あいさつ
- 第 4 諸報告
- 第 5 長野県地方税滞納整理機構議会議員選挙
- 第 6 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 7 議案第 1 号 平成 2 1 年度国補公共下水道事業南条中河原工区管路工事変更請負契約の締結について
- 第 8 議案第 2 号 平成 2 2 年度安全・安心な学校づくり交付金事業南条小学校体育館改修工事請負契約の締結について
- 第 9 議案第 3 号 坂城町地域活性化・住民生活に光をそそぐ交付金基金条例の制定について
- 第 1 0 議案第 4 号 坂城町定住自立圏形成協定の議決に関する条例の制定について
- 第 1 1 議案第 5 号 坂城町国民健康保険税条例の制定について
- 第 1 2 議案第 6 号 坂城町農機具保管庫条例の制定について
- 第 1 3 議案第 7 号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 1 4 議案第 8 号 坂城町税条例等の一部を改正する条例について
- 第 1 5 議案第 9 号 坂城町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 第 1 6 議案第 1 0 号 坂城町都市公園条例の一部を改正する条例について
- 第 1 7 議案第 1 1 号 坂城町第 5 次長期総合計画基本構想について
- 第 1 8 議案第 1 2 号 国土利用計画（第 3 次坂城町計画）について
- 第 1 9 議案第 1 3 号 坂城町公の施設の指定管理者の指定について
- 第 2 0 議案第 1 4 号 平成 2 3 年度坂城町一般会計予算について
- 第 2 1 議案第 1 5 号 平成 2 3 年度坂城町有線放送電話特別会計予算について
- 第 2 2 議案第 1 6 号 平成 2 3 年度坂城町国民健康保険特別会計予算について
- 第 2 3 議案第 1 7 号 平成 2 3 年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 第 2 4 議案第 1 8 号 平成 2 3 年度坂城町下水道事業特別会計予算について
- 第 2 5 議案第 1 9 号 平成 2 3 年度坂城町介護保険特別会計予算について
- 第 2 6 議案第 2 0 号 平成 2 3 年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について

11. 本日の会議に付した事件

10. 議事日程のとおり

12. 議事の経過

議長（春日君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成23年第1回坂城町議会定例会を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

地方自治法第121条の規定により、出席を求めた者は理事者を初め各課等の長であります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「会議録署名議員の指名について」

議長（春日君） 会議規則第120条の規定により、11番 円尾美津子さん、12番 柳沢昌雄君、13番 柳澤澄君を会議録署名議員に指名いたします。

◎日程第2「会期の決定について」

議長（春日君） お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月15日までの16日間といたしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（春日君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から3月15日までの16日間とすることに決定いたしました。

なお、一般質問の通告は3月1日、午前11時までといたします。質問時間は答弁を含め1人1時間以内とし、発言順位は抽選で行いますのでご承知願います。

◎日程第3「町長招集あいさつ」

議長（春日君） 町長から招集のあいさつがあります。

町長（中沢君） 本日ここに平成23年第1回坂城町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては全員のご出席を賜り、開会できますことを心から御礼申し上げます。

国の政局が定まりません。新年度予算の成立が危ぶまれ、国民生活、町民生活にも影響が出るのではないかと心配しているところであります。また北アフリカや中東の混乱は、地域の住民にとってどのように展開するのか憂慮するとともに、世界のエネルギー問題に発展す

る危惧がございます。燃料や原材料を輸入に頼らなければならない日本経済の活路をどのように見出すか、町の産業の発展に支障のないことを願っております。

そしてまた、ニュージーランド地震で多くの日本の若者が災難に見舞われたことに、深い悲しみを覚える次第であります。

1月28日、東京で開催されました全国町村会定期総会におきまして、坂城町が“総合的に内容が充実し、他の範とするに足る”と認められまして「優良町村表彰」を受けました。町がこの表彰を受けるのは50年ぶりになります。これまで町のために尽力いただきました多くの皆さんに感謝申し上げるとともに“自律のまちづくり”“ばらのまちづくり”等々今日の坂城町を築き上げたすべての町民の皆さんに贈られた栄えある表彰と感謝申し上げます。

今年は昭和22年に第1回と銘打って「統一地方選挙」が行われて17回目となります。今定例会は、議員各位におかれましても、私にとりましても任期最後の定例会となります。任期の総まとめとして意義深い議会であることを念じております。

さて、平成23年度一般会計当初予算は骨格予算編成を原則といたしました。予算総額は54億1,200万円で前年比5,100万円の減、マイナス0.9%といたしました。

歳入の主たる町民税は、経済動向が緩やかに回復しつつあるとの見込みがございまして、個人町民税0.6%増の6億850万円、法人町民税は12.5%増の1億8千万円、固定資産税は0.5%増の13億9,750万円で、町税全体では23億280万円を見込みました。

繰入金につきましては、財政調整基金からの繰り入れが2億1,800万円で繰り入れ後の基金残高は約11億7千万円となる見込みです。

また、地方交付税につきましては9.6%増の8億円を見込みました。

歳出におきましては、投資的経費が国庫補助事業、県補助事業等の終了により農林水産事業費、教育事業費の減と骨格予算編成による減少により、普通建設事業費全体ではマイナス19.5%、1億9,090万円の計上となった次第です。

また義務的経費におきましては、職員の削減などにより人件費がマイナス1.6%、1,900万円の減、高齢者、障害者の介護や医療給付などの扶助費につきましては4.4%、2,700万円の増、公債費につきましては「まちづくり交付金事業」に係る償還が始まることから4.1%、3,100万円の増額計上となりました。

さて、明日に向けて「坂城町第5次長期総合計画」を取りまとめました。これからの10年間の基本的な方向を示すもので、人権の尊重を基本に工業を中核として農業、商業が融合した産業の発展によって活力を生み、住民と企業、行政が連携し、それぞれの役割を担う“自律のまちづくり”を基本理念といたしております。

町の将来像を「人がともに輝く ものづくりのまちー共生の明日（あす） 自然・人・産業ー」と定めまして、生活と産業の基盤づくり、ともに生きる福祉と健康のまちづくり、技術を高め、明日を拓く（ひらく）ものづくり、潤いのある快適で安全なまちづくり、創造性と人間性を育むまちづくり、自律と協働のまちづくりの6つの基本目標を設定しております。

また長期総合計画の基本構想に即した町の土地利用に関する行政上の指針となる「国土利用計画 第3次坂城町計画」につきましても県との協議が整いまして、今議会に提案しているところであります。

新しい自治体の連携である「定住自立圏構想」の実現に向け、2月3日、上田市が中心都市宣言をいたしました。坂城町は東御市・長和町・青木村・立科町とともに周辺市町村として、特に産業・医療・交通など個別案件について上田市と協定を結び、地方圏として人口定住の受け皿になる地域主権型社会の転換に努めてまいりたいと考えております。

「パートナーシップさかき21坂城町男女共同参画計画」が今年度で満了となります。23年度から10年間を計画期間とする第2次計画を策定しているところであります。

さらに“障害が重くても地域で当たり前の生活ができる社会を創る”を基本的な理念といたしまして、今後10年間の新たな「坂城町障害者計画」の策定にも取り組んでおります。町民・企業・地域・行政が一体となり、ともに一層の推進に取り組んでまいります。

さて、経済の混迷が久しく、町内の零細建設業者の皆さんも大変な状況に置かれております。町が発注する小規模な工事や修繕について一定の基準を設け、受注を希望される業者さんを登録する「小規模工事等受注希望者登録制度」を23年度からスタートする予定であります。登録をもって受注を約束するものではありませんが、受注機会の拡大につながればと考えている次第であります。

昨年10月にオープンいたしました“さかき地場産直売所”「あいさい」では、品質のよい豊富な地場産品の提供に努めておられます。懸案でありましたトイレにつきましては、国の承諾をいただき、このたび着工いたしました。県産材を使用したモデル的公共施設として利用者の皆さんに気持ちよく利用していただき、木材の利用促進と集客増につながればと期待しております。

今年6回目となる「坂城古雛まつり」が19日から開催されました。会場も“ふるさと歴史館”と“鉄の展示館”の2会場に増やし、駅周辺の店舗でもひな人形が飾られるなど工夫を凝らした催しがなされております。昨年発足したボランティアガイド“坂木宿ふれあいガイド”の皆さんが会期中の日曜日に「お雛様と坂木宿の旧跡を巡るガイドツアー」も実施されます。「歴史と匠のまち」「花と緑 ばらいっぱいのもち」と相まって、町内外の皆さんに「坂城町」を知っていただき、地域づくり、あるいは地域おこし、観光づくりの発展に役立てばと願っております。

次に福祉関係でございます。

老人保健の医療給付等につきましては、特別会計により対応してまいりましたが、後期高齢者医療制度の創設から3年を経過したことから、本年度22年度をもって老人保健特別会計を廃止し、23年度からは一般会計に統合してまいります。

けやき横丁に社会福祉法人「七草会（ななくさかい） 風と とくべえ」が出店いたします。坂城町・千曲市の地区内の授産施設や障害のある方々が就労する小規模作業所など福祉施設の製品の販売を通じ、障害のある方への認識を深めていただき、福祉の輪を広げる拠点として期待しております。町としましても障害のある方の就労に対し、支援できればと考えております。

子ども手当につきましては、3歳未満に7千円増額の2万円を支給する子ども手当法案の年度内の成立が危ぶまれておりますが、町としましては現段階では対応できるよう、増額分を含め、当初予算に計上した次第であります。

今月から子宮頸がん予防ワクチンを現在の高校1年生を対象に実施しております。新年度では、まず対象者を中学3年生まで拡大して実施してまいります。国の補助制度が22年・23年でありますので、新年度になりましてから中学1年生、2年生に拡張したいと考えております。

長年の懸案でありました坂城更埴バイパスのうち坂城町区間（鼠橋から力石バイパス）の新規事業化が関係者のご協力により、全国10カ所のひとつとして国に採択されました。事業化が決定し、ほっとしているということが実感でもございます。

23年度から概略設計が行われることになっておりますが、生活圏域の拡大はもとより村上地域、そして坂城町の発展に大きな大きな期待を寄せているところであります。

また県道上室賀坂城停車場線田町地区の交差点の大方の整備が年度末までに完了する予定であります。一日も早いスムーズな通行も県に要望をしているところであります。

長野広域連合の「ごみ処理広域化基本計画」の見直し案がまとまりました。町といたしましても、各自治体でごみ減量化に取り組んでおりますが、今後のごみ量の推移により規模の見直しがより必要であるという考え方で今後も対応してまいります。

いずれにいたしましても、町民の皆さんにとりましても“ごみの減量”が住民自治参加の第一歩と共感いただけるよう啓発に努めてまいります。

続きまして消防の広域化でございます。県の推進計画に基づき、県内2本部となる広域化を目指して検討をしてまいりましたが、現段階では平成24年度末までの段階的な広域化は困難であるという結論に達しました。

一方、消防救急無線のデジタル化への対応につきましては、東北信エリアでの一本化を目指し、別組織の推進委員会を立ち上げ、具体的な検討を進めることになっております。

学校施設の耐震化につきましては、現在、南条小学校の体育館で工事を進めております。引き続き南条小学校、村上小学校の普通教室等の耐震化を進めてまいります。

このたび村上小学校が学校自慢エコ対象実行委員会から「2011学校自慢エコ対象 エコ活動部門」入選5校のうちのひとつとして佳作を受賞いたしました。町内の小・中学校が、それぞれの特長を持ちながら全国に展開しているということに心からうれしく思う次第でございます。

3月12日・13日の2日間、文化協会により美術展が開催されます。「さかきふれあい大学」を基軸に、町民の皆さんの豊かな生涯学習の支援をし、各種団体の自立や地域の教育力の向上に努めてまいります。

今議会に審議をいただきます案件は、人事案件1件、工事請負契約の締結についての2件は先議をお願いいたします。条例の制定4件、一部改正4件、町の長期総合計画基本構想、国土利用計画、公の施設の指定管理者の指定について、平成23年度一般会計予算、特別会計予算6件でございます。

よろしくご審議を賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げ、招集のごあいさついたします。

◎日程第4「諸報告」

議長（春日君） 去る1月24日、田中邦義君から議員の辞職願いが提出されましたので、地方自治法第126条の規定により、同日これを許可いたしましたから報告いたします。

また委員会条例第7条第2項の規定による総務産業常任委員会副委員長の互選の結果について報告いたします。

総務産業常任副委員長、塚田忠君。

以上であります。

次に、監査委員から例月現金出納検査報告書が提出されております。また株式会社まちづくり坂城から第9期経営状況報告書が提出されております。お手元に配付のとおりであります。

◎日程第5「長野県地方税滞納整理機構議会議員の選挙」

議長（春日君） 長野県地方納税滞納整理機構議会議員につきましては、長野県地方税滞納整理機構規約第8条の規定により、町村議会議員から2人を選出することになっておりますが、候補者が3人となったため、今回選挙が行われるものであります。

この選挙は、長野県地方の地方税滞納整理機構規約第8条の規定及び坂城町議会会議規則に基づいて行いますが、すべての町村議会の選挙における投票総数により当選人を決定する

こととなりますので、会議規則第33条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人への告知は行いません。

そこでお諮りいたします。

選挙結果の報告については、会議規則第33条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(春日君) 異議なしと認めます。

よって、選挙結果の報告については、会議規則第33条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することに決定いたしました。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口の閉鎖をします。

(議場 閉鎖)

議長(春日君) ただいまの出席議員数は13人であります。

次に立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により立会人に中嶋登君、塚田忠君を指名いたします。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。

(投票用紙 配付)

議長(春日君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(なしの声あり)

議長(春日君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱 点検)

議長(春日君) 以上なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

2番 中嶋登君から順次投票願います。

(投票)

議長(春日君) 投票漏れはありませんか。

(なしの声あり)

議長(春日君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

中嶋登君及び塚田忠君、開票の立ち会いをお願いいたします。

(開 票)

議長(春日君) 選挙の結果を報告します。

投票総数13票、有効投票13票、無効投票0票です。

有効投票のうち久保田三代君5票、山本陽一君3票、関島伸憲君5票。以上のとおりであります。

議場の出入り口の閉鎖を解きます。

(議場 開鎖)

議長(春日君) 日程第6「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」から日程第8「議案第2号 平成22年度安全・安心な学校づくり交付金事業南条小学校体育館改修工事請負契約の締結について」までの3件を一括議題とし、議決の運びまで行います。

職員に議案を朗読させます。

(議会事務局長朗読)

議長(春日君) 総務課長。

総務課長(宮下君) まことに申し訳ありません。ご訂正をお願いしたいと思います。

日程の第6、下から2行目になりますけれども、ご決定いただく日付のところに「平成23年3月」となっております。まことに申し訳ありませんが、これを「2月」にご訂正いただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

議長(春日君) ただいまの説明のとおり訂正することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長(春日君) 異議なしと認め、さよう決定いたします。

朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

町長(中沢君) 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて提案説明をいたします。

本年6月30日をもって、3年間の任期が満了となります小宮山和俊氏にかわり、塚本誠一氏に人権擁護委員としてご苦勞をいただきたく、法務大臣へ推薦するにあたって議会の意見を求めるものであります。

塚本氏は大正大学を卒業後、学校法人智香寺学園埼玉工業大学勤務を経て、現在は心光寺、西仙寺の住職を務めているほか、坂城高等学校及び智香寺学園の評議員としても活躍されておられます。人格、識見高く地域の信望も厚く職務を公正に行うにふさわしい人と存じております。

議案第1号「平成21年度国補公共下水道南条中河原工事管路工事で変更請負契約の締結

について」でございます。

この変更契約は昨年9月6日に請負契約の締結を行い、下水道の未普及地域の解消と南条地区への幹線の管渠布設工事の変更に係るものであります。

本工事につきましては、全延長が推進工事であり、管径250mmの鉄筋コンクリート管の布設で施工延長が223.1mであります。想定外の土質状況により工事が進まない状況に相なりまして、施工方法を変更することで実施するものであります。

変更前の請負代金が4,672万5千円、変更後の請負代金が5,430万6千円で、増工事が、その負担額は758万1千円でございます。

契約の相手方はトース住建建設共同企業体であります。

また工期につきましては、平成22年9月6日から平成23年3月18日までを平成23年3月25日に延長するものであります。

議案第2号「平成22年度安全・安心な学校づくり事業南条小学校体育館改修工事請負契約の締結について」説明いたします。

本案は、南条小学校体育館の耐震化にあわせて大規模改修工事を実施し、児童が安心して学習活動等を行えるよう整備するものであります。

契約の内容でございますが、延べ床面積が826.30㎡、改修範囲は屋内運動場及び附属の渡り廊下の工事であります。

契約金額は7,245万円で、契約の相手方は北野・竹中建設共同企業体であります。

なお、工期につきましては、平成23年3月25日でございます。

以上よろしくご審議をし、適切にご決定賜るようお願い申し上げます。

議長（春日君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで議案調査のため暫時休憩いたします。

（休憩 午前10時45分～再開 午前11時00分）

議長（春日君） 再開いたします。

◎日程第6「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」

議長（春日君） これより質疑に入ります。

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）適任」

◎日程第7「議案第1号 平成21年度国補公共下水道事業南条中河原工区管路工事変更請負契約の締結について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第8「議案第2号 平成22年度安全・安心な学校づくり交付金事業南条小学校体育

館改修工事請負契約の締結について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

議長（春日君） 次に、日程第9「議案第3号 坂城町地域活性化・住民生活に光をそそぐ交付金基金条例の制定について」から日程第26「議案第20号 平成23年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について」までの18件を一括議題とし、提案理由の説明までを行います。

職員に議案を朗読させます。

（議会事務局長朗読）

議長（春日君） 朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

町長（中沢君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第3号「坂城町地域活性化・住民生活に光をそそぐ交付金基金条例の制定について」であります。

本案は、国から交付される住民生活に光をそそぐ交付金を基金に積み立て、平成23年度以降についても必要を図るため、基金条例を定めるものであります。

住民生活に光をそそぐ交付金は、国の平成22年度予算補正（第1号）により緊急総合経済対策として、これまで住民生活にとって大事な分野でありながら光が十分に当てられてこなかった弱者対策、自立支援、知的分野の地域づくりなどの事業の支援をするための交付金であります。

この交付金は地方自治体の作成した実施計画に沿って事業を進めることとされ、翌年度以降の事業についても活用ができるよう基金に積み立てることができる制度であります。

条例の主な内容ですが、積立金額は予算の定める額として、処分については障害者、児童等への支援、知的分野の地域づくり等の事業に充当する場合に取り崩しができる規定になっています。

なお、この基金の活用は平成24年度までとされておりますので、終期についても附則を規定いたすものであります。

議案第4号「坂城町定住自立圏形成協定の議決に関する条例の制定について」であります。

本条例は、定住自立圏形成協定の締結、変更、廃止を求める旨の通告について地方自治法の規定により議会が議決すべき案件として位置づけるものであります。

議案第5号「坂城町国民健康保険税条例の制定について」でございます。

本案は、町税条例から国民健康保険条例に関する規定を分離し、国民健康保険税条例を新設するものであります。

町税条例は国民健康保険税条例に関する規定を含み制定されておりますが、県の条例は税条例と分離され、国民健康保険税条例として規定されております。地方税法等の改正により条例の一部改正してまいりましたが、条例と町税条例の規定が異なることから条例のずれ等が生じ、改正事務が煩雑となっております。条例の改正事務の簡素化・省力化を図り、国保税率等の政策面の検討に重点を傾けるとともに賦課徴収の根拠である条例の正確性のさらなる向上を図ることを目的に県の条例にあわせて国民健康保険条例を新設するものであります。

次に、議案第6号「坂城町農機具保管庫条例の制定について」であります。

今まで同和対策施設として同和対策施設条例に基づき管理を行ってまいりました農機具保管庫を根拠条例である同和対策施設条例から切り離し、町民の農業経営の合理化と安定経営を目的にする施設として位置づけるため、坂城町農機具保管庫条例を新たに設置するものであります。

施設の管理については、坂城町農業支援センターを指定管理者として指定し、支援センターで農機具の一元管理を行うことにより、営農支援はもとより耕作放棄地対策を含めた農業振興の推進が図れるものと期待しております。

議案第7号「特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」であります。本案は坂城町福祉専門相談員設置要綱の廃止に伴い、特別職の職員で非常勤の者から福祉専門相談員を削除するための改正であります。

議案第8号「坂城町税条例等の一部を改正する条例について」でございますが、町税条例から国民健康保険条例に関する規定を分離し、国民健康保険税条例の新設に伴う改正であります。

改正の主な内容は、国民健康保険税条例の制定に伴い、国民健康保険税の規定を削除するとともに、県条例にあわせて本則、附則の全部を改正するものであります。

議案第9号「坂城町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」であります。

本案は、国民健康保険法及び国民健康法施行令の出産育児一時金に関する一部改正を行うことにより、坂城町国民健康保険についてを同様に対応するため、坂城町国民健康保険条例の一部を改正するものであります。

緊急の少子化対策として、平成21年10月より23年3月までの暫定措置として、出産育児一時金の支給額を4万円引き上げていた措置について恒久化するものであります。

次に、議案第10号「坂城町都市公園条例の一部を改正する条例について」でございます。

都市公園びんぐし公園内の屋内ゲートボール場スパークさかきにつきましては、ブラインドサッカーの拠点施設としての新たな活用に加える中で、竣工55年が経過し、老朽化したしまして、屋根及び壁の補修工事を実施されたところであり、改修工事の実施を機に社会福祉法人、坂城町社会福祉協議会と当該施設の賃貸借契約を締結し、公共施設に位置づ

けられるとともに坂城町都市公園条例の一部を改正し、有料公園施設に加え、その使用料を規定するものであります。

議案第11号「坂城町第5次長期総合計画基本構想について」であります。

平成13年度にスタートした第4次長期総合計画がこの3月末をもって終了いたしますので、新たに第5次長期総合計画を策定するものであります。

第5次計画は町の将来を「人がともに輝く ものづくりのまちー共生の明日（あす） 自然・人・産業ー」と定め、明日に向けてものづくりに誇りを持ち、すべての人々が健康で生き生きとともに輝く自律のまちを目指すものであります。

議案第12号「国土利用計画（第3次坂城町計画）について」であります。

第4次長期総合計画と同じく平成13年にスタートした国土利用計画（第2次坂城町計画）がこの3月末をもって終了いたしますので、新たに第3次坂城町計画を策定するものであります。

この第3次計画は、第5次長期総合計画に定める土地利用に即し、定めたものであります。

議案第13号「坂城町公の施設の指定管理者の指定について」申し上げます。

本案は、平成18年4月1日より指定管理者による管理運営を行っている坂城町同和対策施設及び平成23年度より新たに設置する町の公の施設である坂城町農機具保管庫に関し、平成23年4月1日からの同施設の管理を行う指定管理者を指定するものであります。

次に、議案第14号「平成23年度坂城町一般会計予算について」でございます。

新年度予算については、4月に統一地方選を控えていることから骨格予算といたし、歳入歳出予算の総額は54億1,200万円、前年対比でマイナス0.9%、5,100万円の減額であります。

歳入につきましては、自主財源の根幹であります町民税は、経済動向が緩やかに回復しつつあることを見込み、個人町民税が0.6%増の6億850万円、法人町民税が12.5%増の1億8,010万円、固定資産税は0.5%増の13億9,750万円、町税全体では前年度対比プラス1.2%、2,680万円の増加で、23億280万円を見込んだ次第であります。

地方交付税につきましては、特別枠として地域活性化雇用等対策費の新規計上等もあって、国の総額ではプラス2.8%の17兆3千億円程度が確保されており、基準財政需要額の増加等により9.6%増の8億円を見込んだ次第であります。

なお、普通交付税の振替措置として発行する臨時財政対策債を合わせますと、実質では11億円でありまして、前年度対比プラス7.8%、8千万円の増となるわけです。

繰入金については、今後の財政運営を考慮して、財政調整基金、減債基金及び文教施設整備基金等を合わせてマイナス38.2%、1億7,100万円の減額計上をいたしました。

次に歳出の主なるものですが、投資的経費の普通建設事業費につきましては、国庫補助事業、県費補助事業の終了による農林水産事業、教育事業の減、骨格予算編成による減少により全体では1億9,090万円の計上でありまして、前年度対比マイナス19.5%となっております。

義務的経費のうち人件費につきましては、職員数の削減等により前年度対比マイナス1.6%、扶助費については、子ども手当の拡大支給等もあって4.4%の増、公債費については、まちづくり交付金事業に係る償還が始まることなどから4.1%の増となっております。

ソフト事業につきましてですが、地域コミュニティの推進を図る地域づくり活動支援事業、小・中学生の学力向上事業や産学官の連携による産業振興など継続的な取り組みとともに、子育て、健康づくりでは3歳未満の子どもの手当の拡大や22年度から開始しました子宮頸がん等のワクチン接種事業に係る経費、環境対策では太陽光発電システム設置に係る補助制度、ごみ減量化を推進する制度などの継続的な事業について予算計上いたしました。また安心・安全な地域づくりに配慮するとともに障害者の自立支援サービスの提供、介護保険制度、後期高齢者医療制度への適切な対応など福祉を取り巻く施策についても的確に対応してまいりたいと存じます。

詳細につきましては、後ほど担当課長から説明させます。

議案第15号「平成23年度坂城町有線放送電話特別会計予算について」であります、歳入歳出の総額は、それぞれ4,101万9千円で、前年対比139万5千円、3.3%の減であります。

歳入の主なもの、有線放送電話使用料3,634万円、加入金、工事費等の負担金133万2千円であります。

歳出ですが、電柱共架料及び電柱、基地等の借上料が303万1千円、有線柱等の支障移転工事等で945万円、また基金積立金641万7千円であります。

次に、議案第16号「平成23年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」でございます。

本予算は、歳入歳出それぞれ16億2,094万1千円で、前年対比4,183万2千円の増であります。

歳入の主なものですが、国民健康保険税が3億4,484万円、国庫支出金が3億2,540万8千円、県支出金が6,164万9千円、療養給付費交付金が1億2,380万円、前期高齢者交付金が4億8,435万9千円、共同事業交付金が1億6,859万7千円、繰入金金が1億1,127万円であります。

歳出の主なものですが、保険給付費が11億4,629万円、後期高齢者支援金が1億9,401万5千円、介護納付金が8,208万7千円、共同事業拠出金が1億6,859

万9千円、保健事業費が1,723万4千円であります。

続いて、議案第17号「平成23年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」ですが、本予算は同和地区の住宅環境整備を図るもので、歳入歳出それぞれ417万1千円で、前年対比882万4千円の減であります。

内容ですが、貸付金の元利収入及び公債費を主に計上しており、貸付金元利収入が411万9千円、歳出では公債費333万7千円、他会計の繰出金80万8千円でございます。

次に、議案第18号「平成23年度坂城町下水道事業特別会計予算について」であります。坂城町公共下水道は、平成12年10月の一部供用開始以来、坂城地区、中之条地区、村上地区、南条地区と供給範囲を広げております。平成23年度において引き続き町横尾地区から泉地区へ、また網掛地区から上平地区への面整備を行う予定であります。

平成23年度の予算総額は歳入歳出それぞれ8億220万円といたすものであります。

歳入の主なものは、国庫補助金が1億円、一般会計繰入金が3億3千万円、下水道事業債が2億790万円、下水道使用料が9,365万円、下水道負担金が7,050万円であります。

歳出でございますが、公共下水道事業費が3億6,647万円、流域下水道事業費が2,321万9千円、長期債償還費が3億2,023万6千円、施設管理費が7,036万1千円、一般管理費が2,091万3千円であります。

議案第19号「平成23年度坂城町介護保険特別会計予算について」申し上げます。

高齢化人口の増加により要介護・要支援者が増加し、介護給付金等の増大が見込まれています。本予算は歳入歳出それぞれ11億8,988万2千円で、前年度対比7,741万6千円、7.0%の増であります。

歳入の主なものは介護保険料で、2億200万9千円、国庫支出金で2億7,295万円、支払基金交付金で3億4,883万1千円、県支出金で1億6,919万5千円、町繰入金で1億6,400万円であります。

歳出の主なものは、保険給付費で11億5,460万円、地域支援事業費で1,834万8千円であります。

議案第20号「平成23年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について」申し上げます。

後期高齢者医療制度については、制度の運営は長野県後期高齢者医療広域連合が行っております。町では保険料の徴収や通知の引き渡し、療養費申請受付などの窓口業務を担っているところでもございます。保険料の徴収につきましては、特別会計において収納業務を行い、広域連合に納付することとされているため、平成23年度に予算計上するものであります。

本予算は、歳入歳出総額1億5,023万円であります。これは前年度に比較して204万7千円、1.4%の増であります。

歳入の主なものは、後期高齢者医療費保険料が1億1,727万6千円、繰入金が3,288万7千円であります。

歳出でございますが、主なものとして、総務費の124万5千円、後期高齢者医療広域連合納付金が1億4,892万3千円であります。

以上、よろしく審議の上、適切なご決定を賜りますようお願い申し上げます。

議長（春日君） 続いて、議案第14号「平成23年度坂城町一般会計予算について」各課長等の詳細説明を求めます。

まず歳入について。

財政係長（柳澤君） 平成23年度坂城町一般会計予算につきまして、最初に歳入についての詳細説明を申し上げます。

予算書の第1表歳入歳出予算のうち2ページから4ページ、飛びまして8ページの第2表と第3表並びに附属の当初予算資料1から2ページの内訳表にて款別にてご説明申し上げます。

最初に、款1の町税についてでございます。

最近の景気動向は、前年比と比べまして緩やかに回復しつつあるとの見込みから、個人町民税については前年度対比0.6%の増、法人町民税についても12.5%の増、町民税全体では3.1%、2,350万円の増を見込んだところです。

固定資産税については、主に家屋分について増加が見込まれ、0.5%の増、町たばこ税については22年度の税制改正と消費の動向などからマイナス6.8%、また軽自動車税、入湯税につきましては、それぞれ実績額を考慮しての予算計上といたしました。

町税全体では23億282万円で、前年と比較しまして1.2%、2,680万4千円の増額となった次第です。

続きまして、款2の地方譲与税でございますが、地方揮発油譲与税と自動車重量譲与税を合わせました地方譲与税全体では、前年度対比18.2%、1千万円の増額で、6,500万円を計上いたしております。

次に、款3の利子割交付金は、前年度対比マイナス15.8%、款4の配当割交付金は17.5%の増、款5の株式等譲渡所得割交付金は16.8%の増、款6の地方消費税交付金については6.5%、1千万円増額の1億6,500万円でありまして、それぞれ昨今の金融経済情勢、交付実績等を踏まえての予算計上といたしました。

続いて款7の自動車取得税交付金でございます。自動車取得税交付金につきましても22年度の交付実績を踏まえて前年度対比7.1%増で、1,500万円を計上いたしております。

款8の地方特例交付金につきましては、子ども手当拡充に係る特例交付金と住宅借入金等

特別税額控除などの減収を補てんするための交付金を合わせまして、地方特例交付金全体では、前年度対比22.2%の増で、2,200万円を見込んでおります。

次に3ページになりますが、款9の地方交付税でございます。国の総額では特別枠として地域活性化雇用等対策費の新たな計上等もあり、前年度対比2.8%増の17兆3千億円程度が確保される見通しとなっております。町におきましては、基準財政需要額の増加等を考慮しまして、前年度対比9.6%、7千万円の増額で、特別交付税を含めて8億円を見込んだ次第です。これに普通交付税の振替措置として発行する臨時財政対策債の3億円を合わせますと11億円になりまして、実質的には7.8%、8千万円の増といった状況でございます。

次に、款10の交通安全対策特別交付金につきましては、交付実績を踏まえ、マイナス6.7%の減額といたしました。

款11の分担金及び負担金につきましては、主に保育料等に係る児童福祉費負担金でありますけれども、保育負担金や農林水産業費に係る補助事業負担金の減少によりましてマイナス2.9%となっております。

款12の使用料及び手数料につきましては、主に町営住宅や公園施設の使用料、戸籍住民基本台帳や家庭系一般廃棄物処理に係る手数料であります。手数料につきましては、前年度対比で増減が少ない状況ですが、使用料につきましては、入居者や利用の状況から全体でマイナス5.6%といたしましたところです。

続いて款13の国庫支出金につきましては、主に障害者の自立支援給付や子ども手当に係る民生費負担金と道路建設に係る土木費の補助金等でございます。前年度との比較では勤労者福祉事業の補助事業終了による減額の方、障害者に係る支援や子ども手当の拡充による増額計上があり、国庫支出金全体では3億9,760万9千円の計上でありまして、1.9%の増額となっております。

次に款14の県支出金につきましては、民生費に係る負担金及び補助金、緊急雇用創出事業などの労働費補助金、農林水産業費に係る補助金、県民税徴収委託金などが主なものでございます。前年度との比較では、子宮頸がん等のワクチン接種による補助事業や緊急雇用創出事業の拡大などによる増額がある一方、安心こども基金補助事業や国政選挙あるいは国勢調査などに係る委託金が減額となり、全体では2億8,726万6千円でありまして、マイナス6.4%、1,977万4千円の減額となっております。

款15の財産収入については、主に普通財産の貸付料となっております。前年度対比では土地売払収入が減少し、マイナス67.7%の減額計上となっております。

続いて4ページの款16寄附金につきましては、社会福祉関係並びにふるさと寄附金について、それぞれ最少額の計上により科目出しをいたしてございます。

次に、款17の繰入金につきましては、主に財政調整基金、減債基金、特定目的基金からの繰り入れであり、繰入金全体ではマイナス38.2%、1億7,117万8千円の減で、2億7,710万2千円の計上となっております。

なお、財政調整基金につきましては、23年度当初に2億1,817万円を繰り入れた後の残高は約11億7千万円となる見込みです。

ひとつ飛びまして、款19諸収入の内容につきましては、中小企業振興資金貸付預託金の元利収入、学校給食費納入金、町振興公社納付金などが主なものでありまして、前年度対比マイナス1.4%で、4億8,556万1千円の計上となっております。

最後に款20の町債につきましては、都市計画街路坂都1号線が事業認可の最終年度を迎えることから2,520万円の増、また臨時財政対策債の発行可能額が1千万円増加する見込みでございます。町債全体では3億6,880万円を計上いたしてありまして、前年度対比11%、3,640万円の増となっております。

なお、23年度末の町債残高は70億8千万円になる見込みです。

以上、歳入総額は54億1,200万円で、前年度と比較してマイナス0.9%、金額で5,100万円の減額予算となりました。

飛びまして8ページであります。

8ページの第2表債務負担行為につきましては、県営灌がい排水事業に係る農林漁業資金借入金について、その期間と限度額を定めたものでございます。

第3表地方債につきましては、款20の町債の内容に関するものでありまして、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法を定めたものでございます。

これにて歳入の説明を終わらせていただきます。

議長（春日君） 次に、歳出について。

議会費は省略いたします。

総務課長（宮下君） 歳出につきまして順次ご説明をいたします。

説明書24ページからでございます。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、特別職、総務課、企画政策課、会計室職員の人件費、一般会計に係る職員全体の退職手当に係る負担金、役場で雇用いたします臨時職員の社会保険料等でございます。職員研修事業では、自己評価に係る研修を計画しております。職員厚生事業は町村職員互助会負担金等でございます。

27ページ、目2文書費、印刷製本費は例規集の加除に要するものでございます。また町から発送いたします文書の通信費、文書配達委託料、コピー7台分の賃借料でございます。

なお、コピーの賃借料につきましては、昨年度まではコピー賃借料が建設事業の事務費として認められておりましたので、1回に1台につきまして事業化で計上してありましたが、補

助対象事業費が大幅に削減され対象外となりましたので、事務の効率化のため文書費で計上をいたしております。目3 財政管理費、印刷製本費は当初予算の印刷費、有料道路通行料は町全体の計上となっております。

会計管理者（中村君） 続きます、28ページ、目4 会計管理費でございます。

主なものは消耗品費で事務用品類、印刷製本費は封筒あるいは決算書の印刷等でございます。役務費で口座振替あるいは公金収納にかかります手数料、それから派出業務の手数料などがございます。

企画政策課長（片桐君） 続きます、目5 財産管理費でございます。

財産管理一般経費につきましては、公有財産の維持管理に要する需用費及び測量等の委託料であります。また緊急雇用公有財産台帳整備事業につきましては、緊急雇用創出事業補助金を活用いたしまして、公有財産の整理等を行い、データベース化を図る事業であります。

次に30ページにわたります目6 企画費であります。企画政策推進費では、ふるさとサポーターの謝礼のほか長野広域連合と上田地域広域連合の総務管理費に係る負担金、また太陽光発電システム設置補助金等がございます。温泉管理事業につきましては、町民優待事業負担金、びんぐし湯さん館施設整備等基金への積み立てであります。まちづくり推進事業につきましては、報酬では行政協力員の報酬、それと地域づくり活動支援事業の選考委員の報酬、委託料につきましては、行政事務委託料であります。負担金補助及び交付金につきましては、区長会への補助金と地域づくり活動支援事業補助金310万円を計上したところであります。

続いて30ページ、国際交流事業であります。町国際交流協会等への補助金24万円あります。

次に31ページにわたります目7 広報広聴費でございます。広報広聴一般経費につきましては、情報系システムのサーバーなどの機器の保守料、リース料、インターネット回線使用料が主なものであります。広報発行事業につきましては、需用費の中の印刷費、広報等の印刷費であります。333万6千円あります。

次に31ページの有線放送電話特別会計繰出金事業では、特別会計への繰出金、電子自治体事業ではL G W A N総合行政ネットワークに係る機器の保守料、使用料、県高速情報通信ネットワークの負担金等あります。

次に目8、32ページにわたりますが、電算費につきましては、住民基本台帳システム、税業務などの基幹業務に係る電算経費で、サーバーや端末等の機器の保守料、リース料、ソフトウェアの保守料、使用料が主なものであります。

総務課長（宮下君） 32ページになります。

目10 業務管理費、これは庁舎全体の光熱水費や修繕料、電話料金、エレベーター等設備

の点検料、総務課管理車両の点検料、町が所有いたします車両全体の自賠責保険等でございます。

議長（春日君） 説明の途中ですが、昼食のため午後1時30分まで休憩をいたします。

（休憩 午後12時01分～再開 午後1時30分）

議長（春日君） 再開いたします。

午前に引き続き、詳細説明を求めます。

住民環境課長（塩澤君） 32ページ、款2総務費、項1総務管理費、目11防犯対策費でございます。節11需用費の主なものは防犯灯に係る蛍光灯等の消耗品、電気料、修繕料でございます。防犯灯の新設工事費につきましては補助事業を導入いたし、土木費の道路新設改良費の方へ計上をいたしております。節19負担金補助及び交付金は、更埴防犯協会連合会の負担金、町防犯協会及び町防犯指導員会への補助金でございます。

続きまして33ページ、目12交通安全対策費は交通指導員の報酬、交通安全町民大会の記念品、節11では新入学児童用ヘルメット等の消耗品費、節13では交通安全施設の清掃委託、節19では千曲交通安全協会坂城支部への補助金が主なものでございます。

続いて34ページ、目13消費生活費では、消費者の会と協力をいたし、廃油を活用した石鹸づくりや消費生活展の開催等により安心・安全な消費生活推進活動並びに悪徳商法の対策に努めてまいります。

企画政策課長（片桐君） 続きまして、35ページ、目14男女共同参画推進費についてでございます。節1報酬は女性専門相談員2名分、報償費につきましては、講演会の講師等謝礼であります。また負担金補助及び交付金では、女性団体連絡会及び男女共同みんなの会への補助金であります。

総務課長（宮下君） 35ページ、項2町税費、目1税務総務費は固定資産税評価審査委員報酬、職員人件費等経常的経費でございます。4月1日から立ち上がります長野県地方税滞納処理機構負担金として初めての計上となります。均等割5万円と件数割でございます。

36ページ、目2賦課徴収費でございますが、固定資産税の前納報奨金、各申請書等の印刷製本費、督促や住民税申請にかかわる通信運搬費、住民税、固定資産税や国税連携、税申告等にかかわる電算委託費、標準宅地の鑑定評価等固定資産税評価替えに向けての基礎調査資料の整備委託でございます。

住民環境課長（塩澤君） 続きまして37ページ、項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費は、人件費等経常的な経費が主なものでございます。節11需用費は、各種届出に係る用紙類の消耗品費、印刷費でございます。節13は戸籍住民基本台帳、外国人登録に係る電算委託、保守点検委託で、節14は、それぞれのシステム使用料でございます。節18、節19については公的個人認証システムに係る備品購入及び負担金が主なものでございます。住基カ

ードの発行状況ですが、平成23年1月末現在で256枚でございます。また外国人登録につきましては、12月末現在354人で、昨年同期と比べ22人の減少でございます。

総務課長（宮下君） 38ページ、項4選挙費、目1選挙管理委員会費は選挙管理委員4名の報酬等でございます。

39ページ、目6県議会議員選挙費は4月10日執行の県議会議員選挙に係る経費でございます。目7町長・町議会議員選挙費、4月24日執行となります町の選挙に係る経費でございます。

なお町長選のポスター掲示場は今回から公設掲示場となり、町議選と同じく99カ所となります。

企画政策課長（片桐君） 続きまして40ページから41ページにわたりますが、項5統計調査費、目1統計調査総務費につきましては、統計にかかわる一般的な経費であります。目2委託統計調査費につきましては、指定統計など4つの調査にかかわる経費であります。主なものは経済センサスであります。

総務課長（宮下君） 41ページ、項6監査委員費、目1監査委員費は監査委員報酬等でございます。

福祉健康課長（中村さん） 42ページ、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費のうち社会福祉一般経費でございますが、福祉委員の報酬、職員の人件費のほか民生委員活動費交付金などがございます。

43ページ、社会福祉協議会補助事業では、ヤングヒューマンネットワーク事業のほか社会福祉協議会への運営補助金が主なものでございます。国保特別会計繰出金事業は、保険基金安定繰出金など一般会計から国保特別会計への繰出金でございます。

住民環境課長（塩澤君） 同じく43ページ、目2国民年金事務費は、国民年金の新規加入や免除申請、住所変更、氏名変更等の手続に係る事務経費で、主なものは新成人への啓発用品の配布、広報紙による啓発記事の掲載、電算委託料でございます。

福祉健康課長（中村さん） 44ページからでございますが、目3老人福祉費の老人福祉一般経費は更埴地域シルバー人材センター負担金、老人クラブ補助金、デイサービスセンター建設償還補助などがございます。老人福祉町単事業は老人福祉増進のため町単独で実施するもので、高齢者祝賀行事への補助金、敬老祝金の支給事業でございます。

45ページ、移動が困難な方の医療機関等への移動を支援する高齢者生活支援事業、介護保険特別会計繰出金事業は特別会計への繰出金でございます。後期高齢者医療保険事業につきましては、長野県後期高齢者医療広域連合への給付費等の負担金、特別会計への繰出金でございます。

46ページにかけて介護予防施設運営事業は、ふれあいセンター運営費でございます。老

人保健事業につきましては、老人保健での医療給付費等は特別会計を設けて処理をしていますが、後期高齢者医療制度の創設から3年が経過しましたので、特別会計を廃止し、23年度から一般会計へ移行したもので、22年度の精算による国支払基金への返還金等でございます。

続きまして、目4心身障害者福祉費につきましては、心身・知的・精神といった障害の種類にかかわらず、障害者の自立支援を目的とした共通の福祉サービスを提供する障害者自立支援法に基づく事業でございます。心身障害者福祉一般事業費でございますが、委託料では難病患者等の支援委託、負担金補助及び交付金で長野広域連合への障害程度区分認定審査会負担金、稲荷山太陽の園改築事業補助金が主なものでございます。

47ページ、重度障害者介護慰労金支給事業につきましては、在宅介護者への介護慰労金で15人分を計上いたしました。このほか福祉タクシー委託事業は、重度の心身障害者を対象とした外出等の費用の軽減の一助としてタクシー利用券の交付事業でございます。心身障害者町単事業は腎機能障害者の通院費や希望の旅事業、知的障害者の施設等への通園・通学の負担軽減の補助金のほか視覚障害者の方の支援として障害者補助犬飼育費補助でございます。扶助費では重度心身障害者福祉年金。

48ページになりますが、難病の特定疾患の方への見舞金が主なものでございます。福祉医療給付事業は国保連等への給付事業に関する電算委託、扶助費では重度障害者に対する福祉医療費でございます。自立支援給付一般事業は障害者の自立支援の給付に係る事務的経費が主なものであります。そのほかに日常生活の介護を中心に援助を行う介護給付と障害者の就労を支援する介護訓練等給付事業費を初めとし、障害を軽くするために必要な医療を給付する自立支援医療事業費。

49ページ、障害の内容や程度により自立更生に必要な義歯、車いす等の補装具の交付、修理を補助する補装具支給等支援事業費、地域活動支援センター委託や日常生活用具の給付など行う地域生活支援事業費。

50ページにかけて障害者の日常生活の自立支援を目的とした障害者自立支援法の施行に伴い、直ちに移行ができない事業者への円滑な移行促進を図るための自立支援対策特別対策事業などがございます。障害者福祉計画策定事業につきましては、22年度に策定しております障害者計画を基本に障害者自立支援法に基づき、障害福祉サービス相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関するもので、24年度から26年度までの3カ年の計画を策定するものでございます。緊急雇用福祉施設自主製品等販路拡大事業につきましては、緊急雇用創出事業補助金を活用し、千曲・坂城自立支援協議会に所属する授産施設や福祉施設の自主製品の販売等を支援するものでございます。いずれの事業も心身障害者の自立を支援し、福祉の向上に努めてまいりますものでございます。

企画政策課長（片桐君） 続きまして、目5 人権同和推進費であります。報酬につきましては、差別撤廃人権擁護審議会及び人権同和啓発推進会議委員報酬であります。節8 報償費は講演会、懇談会等の講師の謝金、節13 委託料につきましては、集会所の管理委託料であります。節19 負担金補助及び交付金につきましては、団体運営補助等の減額によりまして前年度比13.8%の減といたしたところであります。

続きまして51ページから52ページ、目6 隣保館運営費につきましては、人権啓発活動の推進、ふれあい講座、ふれあい交流フェスティバルなど地域交流事業、文化教養活動事業に要する経費であります。そのほか予算の内容につきましては、隣保館運営委員の報酬、職員の人件費、ふれあい講座の講師謝金等、隣保館の運営にかかわる経常的な経費であります。

福祉健康課長（中村さん） 目7 高齢者対策費では扶助費が主であり、養護老人ホームの入所措置に伴う費用でございます。

53ページにかけてでございますが、目8 地域包括支援センター費の地域包括支援センター一般経費は委託料でケアマネジメント業務委託、介護給付システム保守委託が主なものであり、センターの運営等の経費でございます。老人福祉センター委託事業につきましては、老人福祉センター夢の湯の管理委託を社会福祉協議会へ委託するものでございます。住宅整備事業につきましては、要介護3、4、5の方と重度障害者を対象とした住宅整備補助でございます。生きがい活動支援事業は、高齢者の寝たきり予防として夢の湯、ふれあいセンターで開催する機能回復事業委託。

54ページにかけての家族介護支援事業では、要介護3、4、5の在宅介護者の慰労金、負担金補助及び交付金では、介護用品購入費補助などがございます。また緊急通報体制整備事業では、独り暮らし老人訪問員の報酬107人分、委託料では190台の安心電話の保守管理料であり、高齢者の緊急時の体制整備を行っております。次に項2 児童福祉費、目1 児童福祉総務費の児童福祉一般経費では、保育園等運営委員の報酬が主なものでございます。

55ページ、乳幼児等医療給付事業は、福祉医療費として小学校入学前までの通院、中学校修了までの入院の医療費について自己負担分の助成を行うものでございます。出産祝金事業につきましては120人分を見込みました。子ども手当等でございますが、中学卒業までの子ども1人当たり月額1万3千円を、3歳未満の子どもにつきましては7千円を上積みし、2万円で計上いたしました。

56ページ、目2 母子福祉費の母子等福祉事業費では、家庭の自立育成のため報償費及び扶助費として小学校入学と中学校、高等学校卒業者の母子家庭等児童激励祝金でございます。母子・父子医療給付事業として母子世帯・父子世帯への福祉医療費を計上してございます。目3 保育園総務費では、主なものは人件費を初め義務的経費でございます。負担金補助及び交付金につきましては、他市町村への広域入所に係る負担金が主なものでございます。

子育て推進室長（中沢君） 17ページ、目4南条保育園費から58ページ、目6坂城保育園費、59ページから60ページの目7村上保育園費まで、それぞれ保育園の運営に係る経常的経費でございます。主なものといたしましては、臨時保育士、調理員等の賃金、保育教材等消耗品費、暖房用あるいは給食調理用の燃料費、電気、水道等光熱水費及び給食の賄材料費でございます。

教育次長（塚田君） 61ページから目8児童館運営費、目9の放課後児童健全育成費につきましては、町内3児童館の運営に係る経費で、館長の報酬及び厚生員の賃金、その他経常的経費でございます。児童館につきましては、児童が放課後、健全に過ごせるようにという場の提供をするとともに、3児童館とも年間250日の開館を予定しております。

子育て推進室長（中沢君） 次に、目10子育て支援センター事業費は、子育て支援センターの運営に係る経費でございます。主なものといたしまして、家庭児童相談員の報酬、所長及び保育士の賃金、保育教材等消耗品、電気料でございます。また赤ちゃんに絵本を贈るブックスタート事業も引き続き実施してまいります。

福祉健康課長（中村さん） 続きまして、63ページ、項3災害救助費、目1災害救助費では災害等による見舞金及び食料費を計上してございます。

次に款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費でございますが、保健衛生一般経費は人件費などの経常的な経費でございます。

64ページ、精神保健福祉等事業は、精神障害者を支援するためデイケアを開催するなどのほか、精神保健協議会、県家庭連合会への負担金でございます。

65ページにかけてでございますが、目2予防費の予防費一般経費の委託料では休日等の緊急医療に対応するため、医師、歯科医師に当番による医療体制をお願いしたものでございます。また負担金補助及び交付金では、休日・夜間における救急医療体制として長野広域による輪番制病院運営事業、上田地域における2市2町1村で共同運営いたします上田市小児初期救急センター運営への負担金でございます。結核関係一般経費は、感染症法に基づき65歳以上の町民を対象に結核レントゲン検診を実施するものでございます。

66ページにかけての乳幼児健診事業でございますが、乳幼児の身体・精神の発達及び歯科検診における医師への健診手数料、妊婦一般健診委託料が主なものでございます。

予防接種事業でございますが、予防接種法に基づくもので、伝染病の発生及び蔓延防止のための乳幼児、小・中学生、一般を対象とした各種予防接種に係る費用で、需用費の医薬材料費はワクチン等の購入、委託料ではインフルエンザ、麻疹、風疹等の予防接種の医療機関への委託料となっております。また本年度は中学3年生、高校1年生を対象にした子宮頸がん予防ワクチン接種、2カ月から5歳未満児を対象にヒブワクチン、小児肺炎球菌ワクチン接種を実施いたしますものでございます。

目4健康増進事業費は67ページにかけて健康増進事業でございますが、健康増進法に基づき一般健康診査、年齢により胃検診、大腸検診、乳房、肺がん、子宮がん、前立腺がん、新型肝炎、骨検診などの検診、検査を行い、町民の健康増進を図ってまいるのでございます。昨年に引き続いて実施いたします女性特有のがん検診費用もでございます。後期高齢者健康推進事業は、長野県後期高齢者医療広域連合が保険者として75歳以上の被保険者を対象に人間ドックの補助及び町が委託事業として行う特定健康診査にあわせ、健康診断を実施するものでございます。

68ページにかけてでございますが、食育健康づくり推進事業は、食の重要性を認識し、健全な食生活を実践していただくため、関係各課と連携をとる中で講演会、親子の料理教室、小学生食育健康教室などを開催し、健康維持増進のための食育の推進を図るものでございます。また検診受診者の中からハイリスク者を中心に健康教室、訪問等による個別指導を実施するものでございます。目5保健センター管理費は、保健センター管理に要する経常的な経費でございます。

住民環境課長（塩澤君） 同じく68ページ、目6環境衛生費では各区から選出をいただいている環境衛生委員さんの報酬、雑排水浄化槽の汚泥処理に係る収集運搬処理委託料、各自治区において毎年6月の環境保護月間にあわせて実施をいただいている環境浄化事業に対する補助金、狂犬病予防注射に係る消耗品やマナー啓発看板、獣医師会への委託料が主なものでございます。また昨年度に引き続き、緊急雇用創出事業を活用いたし、不法投棄ゼロ作戦といたしまして、シルバー人材センターへの委託により不法投棄ごみの撤去及びパトロールの強化を図ってまいります。

続いて69ページ、目7公害対策費の主なものは、河川の定点水質調査及び地下水調査の委託料と騒音測定器の購入でございます。河川の調査結果につきましては広報で引き続きお知らせをいたし、環境保全の啓発に努めてまいります。同じく69ページ、目8、環境保全対策費は生活環境保全審議会の委員報酬と不法投棄防止を呼びかける看板作成の委託料でございます。

建設課長（荒川君） 70ページ、目10の合併処理浄化槽設置費につきましては、水環境の保全を図るため、公共下水道整備区域以外での合併浄化槽設置に係る事業補助金が主なものでございます。

住民環境課長（塩澤君） 同じく70ページ、款4衛生費、項2清掃費、目1清掃総務費では、ごみ分別収集計画表の印刷や資源物収集庫の修繕料、生ごみの堆肥化と推進団体の育成を図るためのごみ減量化推進事業補助金、各区を対象とするごみ収集所整備補助金が主なものでございます。

なお分別収集計画表については、外国語版も作成をいたします。

続きまして、71ページ、目2塵芥処理費は可燃ごみ及び不燃ごみの指定袋等の消耗品費、

手数料納付済シールの印刷、一般廃棄物の収集運搬に係る委託料、長野広域連合の環境推進費負担金、葛尾組合の負担金、資源物のリサイクルを推進するための非営利団体への回収奨励金、ごみの減量化・堆肥化を推進するためのごみ減量化容器等設置補助金などが主なものでございます。

なお葛尾組合の負担金については、公債費の減少に伴いまして前年度対比15.8%の減額でございます。

同じく71ページ、目3し尿処理費は千曲衛生施設組合の負担金でございます。近年のし尿投入量の減少によりまして前年度対比12.9%の減額となっております。

産業振興課長（宮崎君） 72ページ、款5労働費、項1労働諸費、目1労政費、労政一般経費といたしましては、職員の人件費と更埴職業安定協会や町労務管理協議会、テクノハート坂城協同組合等関係団体への負担金等の予算を計上しております。このうち中小企業人材確保推進事業補助金につきましては、テクノハート坂城協同組合が3年間、国庫補助を得て企業の人材確保等々の事業を実施することに対しまして町としても補助するもので、今年が最終年ということになります。

73ページにかけて勤労者福祉対策事業につきましては、中小企業退職金共済掛金補助、財団法人更埴地域勤労者共済会補助、勤労者生活資金貸付預託金などを計上しております。次に勤労者総合福祉センター管理一般経費では、財団法人更埴地域勤労者共済会への建物等の施設管理委託にかかわるものでございます。

なお、国の中小企業勤労者総合福祉事業補助金が廃止されまして、同共済会では自助努力をしながら経費節減に努めているところであります。

次に74ページ、款6農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費といたしまして、一般経費で委員16名分の人件費等の経費。

次の75ページにかけまして農業者年金業務では、加入推進にかかわる経費などを計上しております。続いて目2農業総務費につきましては、農業総務一般経費として有害鳥獣駆除対策協議会の委員報酬と職員の人件費、農業用廃プラスチック処理にかかわる補助金を計上しています。

目3農業振興費、農業振興一般経費では、次の76ページの有害鳥獣駆除にかかわる委託料、予防施設設置に対する補助金、農業を営むのに厳しいと認められた地区について営農を支援する中山間地直接支払事業補助金を計上しております。

また77ページにかけました地域営農推進事業では、アグリサポート事業を初め遊休農地対策、農地の担い手育成、農地相談等を進める農業支援センターへの補助、また味ロジックわくわくさかきへの特産品振興事業補助に加えまして、昨年10月末にオープンしたさかき地場産直売所へ農産物直売振興補助金を計上しているところであります。続いて需給調整推進対策事業

につきましては、米の個別所得補償モデル事業が今年度、本格実施され、JA、東信のうさい農事連絡員さん等関係の皆さんと取り組みを進めてまいります。町水田農業推進協議会が進める農家への転作補助について支援を進めるものであります。農振地域整備促進事業では、必要に応じて年2回を目途に開催する農業振興地域の一部見直し等にかかわる経常的な予算となっています。農地銀行活動促進事業では、ファミリー農園の農地借上料と新たに農作を指導していただく人の賃金を計上いたしております。

78ページにかけた農産物加工施設管理費では、同施設の光熱水費や保守点検料が主な内容となっております。次のふるさと雇用坂城特産いいもの振興事業に関しましては、県の基金事業となっている国の雇用創出事業として今年是最終年となりますが、町としては、ふるさと緊急雇用再生特別基金事業として3事業、また緊急雇用創出事業として13事業を選定し、それぞれのところで予算化をしているところでございます。坂城特産いいもの振興事業に戻りますけれども、この予算は特産品の普及宣伝、販路開拓や坂城ブランドの確立に向けた事業推進を坂城町振興公社に委託するものでございます。次のねずみ大根祭り事業につきましては、一昨年開催した「全国辛味大根フォーラム」昨年の辛味大根祭りを踏まえ、継続することにより辛味大根の一層の発信とブランド化を推進すべく大根祭りを行うための予算計上でございます。次の緊急雇用農産物ブランド化事業につきましては、さきの緊急雇用創出事業のひとつとして新たに計上する事業で、地場産直売所における販売及び生産者とのマッチングを推進する人を雇用する事業としてさかき地場産直売所運営組合に委託をしていくものでございます。目4畜産費は東信農業共済組合が運営する家畜診療所に係る分担金及び北信地方の市町村、獣医師会、JA、県で運営する北信家畜畜産物衛生指導協会の運営負担金でございます。

次に79ページにかけまして、目5農地費、農地一般経費では、和平線等の草刈り、側溝清掃を行う道路管理委託、六ヶ郷用水組合負担金、土地改良事業償還金、これは63件分でございますが、それと埴科郡土地改良区の負担金が主な内容となっております。農道基盤整備町単事業は農道等の整備、維持補修費であります。

80ページの町単補助事業は、地域で実施する農道等の整備に対する補助金、原材料費を計上しております。農地水環境保全向上対策事業費でございますが、国の補助事業で地域ぐるみで農地や水を守る効果の高い共同活動と環境保全に向けた活動へ支援を行うもので、5年間事業ということでございますが、これも最終年ということで、活動組織、上平みどりの里を対象に交付金を計上しているものであります。次の県営灌がい排水事業につきましては、現時点の総事業費で約7億円、平成28年を完成目途として六ヶ郷用水改修に向けた県への事業負担金を計上しております。

次に81ページにかけまして、項2林業費、目1林業総務費、林業総務一般経費でございますが、主な内容については、職員の給与等の経費のほかに森林づくり推進支援金を活用し、間

伐を促進するための間伐対策事業補助金や生産森林組合や地域の中で作業道の整備などを行ったものに、国、県補助金と合わせて交付する森林整備地域活動支援交付金、森林教育などを行う小学校に交付する森林教育環境整備補助金等を計上させていただいております。

82ページにかけまして、目2林業振興費、松くい虫防除対策事業につきましては、伐倒駆除に要する経費を計上しております。町有林管理事業は、これは林業委員10名の報酬、作業員の賃金などでございます。特用林産振興事業は中之条の新幹線横坑入り口に整備した原木きのこ栽培施設の光熱水費とお〜い原木会へ交付する特用林産振興補助金等でございます。

続いて83ページ、緊急雇用里山環境整備事業につきましては、里山の枯損木を伐採、玉切り処理をして安全で景観のよい里山づくりを行う事業でございます。目3林道事業費、林道事業一般経費では、作業員の賃金や重機借り上げ、補修工事費などとなっています。また次の緊急雇用林道作業道環境整備事業につきましては、さきの緊急雇用創出事業のひとつで、林道及び作業道の路肩や法面の草刈り、側溝や横断坑等の清掃作業を委託する事業でございます。

次に84ページにかけまして款7商工費、項1商工費、目1商工総務費、商工総務一般経費ですが、これは人件費と中小企業能力開発学院、テクノセンターへの職員派遣補助が主なものでございます。

85ページにかけまして、目2商工振興費ですが、商工振興一般経費で中小企業の設備投資等に対する商工業振興補助金、また商工会経営改善普及事業補助金とまちづくり事業補助金、雇用調整助成の上乗せ給付を受けるために行う経営体質強化研修事業への緊急雇用対策事業補助金を主なものとして計上しております。中小企業対策事業では保証料補給金や中小企業振興資金貸付預託金を計上させていただきました。

86ページにかけまして、中心市街地活性化事業でございますが、株式会社まちづくり坂城へ委託する管理業務委託など中心市街地コミュニティーセンター及びけやき横丁にかかわる経費が主なものとなっております。次に目3観光費、観光一般経費では各地域の桜並木の維持管理作業への謝金、葛尾遊歩道や弧落城遊歩道の整備委託、観光パンフレットの印刷、観光推進団体などへの負担金を計上しております。

87ページになりますが、町民祭りの予算を一部計上させていただいております。次に目4商工企画費であります。商工企画一般経費では、信州大学繊維学部と取り交わしている産学官連携を進めるコーディネート事業委託、テクノさかき工業団地組合、産学官連携研究会や国際産業研究推進協議会への補助金を計上しております。工業団地整備事業ではテクノさかき工業団地内の街灯の電気料、87ページにかけての坂城テクノセンター支援事業では、運営補助と建設費償還補助金を計上いたしました。鉄の展示館管理一般経費では、経常的な経費のほか企画展にかかわる展示物の保険料、広告料、展示品の運搬委託料となっています。そういう中で備前長船博物館と共同で開催した刀剣の作陶技術の高度化にも資するお守り刀展を支援するた

めに副賞の予算を計上させていただいております。また企画展といたしましては、北国街道400年記念展、第6回お守り刀展覧会、そして今年に続く古雛祭りを開催する予定でございます。また8月下旬には我が国を代表する一流の刀職家を講師とする刀職者研修会も公開で開催される予定でございますので、ご覧いただきたいと思っております。以上です。

建設課長（荒川君） 89ページから90ページにかけての款8土木費、項1土木管理費、目1土木総務費につきましては、職員の人件費計上と河川協会など関係団体への負担金が主な内容であります。項2道路橋梁費、目1道路橋梁総務費であります。節11需用費の光熱水費は、道路、橋梁などの照明灯の電気料、節13委託料は、町道の認定、廃止、改良に伴う道路台帳などの保守管理業務に係る経費、節15工事請負費は、交通安全施設設置工事費。

そして91ページの節19負担金補助及び交付金は、各区への町単補助事業の計上でございます。続きまして目2道路維持費では、町道の清掃、除草等に係る委託料、維持補修に係る工事費、原材料費の計上であります。目3道路新設改良費につきましては、道路改良事業A01号線に係るものが主なもので、用地補償算定に係る委託料、用地代、建物等の補償経費、工事請負費が計上でございます。

92ページ、項3河川費であります。目1河川総務費は河川愛護団体への補助金、目2河川改良費は水路等の補修、しゅんせつ工事費の計上となっております。

93ページから94ページにかけての項4住宅費、目1住宅管理費は職員の人件費のほか町営住宅及び改良住宅に係る維持管理経費の計上であります。目3住宅建築物耐震改修事業費であります。これは一般木造住宅の耐震診断及び耐震補強工事に係る補助金計上であります。項5都市計画費、目1都市計画総務費は、都市計画事務事業に係る職員の人件費並びに県道上室賀坂城停車場線、田町工区の整備に係る県事業負担金が主なもので、この田町工区につきましては、平成23年度で事業完了の予定となっております。

95ページの目2街路事業費であります。これは坂城インター線から谷川に至る区間の都市計画道路、坂都1号線の改良に係るもので、やはり本事業も平成23年度が事業完了と予定しております。続く目3下水道費は下水道事業特別会計への繰出金であります。

95ページにかけての目4公園管理費であります。公園管理一般経費は、びんぐしの里公園や和平公園など、さかき千曲川バラ公園を除く公園緑地の維持経費で、公園管理や遊具を初め公園施設の保守点検等に係る委託料、公園施設の維持補修工事費であります。

96ページ、花と緑のまちづくり事業は、さかき千曲川バラ公園の維持管理経費を初め都市緑化に係る原材料費やボランティア団体等への補助金が主なものであります。

97ページのふるさと雇用ばらの里管理事業からの5事業についてであります。これは国の雇用対策として雇用機会を創出して雇用の受け皿をつくり出す事業の一環で、平成23年度が最終年度となっております。ふるさと雇用につきましましては、3年間の期限で地域の創意と工

夫で継続的に働く場をつくり出すというものでは、この建設関係では、ばらの里管理事業とびんぐしの里環境整備事業の2事業により雇用機会の創出に取り組んでおります。また同じく国の雇用対策を受けて比較的短期間の雇用機会を創出するため、3つの緊急雇用創出事業を掲げ、緊急雇用ばら祭り会場整備事業では23年度で第6回となりますばら祭り開催期間中の交通誘導と駐車場整備を、緊急雇用オリジナルローズ普及事業では、ばらサミット開催を契機に開発したオリジナルローズさかきの輝きを接ぎ木により増殖しての普及拡大を、緊急雇用千曲川水辺公園整備事業では、バラ公園に隣接する千曲川水辺公園、野草園の水辺環境整備を計画しております。

97ページから98ページにかけての項6 高速交通対策費についてであります。目1の高速交通総務費の主なものは、節13 委託料では、坂城駅、テクノさかき駅の駅管理業務委託、そして町内循環バスの運行事業委託経費であります。節19 負担金補助及び交付金につきましては、国道バイパス県道整備促進期成同盟会への負担金等であります。目2 高速交通対策整備事業費は、湯水対策事業費として設置した井戸ポンプの光熱水費が主なものであります。

99ページ、項7 地籍調査費、目1 地籍調査事業費の主なものは、調査区の図面調整及び測量業務に伴う委託料が主なものでございます。

住民環境課長（塩澤君） 同じく99ページ、款9 消防費、項1 消防費、目1 常設消防費は、千曲坂城消防組合及び消防防災航空隊に係る負担金でございます。人件費の関係が8割以上を占めており、負担金額はほぼ横ばいとなっております。

次に101ページにかけての目2 非常備消防費は消防団員の活動に係る経費で、主なものは団員報酬、退職報償金、分団運営補助金、出動交付金、埴科消防協会負担金等でございます。節11の消耗品費は新入団員補充用の法被、活動服等でございます。続いて目3 消防設備費は、消防施設機械器具の整備、維持管理に係る経費で、主なものは食料費としまして非常用備蓄品の更新、詰所の光熱水費、消防車両、ポンプの修繕料、節15 工事請負費は防火水槽の修理費、節18 備品購入費は消防用ホース及び器具箱の購入、節19は消火栓工事の負担金でございます。

なお平成22年中の火災件数については10件ございまして、前年と比較すると2件の増ということでございました。

建設課長（荒川君） 102ページ、目4 水防費であります。これは水防用備蓄材の購入及び機材の修繕料が主なものであります。

教育次長（塚田君） 続いて102ページから款10 教育費について申し上げます。項1 教育総務費、目1 教育委員会費、教育委員会一般経費につきましては教育委員の報酬及び郡市の教育委員会連絡協議会等の負担金が主なものです。目2 事務局費の一般経費につきましては、特別職・一般職の人件費が主なものであります。

104ページをご覧いただきたいのですが、教育振興事業費では児童生徒への奨学金、クラブ活動の補助、特色ある学校づくり交付金が主なものです。小・中学校国際交流事業としましては、中国上海市実験小学校との教育相互交流を行い、国際理解の一助といたします。今年度は中国からの訪問団の受け入れを計画しています。また中学生を対象に外国語教師等との交流会を行い、外国文化や自国の文化、コミュニケーションの重要性を学習いたす計画であります。私立幼稚園補助事業は私立幼稚園に通園する園児の就園奨励や園の振興補助、運営費としての国の基準による補助事業として実施いたします。教員住宅管理事業につきましては、町内教員住宅に関する修繕費等が主なものであります。6年目となります学力向上事業では課題解決型の学習による日々の授業実践を通じまして、学力の充実を目指し、あわせて体力調査を行い、バランスのよい体力づくりの指導を行うものであります。問題をかかえる子ども等自立支援事業につきましては、相談支援推進協議会の活動に係る経費のほか、子どもたちが一日も早く学校に復帰できるよう、学習指導、面接相談を行い、コーディネーターとしての大峰教室指導員の賃金が主なものとなっております。緊急雇用創出事業では、地域に新たな雇用を創出しまして、各小・中学校の特色や状況にあわせた支援を行うための賃金を計上したところであります。

106ページになりますが、項2小学校費、目1小学校総務費につきましては、人件費のほか、特に13委託料につきましては、各校情報機器の保守委託、節15工事請負費につきましては、プレイルーム等の改修、火災報知機の改修等の校舎の補修工事を予定しております。目2南条小学校管理費につきましては、学校運営及び校舎設備の維持管理のための経常的経費で、以下管理費につきましては、各小学校ともほぼ同じ内容ですので、南条小学校について振興費とあわせて申し上げたいと思います。

節1報酬につきましては、学校医、薬剤師の報酬、節7賃金は町臨時職員の賃金、節11需用費は清掃、保健、プール等の消耗品のほか、燃料、電気、水道、校舎修理にかかわる経費であります。13委託料につきましては、警備保障、電気、保安等の設備管理と児童の健康検査の委託料及び学校庁務の業務委託料となっております。備品購入費につきましては、職員用の椅子など学校備品を計上いたしたところであります。

続いて108ページになりますが、目3南条小学校教育振興費ですが、教育振興費については教科の学習に係る経費が主なもので、節8報償費は講師及び土地借上料の謝礼、そのほか需用費では教科学習用の消耗品、備品につきましては教材用備品などを計上してございます。節20扶助費は就学援助費、特殊教育就学奨励費でございます。

続いて111ページをご覧いただきたいと思います。

項3中学校費、目1中学校総務費は、英語指導助手、情報機器等保守に係る委託料が主なものです。

112ページにかけまして、目2学校管理費は小学校同様学校の運営、校舎設備の維持管理

のための経常的経費でございます。目3教育振興費につきましては、節11需用費は教科学習の消耗品、各教科の教材備品の修理、購入が主なものであります。18備品購入費につきましては、教科で使用します教材用品等が主なものです。節20は就学奨励費等となっております。

議長（春日君） 説明の途中ですが、ここでテープ交換のため10分間休憩いたします。

（休憩 午後2時29分～再開 午後2時40分）

議長（春日君） 再開いたします。

教育次長（塚田君） それでは113ページから項4社会教育費、目1社会教育総務費についてありますが、社会教育委員、生涯学習審議会委員の報酬、職員人件費のほか、節19負担金補助及び交付金については、文化協会、婦人会、千曲川坂城陣太鼓保存会などへの補助金でございます。文化の館事業では報償費としてお茶会等の講師謝礼、庭木手入れの役務費であります。

116ページにかけて、目2公民館費、公民館一般経費では、節1報酬は副館長、分館役員の報酬のほか各種研修会等の負担金、各分館活動費で27区への補助金が主なものであります。各種公民館事業では、文化講座の開会、納涼音楽会、成人式、文化祭、席書大会等、また健康や体力の増進に関する事業では、春のスポーツ大会、町民運動会、分館対抗球技大会などを計画し、その講師謝礼、記念品参加費等を予定しております。公民館報は年3回の発行を予定しております。分館施設の整備補助事業では、分館活動の基盤となります地区公民館の整備を行います。本年度は6分館の整備を予定しております。同じく116ページですが、目3図書館費では、節1図書館長の報酬、節7臨時職員の賃金のほか、節8報償費では図書館講座に係る講師謝礼、節13委託料では館内清掃の委託、電気保安点検等施設の維持管理、備品購入では一般図書の購入を計上してございます。上田地域広域図書館情報におけるネットワークシステムの事業といたしましては、機器の保守管理等が主なものであります。

117ページ、目4文化財保護費について申し上げます。節1報酬は文化財保護審議会委員及び文化財調査委員の報酬、節7賃金は一般事務、発掘整理作業等の賃金です。また負担金補助では文化財の保護、伝統芸能への保存継承のための保存団体、無形文化財保持者等への補助であります。

119ページ、坂木宿ふるさと歴史館一般経費については、歴史館の管理運営に係るものでございます。文化財センター展示事業につきましては、町内史跡から出土した土器等の展示を行い、文化財事業における啓蒙事業の一助としてまいりたいと考えております。埋蔵文化財発掘調査事業では、開発行為に伴う立会調査、試掘調査、出土品の保存処理を行う予定であります。

120ページになりますが、目5資料館管理費につきましては、格致学校歴史民俗資料館の

管理運営に係る費用であります。目6文化財センター管理費につきましては、文化センターの維持管理にかかわるものが主なものであります。13委託料につきましては、宿日直、清掃、ボイラー業務のシルバー人材センターへの委託、エレベーター、電気保安、浄化槽等施設の整備にかかわる委託等が主なものであります。

121ページの目7青少年育成費につきましては、子どもリーダー研修会、ウォークラリー大会の開催、通学合宿などを支援してまいります。19の負担金補助及び交付金につきましては、青少年を育む町民会議への補助が主なものであります。目9生涯学習振興費につきましては「いつでも、どこでも、誰でも」をテーマにさかきふれあい大学を運営し、生涯学習の推進に努めてまいります。教養講座、専門講座の講師謝礼、ライフステージエコー等に係る費用が主なものであります。

122ページ、項5保健体育費、目1保健体育総務費につきましては、体育指導員等への報酬や更埴地区等体育指導員協議会への負担金、町体育協会、スポーツ少年団への補助が主なものであります。

123ページの各種スポーツ教室の開設事業につきましては、8の報償費では大会参加費、スキー、スノーボード教室の指導者の謝金が主なものであります。また体育施設の整備事業につきましては、13委託料、グラウンド等体育施設の整備委託、14の使用料は体育施設用地の借上料が主なものとなっております。

124ページにかけまして、目2武道館管理費につきましては、指導員の賃金のほか施設の維持管理費が主なもので、中学の剣道部、体育協会少年団の剣道、なぎなた等の場として活用されています。

続いて124ページ、目3食育・給食センター運営事業費でございますが、運営委員の報酬、職員の人件費のほか11需用費では調理用の消耗品、小・中学校の給食賄材料が主なものです。委託料につきましては、ボイラー管理、給食の配送、調理業務等の委託料が主なものです。

なお、このセンターにつきましては、ご案内のように児童生徒に栄養の提供をするのはもちろんのことですが、食育・学校給食センターとして子育て世帯、広く町民の方々に食の大切さを広げ、住民の健康管理、地域食材の拡大の一助につなげていきたいというふうに考えております。小・中学校の年間給食日数、小学校205日、中学校が202日、1日当たり1,380食あまりを予定しております。以上です。

財政係長（柳澤君） 続きまして、126ページの款12公債費でございます。主に長期債の元金とその利子の償還でございますが、新年度におきましては、まちづくり交付金事業で整備いたしました駅南進入路や中之条住宅団地の1期工事あるいは上五明の消防施設整備などの事業に係る償還が始まることなどから増額となり、公債費全体では4.1%、3,114万7千円の増で、7億9,641万7千円を計上いたしております。

最後に、款14予備費につきましては、予期しない支出に備えるものでございます。前年度と同額の1千万円の計上となっております。

以上、歳出総額は54億1,200万円で、性質別の内訳では投資的経費が農林水産業費、教育費などに係る普通建設事業費の減によりマイナス19.5%、4,634万8千円の減額、人件費、扶助費及び公債費に係る義務的経費が1.5%、3,907万2千円の増、物件費、繰出金、補助費等に係るその他経費がマイナス1.6%、4,372万4千円の減額となっております。

これにて平成23年度坂城町一般会計予算の詳細説明を終わらせていただきます。

議長（春日君） 以上で議案第14号「平成23年度坂城町一般会計予算について」各課長等による詳細説明が終わりました。

次に、議案第15号以下議案第20号までの特別会計予算について各課長等の詳細説明を求めます。

初めに、議案第15号「平成23年度坂城町有線放送電話特別会計予算について」。

まちづくり推進室長（塚田君） 議案第15号「平成23年度坂城町有線放送電話特別会計予算について」ご説明申し上げます。

本予算につきましては、歳入歳出それぞれ4,101万9千円を計上いたすもので、前年度に対し139万5千円、3.3%の減でございます。

それでは歳入歳出事項別明細書の3ページからご説明申し上げます。

まず歳入であります。款1分担金及び負担金、項1負担金、これは新規加入負担金と加入や移設等による工事負担金であります。

款2使用料及び手数料、項1使用料であります。一般加入3,030台、スピーカー加入115台の有線放送電話使用料であります。

また4ページに入りまして、項2手数料、これは広告放送料が主なものであります。

款3財産収入、項1財産運用収入は有線設備基金に係る利子でございます。

款4繰入金、項1他会計繰入金は、町からのお知らせ等の放送料相当分に係る一般会計からの繰り入れでございます。

続きまして5ページであります。

款6諸収入については、項1預金利子と項2雑入で主にインターネットのアクセスポイントの使用料であります。

続きまして6ページからの歳出についてご説明いたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の主なものは、職員の人件費と有線放送事業に係る消費税を計上してございます。目2文書広報費は有線の事務的経費でございます。

7ページからの目3財産管理費は、有線施設維持管理に関する経費の計上であります。主な

ものは節1 1 需用費は有線施設の電気料、修繕料、節1 3 委託料は機器等の設備保守点検経費、節1 4 使用料及び賃借料は、中部電力、NTTへの電柱共架料及び電柱敷地の借上料でございます。節1 5 工事請負費は有線放送施設の支障移転等に係る工事費の計上で、節1 9 負担金補助及び交付金につきましては、特別会計に携わる一般職の person 費相当を一般会計へ負担するものであります。節2 5 積立金は将来に向け、設備基金を積み立てるものでございます。

以上、平成2 3 年度坂城町有線放送電話特別会計予算の詳細説明を終わります。

議長（春日君） 次に、議案第1 6 号「平成2 3 年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」。

福祉健康課長（中村さん） 議案第1 6 号「平成2 3 年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」ご説明申し上げます。

本予算につきましては、加入者の高齢化や医療技術の進歩などにより保険給付費等の増加が見込まれる中、平成2 2 年度の実績などを勘案し、1 6 億2, 0 9 4 万1 千円を計上いたしました。予算に関する説明書の3 ページから主なものについてご説明いたします。

歳入のうち款1 国民健康保険税につきましては、医療費分、後期高齢者医療への支援分及び介護保険第2 号保険者の納付金分を一般被保険者、退職被保険者ごとに計上し、国保税全体で3 億4, 4 8 4 万円で前年度比1 0. 6 %の減となっております。

4 ページ、款4 国庫支出金、項1 国庫負担金、目1 療養給付費等負担金につきましては2 億5, 0 2 0 万1 千円で、前年度比8. 3 %の減となっております。目2 高額医療費共同事業負担金でございますが、高額医療費の発生による財政への影響を緩和するため、県単位で国保連合会が中心となり、実施する共同事業への拠出金に対し、4 分の1 の国庫負担金を受けるもので、8 1 3 万4 千円を計上してございます。

5 ページ、目3 特定健康診査等負担金につきましては、特定健康診査、特定保健指導に係る国からの負担金について基準額の3 分の1 の2 0 0 万4 千円を計上しております。項2 国庫補助金、目1 財政調整交付金につきましては、普通と特別調整交付金があり、市町村間の不均衡及び特殊事情を考慮して交付されるもので6, 4 8 1 万9 千円、前年度対比1 0. 7 %の減を見込んでおります。

款5 療養給付費交付金でございますが、これは退職被保険者等の療養給付費等について社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので1 億2, 3 8 0 万円で、前年度比1 4. 8 %の増を見込んでおります。

6 ページ、款6 前期高齢者交付金につきましては、6 5 歳以上の加入者の医療費について保険者間の調整により費用負担を行うため、6 5 歳以上の方の加入率が全国平均を上回る保険者に対して社会保険診療報酬支払基金を通じ交付されるもので4 億8, 4 3 5 万9 千円、前年度対比1 9. 8 %の増を見込んでおります。

款7 県支出金、項1 県負担金、目1 高額医療費共同事業負担金と目2 特定健康診査等負担金につきましては、4 ページ、5 ページの国の事業と同一の県の事業であります。項2 県補助金、目1 県調整交付金につきましては、5 ページの国の事業と同一の県の事業であり、町に対する県費補助でございます。

7 ページ、款8 共同事業交付金のうち目1 高額医療費共同事業交付金は、高額な医療費が国保財政に与える影響を緩和するため連合会より交付されるもので、国、県がそれぞれ4分の1を負担する共同事業となっております。目2 保険財政共同安定化事業交付金につきましては、市町村間の国保税の平準化と財政の安定化を図るため県単位で行われる共同事業であり、1億3,606万円、前年度比3.5%の増となっております。

款10 繰入金、項1 他会計繰入金、目1 一般会計繰入金につきましては6,520万8千円を計上し、低所得者に係る保険税軽減分や出産育児一時金繰入金など法定分について繰り入れを行うものでございます。

8 ページ、項2 基金繰入金につきましては4,606万2千円を計上しております。

次に11 ページからの歳出でございますが、款1 総務費は事務処理のための電算委託料、連合会委託料、負担金、賦課徴収の費用などでございます。

13 ページ、款2 保険給付費、項1 療養諸費、目1 一般被保険者療養給付費につきましては、前年度比0.2%の増の9億114万6千円を計上しております。

また14 ページ、目2 退職被保険者等療養給付費につきましては、前年度比10.6%増の1億86万2千円でございます。目3 一般被保険者療養費につきましては、前年度比6.4%減の1,517万8千円。

15 ページ、目4 退職被保険者等療養費につきましては、前年度比25.9%減の150万6千円でございます。

16 ページ、項2 高額療養費、目1 一般被保険者高額療養費につきましては、前年度比0.4%増の1億185万円、目2 退職被保険者等高額療養費につきましては、前年度比2.7%増の836万7千円でございます。

18 ページ、項5 出産育児諸費、目1 出産育児一時金は被保険者の25人分の出産一時金として1,050万円を、項6 葬祭諸費、目葬祭費につきましては、48人分、240万円をそれぞれ計上いたしてございます。

19 ページ、款3 後期高齢者支援金等、項1 後期高齢者支援金等、目1 後期高齢者支援金につきましては、後期高齢者に係る医療費に対し、加入者数に応じた支援を各保険者が行うもので1億9,399万5千円、前年度比9.8%の増でございます。

20 ページ、款5 老人保健拠出金、項1 老人保健拠出金、目1 老人保健医療費拠出金につきましては、75歳以上の方の医療費につきまして、20年度に後期高齢者医療制度に移行して

おりますが、精算額について計上しております。

21 ページ、款6 介護納付金につきましては、第2号被保険者分の負担分として納付金8,208万7千円でございます。

款7 共同事業拠出金、項1 共同事業拠出金、目1 高額医療費拠出金につきましては、前年度比7.7%増の3,253万8千円でございます。高額医療費拠出金の財源は国から4分の1、県から4分の1の負担金がございます。目2 保険財政共同安定化事業拠出金は市町村間の保険料の平準化、財政の安定化を図るための事業で、前年度比5.1%増の1億3,606万1千円でございます。

22 ページ、款8 保健事業費、項1 特定健康診査等事業費、目1 特定健康診査等事業費でございますが、集団による検診のほか夜間・休日の対応や個別健診、さらに詳細健診、二次健診、人間ドック等の実施に係る経費として1,356万9千円を計上いたし、きめ細かな健診体制の整備を図り、加入者の健康の維持増進に努めてまいります。また目2 特定保健指導事業費につきましては、健診の受診結果により指導の必要がある方について積極的動機づけ支援を行い、生活習慣病などによる疾病の重度化を防ぎ、健康で生き生きとした生活を保つことにより医療費の抑制と負担の軽減を図るものでございます。

以上、歳入歳出総額16億2,094万1千円でございます。

議長（春日君） 次に、議案第17号「平成23年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」。

企画政策課長（片桐君） 議案第17号「平成23年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」ご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額につきましては417万1千円でございます。歳入歳出予算事項別明細書の3ページから順次ご説明を申し上げます。

まず歳入につきましては、款1 繰入金及び款2 繰越金につきましては、科目存置でございます。

款3 諸収入、項1 貸付金元利収入、目1 住宅新築資金等貸付金元利収入につきましては、住宅新築資金、住宅改修資金、宅地取得資金のそれぞれ貸付金の元利収入であります。

次に4ページ、歳出に入りますが、款1 住宅新築資金等貸付事業、項1 総務費、目1 貸付事業総務費につきましては、本特別会計の経常的な経費でございます。

次に5ページにわたります款2 公債費、項1 公債費、目1 元金では、長期債低利償還元金271万5千円、目2 利子につきましては定期償還利子で62万1千円でございます。

款3 諸支出金では、項1 他会計繰出金で80万8千円、項2 の予備費につきましては前年度と同額の計上であります。

以上で詳細説明といたします。

議長（春日君） 次に、議案第18号「平成23年度坂城町下水道事業特別会計予算について」。
建設課長（荒川君） 議案第18号「平成23年度坂城町下水道事業特別会計予算について」の
説明を申し上げます。

本予算につきましては、歳入歳出それぞれ8億200万円を計上いたすものでございまして、
歳入歳出予算事項別明細書の3ページから順次ご説明を申し上げます。

款1分担金及び負担金、項1負担金、目1下水道事業負担金であります。これは下水道事業
の建設経費の一部をご負担いただく受益者負担金であり、経済対策等の積極的な導入による
新たな供用開始区域の拡大により前年度対比で2,100万円余の増を見込み、7,050万
円としております。

款2使用料及び手数料、項1使用料、目1下水道使用料は、やはり整備区域の拡大により前
年度対比で660万円増の9,365万円を計上いたしました。項2手数料、目1下水道手
料は下水道排水設備指定工事店の登録手数料であります。

4ページ、款3国庫支出金、項1国庫補助金、目1下水道費国庫補助金は、汚水処理施設整
備交付金として前年度と同様に1億円を計上いたしました。

款4県支出金、項1県負担金、目1下水道費県負担金は県道工事等に伴う下水道施設移転工
事費負担金等の科目存置でございます。

款5繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金であります。本年度においては供用
開始区域の拡大により受益者負担金の増収が見込める中で、前年度対比マイナス2千万円の3
億3千万円としております。

款6繰越金、款7諸収入のおおのこの項目につきましては、平成22年度事業決算による科
目存置であります。

款8町債、項1町債、目1下水道事業債は公共下水道事業に係る交付金事業及び単独事業債
で1億8,500万円と流域下水道事業に係る事業費負担金に係る起債で、2,290万円を
計上してございます。

続きまして6ページからの歳出であります。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理
費は、下水道施設の維持管理に係る経費で、主なものは受益者負担金前期納付報奨金1千万円、
下水道事業者として使用料に賦課となります消費税1千万円であります。

6ページから7ページの款2下水道費、項1下水道事業費、目1施設管理費は、下水道施設
の維持管理に係る経費として施設管理の光熱水費、修繕料、下水道使用料の賦課管理システム
等の委託料、県営水道の使用料により下水道使用料を算定するためのデータ使用料、千曲川流
域下水道上流処理区の維持管理経費の負担金が主な内容でございます。

7ページからの目2公共下水道事業は、下水道事業に携わる職員の人件費のほか公共下水道
整備事業費で、委託料では実施測量設計、工事施工に係る下水道公社への施工監理業務委託、

県道の舗装復旧に係る工事委託であります。節15工事請負費であります。平成23年度の管渠工事につきましては、今年度に引き続いて千曲川右岸では町横尾から泉区周辺、村上地区では網掛から上平地区にかけての面整備を予定しており、節22補償補てん及び賠償金では、管渠工事に伴う上水道管などの地下埋設物の移転補償経費であります。

9ページの目3流域下水道事業費は、千曲川流域下水道上流処理区の事業負担金であります。

款3公債費、項1公債費につきましては、これまでの公共下水道事業及び流域下水道事業の建設投資に係る償還金で、目1では元金を、目2では償還利子及び一次借入金利子分の計上としてございます。

款4諸支出金、項1他会計繰出金、目1一般会計繰出金、これは平成22年度の事業決算による繰越金を一般会計へ繰り出すための科目存置であります。

款5予備費、項1予備費、目1予備費につきましては、前年度と同額の計上としてございます。

以上で平成23年度下水道事業特別会計予算、詳細説明といたします。

議長（春日君） 次に、議案第19号「平成23年度坂城町介護保険特別会計予算について」。

福祉健康課長（中村さん） 議案第19号「平成23年度坂城町介護保険特別会計予算について」ご説明申し上げます。

本予算は、平成21年度から平成23年度を事業実施期間とする第4期介護保険事業計画において算定いたしました給付見込額を基本とし、平成22年度の給付実績等を勘案いたしました。11億8,988万2千円を計上いたしました。これは平成22年度当初予算と比較しますと、7,714万6千円、7.0%の増でございます。高齢者人口の増加に伴い、要介護・要支援者が増加し、介護給付費等の増加を見込んだものでございます。

予算に関する説明書の3ページから主なものについてご説明いたします。

歳入のうち款1保険料、項1介護保険料につきましては、65歳以上の第1号被保険者の介護保険料で、2億200万9千円を予算計上いたしました。前年度に比べ、0.6%の減となっております。

款3国庫支出金につきましては、保険給付における国庫負担分2億910万7千円。

4ページ、調整交付金5,773万円及び地域支援事業の交付金として611万3千円を計上し、合計2億7,295万円でございます。

款4支払基金交付金につきましては、保険給付費の30%に相当する交付金3億4,638万円と地域支援事業の245万1千円の合計3億4,883万1千円でございます。支払基金交付金は、第2号被保険者の負担分として社会保険診療報酬支払基金より交付されるものでございます。

5ページ、款5県支出金につきましては、保険給付費のおおむね12.5%に相当する1億

6, 613万8千円と地域支援事業交付金として305万6千円など合わせて1億6, 919万5千円でございます。

6ページ、款7繰入金につきましては、保険給付の町負担分、おおむね12.5%、1億4, 432万5千円と地域支援事業の町負担分305万6千円及び要介護・要支援認定審査会等の事務費として1, 661万9千円及び7ページになりますが、第1号被保険者の保険料の高騰を緩和するため町介護保険支払準備基金より3, 284万3千円を繰り入れるものでございます。

次に9ページからの歳出でございますが、款1総務費は介護保険のシステム保守、保険料の賦課徴収に関する経費、要介護・要支援認定に関する経費、介護保険制度の普及費、介護保険運営協議会等に要する経費などでございます。

款2保険給付費につきましては11億5, 460万円、前年度対比6.9%の増の予算計上をいたしました。

内訳といたしましては、11ページからの項1介護サービス等諸費といたしまして、要介護1から5と認定された方々が利用する在宅サービス、施設サービス等の保険給付分10億5, 374万円でございます。

続きまして18ページからの項2介護予防サービス等諸費といたしまして、要支援1、2に認定された方が利用される在宅サービス等の保険給付分4, 008万円を計上いたしてございます。

24ページ、項3その他諸費につきましては、長野県国民健康保険団体連合会へ支払う審査支払手数料といたしまして130万円、項4高額介護サービス等費といたしまして、利用者のサービス利用額が限度額以上となった場合に給付する費用1, 926万円。

続きまして26ページ、項5高額医療合算介護サービス等費といたしまして、1年間の医療と介護の利用者負担が高額になった場合支給する費用400万円を計上いたしました。

27ページ、項6特定入所者介護サービス等費でございますが、施設利用に係る食費、滞在費等の自己負担分につきましては利用者の所得に応じて、その自己負担分を減額し、保険給付で補うもので、3, 622万円を計上いたしました。

30ページ、款5地域支援事業費につきましては、要介護等の認定を受けていない高齢者の方々に対し、実施するものでございます。項1介護予防事業費といたしまして817万2千円。

32ページ、項2包括的支援事業、任意事業として1, 017万6千円、合計1, 834万8千円を計上いたしてございます。

以上、詳細説明を終わらせていただきます。

議長（春日君） 次に、議案第20号「平成23年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について」。

福祉健康課長（中村さん） 議案第20号「平成23年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について」ご説明申し上げます。

後期高齢者医療制度の運営につきましては、保険料の算定、医療費等の支払いは長野県後期高齢者医療広域連合で行っておりますが、保険料の徴収、通知の引き渡し、療養費申請受け付けなどの窓口業務などは町の業務となっております。保険料の徴収につきましては、特別会計を設置する中で収納業務を行い、徴収した保険料を広域連合に納付いたしており、関係予算として1億5,023万円を計上いたしました。これは平成22年度当初予算と比較して1.4%の増となっております。

予算に関する説明書、3ページから主なものについて説明いたします。

まず歳入についてでございますが、款1後期高齢者医療保険料、項1後期高齢者医療保険料、目1特別徴収保険料につきましては8,209万2千円、前年度比1.7%の増、目2普通徴収保険料につきましては3,518万4千円、前年度比1.7%の増でございます。

款3繰入金、項1一般会計繰入金、目2保険基盤安定基金繰入金につきましては3,164万7千円、前年度比0.8%の増でございます。

歳出について申し上げます。

6ページ、款1総務費は保険料の徴収に係る経費などがございます。

款2後期高齢者医療広域連合納付金、項1後期高齢者医療広域連合納付金、目1後期高齢者医療広域連合納付金につきましては1億4,892万3千円で、前年度比1.5%の増でございます。納付金につきましては、徴収した保険料及び保険基盤安定繰入金を合わせて広域連合に納付するものでございます。

以上、詳細説明を終わらせていただきます。

議長（春日君） 以上で各課長等による詳細説明が終わりました。

以上で本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

明日1日から3月6日までの6日間は議案調査等のため休会にいたしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（春日君） 異議なしと認めます。

よって、明日1日から3月6日までの6日間は議案調査等のため休会とすることに決定いたしました。

次回は3月7日、午前10時から会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(散会 午後3時24分)

3月7日本会議再開（第2日目）

1. 出席議員 13名

2番議員	中嶋 登君	9番議員	宮島 祐夫君
3 "	塚田 忠君	10 "	池田 博武君
4 "	大森 茂彦君	11 "	円尾 美津子君
5 "	山城 賢一君	12 "	柳沢 昌雄君
6 "	入日 時子君	13 "	柳澤 澄君
7 "	安島 ふみ子君	14 "	春日 武君
8 "	林 春江君		
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	中沢 一君
副 町 長	柳澤 哲君
教 育 長	長谷川 臣君
会 計 管 理 者	中村 忠比古君
総 務 課 長	宮下 和久君
企 画 政 策 課 長	片桐 有君
まちづくり推進室長	塚田 陽一君
住 民 環 境 課 長	塩澤 健一君
福 祉 健 康 課 長	中村 清子君
子 育 て 推 進 室 長	中沢 恵三君
産 業 振 興 課 長	宮崎 義也君
建 設 課 長	荒川 正朋君
教 育 次 長	塚田 好一君
収 納 対 策 推 進 幹	春日 英次君
総 務 課 長 補 佐	青木 知之君
総 務 係 長	
総 務 課 長 補 佐	柳澤 博君
財 政 係 長	
企 画 政 策 課 長 補 佐	山崎 金一君
企 画 調 整 係 長	
4. 職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	吾妻 忠明君
議 会 書 記	金丸 恵子君
5. 開 議 午前10時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

- | | |
|---------------------|----------|
| (1) 安全な食料は日本の大地からほか | 円尾美津子 議員 |
| (2) 定住自立圏についてほか | 山城賢一 議員 |
| (3) 中小企業の振興についてほか | 大森茂彦 議員 |
| (4) 公衆トイレについてほか | 入日時子 議員 |

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（春日君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長（春日君） 質問者はお手元に配付したとおり、10名であります。質問時間は答弁を含めて1人1時間以内でありますので、理事者等は通告されている案件について、簡明に答弁されるようお願いいたします。なお、通告者もこれには格段のご協力をお願いいたします。

それでは順番によりまして、最初に11番 円尾美津子さんの質問を許します。

11番（円尾さん） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従って質問をいたします。

1. 安全な食料は日本の大地から
イ. TPP（環太平洋連携協定）を考える

昨年10月、菅総理がTPP交渉への参加を突然言い出しました。国民が初めて耳にした問題で国政の大問題になっています。全国各地で農業団体を中心に反対運動が広がっています。また政権与党の中でも反対の立場を明らかにするなど意見対立が目立ちます。外務大臣の辞任など菅首相の求心力の低下に解散の声も聞こえ、混沌とした民主党政権で行方が定かではありませんが、2011年度の国家予算では個別所得保障制度など、輸入自由化対応への予算といえ、TPPを視野に入れたものになってきています。

それでは、そもそもTPPとは何なのでしょう。内容と特徴を考えてみたいと思います。TPPとはトランス・パシフィック・パートナーシップの略称で、日本語では環太平洋連携協定、または環太平洋戦略的経済連携協定と訳されています。太平洋を囲む国々が参加して自由貿易化を広げ、連携を強めようとする協定です。2006年にシンガポール、ニュージー

ーランド、チリ、ブルネイの4カ国で発足し、その後アメリカ、オーストラリア、ペルー、ベトナム、マレーシアが参加を表明し、現在9カ国により広域の協定を目指した交渉が行われています。東アジアの主要な国である中国、韓国、タイ、インドネシアなどは参加していません。「平成の開国」「バスに乗り遅れるな」など菅首相が主張をしていますけれども、東アジア13カ国のうちTPP交渉に参加しているのは4カ国に過ぎず、バスはがらがら状況です。

参加しない理由として、例外なしの関税撤廃というTPPの衝撃の大きさに加えて、現在のTPP交渉に大きな影響力を持つアメリカへの警戒感があるからだと言われます。貿易自由化とは言うまでもなく輸入品に関税をかけず自由に貿易できる環境をつくることですが、TPPの最大の特徴は、自由化に例外なくすべての関税撤廃を原則としていることです。

これまで日本は11カ国地域と経済連携協定を結び、農産物を含めて自由化、関税撤廃を進めてきています。米や乳製品、砂糖など重要な農産物は例外扱いをして一定の柔軟性を持たせています。ところが、TPPはこの点で全く異なるわけです。また物品だけでなく、サービス貿易や人の移動、公共事業の入札、金融、保険の市場開放など広範囲にわたる分野を対象としているのも重要な特徴です。国のあり方まで変えてしまうものです。

TPP参加に対して農林水産省は影響の試算を発表しました。それによると農林水産業の生産額は4.5兆円の減、関連産業も含めて国内総生産は8.4兆円の減、農業、食品産業などで350万人の雇用の減、食料自給率は40%から何と13%に下がることなど影響の大きさを公表しました。

農業を大規模化することによって国際競争のある農業が育つという意見もありますが、アメリカの農家1戸当たりの耕作面積は日本の100倍以上です。またオーストラリアは1,500倍だと言われます。広大な平原に展開するアメリカ、オーストラリアと険しい産地の複雑な地形で営まれる日本との違いによるもので、人の努力で埋められるものではありません。

アメリカのデンバーを訪ねたとき、坂城全体と匹敵するぐらいの広さの丘がオレンジ色に染まっていました。大変不思議に思い、連れて行ってもらうと、それはちょうど収穫期を迎えたかぼちゃでした。圧倒されてしまいました。またカリフォルニアでは広大なレモン畑で機械で作業をしているところを見せてもらいました。よく見ると1本の木に白い花が咲いて青い実がつき、完熟したレモンとが同時についていました。温暖な気候で1年中収穫ができるのだそうです。隣にはいちご畑が広がっており、何十人もの人が並んで手作業でいちごの収穫をしていました。1年に3回の収穫ができ、1年中いちごが手に入るそうです。ほんのわずかな経験でしたが、つくるものは何であるか別にしても、とても日本の農業が太刀打ちできるものではないと実感させられた思いでした。

国の独立や国民の生存に責任を持つ政府なら食料は自国で極力賄うのが世界の常識になっています。自給率が1割台になるTPP参加することは国の安全保障を危うくするものです。

近年、異常気象の影響などで穀物の収穫量が減る一方で、新興経済国の重要な需要が伸び、穀物が不足し、価格が大幅に上昇しています。日本人がいざとなったとき食べるものが手に入らない、そんな状況を危惧するところです。またポストハーベストや食品添加物など長期の輸送や保管が避けられないのが輸入食品の宿命です。牛肉のBSE問題、冷凍ぎょうざ事件や汚染米事件等々記憶に新しいところです。食の安全という点からも多くの問題を含んでいます。

内閣府は昨年9月に食料の供給に関する特別世論調査を行いました。その中で「外国産より高くても食料はできるだけ国内でつくる」と答えた人は90.3%でした。「外国産の方が安い食料は輸入する方がいい」と答えた人は、たったの5.4%に過ぎませんでした。また「食料自給率を高めるべき」と答えた人は90.7%に達しています。国民多数の願いが、安全な食料は日本の大地下にあることは明らかです。

坂城町は工業が中心の町ですから、関税が撤廃されれば工業製品の輸出が拡大し、不況から抜け出すのではないかと期待があるかと思います。しかし、今後輸出の最大の相手国と言われる中国はTPPに参加していません。アジアでTPPに参加している4カ国のすべてと日本は既にEPA、経済連携協定を結んでいます。それらの国の工業製品関税はすべて現在も撤廃されています。

アメリカとの貿易シェアの拡大がTPPの大きな目的になるわけですが、アメリカの乗用車に対する関税は2.5%であり、電気・電子機器は1.7%で、もともと低いのです。この程度の関税がなくなることで自動車や電気製品の輸出がどの程度増えるのか大変疑問です。

海外展開のある企業は2千社に1社程度の大企業であり、大多数を占める中小企業にとっては輸入品との競争が激しくなることが懸念されています。輸出産業でも現地生産が進んでいる状況で関税撤廃のメリットはそれほど大きくないと見られています。

農業以外にも大きな打撃があります。これまで地場産業として中小企業が主に担ってきた繊維や皮革、履物なども完全自由化になり、深刻な打撃を受けます。ほかに金融、保険、公共事業の入札、政府調達、医師、看護師、弁護士などの労働市場の開放まで含まれます。日本医師会はTPPに参加によって日本の医療に市場原理が持ち込まれ、最終的には国民皆保険制度の崩壊につながりかねないという見解を公表しているのも、この問題の深さの広がりを見せています。

TPPの主な内容について触れました。12月議会で突然の表明に違和感を持つこと、国の動向を注視していくとの答弁をされていますが、その後、農業団体はもちろんのこと、いろいろな分野・立場の人、大学の教授の研究者など問題点を指摘し、TPP参加に異議を唱

えています。これらを踏まえて町長はT P Pへの参加をどのように考え、感じているのか、お聞きいたします。

ロ．農業振興条例の見直しは

かつて農業の現状とあまりにかけ離れている条例の現状について見直しをするよう一般質問をしたことがあります。見直しの努力が始められていると聞きましたが、進捗状況はどうでしょうか。

猫の目農政と言われるように国の政策がくるくるよく変わりました。その上坂城町は工業の町ですから農業が最優先という状況にはなく、なかなか振興条例に手がつけられずにきました。例規集の中でも変色するなど随分年季が入っていると同時に実態との距離を感じます。農業支援センターの強化、ねずみ大根のブランド化や地産地消、高齢化や荒廃農地の問題など課題がたくさんあります。坂城町の農業の位置づけや方向性をどう考えているか、お聞きしたいと思います。それに対してお答えいただきたいと思います。

1回目の質問とします。

町長（中沢君） 円尾議員さんのご質問に答えてまいります。

安全な食料は日本の大地からということでございます。

T P Pの問題につきましては、12月議会においてもお話がございました。ただいま本当に多岐にわたった調査の結果からのご意見も伺ったところでもございます。突然T P Pの問題が提言されてきたと。その周辺についてのかかわり、対応ということが極めて希薄であるということ、そしてまた、T P Pの一番影響する農業問題についての対応がまだまだなされていない等々から考えて、ものづくりのまちではございますが、そういったグローバルな対応にあわせて、より農業基盤の整備、農業の育成という観点、そしてまた農業の食料を自給する体制づくり等々がまず検討されなければならないのではないかと、こういう観点に立ちまして、県の町村会といたしましても、全国でその先頭に立って慎重な対応を要望し、また国に直接働きかけているところでもございます。そういった面とあわせてJ Aの関係あるいは農業団体からもいろいろ要請を受けておりますので、十分留意しながら対応していきたいと。具体的な対応については、担当の産業振興課長から答弁させます。

次に農業振興条例の見直しでございます。このところ国の農業政策の動きや町の農業の現状を踏まえると、農業振興条例の見直しも大事なことだということは理解しているところであり、また準備をしているところでもございます。

平成18年に施行されました長野県食と農業農村条例施行の基本に基づきまして、町の農業の現状を踏まえまして、農業改良普及センター、J Aちくま、農業関係団体のさまざまな皆さんからいろいろな意見を聞きながら、国の施策、県の施策、また農業団体や生産者に対する単独の制度の他の調査をいろいろ精査する中で見直しを始めているところでございます。

条例につきましては、一部あるいは全部の見直しをということも考えておるところでもございますが、時代や農業の実情に沿った条例の整備が求められているとも考えているところでございます。

町の農業の位置づけや方向性でございますが、坂城町の農業につきましては、耕作面積が比較的小規模であると。しかし、傾斜や標高差を生かした果樹農業や施設園芸による花卉栽培など生産者のたゆまない努力と先駆者の取り組みによりまして、ご承知のように、果樹のまち、ぶどう、りんごのまち、ばらのまちということで全国的にも有数な産地を形成したこともございまして、また町の発展にもつながったところでもございます。

しかしながら、近年、農業の置かれている状況は極めて厳しいものがあります。農業従事者の高齢化、担い手不足、農地の荒廃化、農産物価格の低迷、温暖化など産地の活力と持続可能な農業経営という観点からいきますと、大変大きな影響を及ぼしてございまして、その対応が緊急な課題でもあるわけでございます。

農業の位置づけや方向性ということで、ものづくりのまち、あるいは自律のまちを進める上でも、この自然、景観、環境、また活力ある産業の発展に農業は欠かせないものであると認識しているところでもございます。

少子高齢化の進展や産業構造の変化、またTPPの問題などさまざまな要因があるわけでございます。国におきまして、新たな食料・農業・農村基本計画におきまして食料・農業・農村政策を国家的戦略として位置づけてはおりますが、農業者の育成確保、優良農地の確保など有効活用がさまざまな形で推進されねばならないとも考えているところでもございます。

町の農業の方向性ですが、これまた厳しい状態にございます。農産物の栽培条件は比較的恵まれてはいるものの、果樹やねずみ大根といった特産物を生かした農業もいろいろと進んでいるところでもございます。農産物加工センターや直売所、さらに食育・給食センター等も整備されました。意欲と技術ある農業グループ、農業従事者も大勢いるわけでございます。多様な技術やノウハウを、また中小企業にはそれなりの集積もございます。農工業が連携する中で創意工夫を凝らし、多彩な展開が求められると、その活性化を期待しているところでもございます。

春を迎えまして果樹園からは剪定の音が、田んぼや畑からは農機具の音が聞かれます。町の発展のために先人の築き上げた農業基盤を守り、後世に残していくのが私どもの使命でもございます。ものづくりのまち、坂城の技とパワー、知恵を生かしながら活力ある農業振興の展開を図っていききたいと、こんな期待を込めているところでもございます。以上でございます。

産業振興課長（宮崎君） 私からはTPPを考えるというご質問にご答弁させていただきます。

このご質問につきましては、今、円尾議員さんから制度内容については詳しくお話をいただいたところで、今、町長からも概要についての考え方は申し上げたところであります。

このＴＰＰ問題につきましては、農業、工業の関税分野以外にも金融サービスや労働環境規制制度的な事項などさまざまな分野においてその影響が懸念されているわけでございます。メリット・デメリットも国益と農業保護という一元的構図ではなかなか把握できない複雑なものということでございまして、農業だけでなく地域経済社会に計り知れない影響を及ぼすということで、私どもとしても大変憂慮しているところでございます。

特にＴＰＰの影響が大きい農業につきましては、国ではＴＰＰを契機に農業改革の基本方針を定め、食料自給率の向上や農業・農村振興を図るという農業再生についての検討が進められているわけですが、ＴＰＰの影響にかかわる所得保障など政策的支援制度がいまだに示されていないというところであります。

農水省の試算に基づいた県への影響ということですが、関税率の高い米、畜産関係を中心に農業生産額が約７００億円減少するという試算がされているわけですが、さらに農作物全体の価格低下による間接的な影響に伴いまして中山間地域における耕作放棄地の増加や深刻な担い手不足、さらに人口の減少による集落機能の低下など農業の崩壊につながりかねないというふうに認識をしているわけでございます。

そんなことで、県におきましては包括的経済連携に関する連絡会議を設置して県民への影響のさまざまな分野について検討しているところでございますけれども、国からの明確な情報がない状況の中では慎重に対応せざるを得ないということでございます。

ＴＰＰへの参加検討の表明が先行し、国内政策の検討が後追いになるという国の姿勢は、農家の皆さんからすると慎重さを欠いた対応ではないかと言われてもやむを得ないと考えます。ＴＰＰの本質を速やかに国民に伝えて国民的議論の中で真の国益となる選択を行ってほしいと期待をしているところであります。

国においてはＴＰＰを国民に説明して理解を求めするため、２月２６日から開国フォーラムを開催し、ようやく国民的議論がスタートとなりました。また行政刷新会議でも包括的経済連携に関する基本方針に関連する規制、制度改革について検討がされているところでございます。

町におきましては、先ほども町長が申し上げましたが、町村会あるいは農業会議、ＪＡなどが反対決議をしている状況において、その決議を尊重し、対応していくとともに、国の動向を注視し、情報収集に努める中で県とも連携を図って、町として必要な対応を行ってまいりたいと考えているところでございます。以上です。

11番（円尾さん） それぞれ答弁をいただいたわけですが、このＴＰＰについては大変苦慮しているというようなお話がありました。そして国は、やっとフォーラムが始まったと

ここで国民の意見を聴取するというような形を形としてはとられてきてはいますが、その中の内容を見ますと、やはり開国フォーラムと進めていこうとしているけれども、反対意見の方が多かったというような報道がありました。そんなのを見ましても大変この問題の大きさということを考えますし、影響ということも考えます。

県では戦略的会議というような形で、どうなるんだと、これをこの間の県知事の答弁でも機能を高めていきたいんだというようなお話がありました。その中で、じゃあ町として何をするのかということがやはり一番問われるわけですね。

そういう中で、町としても今こうだと、国が国民に知らせればよいという問題ではなくて、やはり県や町がそこに住んでいる人に、こういう問題が出ているんだけれども、一体どうなんでしょうと。町はどういうふうに考えていますよということを知らせていくということが一番大事じゃないか。全く知らない中で決まってしまうというような状況があってはならないと思うんですけれども、そういうことに対して町はどのように対応していきたいと考えているのか、お尋ねいたします。

産業振興課長（宮崎君） TPPに関する具体的な町の取り組みという部分でのご質問だろうと思いますけれども、これにつきましては、私ども行政単独でお知らせというか、行動をどうすることができるかというのはなかなか難しい問題でございまして、そういう中で私ども町村を代表して町村会等でも国に対して強いメッセージを送っているということだろうと、それが大事であるというふうに考えてございます。こういう具体的な国の政策について、すぐ町村会等が反対の表明をするという、そういう案件というのはなかなか少ない事例でもございます。

そういうところで私どもとすると、これらの意見については、とにかく内容もわからないということが、それが一番問題でもございますので、やはり単独で町民の皆さんにお知らせと、この辺につきましては報道機関がしてございまして、それぞれの関係団体の中でも話しているわけですから、これについては町がどうのこうの直接ということは特に考えてございません。

ただ、こういう町村会等の中でいろいろなご意見等を言うということが大事だろうと考えております。よろしく申し上げます。

11番（円尾さん） 大変優秀な答弁だったと思いますけれども、結局町が何ができるかということが一番重要になってくるんですけれども、実際にこれが影響を受けるのは町民一人一人ですね。そういう意味において、やはりそれを担う行政がどういう形でどういうふうに進めていくかというようなこと、今こんなことが出ているんですよというお知らせぐらいは必要ではないかと思うんですけれども、そういうことも町村会がやったり農協がやったりするからいいわということではないんじゃないですか。そういう点で私は、やはり住民の一人と

して、どういう問題が今起きていて、どういうふうになっているんだ、町がそれを反対だと言えますよとか、言えませんよとかということではなくて、こういう制度が出てきているんですよということぐらいは知らせていく必要があると思うんですけれども、そういう点について町長の考えを求めます。

町長（中沢君） TPPの問題につきましては、円尾議員から幅広くお話がありましたように、農業ばかりでなく、いろいろな産業、あるいはまた環境の面、規制の面、いろいろな面に影響するということは事実でございます。

1月に県の町村会の役員と民主党の県内国会議員で話し合いの場を設けました。そういう中で町村会は、どちらかというと農村の役員が多いということもあって、その主要課題はTPPに対する対応への厳しさでございます。国会議員の皆さんの中にも自ら、これは県の出身の議員なんですけど、TPPについては慎重に対応しなければ農村がつぶれてしまうというようなお話も出たことも事実でございます。新聞等でもいろいろ提案されたり、あるいは解説されたりしておりますが、国家的な課題であるということの中で農業に対する対応というものが特に求められているなど、そういう理解もしているところでもございます。

各町内の商工団体、あるいは農業団体でも、いろいろ勉強会をしているけれども、対応には苦慮しているということ、これまた事実だと思います。ご指摘のように、より町民の皆さんが的確に情報把握し、いろいろな面から行動できるような、そういった対応が求められておりますので、よりそういう方面へのPRをしていく必要があろうと考えております。以上でございます。

11番（円尾さん） なかなかこのTPPということについては難しいかもしれませんが、いつか、近いうちですよね、6月がもう参加するかどうか結論を出していくんだというような菅総理大臣が言っていますので、それまでには何か広報の中でTPPとはこうですよというようなことが出てくることを期待しています。

それでは振興条例が今見直されてきているという話がありました。やはりその中で技とパワーと知恵に期待をしたいんだという話でしたけれども、なかなか非常に動いているというところもありますけれども、動いているからそれに対応していくのがだんだん遅れて後手後手になってくるというのが現状だと思うんですけれども、やはりそこはきちんと位置づけていく必要があるだろうと。

先ほど、どういう方向でやっていくんだというようなお話を伺いました。じゃあ、この振興条例というものがあつて程度まで形として出てくるのが一番重要なわけですよね。そういう意味で見直しのタイムスケジュールというのはどのように考えているのか、その点についてお聞きしたいと思います。

産業振興課長（宮崎君） ご質問にお答え申し上げます。

スケジュールということをございますけれども、これにつきましては、条例そのものは、どちらかというと理念的な部分が非常に多かったりということで、実際には規則等でやっていると。例えば今皆さんご要望のトラクターの補助についても10分の1だと。ただし10ha以上、10町歩以上という、なかなかそういう部分、遊休農地が増える中で難しさもあるということで、やはり新しい政策と検討しながら見直すということで、現状の中では、やはりひとつ秋を目途に進めていくのがいいのではないかとというふうに考えているところでございます。以上です。

11番（円尾さん） 秋ごろには何らかの形が出てくるだろうということで、それは大いに期待するところですが、そうでなければ政策展開がきちんとできないというのが実際の問題だろうと思います。その辺については、しっかり対応していただきたいことを求めています。

TPPの問題について、じゃあ、菅さんが6月に交渉に参加をするかどうか結論を出すんだと。なぜこんなに急ぐんだらう、まだまだ中身的にも全然対応もできていない、そんな中で、なぜ急ぐかということがやはりその辺を見抜いていく必要があるのではないかと思うんですよね。

これだけ問題が大きくて国のあり方まで変えていってしまう。そういう中で、なぜそうなのかというと、やはり環太平洋、このTPPの中には一番ここで利益を求めているところがアメリカですよね。そういう意味でオバマ大統領が奇しくもアジア戦略というような形で、結局これをやっていくこと、アジアに向けての経済対策をやっていくことがアメリカの今の経済対策を底上げするんだというような話をしています。だから、そういうことがあるということは重々承知しながら、じゃあ、日本は独立していくためにはどうするんだということをしっかり考えていく必要があると思うんですよ。

我が国では温暖多雨な自然条件というものがあります。すぐれた農業技術も蓄積してあります。世界有数の経済力、安全・安心な食料を求める消費者のニーズなどが農業を多面的に発展させる条件が十分あると思います。関税など国境措置を維持、強化して、各国の食料主権を保障する貿易ルールを確立することが、やはり食料主権ということが何よりも必要だと思います。そういう意味から私はTPP参加はすべきではないと思います。

それでは2番目の質問に入ります。

2. 定住自立圏構想について

イ. 上田市との協定締結に向けて

定住自立圏構想は、その最終目的は道州制を推進する政策にあります。明治維新、戦後改革に次ぐ第3の改革と言われ、国の形にかかわる自治体政策として提起されています。人口減少の時代を迎えてすべての市町村がフルセットで生活機能を整備するという完結型のサー

ビスは困難であることから、これまでの広域市町村圏等の施策に変わる新たな仕組みとして位置づけられています。定住自立圏が中心市と周辺市町村が自らの意思で1対1の協定を締結することを積み重ねる結果として形成される圏域のことであり、圏域として必要な生活機能に関しては中心的な役割を担う意思のあることを明らかにするために中心市の宣言が必要になってきます。

宣言の内容などは大変細かなものが出されていますけれども、中心市が単独で策定をして公表するものです。定住自立圏構想に対しては疑問も大変多く、将来どうなるんだろうと心配もありますが、既に動き出しています。善し悪しは別として坂城町にとって有効活用を望んで質問をいたします。

上田市が2月3日に中心宣言をし、いよいよ協定の締結の具体化が始まります。今議会にも条例の制定が提案されています。6月議会では締結の議案が上程の予定と言われています。1月20日の全協では、地域医療、産業振興、交通、道路網の整備などですが、人材育成などの取り組みを想定しているという説明がありました。町として具体的にどんな内容を検討しているのでしょうか。

中心市宣言には連携を想定する取り組みについて具体的に広範囲に示されています。その中から提携項目を選んだ理由は何だったのでしょうか、お聞きいたします。1回目の質問とします。

町長（中沢君） 国では中心市と周辺市町村の連携、役割分担により地方に必要な生活機能を確保し、圏域全体の活性化や人口定住促進ということを目的といたしまして定住自立圏構想が推進されているところでございます。

上田市では2月3日、同市が中心市となり、当町、東御市、長和町、青木村、立科町の5市町村が周辺市町村となる上田地域定住自立圏構想の実現に向けて最初のステップとなる中心市宣言を行ったところでもございます。

この中心市宣言は、上田市が圏域全体のまちづくりにおいて中心的な役割を担うという意思の証明であり、また魅力ある上田地域定住自立圏の形成を目指すということを宣言したのもでもあります。あわせて周辺市町村との連携を想定する取り組みもいろいろ記載されております。

今後、町では上田市及び各関係市町村と協議、検討を進め、相互の調整を図った上で町独自に連携する分野、内容、役割等を協定で定めることが大事なことでございまして、そうした各町村独自に上田市と提携するものでもございます。

上田地域定住自立圏構想は、上田地域広域連合を構成している当町を含めて2市2町1村と立科町が加わるということでもございます。これらの市町村は、経済や社会、文化、住民生活、教育等において大変密接な関係を有しております。これまでも当町では産業、医療、

交通等の分野において上田市を初め上田地域の市町村と連携し、施策展開をしたところでもございます。

現在のところ、当町といたしましては、これまでの連携を図ってきた分野をより充実させるという観点から、産業振興、地域医療、道路整備の分野を中心に連携していくことを検討しております。加えて市町村職員の人材養成も実施してまいりたいと考えております。

現在、提携する分野の各市町村の担当課が事務的レベルでいろいろ検討しております。検討項目の主なものといたしましては、産業振興では産学官連携の推進や人材養成の実施、地域医療では医師不足の解消、救急医療体制の強化、さらに道路の関係では18号線バイパス等の広域的道路網の整備等についていろいろ要望を出し、また人材養成では職員の合同研修等を通じていろいろと資質を高めてまいりたいとも考えております。

協定に定める連携の分野や内容、役割分担については、より具体的な内容は今後ともにその圏域に入る6市町村とさらに協議を進めながら検討してまいりたいと考えているところがございます。以上でございます。

11番（円尾さん） 定住自立圏構想の締結に向けて現在考えていることはこうなんだという、今、答弁がありました。

その中で、やはり6月にはもう既に協定の締結をしていくという議会の議決が要るものですから、この議決を議会に上程していくということなんですけれども、そのときがやはり一番大切になってくると思うんですよね。だから上田市との間で対等・平等の関係をきちんと保持していくことができるかどうか、それが必要になってくると思います。

それと同時に、先ほど地域医療、産業振興、交通というような形の中で今までの連合でやってきた中身を少し延長させていくというようなお話だったかと思います。少し充実させていくというお話だったと思うんですけれども、上田市が実際に宣言をした内容というのは、ここに上田市の宣言ということがありますけれども、この内容を見ますと、それこそ全分野の中からもいろいろ出しているわけなんですけれども、坂城町にも共通するような問題が幾つかあります、まだ。このほかにも、例えば教育の問題であったり、環境の問題であったり、福祉の問題であったり、それからいろいろな地産地消だとか、そういういろいろな問題がありますけれども、その中でこれだけの項目に絞っていくという利点と、それから、これからもっと項目をもう少し検討していかなくてはいけないのではないかという、増やしていく必要があるのではないかと思うんですけれども、その辺については、どう考えているか、答弁を求めたいと思います。

企画政策課長（片桐君） お答えをいたします。

先ほど町長の方からお答え申し上げましたが、まず出発は今現在取り組んでいる内容に絞ってスタートをしていきたいという考えであります。

そういった中で条例、今議会にお願いしてありますが、内容もまた変更、あるいは追加ということも十分考えられるわけでありまして、いずれにいたしましても、一番早いのは今年の3月の議会が終わった後、自立圏の担当課長会議がございますので、そういった中でさらに再度つめていくということになります。

先ほどもご答弁申し上げましたが、まずは今進めていくべきことを中心にという考え方と、今後必要になれば、また変更の協定を結んで新たな施策の展開を図っていくという考え方であります。

11番（円尾さん） 今のご答弁だと、今やっているものを延長させていくんですよというお話でしたけれども、定住自立圏構想というのは新しく自治体の今までとは少し変わった形で1対1で提携していくというような問題が出てくるわけですね。そういう中で今までの延長線だけではなくて、もっと坂城町としてはこんなことがあるんだ、こういうこともあるんだというような方向を考えていく必要があるのではないかと思うんですけれども、それがやはり一番先の締結していくときに、それが問われてくると思うんですよね、どういうふう考えているか。

それと、これはあくまで1対1の締結ですから、ほかの市町村は何を選んでいくかということはまた別だろうと思うんですけれども、中心宣言をこういうふうにやりますよという、こういう中身ですよというようなのが出されていますので、そういう意味で、もっと町がこれからまちづくりをどうしていくんだ、総合計画を立てましたけれども、総合計画との絡みの中ではどうやって町のそれを有効活用していくのかということをも十分考えていく必要があると思うんですけれども、そういう考えはないでしょうか、お聞きします。

町長（中沢君） いろいろ考えるときに、広域連合が坂城町の場合には上田広域、長野広域にも入っていると、そういう結節点でよりいいものを求めていくと。そしてまた、他の市町村が平成の大合併の中で、いろいろとそういった波に乗って進められたと。坂城町は皆さんとともに自律のまちを選んだということ、それは坂城町自身がよりよいものを発信していきたい、そういうものを地域づくりにしたいという願いからでもあるわけでございます。合併が一段落して、そして、その後今度は定住自律圏ということ、これはもともとある制度なんですけれども、市町村合併のひとつの流れの中に出ているということも事実だなと。

ただ、私は上田の広域の場合には、既に一般的なことについての対応はできているし、やっているよと。しかし上田市との直接のかかわりのあるものは医療の関係、特に上小地域の医療圏、これは信大や長野病院も踏まえた、そういうものへの中でともに住民の医療を考えていきたい。あるいはテクノセンター、ARECK等のいろいろ産学官の中でともにやっている、あるいは産業展もともにやっていくという中では必要だなと。

あわせてバイパスがございます。こういったものにひとつの枠組みをしながら、その面に

ついて上田と坂城町が独自に、そしてまた、平等な対等な立場でやっていくことによって、より効果が上がるものではないかなと、有益なものになるのではないかなということに期待しているところでもございます。以上でございます。

11番（円尾さん） おっしゃることはよくわかりますし、そのように動いていくのかなというように気もするんですけども、やはり新しい協定を結んでいくんだから、やはり坂城町としても活用できるように、例えば道路について、18号バイパスについてというようなお話がありましたけれども、上田の方でお聞きしますと、もうそれは結論が出ているというようなお話がありました。これ以上の進展はないのではないのかなんていうお話も聞きまして、ちょっとどうなんだろうなという気もしています。

それと同時に、やはり広域連合で今までこの問題をやってきたわけですけども、この中心市宣言を見ますと、広域連合はオブザーバーという形で入っているようになってはいますが、広域連合の今までの、いわゆるやってきたことに対して、この力というものが後退していくのではないかなというふうに心配したり、それから直接影響が出てくるのではないかなと思うんですけども、その辺についてはどうでしょうか。

企画政策課長（片桐君） お答えいたします。

地域医療の関係では広域連合でも具体的に組み込んでおります。そういった面で広域連合で取り組んでいる部分もございますので、広域連合抜きで、この定住自立圏というものも考えるというわけにはまいりませんので、そういった観点からオブザーバーとして入っていただいているわけでありまして。

当然その広域連合でやっていかなければいけない部分、あるいは協定の中でもり込んでいく部分、そのすみ分けを今後進めていくという考え方でおりますので、より具体的な部分につきましては、今後上田市を中心として作成されます共生ビジョンの中で、その内容を精査する中でビジョンの計画を立てていくということになりますので、その中で広域連合でやる部分と協定でやっていく部分というのをきちんとすみ分けした中で事業として取り組んでいくという予定でおります。

11番（円尾さん） 中身的には大体想像はつくわけですけども、そうなったときに、じゃあ、坂城町が上田市と構想を締結するときに、やはり坂城町にないものを求めていくということも非常に大事ではないかなと思うんですけども。

そういう点で、まずひとつは、私は提案していきたいと思うんですけども、今、多分、上水道にかかわる問題、県営水道の問題がそう遠くはないときに課題となって出てくるかと思えます。そうなったときに、やはり水源の確保とか、そういうことが非常に大事になってきます。だから、そういうことについて、やはり触れていく必要があるのではないかなというふうに思いますけれども、それはどうでしょうか。

それからもうひとつは、産業振興という形で産官学であったり、いろいろな形の中で主には産業が振興していくということで、やはりそこには働く人たちのことということは全然入っていないわけですね。今一番大事なところは、やはり雇用を確保していくということが本当に大事になってきます、いろいろな点でも。そういう中で、上田は勤労者福祉センターだったと思うんですけども、今度、連合から離れて上田が管理するようになる中で、雇用問題についてかなりここで重点を置いていきたいというようなことが話されています。そういう問題では雇用ということの連携も必要になってくるのではないかと思います。そういう具体的なことについてはどのようにお考えでしょうか。また入れていただきたいと思いますが、それについてどうお考えでしょうか、お尋ねします。

町長（中沢君） 上水道の関係については、これは県営でございまして、県に全面的な責任を持って対応するように求めてまいります。その上に立っての展開かと思えます。

それと産業の振興というものは、坂城町の方が先輩でございまして、そういう意味において産業を振興し、雇用を確保すると、これは大事なことでございます。どちらかという上小広域は、まだ求人倍率も低い方でもございますので、それはともに頑張っていかなければならない課題だと理解しております。以上でございます。

11番（円尾さん） 雇用についてなど大変な問題があります。確かに水源の問題は県営水道が責任を持てばいいんですけども、その向こうにある問題ということも考えていく、これを絶対頭の中に入れておいていただきたいというふうに思っています。理事者が交代というような話もありますけれども、そうではなくて、やはり自治体の継続性から考えてみても、そういう大きな問題というのはちゃんと継続されていけばいいなというふうに考えています。

それから、今日は私もTPPとか大変大きな問題、あと定住自立圏構想というのは国の形を変えたり自治体の形を変えたりしていくということについて質問をしてきました。大変難しい問題で論戦というのが難しくなってくるわけですけども、その中で意図したことが伝わったかどうか、ちょっと自分でもまだ反省することがたくさんあるなど、そんな感じを持っています。

特に私は、憲法9条が生かされる坂城町を、平和な坂城町を、憲法25条が保障するすべての国民が健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する、このことを町民の一人一人が実感できる坂城町になってほしい、そのことを願い、支えてくださった多くの皆さんに感謝をして終わります。

議長（春日君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前11時02分～再開 午前11時13分）

議長（春日君） 再開いたします。

次に、5番 山城賢一君の質問を許します。

5番（山城君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今月に入りましてですけれども、東京スカイツリーは中国の広州タワーの600mの高さを抜きまして世界一となったわけでありまして。着工から2年半あまり、記録を塗り替えて今月中には634mという目標に到達するという快挙であります。ご承知のとおり、スカイツリー建設地は既に一大観光名所となっております。坂城町もこういうところができるればいいなと思うんですけれども。

一方、国政につきましては、昨日もニュースでありましたように、新年度予算案につきましては年度内成立が見えたものの、予算関連法案の見通しはまだ不透明、あるいは主要閣僚の辞任という事態ということで、私ども地方にとりましても、その影響を憂慮するものであります。食品など価格上昇による住民生活の打撃や輸出主導による回復軌道を描き始めておりますけれども、景気後退と物価上昇が同時に進むスタグフレーションと申しますか、ささやかれております。

各自治体の11年度予算案を見ますと、産業、福祉、子育てに加え、雇用という生活機能の確保、加えて財政健全化への力も注がれております。

今定例会は4月の統一地方選を前にした私ども最後の任期の定例会となりました烏兎匆匆の思いがございますが、初日に町長からお話ございましたように、優良町村表彰を受賞されたわけでありまして。これを機会にして、さらに充実した坂城町として発展を願うものであります。

それでは質問に入らせていただきますが、同僚議員から定住自立圏についてご答弁いただきました。お答えは同じかなとは思いますが、よろしくお願いをしたいと思います。

1. 定住自立圏について

イ. これからの予定は

本定例会に坂城町定住自立圏形成協定の議決に関する条例の制定について上程がされております。定住自立圏構想推進施策の概要といたしましては、原則人口5万人程度の圏域の中心となる市と、その周辺の市町村が参加して構成する定住自立圏の形成に向けた取り組みの制度でありまして、これは平成21年度から本格的にスタートいたしましたわけでありまして。要件を満たした一定の都市機能が集積している中心市と、その周辺の市町村が医療、福祉、教育、産業振興、地域交通など協定を結んで連携し、その圏域全体の生活機能の確保や住民サービスの向上を目指して人々が定住できる圏域を形成し、地方から都市部への人口流出に歯止めをかけようというものであります。

地方圏への人口定住を促進するため、中心市の都市機能と周辺市町村の農林水産業、自然、環境、歴史、文化など、それぞれの地域の魅力を活用し、相互に役割分担して連携し、協力

することにより圏域全体で必要な生活機能を確保、一定の定住の受け皿づくりの形成に努めていくということでもあります。

その内容の仕組みといたしましては、中心市と周辺市町村が自らの意思によりまして1対1の協定を締結し、相互に具体的な役割分担を持ちながら施策を展開していくということでもあります。

昨年より構成市町村である上田市、東御市、坂城町、長和町、立科町、青木村の2市3町1村による上田市を中心とした定住自立圏の形成に向けて事務的な協議が進められてまいりました。定住自立圏をスタートさせるための手続などを定めた推進要綱により、周辺市町村の意向に配慮しながら、圏域全体の牽引についての中心的な役割を担うこととする意思の表明を、上田市が実現に向けて2月3日に中心市宣言をいたしたところでもあります。

中心市を宣言した市は、飯田市、上田市を含めた32道県の62市に上りまして、医療や産業振興などの連携策をもち込んだ協定を結ばれたのは29道県の49地域となったわけであり、参加市町村は延べ192と1年前の倍以上、23地域から倍に増え、地域の活性化を図ろうという取り組みが積極的に進められておるわけでもあります。定住自立圏の取り組みにあたり、議会の議決に関する条例の制定について、これから審議があるわけでございますが、これからの予定についてお伺いをいたしたいと思っております。

ロ. 相互連携とする内容は

先ほども答弁の中で、こういうことだということで3つばかりの主な内容が答弁ありました。推進要綱に定められた手続に沿いまして定住自立圏が具体的にスタートするわけですが、地方分権を尊重するという大きな特色があると思うわけでもあります。

定住自立圏形成協定に規定する取り組みにつきましては、中心市と周辺市町村が連携して圏域での暮らしに必要な機能の確保、圏域の活性化という観点から、さまざまな政策分野にかかわる連携は、それぞれ地域の実情に応じて柔軟に対応が求められるものと思っております。圏域内の人口定住を図る観点から、特に連携する具体的事項については、生活機能の強化、結びつきやネットワークの強化、圏域マネジメントの強化といった定住自立圏構想の3つの視点ごとに、各圏域の具体的な取り組みを1つ以上規定するというのをさきの全協でもって説明がございました。

さらに中心市では定住自立圏形成協定の締結で形成されました定住自立圏の圏域全体を対象に、圏域の将来像や協定に基づき推進する具体的な取り組み内容の定住自立圏共生ビジョンを策定して公表をしていくということでもあります。

圏域全体のマネジメントなどで中心的な役割を果たし、積極的に行政サービスを提供していく意思、行政分野、民間分野での都市機能の集積の状況、圏域の周辺市町村と連携できる取り組みの内容の提示により、周辺市町村とそれぞれ、先ほども話しましたけれども、1対

1で協定を結んでいくということであります。

中核的な役割を担う中心市には年間4千万円程度、同じくその周辺市町村には年間それぞれ1千万円程度配分されるということであります。例えばの例でございますが、観光振興などの取り組みを進めていくといった場合、圏域外からの民間人、あるいは行政の専門家等々起用して運営する場合、これとは別に人件費として1市町村当たり年間700万円の上限にして最長3年間の事業実施に対しての措置もあるということでございます。

町といたしまして、具体的にどのような内容で相互関係の協定を進めていくのか、お伺いをいたしまして1回目の質問といたします。

町長（中沢君） 山城議員のご質問にお答えしてまいります。

質問が定住自立圏についてでございます。先ほど円尾議員からの質問に答弁いたしましたこと、また質問内容もほぼ同じというようなことから、重複する面もございますけれども、大事な事項でございますので、ご答弁をさらに進めてまいりたいと思っております。

国では、お話のように中心市と周辺市町村の連携、役割分担により地方に必要な生活機能を確保し、圏域全体の活性化、あるいは人口の定住の促進を図るということで定住自立圏構想を推進しており、県下では飯伊、伊那の地域で、そういった具体的な対応が進められているところでもございます。

定住自立圏の形成に向けては、まず中心市が中心的な役割を担う意思を明らかにする中心市宣言、こういった圏域を私どもはこうするというを宣言いたすわけでございます。

中心市、これは5万人以上の都市で、常にいろいろな平素の流入人口が相当数あるということでもございます。いろいろ役割分担を、あるいはいろいろな内容をする中で1対1、というのは上田市と坂城町という1対1で議会の議決を経て提携するというところでございまして、広域の上田広域もオブザーバーとして参加いたしますけれども、それは背景の問題であって、1対1と、坂城町と上田市という独自なものでもございます。定住自立圏全体の将来像や具体的な内容、中心市と各周辺の役割分担等について共生ビジョンも中心市が策定していくと。そのビジョンに基づいて各町村がこの分野はということで進めるわけで、全体で進めるわけではございません。

上田市では2月3日に中心市ということで、当町と東御市、長和町、青木村、立科町の5市町村が周辺市町村ということで上田地域定住自立圏構想を実現すべくステップとなる中心市街地宣言をしたところでもございます。

この中心市街地宣言は上田市が圏域全体のまちづくりにおいて中心的役割を担うという意思を示すと。魅力ある上田地域定住自立圏の形成を目指すということで宣言したわけでございますが、あわせて周辺市町村の連携を想定する仕組みづくりでもございます。

町では上田市及び関係市町村と広域的な面で協議、検討を進め、相互の調整を図りながら

連携する分野、内容、役割分担等を上田市と提携してまいります。提携後は、協定と上田市が今後策定する圏域全体の将来像等を示した共生ビジョンに基づきまして、構成市町村が連携していく取り組みを今後進めるわけでございます。

相互連携の関係でございますが、現在、検討を進めている上田地域定住自立圏構想は、上田地域広域連合の構成している、先ほど申し上げました当町、上田市、東御市、長和町、青木村、2市2町1村と、それに北佐久郡立科町が加わっているということで、これは上田市にいろいろと経済的な、人口的な、そういう面に負うところがあるわけでもございます。

これからの市町村は経済や社会、文化、住民生活等において大変密接な関係がございます。当町では医療、産業、交通等の分野において上田市を初め上田地域の市町村と連携していくこと、これまた大事でございます。これまで連携を図った分野をより充実させていくという観点から、産業振興、地域医療、道路整備の分野において連携していくということが基本でございます。

加えて市町村職員の人材養成もございます。また職員が上田市に負けない資質を身につけるといふことも、これまた大事な課題だと、こんなふう考えております。

連携する分野でございますが、現在、上田市といろいろ個々に協議もしておるところでもございます。町としては、まず産業の振興の面ということ、その面では産学官の連携の推進、人材養成がございます。信大繊維学部や長野大学、さらには埼玉工業大学等との産業連携、加えて坂城高校を中心にした交流等々ございまして、こういった面に力を入れていきたいなと。そしてまた、テクノセンターとARECK、さらには内外に向けて発信する産業展等とともに頑張る必要があると、こんなふうにも思っております。

地域医療の面でございますが、ご承知のように現在、坂城町は小児の初期の緊急医療センターをとともに進めていると。上小医療圏の地域再生計画、県と信大、そしてまた上田地域とのかかわりの中で、この5年間に医療体制を充実させるということにも加わっているわけでございます。あわせて第2次医療圏が長野広域にございますが、2年前に上田広域の中にも坂城町の医療圏をとといった経過もございますので、医療面、市民の生活、医療に心配のない、できるだけ充実させるということへの連携も進めていく必要があろうと、こんなふう考えております。

道路の関係では、18号線バイパス、これからが勝負でございます。ようやく事業化が進められたということで、これを5年になるか、10年になるかの課題がございます。上田市といろいろと密接に対応しながら、できるだけ5年の中で、3年の中でという対応が求められているなと思いますし、また坂城町の面は割合整備されましたが、上室賀坂城停車場線の整備については上田市の方から強く協力を要請されているところでもございます。

あわせて人材養成につきましては、ただ単に職員ということよりも地域おこしの皆さんを、

そしてまた、坂城高校の志望者も上田広域の方から近年相当増えております。ひとつの交流のよりよいきっかけにもなりますので、そういった面も含めて進めていくことが大事だなど。もちろん図書館ネットワークも既に進めているところでもございます。そうした役割を、より強めてまいりたいなど、こんなふうに思っております。

坂城町が長野広域と上田広域の結節点にあると。長野広域の面では、いろいろ福祉の面を中心に介護保険の面もいろいろ進めているところでもございます。また上田広域の面では、図書館ネットワーク等あるいはまた、いろいろな広域的な面でのつながりも進めているところでもございますが、全国に広域連合が両方へ入っているというのは坂城町ただひとつでございます。加えて、ごみ処理や霊園、消防、し尿処理等、また下水道等は一部組合的なところでも処理しておりますし、高齢者の医療そのものも、これは全県的なものでもあるわけでございます。こういったそれぞれの仕組みが輻輳しておりますので、それをより明確にしながら上田市との中では自律のまちづくり、あるいは独自性を発揮できる、こういったまちづくりのひとつのチャンスととらえながら定住自立圏を進めてまいりたい。

この自立圏構想は5年がひとつの期限というか、範囲でございます。こういった中での処理ということも参考になろうかなと思っております。以上でございます。

5番（山城君） 今まで広域、それぞれ長野広域、上田広域、その中であって上田広域に関しての産学官、あるいはそれぞれの3分野については、その延長線だという先ほどの同僚議員の質問に対しての内容の、また答弁でありました。これが結局、先ほども同僚議員からございましたけれども、広域との絡み、すみ分けというのがなかなか、これから進めていかないと難しいのかなという理解はしております。

それで定住自立圏構想、これはマスコミでは結構これこれ、こうなっているよという新聞報道等では出ております。これについて定住自立圏といいますと、これはひとつの行政用語ですから、なかなか町民の皆さんにも一体合併なのかどうなのかという、そういう説明がなかなかされてもまた理解できない、あるいはこういった坂城町が今こういう方向で進んでいるよということについて、町民の皆さんにはどんな方向あるいは内容をもってお知らせをする機会を持っていくのかどうか。

いずれにしても、これについては6月の議会までに、予定としてはそれぞれ内容についてつめたことについての協定の内容について進めていくんだということでもありますけれども、いずれにしても3カ月の短期間であります。これについて町民の皆さんにも坂城町はこうやっていくよというような、そういう説明の方法ですね、どんな形でやっていかれるのか、お伺いをしたいと思います。

企画政策課長（片桐君） お答えいたします。

上田市との調整を図りながら、現段階では、ただ単に地域医療、交通とかという説明だけ

になってしまいますので、もう少し町民の皆さんに現段階よりも具体的な状況になったときに、そういった町民の皆さんにお知らせをしていくということは現在考えておりますので、その時期についてはまたちょっと今後の自立圏協議会の中で取り組みによってその時期を選んで、またお知らせをしてまいりたいというふうに考えております。

5番（山城君） 先ほどちょっとまた一緒にお伺いすればよかったんですけども、当然、市町村での職員の交流も、現在も広域では行われておるんですけども、広域とは別にこういった自立圏構想の中での職員交流、そういうことは広域とは別に実施していきたいというお考えですか。

企画政策課長（片桐君） 当然そういったことも共生ビジョンの中には組み込むことはできますけれども、その点につきましては、また今後上田市と調整を図る中で具体的な内容を絞っていききたいというふうに考えております。

ひとつ職員研修については、例えば上田市、坂城町単独ではちょっと、何と申しますか、お呼びするには大変な講師さんというような場合は上田市と共同でそういった研修も受けられるという、そういうことは当然今考えておりますが、職員交流については、今後上田市との調整の中でまた具体的に絞っていききたいというふうに考えております。

5番（山城君） 定住自立圏構想については、いずれにしても今回は向けての条例の制定でありまして、これからということですから、そういうことでお聞きをいたしましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

2. 小学校の英語必修化について

イ. 必修化を前にして

4月から小学校5～6年生の小学生の皆さん、必修となる外国語、英語活動、これについてでございますけれども、ある教育研究開発センターが調査をいたしました内容をお話ししたいと思います。

これは公立小学校の先生方を対象にいたしまして全国8千校を抽出して調査した内容であります。この調査の内容によりますと、全体の8割、小学校の高学年で年間35時間以上の英語活動を実施しております。その中で81%の担任の先生は、うまくいっていると。その内容についてはあれでしょうけれども、子どもさんとはうまくいっていますよということがありました。

しかしながら、その英語指導について「自信がある」と答えた先生方は3割ということでありまして、その68%、これは本音でしょうけれども、自信がないと。あるいは担任の先生それぞれ予定がありますから、62%がやはりその指導に負担を感じるということでもあります。加えて73%は専門の先生に教えていただくのがいいのではないかというお答えでありました。

今度、新学習指導要領の全面実施によりまして、今話しましたように小学校5～6年生の英語活動、これは聞く、話すなどコミュニケーション能力の養成ですね、これをしながら、その中であって学習環境を整えていこうという、そしてまた、子どもさんにとっては格差があるような指導ではいけないということで進められるわけでありまして。

もちろん当町におきましても、中学におきましては外国語指導助手ALTと学級担任の先生が組んで英語の授業を行うティーチング・ティーチャー、TTというんですが、こういうことを行うのが一番学習効果が高いと言われているわけでありまして。教材の開発や、また準備、教室での条件整備とか地域の人材の活用、あるいは中学校の連携など外国語活動の充実、どんなようなお考えで進めていくのか、お伺いをしたいと思います。

ロ. 英語活動の研修について

これにつきましても、先ほどの教育研究開発センターの調査によりまして内容を調べたわけですが、全体の8割の小学校が高学年で35時間以上の英語活動をしておりますけれども、先ほども言いました80%はうまくいっていると。指導も自信あるというのが3割という回答でありますけれども、先ほども話しました68%は自信がない、あるいは負担を感じるということでありまして、その中で英語指導を、校内研修ですね、これをやっているところが、一昨年から去年の夏までの統計だそうでございますが、平均で、その中で6.8時間しかやっていないと。中には全然、実際にはこの4月から入るんですが、以前にそういう研修をやっていないという学校が2割もあったということでありまして。英語活動の中心指導者というのは、やはり過去においては6割がALTの採用でもってやってきたわけでございますけれども、その内容を今回は、その指導にあたるのはALTより7割の人は、やはり学級担任の先生に勉強していただいて直接英語指導をした方がいいのではないかというお考えの先生が回答としておっしゃっておるということでございます。

授業の課題といたしまして、これから教材の開発とか担任の先生、あるいは準備、その時間も見ますと、約58%、大変だと。それからまた、もしお互いにALTの先生と、それから一緒にやっていく授業に関して打ち合わせする時間、これなんかやはり4割、時間をとられちゃうというんですね。そういうことを挙げておりました。

以前からもやっている小学校もあるんですが、これから新学習要綱によって英語活動が進められるわけでございますけれども、教育委員会として、これからどんな対応をなされていかれるか、お考えをお聞きして1回目の質問とさせていただきます。

教育長（長谷川君） 山城議員さんからのご質問にお答えをさせていただきます。

イ、ロと2つのご質問をいただきましたが、非常に関連していますので、経過をお話ししながら説明をさせていただきたいと思っております。

平成20年3月に新しい小学校学習指導要領が公示をされまして、この4月から完全実施

になります。23年の発表を受けまして、その実施をどういうふうにしていくかということで研究を進めてまいりました。21年、22年は新しい指導要領への移行期間ということで先取りをできる内容については先行実施をしてきております。

ご質問の英語活動であります。5年生、6年生に週1時間の学習が位置づけられております。目標は外国語を通じて言語や文化について体験的に理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、外国語の音声や基本的な表現に慣れ、親しませながらコミュニケーション能力の素地を養うというものでありまして、その指導をするのは学級担任であるというふうに文部科学省は言っているわけでありまして。

この指導要領を受けまして長野県教育委員会での取り組みをまず申し上げたいと思います。

新しく5～6年生の担任が英語指導ができるようにということで、まず各学校で英語活動の中核となる先生を決めていただきまして、その方に教育センターでの研修を積んでいただきました。その研修結果を中核となる先生が各学校へ戻りまして先生方に指導をしていくという形で先生方の力量を高めてもらうことがひとつであります。

もうひとつは、総合的な学習の時間の内容としましては、外国語活動も取り入れていいということになっておりましたので、既にこれを取り入れていた学校が幾つかあります。その中で指定校を決めまして、その学校の取り組みを研究発表会という形で伝達をする会を何回か持っております。多くの先生方が参観に行ってお勉強してきていただきました。

また文部科学省の方としましては、21年度から英語ノートという教科書をつくりまして、これは5年生用、6年生用とあるわけですが、希望校には無償で配布すると。それから、その教科書に準拠しました電子黒板を活用しての補助教材も文部科学省では作成して配布して、移行期から使える体制をとっていただきました。

町内の3つの学校におきましても、平成21年度から移行措置ということで英語活動を先取りして進めてまいりました。21年は、学校によって違いますが、年間20時間から35時間、22年度は全3学校とも年間35時間の英語学習の時間を確保しております。たまたま平成20年度から3年間の計画で学校支援地域本部事業という事業がありまして、この事業のひとつとして英語活動を支援するネイティブスピーカーの確保をお願いしました。先ほどご質問の中にもありましたような助手として担任の先生を助けるという形でのネイティブスピーカーをお願いし、学級担任がメインティーチャーとなって英語活動を進める体制をとってきております。

それから有効な機器と言われております電子黒板も22年度から各学校1台ずつ導入いたしました。これを使って既に英語活動を進めてもらっております。

今申し上げましたように先生方には幾つかの研修活動、あるいは移行期間中、授業を実際にやりながらの研究、研修を進めてきていただき、それからネイティブスピーカーとの連携

の仕方はどうであったらよいかとか、電子黒板の使い方等も学習を進めていただきまして、4月からの完全実施につきましては22年度はほぼ完全実施という形で進められてきておりますので、ほぼ順調に移行が終わり、完全実施できるというふうに思っております。

それから先ほど申し上げました22年度で切れてしまいます学校支援地域本部事業によりますネーティブスピーカーの配置も、23年度も5年生、6年生の全学級でほぼ毎時間ぐらいいお願いできるだけのネーティブスピーカーを確保する予算も町でつけていただきました。そんな面では4月から完全実施に入れる体制は整っているというふうに理解しております。

教科書としましては、今まで使ってまいりました英語ノート、これを引き続き使っていく予定であります。

次に中学校との連携の面でありますけれども、目的は小学校、中学校前半部分は同じですが、後半の部分では中学校には聞く、話す、読む、書くなどの基礎を養うという部分があります。小学校にはこの部分がありません。ですので、コミュニケーション能力をどう高めるかという部分での連携ということで、当面必要性を感じて進めてきております。

町の子どもたちはすべて坂城中学校へ進むわけでありますので、ひとつとしましては、3小学校の歩調をそろえることが必要であるということで、坂城町学校職員会という組織の中に英語（外国語）活動という研究部門を設けました。ここには小学校で主に英語活動を担当してくださる先生と中学の英語の先生が入って小中の連携について研究をしていただいております。学習内容の情報の交換でありますとか、中学校にいますALTの先生をどの程度各小学校へ派遣してやっていただけるかとか、あるいは中学へ行ったときの内容と小学校との内容をどう連携させるか等について研究を進めていただいております。これは引き続き今年度もこの組織を活用して研究を進めていく予定になっております。

今まで申し上げましたように各学校では一応2年間取り組んでまいりまして、その実績の上に立っております。4月からは円滑に英語活動の学習が進めることができる体制ができているというふうに思っておりますけれども、引き続きこれからも効果的な指導のための研究を進めてまいりたいと考えております。以上であります。

5番（山城君） 今、教育長から答弁いただきました。事前の準備から段階を踏んで今年新しい4月から準備万端だということを答弁いただきました。

これについて正式に今度、正確に小学校で5～6年生が英語活動に入るという中であって、保護者の皆さんには当然こうあるんだよという各学校サイドでそれぞれの動きがあると思うんですが、それについては保護者の皆さんにはどういうお話をされてこられたか、答弁いただければ。

教育長（長谷川君） 保護者の皆さんへの説明ということでご質問なんですけれども、特別、保護者の皆さんに3校そろってこういうふうに説明をしましょうというようなことでは取り組

んでまいりませんでしたけれども、今までの主には参観日等の中で、こういう英語活動を見ただけで機会であるとか、あるいは新しい電子黒板というようなものの紹介をする場というようなものは設けてまいっております。この辺につきまして理解を得るという意味でいいますと、新しく始まった中で5～6年生について、こういう学習を進めている場を見ただけのような機会をとるようなことについて、また学校の方へお願いをしてみたいと思っております。以上です。

5番（山城君） 私ども委員会で坂城中学校の英語活動の内容を見させていただきました。本当に一生懸命ALTの先生とともに一生懸命やっておりましたけれども、これが今度小学校からということですから、一層レベルが上がるように、それぞれご指導をお願いしたいと、こんなふうに思います。

それぞれ答弁をいただきました。今定例会、町の第5次長期総合計画基本構想について、あるいは国土利用計画、これは第3次坂城町計画でございますけれども、議案が上程されております。

町の将来像といたしまして「人がともに輝く ものづくりのまち」これは「共生の明日（あす） 自然・人・産業」がテーマでございます。町の未来を開き、築いていくために「生活と産業の基盤づくり」と「ともに生きる福祉と健康のまちづくり」それから「技術を高め明日を拓く（ひらく）ものづくり」と、それから「潤いのある快適で安全なまちづくり」それから「創造性と人間性を育むまちづくり」、最後になりますけれども、「自律と協働のまちづくり」ということが基本目標とされております。

坂城町からもいったん大都市へ就職したり、あるいは就学したりして生まれ故郷へ帰ってくるUターンとかJターンと申しますけれども、それとこれとは別に大都市の方の出身者で都会で就学したり就職してきたんですけれども、やはり地方の方へ住みたいと、移り住むIターンというU・J・Iターンという傾向がだんだんと各地方自治体でも強まってきておまして、働き手の地方定住あるいは地方活性化への期待が高まるように努力をされております。

少子高齢化社会の進む中にありまして選択肢として定住自立圏構想の形成は新たな自治体間連携の形でありまして、中心市と周辺市町村との協定を結ぶことにより行政能力が高まり、住民間の交流の活発化とともにお互いの関係が密接になってくるのではないかと考えるわけであります。

今年早々ですけれども、長年の懸案でありました坂城更埴バイパス、鼠橋以北の事業化についてでございますけれども、新規事業化として坂城町区間が採択され、来年度23年度から概略設計に入るということであります。これにつきましては長年の関係各位の皆様、本当にご労苦に敬意を申し上げる次第であります。たまたま町長在任中の大きな置き土産となっ

たわけであります。坂城町区間延長3.8km、総予算108億円ということでございますが、予定として平成38年度の供用を目指して事業を進めていくという予定をお聞きしました。私ども地域におきましても大きな期待を寄せているところであります。

最後になりますけれども、町長には私ども議員同様の任期がございます。助役2期、町長3期と20年にわたり町のリーダーとして町政の発展のために献身的なご尽力を、あるいはご活躍をいただきました。このご労苦に敬意と感謝を申し上げ、私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（春日君） ここで昼食のため午後1時30分まで休憩いたします。

（休憩 午後12時05分～再開 午後1時30分）

議長（春日君） 再開いたします。

4番 大森茂彦君の質問を許します。

4番（大森君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問を行います。

私は12月議会で町内の経済状況、中小企業振興等について十分な議論をしてまいりませんでした。時間がなくてできなかったんですが、今回再度質問いたしますので、どうかよろしく願いいたします。

1. 中小企業の振興について

日銀松本支店は3月4日、県内の経済動向について公表いたしました。それによりますと、長野県経済は改善の動きが一服した状態から徐々に脱出しつつあると、このように発表しております。町内下請け中小零細企業では、残念ながらまだそのような気配が見えていないのではないかと思います。早く仕事が回ってくることを期待するものであります。

イ. 制度資金の状況は

金融機関に対し、中小企業の借入債務の条件変更積極的に講ずるよう、それを求める中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律、中小企業金融円滑法が2008年から実施されています。リーマン・ショック以後の大きな経済的変動の中で、このような措置が行われてまいりました。金融円滑法が1年間延長されることになりました。これは中小企業業者の強い要望でこのように決定されたわけでありまして。融資の返済条件の変更の状況、町内ではどのようになっているか、お伺いいたします。

次に緊急保証制度であります。

緊急保証制度は、もともと原油、原材料などの資材高騰の影響で売り上げが減少した業種を対象に2008年10月にスタートいたしました。その後、金融経済危機への対応として政府は2010年2月から業種の指定要件を緩和し、中小企業のほぼ全業種にあたる82業種を対象として実施してきております。

この緊急保証制度、これがこの3月で打ち切りとなります。今回の打ち切りで国は業種指定要件を元に戻すというふうに言っております。これにより対象業種は82から約20業種にまで縮小すると言われております。これまでは減少する業種数があまりにも大きいため、国においては、この4月から9月までの半年間、激変緩和として代替策がとられることになりました。この代替策でも対象となる業種は48業種となり、業者対象が大幅に縮小されます。町内企業に大きな影響があるかと思いますが、この対応について町としてどう判断されているのか、お尋ねいたします。

ロ. ものづくりネットワークについて

今日、町内の中小零細下請け企業は、円高、親企業の海外展開や長引く経済不況で事業所得の低下による後継者不足、経営者の高齢化など中小零細企業の経営と暮らしは深刻になってきております。本業だけでは生活ができず、副業的にアルバイトに出るという状況にもなっています。毎年年末に工業統計が実施されております。この町内の企業の動態状況はどのようなになっているか、お尋ねいたします。

また町内の中小零細企業への支援として、町の担当職員による事業者への要望や意見などを聞くために直接出向いて、このような皆さんの要望をぜひ聞いていただきたいというふうに思います。そして、その要望について実施できるものについて政策として施策に生かしていただきたいというように思うわけですが、このような活動をぜひお願いしたい。それについてどう対応されるか、ご答弁を願います。

それと今日、中小零細企業を取り巻く経済状況で異業種や同業種あるいはそれぞれ地区の地域工業会などが組織されたりして、ものづくりグループの動きが一部に出てきております。産業と技術が集積されておりますこの坂城町の強みを生かし、中小零細企業の育成とネットワーク化を働きかけていただきたいと思います。これについて今後どのように対応されるのか、お尋ねいたします。

ハ. 中小企業基本条例の制定を

国では2010年6月に中小企業憲章を閣議決定いたしました。この憲章では、中小企業は経済を牽引する力であり、社会の主役であると位置づけ、難局の克服への転換を求められるこのような時代にこそ中小企業は、その大いなる担い手であるとの基本理念をうたい、国の総力を挙げてどんな問題も中小企業の立場で考えていく、このことを明記しております。国はこの憲章を今後の中小企業政策に生かしていただきたい、このように期待をするところでもあります。

そして町では昭和58年に商工業振興条例を制定し、産業振興に大きな貢献を果たしてきております。町内の基本的な産業振興政策として中小零細企業育成について、あれこれのような場当たりの対応がよく見られるわけですが、町として産業振興について基本方針を明

確にした取り組み、これが求められているのではないかと思います。中小企業憲章に基づく中小企業支援の具体化として町商工業振興条例を見直し、技術指導、新製品開発、後継者育成、ものづくりネットワークなど、これらをもり込んだような中小企業基本条例の制定はできないか、お尋ねをいたします。

以上で1回目の質問といたします。

町長（中沢君） 大森議員のご質問にお答えしてまいります。

中小企業の振興ということでございます。私からは工業の全体的な振興の面についてお答えいたします。

これまで坂城町の工業は、機械、金属加工を中心にした多種多様な技術を持った企業の技術集積や独自の技術、そしてまた創意工夫による高精度の複雑な加工による低コスト、短納期化という、そういった対応のできる企業の皆さんのご努力によって発展してきたところでございます。そしてまた、国際競争や産業構造の変化への対応ということで、技術開発、人材養成などの支援をする、そういったテクノセンターやテクノさかき工業団地、創業支援施設B・Iプラザ、そして勤労者福祉センターなどの整備を進めまして工業基盤の充実を図ってきたところでございます。坂城ならではの対応と自負しております。

また中小企業の人材確保や共同受注を行うテクノハート坂城協同組合や企業の国際化を支援する坂城国際産業研究推進協議会、信州大学繊維学部、長野大学、埼玉工業大学などと大学の知と企業をつなぐ坂城産学官連携研究会、中小企業に勤務する労働者の福祉充実を図る更埴地域勤労者共済会の設立など、ソフト面でもさまざまな取り組みをしてまいりました。

しかし、国際競争力の激化、産業構造の変化、少子高齢化の進展など企業を取り巻く環境は、ますます厳しくなっております。

本議会におきましても、第5次長期総合計画においても、新たな分野を開拓する工業振興として坂城町の工業が今後も発展していくためには、企業の技術革新や経営改革の革新の支援、企業立地の推進、創造的ものづくり、人材育成などを積極的に展開すべきであると位置づけているところでもございます。

そしてまた、今年度、2012年、諏訪、松本などで開催される技能五輪と相まって新たに坂城WAZAパワーアップ事業を立ち上げ、小・中学生へのものづくりの教育や技能表彰制度の創設、新商品・新技術開発のための各セミナーの展開を進めているところでもございます。今年度も引き続き将来の坂城の工業を担う人材の育成を図るべく、坂城高校2年生の選択科目にものづくりの授業を取り入れ、テクノセンター、企業の現場に携わる皆さんが講師となって、ものづくりの基本、ものづくりの楽しさを学ぶ授業をスタートさせることとしております。

今後も引き続き、町はテクノセンター、テクノハート、商工会等を軸に、国、県、大学や

公的機関の連携を強化して企業の支援を行っていくことが坂城町の工業振興、さらにその発展につながるものと理解しているところでもございます。

以下、具体的な対応につきましては産業振興課長の方から答弁させます。

産業振興課長（宮崎君） 私から中小企業の振興について、項目に沿って順次ご答弁させていただきます。

まず制度資金の状況からでございますが、この中で金融円滑化法について答弁させていただきます。

平成20年度秋以降のリーマン・ショックによる世界的な金融危機の影響によりまして世界規模で経済活動が縮小し、国内においても企業の規模の大小にかかわらず、業況、資金繰りなどが大幅に悪化いたしました。このような状況を受けまして国では21年12月に中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律、いわゆる中小企業金融円滑化法を施行したところであります。

この法律は、議員さんも言われますように、23年3月までの時限立法として施行されたものでございますけれども、金融庁は、このところの国内の経済状況は足踏み状況にあり、中小企業者などの業況や資金繰りは改善しつつあるものの依然厳しい状況にあり、今後も貸付条件の変更等に対する需要は一定程度あると考えられるといたしまして、今後、金融機関が貸付条件の変更等を行っている間にコンサルティング機能を発揮し、中小企業者の経営改善が着実に図られ、返済能力の改善と将来健全な資金需要につながるといった流れを定着させる必要があるということから、法律の1年間延長を決定したところでございます。

ご質問の金融円滑化法に伴う融資の返済条件の変更状況ということでございますけれども、町内の4つの金融機関において返済額の減額や借り換えなど金融化円滑法に伴う融資案件として、昨年4月からこの1月末現在までで合計約500件ほどが取り扱われております。

町内の各金融機関におかれましては、金融円滑化法に金融機関の努力義務として示されているところの中小企業者、または住宅ローンの借り手から申し込みがあった場合には、できる限り貸付条件の変更等の適切な措置をとるよう努めるという規定項目に従いまして融資の相談事案について極力対応をしていただきまして、同法の趣旨でもありますコンサルティング機能を十分発揮し、中小企業者の経営改善などへのアドバイスをし、事業所から相談に対して初めから断るケースはまずないということも、そんな状況でもございます。

今後も同法の趣旨に沿って取り込みを進めていただけるものと考えておりますし、要望してまいりたいと考えております。

続きまして、景気対応緊急保証制度についてお答えいたします。

以前より中小企業の資金調達の方法として、セーフティネット保証制度において国により業況が悪化している業種と指定され、その定められた業種を営む中小企業者が市町村より売

り上げ減少していると認定を受け、県、町の制度資金を含めて金融機関から資金調達を行う仕組みがございました。

しかし、先ほども申しましたように、20年度秋以降リーマン・ショックによりまして業況が悪化し、資金繰りに困窮する中小企業者が増えたため、セーフティネット保証制度後も業況が悪化している業種について、国においてその業種を段階的に拡大し、現在においては例外業種を除きまして、ほぼ全業種が対象業種となって、また市町村にて認定する基準も緩和されてまいりました。その業種を営む中小企業の業績が悪化した場合、セーフティネット保証制度の5号と認定されまして、低金利で信用保証協会の100%の保証を受けて資金調達が行え、当座の資金調達として大変有効な手段となっております。

この業種などを拡大する緊急保証制度につきましては、平成21年度末で終了の予定でありましたが、景気の回復等が鈍く、平成22年度の1年間を景気対応緊急保証制度として期間を延長してまいりました。しかし、1年間の延長という期限であるために、この3月末をもって終了し、平成23年度から新しい基準において業況が悪化している業種の指定を国が行うこととなります。

新基準は平成23年度の上半期、4月から9月と10月から24年3月までの下半期で認定条件が異なるとされております。

変更される業種の指定条件の一例を申し上げますと、現行において「最近3カ月の売上げが前年の同期比で3%減少し、かつ最近月が前年同期比で5%以上の縮小」とされているものが、23年度下半期においては「最近3カ月の売上げが前年同期比で5%減少し、かつ最近月が前年同期比7%以上の減少」と改められまして、現在のほぼ全業種の対象と比べると業況が悪化している業種と指定される業種が減少されてくるものと見込まれております。

市町村が行う各事業数の売上げ減少の認定基準につきましても、23年度から変更されることが予測されますが、私どもへの説明会が今月24日に予定されておりますので、詳細につきましては、それ以後でないとお示しできない状況でもございます。

次に、当町において、いわゆる5号認定を受けて金融機関から資金調達を行っている中小企業の状況であります。平成21年度は178社が認定を受けておりました。平成22年度につきましては、この2月末現在で99社と減少しております。指定業種が減少しますと、町内の中小企業の業種が指定業種の対象外となる可能性が出てまいりますが、業種の指定は国が行いますので、町といたしましては、指定業種の状況を注視し、対象外となった事業所などにおいても町や県の制度資金などを有効に活用していただくよう努めていきたいと考えております。

次に、ものづくりネットワークについてお答えいたします。

町内企業の動態状況ということでございますが、毎年実施されております工業統計調査の結果を見ますと、町内の事業所数は平成3年の375社をピークに減少に転じておりまして、平成21年には254社ということで、年平均6社から7社の減少という状況でございます。

製造品出荷額につきましては、平成19年の1,917億円をピークに平成20年が1,736億円、平成21年が876億円ということで、2年連続の減少となりまして、特に21年は対前年比50.4%という過去最大の下げ幅となってしまいました。

町内事業所においては業種によりさまざまでございますが、おおむねリーマン・ショック前の7割から8割方戻ってきていると。さらにそれを超える分野もあるというお話を伺う一方で、リーマン・ショックで落ち込んだ受注、生産が回復しないというお話もあります。

また輸出関連企業において生産量が予想よりも増えているにもかかわらず、円高による為替差損によって赤字となっているということで、円高の長期化による影響が懸念されているところでもございます。

平成22年調査は現在、県及び町において集計中ではありますが、町独自集計を行っております従業員3人以下の事業所につきましては、事業所数が21年、108社に対し、22年は111社の見込みで、前年と比べると3社増えていると。製造品出荷額は21年、約10億円に対し、22年は約13億円の見込みで、前年に比べて3億円増えているということでございます。

なお、従業員4人以上の事業所の結果については、県から9月ごろ速報値として公表予定となっておりますが、町全体といたしましては、前年に対し、事業所数は若干の減少、製造品出荷額は増加見込みということで予想しているところでございます。

最近の県内経済情勢については、景況感は下降傾向にあるものの、雇用や所得では厳しい状況が残る中、緩やかに改善されているとされておりまして、企業収益は22年度通期において増益見込みでございまして、設備投資においても増加見込みとされておりますが、当町においても同様な動きになるものと考えております。

担当職員による零細企業への訪問活動というご質問がございましたが、これにつきましては、必要性については非常に感じているところでございますが、各企業への個別訪問ともなりますと、人的・時間的な部分もございまして、町単独で行うということは今のところ考えておりません。

現在のところ企業からの要望や意見の聴取という部分におきましては、町、商工会、テクノセンター、テクノハートによる関係4団体において企業の相談に対応する体制を整えて、いずれかのところでも話があれば横の連絡を使って対応をさせていただいているところでございます。

また1月からテクノセンターでは栗林理事長を先頭に矢島センター長、植木顧問による企

業訪問を行っております。年度内に60社訪問を目標に現在まで40社を訪問されたということで、限られた時間ではありますけれども、積極的に企業を訪問され、現状について伺っているということでございます。

この訪問の結果については、個々の企業の相談事項、もちろんマル秘という秘匿というのが原則でございますけれども、政策展開等に反映される、そういう資料的なものであったり、そういうものは意見や要望については産業政策等へ活用すべき問題として、事柄として私ども当課へもご連絡いただくようお願いしてございます。

次に、ネットワーク化につきましては、ネットワーク化については大きく2つの部分が考えられるというふうに思います。

まずひとつは、さきの2月4日の信州経済講演会でお招きした俯瞰工学研究所代表の東京大学名誉教授の松島先生のご講演でもありましたように、今後の地域産業活性化に必要な企業の有するネットワーク化、関係企業、後継者等のネットワークづくり、こういったことを検討していくと。

それともう1点は、町内の本当に小さい企業間あるいは大きい企業という部分、かつては無尽というようなことの中でもネットワークされていたものが最近希薄になってくるという部分でございます。なかなか厳しい中、あるいは技術力のアップ、やはり単独だけではなかなか進まない話もあろうと考えておりますので、これについてもネットワークが図れるよう関係団体と連携して研究してまいりたいと考えているところでございます。

次の中小企業条例の制定ということでございますが、中小企業基本条例は、中小企業振興基本条例として制定されている自治体が多いとお聞きしている条例でございますが、内容といたしましては、目的、定義、中小企業の基本的な方向、自治体の責務、中小企業者の責務、住民の責務などが最低限もり込まれる条例となっているということです。

当町におきましては、商工業振興条例が整備されておまして、基本的な部分につきましては、中小企業基本条例と同じ部分という部分でございます。いずれの条例といたしましても、自治体内の事業所などの振興策の根拠条例となっております。当町におきましても、商工業振興条例において中小零細企業も含めた町内事業所の振興策について定めているところ です。

また条例の名称につきましては、町内事業所の中には中小企業基本法で示されております中小企業に該当しない規模の事業所もありまして、これは検討を要する部分であろうというふうに思います。

いずれにいたしましても、町内事業所などの振興策について定めている条例でございます。今後も調査研究等を進めていきたいと考えております。以上です。

4番（大森君） 制度資金等について金融円滑化法、あるいは緊急保証制度、これらを利用され

ている方というのは多くいらっしゃるということ、やはりこれは坂城町の企業にとっては本当に大事な制度であるということ、今年度打ち切りということになってきて、10月からまた元に戻されるということになるわけですね。そうしますと、また融資のハードルが高くなるということになります。これについて町としても国へきちっと働きかけていっていただきたいというふうに思うわけでありませう。

また融資等についてセーフティネット保証などで借り換え等の返済条件の変更、これで500件ほどできているということであるんですが、変更ができなかった事業所がどのぐらいの件数あるのか、そして、その辺の状況は現在どういうふうになっているのか、わかればご答弁願いたいというふうに思います。

また融資の対象外になったところに対しては、低利を続けていくということをぜひ進めていっていただきたいということで、それについての今後の取り組みぐあいについて、低利では借りる状況が1.8%借りられるという状況があるわけですが、これが終わればまた元に戻ることがあります。ですから、この低利を続けられるように、ぜひそういう施策を実施していっていただきたいということであるんですが、それについてのお考えをご答弁願いたいというふうに思います。

また、ものづくりのネットワーク化でありますけれども、特に今、結構組織化が動いてきて組織化されているところがあるわけですね。先日、商工会の青色申告会の皆さんで異業種のグループがちょっと動き出したということで、紙のデータベース化がありましたけれども、あるいは千曲民商で行っておりますテクノセンターを使った異業種の研究会等あるわけですが、こういうところの支援、積極的に参加されている団体では支援が行き届いてくるわけですが、なかなかテクノセンターを利用されない、あるいは産業振興の方でキャッチできないところは支援を受けられないというのがありますので、アンテナを高くして、こういう異業種の皆さん、あるいは同業種、あるいは地域工業会の皆さんの取り組みぐあい、活動状況について、きちっと仕分けをしていただきたいというふうに思うわけですが、それについて、特に地域工業会は結構長く続いてきているんですが、お話をお伺いすれば4地区では現在も継続されているということと、あと数カ所では解散されたという話も聞いております。こういうことについて、特に産業振興で継続している理由なり原因なり、一体どういうところが継続の理由なのか、また解散されたところは何が原因で解散になっているのか、こういうところをやはりきちっと検証していくということをしていかなければ次へのステップにはいかないのではないかと、このように考えます。これについてのご答弁を願いたいと思います。

次に、中小企業の基本条例についてですけれども、行政の責務だとか住民の責務、あるいは事業者の責務等もあります。こういうところについて現在の商工業振興条例、町のこの条

例については、中心は補助だとか、あるいは利子補給だとか、こういう点での財政的な支援というのが条例を見ましても中心的であります。やはりもっと全面的に、基本的に中小企業の振興をどうしていくかというソフト面まで含めてきちっと条例として制定していくことが、今後の取り組みとして坂城町の産業振興に大きな役割を果たしていくというふうに考えるわけです。

1度に全部ちょっと行いましたが、次の点もありますので、簡潔にご答弁願いたいというふうに思います。よろしくお願いします。

産業振興課長（宮崎君） 幾つかご質問をいただきましたので、順次ご答弁させていただきます。

まず中小企業の金融円滑化法に伴いまして、借入れ等変更できなかった事業所数についてということですが、これについては、誠に申し訳ございませんが、そこまでは調査してございません。結局、金融機関さんでのそれぞれの対応ということですが、把握していない部分もあるわけですが、ただひとつ言えることは、やはり町内の金融機関さんにつきましても、やはりその中で中小企業さん、小さい企業さんを、確にお金は貸している、融資をしているわけですが、できるだけ救っていかうというのがやはり法の趣旨でもありますし、それに沿っていろいろなコンサルティングを進めていただいているものと理解しております。よく、かつてはなかなか厳しくなると融資等も貸し渋りだとかという、そういう時代もあったようですが、私はいろいろな金融機関さんと話している限りは、どうしてもだめな部分というのはそれはあるかもしれませんが、基本的にはいろいろなお話を聞く中で相談しながら進めていただいているものというふうに理解しているところでございます。

次に、融資の関係で1.8%の低利ということで制度がなくなった後、融資環境をよくするという部分ですが、これについては私どもの融資制度につきましても、基本的には県の融資と連動しているというのが原則であります。そうは言っても弾力的な運用の中で、さきの話ではございませんが、それぞれの企業に少しでも有利になるようにお勧めしているという部分でもございます。利率等新しい制度については、また、その時点の中でどうしていくかというのは研究していく必要はあると思いますけれども、今日までについては、そんなことで私自身決して他の市町村に劣っているものだというふうには思っておりませんので、これからもそのように進めていければと考えるところでございます。

次に、ものづくりネットワークに関しまして、なくなっている地域の工業会が3つあるんだというようなお話でございます。そもそもこの地域の工業会については、今、商工会がいろいろな部分で指導している部分でございますが、立ち上がりはやはりそれぞれの地域の中での親睦と、それが主にあったということで、やはり地域の中の企業さんも数も少なくなってきたりまして、中心的な役を引き受けているところもなかなかかつてのように高齢化等

の中で進んでいかないものというふうに認識しております。これにかわる、これの延長線にあるのか、無尽という組織もございましたが、これの活動についても、だんだん少なくなってきたのではないかと、これは推測ですが、しているわけです。

いずれにしても、やはり横の連携というのはいろいろな部分で重要と思います。ただ、テクノセンターができてテクノハート坂城協同組合もできてきて、それにだんだん、シフトまではしていないけれども、その影響もあるというふうに考えております。いずれにしても関係団体と連携をとりながら、それらについても把握するなり、今後ネットワークが図れるように研究してまいりたいと思います。

それと中小企業基本条例の関係でございますけれども、これにつきましても、基本的には企業振興をするための、私どもの条例は、例えば補助事業ですとか、融資ですとか、それをベースに取りまとめています。したがって、確かに中小企業の内面的な、何と申しますか、仕組みですとか、理念だとかということまではなかなかうたっていない部分でございますけれども、これにつきましても、基本的にこれによって中小企業の皆さん、大手さんも含めてですけれども、救われている部分と融資等あるいは補助金等については大企業は除かれていますと、こういうような部分もあるわけでございまして、基本的な方向は、私はこの条例も決して劣っているわけではなくて、むしろ先進的に取り組んできた条例ですから、それは評価していいものだと思います。

ただ、一連の中で、やはり見直すところは見直しながら進んでいくというのは、これは基本でありますので、そこらについても研究を進めていくことが重要だと考えておりますので、それについても取り組んでまいりたいと思います。以上です。

4番（大森君） 個々ご答弁いただきまして、やはり一番は中小企業基本条例をきちっと制定して産業振興にどうあたっていくかということに尽きるのではないかとというふうに考えます。これについては、また今後ここへ立つ機会があれば、また提案し、また政策について議論していきたいというふうに思うわけであります。

それでは次の質問に移ります。

2. 坂城駅の整備について

イ. エレベーター設置を

しなの鉄道坂城駅にエレベーターの設置をぜひお願いしたいということであります。

今、坂城駅にエレベーターが欲しいという要望が多くの方から寄せられております。階段がにくくて1段ずつ数えて上がっていると、こういう高齢者の方もいらっしゃるし、また「少しのお金なら出すから、ぜひエレベーターを設置してほしい」というふうに懇願される方もいらっしゃいます。こういった方々が遊びや旅行に出掛けるための要望だけではなくて、毎日のように病院へ出掛けるための坂城駅を利用している皆さんであります。エレベーター

ターがないばかりにタクシーを利用している方が多くいるというふうに聞いております。22年6月議会でも一般質問がされていますので、しなの鉄道の今後の5年間の設置計画とか、しなの鉄道が本来やらなければならない整備や改修、駅業務も町が負担している等々の答弁がありましたので、これについては細かくは申し上げません。特にエレベーターをつけていただきたい、これについて、その後どのように検討されたか、お尋ねをいたします。

ロ. 駐輪場の整備と管理について

町の玄関口であり、町の顔でもある坂城駅の駐輪場の自転車が将棋倒しのように横転していたり、また乱雑な置き方になっている、これを見るたびに気になる場所です。利用される方のモラルが一番の問題であると、ここはよくわかるわけですが、横転しない対策や置き方の指導、こういう指導はできないか、お尋ねをします。これで1回目の質問を終わります。

建設課長（荒川君） 私からはイのエレベーターの設置から順次ご答弁を申し上げます。

エレベーターの設置につきましては、高齢者支援や交通弱者と言われる方々への配慮、そして公共交通機関であるしなの鉄道の利用促進を図っていく上からでも大変重要な問題であり、ご要望の趣旨を踏まえながら鉄道事業者であるしなの鉄道に働きかけを行ってまいりたい、このように考えております。実際には、しなの鉄道が事業主体となるわけでありまして、計画を定め、国や県への補助金の申請、町の財政支援やしなの鉄道自身の財源確保等々の問題があり、なかなか具体化には至らない、そんな状況でもございます。機会をとらえながら、しなの鉄道の社長、そして専務の皆さんとも面談をすることで、そういった要望も直接お伝えをしているところでございます。

しかしながら、坂城駅の管理自体なかなか委託という状況でままならない、そんな状況の中ではございますけれども、機会をとらえながら今後についても要望を行ってまいりたい、そのように考えております。

続きまして、ロの駐輪場整備と管理についてであります。坂城駅の駐輪場については、平成18年度に財団法人日本自転車普及協会の助成事業により整備をしたもので、年間登録による屋根付の駐輪場が177台、無料の駐輪場50台ほどがそれぞれご利用いただける状況になっております。

現在、登録制駐輪場の利用は116台で、まだ受け入れには余裕がある状況で、実際に年間登録のご利用いただいている方であっても時間的に忙しいことからでしょうか、駅前の空きスペースに置いてある状況も多々見受けられます。「広報さかき」3月号にも掲載してありますが、平成23年度の登録駐輪場のご利用とあわせまして通路等に置かないよう、定められた場所への駐輪や余裕を持って出掛け、駆け込み乗車をやめるなどマナーの啓発を行っているところであります。

加えて新年度の登録に先立ち、長期間止めてあると思われる自転車については、この2月に張り紙を行い、所有者の表示のあるものについては片づけのお願いをしております。所有者がわからないもので防犯登録をしてある自転車については、町交番へ連絡をして整理に努めているところです。

いずれにいたしましても、施設的には余裕がある中で新たに無料駐輪スペースヘラックの設置という施設整備より、駅は町の顔であり、公共の場というご認識と、お互いに気持ちよく利用できますよう、マナーの周知について図ってまいりたい、このように考えております。

4番（大森君） エレベーター設置は、しなの鉄道が計画をして財政を確保してからということであるわけですが、私もいろいろと調べたといいいますか、考えたんですが、まず各自治体に1カ所ずつ主要な駅のエレベーターを設置するというのでやっていきますと、軽井沢とかそれぞれ始まって坂城町の坂城駅まで含めまして4自治体4駅でいいんですよね。

なぜこれでいいのかということですが、これは実際、全部循環バスとか地域内の交通を調べましたら、みんな主要な駅はみんな止まっているわけですね。そこへ発着したり、あるいはそこへ寄っているということで、その自治体の方は自治体のバスを使ってその駅まで行けるということでもありますので、この4駅について早急に設置していただければ、あと残りの9駅については余裕を見ながらいいいますか、そんなに急いで争って、どこが先につけるかということをする必要はないのではないかと。その計画を早くつくっていただくということが、それぞれの駅を利用する皆さんにとって本当に便利になるのではないかとこのように考えるわけです。それについて、しなの鉄道にぜひ交渉、要請をしていただきたいと思いますというふうに思うんですが、それについての対応をご答弁願いたいと思います。

また駐輪場の点ですけれども、基本的にはやはりモラルしかないということであるわけですね。

ところが、私、千曲駅へ行ってきたんですが、非常にきれいな駅なんですけれども、ここでは無料なんです、駐輪場。あの長い距離、2カ所ありますが。駅員にお聞きしまして、これは無料だということで、ところが整然と置かれているわけですね。これは一体どういうことかなと、ちょっとわからなかったんですが、全部屋根がついております。大体自転車5台ぐらいのところには柱が立ってまして、傾いても5台ぐらいが柱にちょっと寄り掛かるぐらいで、横へ将棋倒しのように横転しているというふうにはなっていないわけですね。それだけでも遠くから見れば気持ちがいいものですよ。そういう対応を今後やっていくことが、まずモラルもそうですけれども、そういうふうにならない対応をきちっと行うということ、それはそんなに費用はかからないというふうに考えるわけですが、これについて、そういう対応、そしてモラルがきちっとできないようであれば街頭指導するしかないのではないかとこのように私は思うんですが、その2点、駐輪場の点の2点あわせてご答弁願いたいと思

ます。

建設課長（荒川君） 先ほどのエレベーターの設置に関してでございますけれども、各自治体に主要駅1つずつのエレベーター設置というご提案でございます。

現在、しなの鉄道の方では平成22年度から、しなの鉄道の総合連携計画というものを樹立いたしまして鉄道利用の低減に歯止めをかけたいと。それには乗りやすい、親しみやすい列車の運行でありましたり施設整備、こういったものを総合的に計画に定めて逐次事業化を図ってまいりたい、そのようなぐあいで現在進んでおります。

しなの鉄道総合連携計画の中で現在エレベーターの設置の計画があるのは、以前にもお話を申し上げてございますが、軽井沢と小諸の駅でございます。利用者のアンケート等の数値から見てみましても、これはアンケート上のお話でございますが、ただいま申し上げた駅が利用者の高齢化の率が他の駅に比べて高い。したがって、駅舎の改修とあわせながらエレベーターの計画も前倒しという形でございましょうか、組み入れられているというのが現在の状況かと思えます。

先ほどの繰り返しになりますが、坂城駅につきましても明治創業当時の直営の駅ということが現在委託を甘んじている、そのような状況もぜひ改善をお願いいただきたい。また町民の皆さんから駅利用に向けてバリアフリーの対策、こういった観点からもエレベーターの設置というご要望をいただいております。これらにつきましても機会をとらえながら、しなの鉄道の方へ、また活性化協議会という各沿線自治体で組織をする会議もございます。そういった場をとらえながら要望を進めてまいりたい、そのように考えております。

それから駐輪場の関係でございますが、現在、登録の駐輪場は年間登録2千円ということをお願いをいただいております。これは料金をいただくことが目的ということではございませんけれども、そうは申しながら平成18年度に補助事業を取り入れて整備をしてある、そういったものでございますので、またそちらの空きが現在かなりございます。また登録をしてあってもご利用がいただけていない、そんな状況もある中では、ぜひそちらを積極的にご活用いただく、そんな仕組みも大事ではなからうかなと。どうしても朝のお忙しい時間ということがございますけれども、通勤・通学で駅を使われる皆さん、どうか駅は公共の場所ということでもございます。ご自分の自転車も大切になさっていただいたり、もし転んでいる状況があれば各自が気をつけて直していただく等々、やはりみんながこの町をきれいにしていく、そういった取り組みも大事ではなからうかなと、そのように考えております。以上でございます。

4番（大森君） エレベーターの件ですけれども、現在設置されているのは軽井沢、信濃国分寺、上田、千曲、屋代高校前ですかね。今後5年間、小諸と中軽井沢ということなんですが、軽井沢には循環バスのような公共バスは両方へ寄っているんですよね。ですから、そういう対

応ではなくて、今提案したような対応をやっていただければ、坂城の方が千曲市へバスで乗り入れに行くというのはなかなかできないですよ。だから、そういう意味でいけば、その自治体内に住んでいらっしゃる方は主要駅へ必ず寄るわけですから、そういう対応をきちっとやっていっていただくという要望をぜひ強く求めていっていただきたいというふうに思います。

また駐輪場の件ですけれども、毎日通勤・通学する方は、それで使う方々は有料のところでも必然的にそうでしょうけれども、お医者へ行くような方で本当に時々利用されるという方については、やはり無料の屋根のないところに止められるということであるんですが、でも、そういう方々に対しても屋根ぐらいつけてあげてもいいんじゃないですか。そういうところへ柱もきちっとつけてあげれば、そんなに大きな横転はないというふうに思います。

またモラルの点で街頭指導しかないのではないかというふうに私さっき申し上げましたが、これについてご答弁ありませんので、どういうふうにされるか、やらない方がいいのか、やった方がいいのか、その辺についてまたご答弁願いたいというふうに思います。

建設課長（荒川君） エレベーターの設置の件につきましては、先ほどのご答弁とも重なりますが、しなの鉄道自身の事業計画、連携計画に折り込みながら、財源の確保、補助金等の関係でございまして、私ども自治体の負担、こういったものも当然生じてまいります。そこらにつきまして計画をつめながら具現化に向けて取り組んでまいりたい、要望を進めてまいりたい、そのように考えております。

それから無料の駐輪場についても屋根の整備をというお話でございまして。また街頭整備というお話もございまして、やはり繰り返しになりますけれども、現在まだ登録の駐輪場がかなり空きがございまして、登録をされている方も実際には外に置いて行かれる状況が多々見受けられている、そのような中では、ぜひ定められた場所に登録をいただいて、定期的にご利用される方につきましては、ぜひ登録駐輪場のご活用をいただきたい。また時々ご利用される皆さんにつきましても、無料の駐輪場が気持ちよく使えるように、そちらのスペースをあけておくような取り組みも、やはり今ご利用いただいている方それぞれが気づき合いながら進めていただけるのがよろしいのではなかろうかなと、そのように思います。

先ほど監視員というお話もございましたけれども、昨年テクノさかき駅で、やはり点字ブロック、視覚障害ブロックの上に駐輪場が散在をしていて苦情をいただきました。これらにつきましても改善をしてまいりたいということでラインを引いたり看板等で啓発も進めております。自助、共助、公助といったそれぞれ自律のまちづくりを進めていく中で各々ができる問題ということで取り組んでいければというふうに考えております。以上です。

4番（大森君） ちょっと時間がなくなってしまったんですが、特に中小企業の基本条例の制定についてでありますけれども、今こそきちっとした産業振興政策を行わなければ、ものづく

りのまちの坂城の宝であります技術や技能や熟練の技、これが失われてまいります。中小企業の振興は政治の責任だということの気概を持ってぜひ取り組んでいただきたいというふうに思います。以上で終わります。

議長（春日君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午後2時31分～再開 午後2時41分）

議長（春日君） 再開いたします。

次に、6番 入日時子さんの質問を許します。

6番（入日さん） 初めに、2月27日に私たち議員の大先輩で、坂城町の発展にご尽力された宮下仁一さんをご逝去されました。心から哀悼し、ご冥福をお祈りいたします。そして仁ちゃんの坂城町を住みよい町にしたい、弱い者や力のない者の声を汲み上げ、弱者にやさしいまちづくりをしたいという思いを引き継いでいきたいと思っております。

また今朝の新聞に前の坂城幼稚園園長の近藤壽衛先生が3月3日に亡くなられたと訃報が載っていました。近藤先生が坂城幼稚園を再建したご苦勞は計り知れないものでした。今日の坂城幼稚園の発展の基礎を築かれた偉大な先生でした。常に子どもたちの成長と将来あるべき人間としての理想像を追求し、教育に一生を捧げたすばらしい先生でした。近藤先生の偉大な功績を讃え、心からご冥福をお祈りいたします。

それでは質問に入ります。

1. 公衆トイレについて

イ. びんぐし公園のトイレについて

びんぐし公園は清潔で幼児用の遊具もあり、安心して子どもを遊ばせられる場所として評判もよく、冬の寒い期間以外はいつもにぎわっています。春から夏の遠足シーズンには、町内はもとより上田市や千曲市、長野市など東北信地域の保育園や幼稚園が大型バスを何台も連ねて遠足に来るほどです。

しかし、公園には、りんご型の幼児用トイレが2つしかありません。付き添いの大人用トイレは駐車場のところにあるログハウスだけです。幼児用は男の子用のりんご型が1つ、女の子用の1つです。男の子用トイレは小便器が2つ、大便器が1つ、女の子用トイレは大便器が2つしかありません。大型バスが5～6台来るときにはトイレが足りなくて困ったと思います。今まで苦情がなかったのでしょうか、とても不思議です。

もともと今の子どもは洋式のトイレしか使ったことがなく、和式のトイレを怖がって使わない子も多いようです。町内の若いお母さんは「公園のトイレは和式のため、子どもが怖がって入らない。家まで我慢しているので急いで帰る」と言っていました。こんなことでは体にもよくないと思います。また「水が少ししか流れない」という声もありました。大人用トイレも管理棟とあわせ、公園の景観を考えてか、ログハウス風につくってありますが、中が

暗いです。晴れて明るい日はまだよいのですが、雨が降ったり曇りの日は暗くて中がよく見えず、トイレのスイッチがどこにあるか見つけるのに苦労します。節電のために夜以外は電気を全くつけていません。私も暗い中入った経験があります。とても怖かったです。

今回初めてどこにスイッチがあるか調べました。蛍光灯のところからチェーンが下がり、それを引いてつけるようになっていました。一般家庭の台所で流しの手元照明によく使われているタイプのものです。今どき公衆トイレにこんな照明を使っているのかとびっくりしました。天井には傘付きの裸電球が3つ、私たちの子どもころ、よく使っていたものです。これはスイッチに手が届かないので時間で点灯するようになっていているそうです。ロジック風の建物にあわせてあえてレトロな照明にしたのか、あまりにも前近代的な照明に「ここはいつの時代かしら。タイムスリップしたのかしら」と思ってしまいました。トイレも男性用は小便器が2つ、大が1つです。女性用が1つ、障害者用が1つです。また障害者は蛇腹のカーテンの仕切りのために入っても鍵がかからないということで、非常に人が入っているときに開けられたりして都合が悪いというような声も聞いています。手を洗う場所も男女共用の1つのみです。照明に関しては、すぐできる方法として入り口にスイッチをつけるとかセンサー方式にするなど方法があると思いますが、野外トイレのために傷みも激しくて、特にりんごのトイレは段差もあったりして非常に使いづらくなっています。奇抜性よりも明るく清潔で使い勝手のよい、数もある程度保証された、よく道の駅や田町の国道沿いにあるような、そういうトイレの建設が望まれます。今後の取り組みについて答弁を求めます。

ロ. 運動公園のトイレについて

運動公園のトイレと鼠のマレットゴルフ場のトイレについては、平成20年の6月議会でも質問しました。その後、運動公園には簡易水洗トイレが2基設置されました。調べてきましたが、とてもきれいでした。簡易水洗だと汚物が見えることもなく、トイレもきれいだし、お掃除をするのもあまり苦にならないと思います。

しかし、練習試合や大会がたびたび行われ、大勢の人が集まります。果たして2個だけで足りるのか疑問に思いました。そのため今でも大会のときなどは近くの会社のトイレを借りることもあるようです。自律のまち坂城と言っているのにトイレひとつ満足にないようでは自律のまちと言えるでしょうか。幸い国交省千曲川河川事務所の厚意でばらを植えている場所があります。土手上でもあり、上五明地域は下水道供用開始されている地域です。水洗トイレが建設可能だと思います。田町の国道沿いにあるようなトイレが建設できないか。土手をウォーキングする人も多く、ウォーキング中にトイレがあると安心です。バラ公園のトイレもばら祭りの期間中以外は閉まっていることが多くて必要なときにいつでも使えるわけはありません。「ウォーキング中に急にトイレに行きたくなくて困るときがある。何とかしてほしい」という声も寄せられました。しかし、バラ公園のトイレは人目の少ない場所にあり、

治安上から常時開けておくことは問題もあると思います。運動公園の土手上なら人目も多く、会社の関係者や業者の車など通行も多く、トイレとして常時使用できるように開けておけるとと思います。トイレの建設ができるように千曲川河川事務所と交渉してほしいと思いますが、それに対する答弁を求めます。

ハ. 鼠マレットゴルフ場のトイレについて

鼠マレットゴルフ場は初心者から上級者まで無料で楽しめるのが好評です。町内はもとより上田市や千曲市などからも愛好家が大勢来ています。軽井沢から定期的に来るグループもいるほどです。マレットを楽しんで湯さん館でお風呂に入ってゆっくり休んでから帰るという相乗効果も生まれています。マレットゴルフ場が町内1カ所ということもあり、雨が降ったり雪が積もったり、ぬかっけていてできないとき以外は冬でもマレットゴルフをやりに来ています。お年寄りから子どもたちまで幅広く愛されている場所です。

しかし「トイレが汚くて使えない。坂城のマレットゴルフ場のトイレはどうしてあんなに汚いの」と町内外の人たちから言われます。私も先日見に行きました。冬であまり使われていないのに汚れていました。汚物も多く、とても入れる状況ではありません。冬でもこんな状態です。これから暖かくなるに従い、臭いにおいが増し、いろいろな虫も発生し、怖くて入っていきにくくなります。こんなトイレを放っておいたら坂城町のイメージダウンです。せめて運動公園にあるような簡易水洗トイレにするとか、運動公園のトイレを建設し、不要になった簡易水洗トイレを鼠マレットゴルフ場に持ってきて使うようにできないか、答弁を求めます。以上で1回目の質問を終わります。

建設課長（荒川君） 私からはイのびんぐし公園のトイレについてご答弁申し上げます。

平成7年4月から供用開始のびんぐしの里公園は、主に今ご質問にございました幼児向け用として設けましたりんご型のトイレを初め公園管理センターとデザインをあわせたログハウスのトイレが2棟、そしてスパークさかきに併設のクラブハウス内のトイレの4カ所が設けられております。

維持管理につきましては、指定管理者であります株式会社坂城町振興公社が行い、ログハウスのトイレは1日1回、りんご型トイレ及びクラブハウス内のトイレは、使用頻度にもよりますが、いずれも週3回以上の清掃を行い、衛生面に心がけ、気持ちよくご利用いただけるよう環境の維持に努めております。

公園のトイレは誰もがいつでも安心して利用できること、安全面や衛生面、そして景観面などさまざまな条件を必要としているわけですが、特に動物遊具や大型コンビネーション遊具を配したちびっこ広場では、デザインにも工夫を凝らしたところがあります。

現状においてトイレの新設の計画はございませんけれども、ログハウス等への照明や水の出の不具合など経年による維持修繕などについて必要に応じながら気持ちよくご利用いただ

けるよう努めてまいりたいと考えております。当面、維持修繕の中で入り口の水量でございましたり、場合によっては人が入って関知をするような仕組みといったものも取り入れながら改善に努めてまいりたい、そのように考えております。

教育次長（塚田君） 私から運動公園のトイレについてお答えを申し上げます。

入り口のばら園の中への水洗トイレの設置というご質問でございますが、関連がありますので坂城町運動公園の状況もちよっとお話ししながらご答弁をしたいというふうに思います。

運動公園につきましては、ご案内のとおり千曲川の河川敷内にありまして、国土交通省千曲川河川事務所の河川占用許可を受けて、河川区域内を利用して昭和61年から使用を開始しているという状況で広く町民に使われている状況にあります。

施設整備につきましても河川事務所のご指導と理解をいただく中で現在進めてきておりまして、河川区域内ということもありまして、千曲川の増水時にはトイレを含め、移動可能な施設を設置してきたというところであります。

お話がありましたトイレにつきましても順次整備を進めてまいりまして、現在、移動可能な簡易水洗トイレ2基、汲取式の仮設トイレ2基の4基を設置してあるという状況にあります。

そこで質問にありました運動公園入り口付近、堤防上のばらが栽培されている国土交通省の土地へ水洗トイレの設置はできないかということではありますが、この土地も先ほど申し上げましたように運動公園と同様に河川区域内にありまして、いろいろな状況にあり、可動式な施設でなければ設置できないという制約がございます。ばらの栽培をするということでも占有をいただいているため、他への目的への転用はなかなか難しい。また公衆用の水洗トイレの設置につきましても、堤防等の改作等極めて難しいというふうに考えております。

またウォーキング等で利用するという人というようなことも質問の中にもありましたが、既存のトイレ、管理の方もスポーツ少年団等できれいにしてもらっていただいておりますので、そちらの方をご用いただければというふうに考えます。

また運動公園付近、要するにご質問の場所へのトイレの設置ということですが、やはり利用者の利便性からもしまして、やはり運動施設に隣接して設置していることが利用しやすく効率的であるのではないかというふうに考えます。

今後につきましては、施設の老朽化による設置替え等にあわせて、いろいろな形のトイレ、出ておりますが、新型トイレの導入なども検討する中で、現在の配置、現在設置してある場所を基本に施設の整備充実を図ってまいりたいというふうに考えます。

それから鼠のマレットゴルフ場のトイレについてですが、これもご案内のとおり現在2コース、36ホールということのほかにも多目的なサッカー場1面が整備されています。自然の中のゴルフ場ということで、ほかにはないという景観の中で町内外から多くの方に利用がさ

れています。大会の練習、それから一般個人の利用におきましても、開設中には、あゆコース、それから南コースについても大勢が来町され、広く活用されているという状況であります。

ご質問のトイレにつきましては、鼠の運動公園も坂城町の運動公園と同様に河川区域内にあるということから、千曲川の増水時には移動可能な施設ということで、現在汲取式の仮設トイレ5基を設置してある状況です。管理面につきましては、北コースの開設時期、4月から11月までにはシルバーの方をお願いをして定期的に清掃点検を行い、清潔で利用されやすい施設の維持管理に努めているという状況にあります。

ご質問の簡易水洗トイレを設置したらどうかということですが、簡易水洗トイレにつきましては、地下水の確保という面、それから洗浄水の補充という面、それから維持管理体制などがありまして、現在まで汲取式のトイレを設置してきたという状況にあります。

今後この施設におきましても、いつまでもというわけにもいきませんが、老朽化に伴う更新という時期がまたあると思いますので、その時期を見計らいまして可動式の、また維持管理のしやすい水洗式のトイレの導入を検討して、より清潔で利用しやすい施設の整備に向けて対応してまいりたいというふうに思います。

いずれにしても、この施設につきましても河川区域内ということですので、千曲川工事事務所等のご協力が第一と考えます。また利用しやすい対応について考えていきたいというふうに考えます。以上です。

6番（入日さん） 今、課長に答弁いただきまして、びんぐし公園のトイレは改善に努めていくと。できればセンサー方式に変えたいというような意向もありました。また入り口についても改善をしたいということですが、あそこは入り口のドアがないんですね。なので夏になると虫が入ってきてすごいと。ちょっと気持ち悪くて入ってられないというふうな声も聞きました。その辺もドアをつけるなどの改善を考えているのでしょうか。

それから先ほどスパークさかきのトイレもありますよということでしたが、「大勢びんぐし公園に子どもたちが遊びにきたときに、スパークさかきのトイレを開けているんですか」と言ったら「スパークさかきのトイレは、スパークさかきがゲートボールなどに使うときは開けますが、それ以外は開けていません」ということで、実際公園に来た人は使えないわけですし、あそこにトイレがあるということも知らないという人が多いということでした。そういう意味では、やはりそういう大きな団体が来るときは開けたりとかすれば、もうちょっと使い勝手のよい公園になるのではないかと思いますから、その辺も、すぐお金がないから建設が無理だと言うなら、そういう点も考えていくべきではないかと思えます。

それから、あそこは駐車場、公園に遊びに来る人たちだけではなくて、昼休み、サラリーマンなどが来てお昼を食べたり昼寝をしたりという休憩場所としても非常に利用されていま

す。お昼の時間帯には本当に満車になることもたびたびあるんですよね。やはりその人たちが歯を磨いたり昼寝の後身だしなみを整えたりする明るく本当に清潔な広いトイレがあったらいいのではないかと、喜ばれるのではないかと私、考えているんですけれども、そういう意味でもりんご型トイレとあわせて本当に道の駅のようなトイレを建設してほしいなど。

それから、りんご型のトイレの横に子どもが手を洗う水道があるんですが、くるっというふうに頭を回して水を出すようになっていっているんですよね。それで、すぐこういうふうに戻っちゃうんですよ、ねじのバネの力が強いのか何か。それで水を出している時間がすごく短いし、水がほんの少ししか流れないので、子どもを抱いてちょっと手を洗わせるというのが非常に大変なんです。結構力も入れなければなりませんし、そういう意味で、やはり節水というか、無駄に水を出さないためにああいう構造にしてあると思うんですけれども、ちょっと行った人は、この水道どうやって使うの、どうやって水が出るのと悩んじゃうと思うんです。私も最初どうやって水を出すのと非常にあだこうだいじってみてやっとわかったんですが、やはりもうちょっとスタンダードな水道をつけてもらったらいいいのではないかと。そういう意味でもいろいろ改善する点はあると思いますが、再度答弁もお願いします。

それから運動公園は河川敷地内で可動式でなければだめだと、それは以前にも答弁いただきました。それで前、バラ公園にするというときに前の建設課長に「そういう河川敷ではなくて、せっかくあそこの上にバラ公園用に土地が借りられることができたんだから、ちゃんとした永久的な水洗トイレにできないかしら」と言ったら「今、バラ公園で許可を取ったので、所長がかわったらまた話も持っていけるけれども、今のところちょっとだめだわ。入日さん、もうちょっとたつて所長がかわったらまた話を持っていくからどうだい」と言われて「じゃあ、それまで待つね」と言ったんですけれども、あいにく課長もかわってしまったので話が途切れてしまいましたが、河川敷から土手までちょっと遠いんじゃないかと言われましてけれども、歩いて本当に1～2分ですよ。河川敷の簡易トイレはやはり大勢が来て使うと水がだんだん出なくなっちゃったりとか、そういうことがあるんですよ。そういう意味でも、やはりちゃんとしたトイレがあれば、あれだけ大勢の団体が1度に来るときは本当にそういうトイレが必要だと私は思います。本当にそういうことで坂城町のイメージアップができるんだったら安いものだと思うんですよ。そういう意味でも、ぜひ考えてもらいたいと思います。

それから鼠のマレットゴルフ場は4月から11月まではシルバーの人が掃除をしています。それから地下水の確保が難しいので今のところ水洗化は無理だなという答弁でした。

今、運動公園のトイレも冬で水を止めちゃっているので大きな2000用のポリタンク2個用意して使うようになっていっています。そういう対策もできますし、また千曲川があれだけ近くなので、その水を活用して流せるようにというようなアイデアも出せると思うんですよ

ね。それで本当に来る人が喜ばれればそれにこしたことはないし、あそこは結局汚くて嫌だと言って木陰でやっている人も多くてティッシュが舞っているんですけども、そういう状況を町の人にご存じでしょうかね。非常に衛生的にも問題だと思うんですよね。本当にそういうことで坂城町のイメージダウンがあるので、本当にこれだけは早急に簡易水洗に変えるべきだと思いますので、再度答弁をお願いいたします。

建設課長（荒川君） びんぐしのトイレの関係でございますけれども、まずログハウスのセンサー化、改修等に対応できるものについては努めていきたい、そのように考えております。

それから公園の入り口のドア、屋外の公衆トイレということで当初からドアはつけていなかった状況でございます。あと照明の方の関係も夜間、夕方から虫が入る、そんなようなぐあいもあって、タイマー式であったりという形であったり、若干照明を落としてあるような経過もあろうかと思いますが、入り口のドアのお話も含めながら現状を再確認して研究をしてみたい、そのように考えております。

またスパークさかきのトイレ、クラブハウス内併設のトイレでございますが、当初開園をいたしておりまして、そこも一緒にご利用をいただいていたかと思っております。公園の管理体制等含めながら、どうしても公園管理センターと離れた位置にある。そういったことから、現状、スパークさかきと同時の鍵ということでご利用をいただいているような状況でございます。イベント等ある場合には、もちろん開園をいたしたり、当面、体制の中で使いやすい方向を研究してみたい、そのように考えております。

最後に、りんご型トイレの水洗につきましても、やはり水を出しっ放しにされてしまわないように、当時開けている間だけ水が出る、そんなような水洗をつけたものでございますけれども、今の時代押して一定期間水が出るであったり、器具の改良も進んでいるかと思っております。これについても研究をしてみたい、そのように考えております。

教育次長（塚田君） ばら園のところに公衆用のトイレということで再度ご答弁いたしますが、公衆用トイレという位置づけになりますと、町で状況を見ても、例えば公園とか観光地だとか駅だとか、そういった、ここで言う国道の仮眠所の駐車場のところにあるとか、そういった大勢の方が集まる場所に公衆用トイレが設置されているという状況が見受けられます。

運動公園の入り口にばら園のところに水洗のトイレはどうかということですが、先ほどもお答えしましたが、やはり河川敷ということで所長さんがかわれば云々というようなお話もお聞きしましたけれども、現状では移動式のそういうものでしかちょっと難しいよというお話を聞いております。あそこの運動公園を含めて有効にトイレを活用していくということになりますと、やはりどちらを使っても1～2分というようなお話も伺ったんですが、やはり運動公園の中で大勢の子どもたちが利用するといった状況の中では、施設の中に設置した方が望ましいのかなというふうに思います。

またトイレも今いろいろなトイレができてきております。今回特に、この場所には簡易の水洗2基新しく入れたわけですが、今バイオとかいろいろなものができておりますが、将来的には河川公園も含めて一般の方も利用できるような、そんなトイレが設置していければなど、お話をお聞きしていてそんなふう思ったわけです。

いずれにしても、環境改善のためには、また千曲川工事事務所等ともお話をしていきたいというふうに考えております。

それから鼠のマレット場ですが、先ほどもご答弁いたしました。現在、冬の場合については南側だけご利用いただいております。それも天気のいい日とか本当に利用できる時とか、そういうときを含めるとトイレの利用率も少ないと、そんなに多くないといった状況の中で、トイレの方も一応開けてあるという状況です。南コースの方でもトイレはボランティアでやっております。ただ、利用率が少ない関係で毎週とかそういうわけにはいきませんが、来て見ている状況の中でトイレを清掃している状況をとっております。

いずれにしても、やはりトイレが一番きれいかどうかというのは、その施設の状況がよくわかりますので、今後も清潔で利用しやすい施設に向けては努力してまいりたいというふうに考えます。

6番（入日さん） びんぐし公園のトイレは改善をしていくと。スパークさかきのトイレも今後大勢が来たときは利用できるようにしていきたいということでしたので、ぜひそのようにお願いします。

それから鼠については、先ほどもバイオ式のトイレや何かもあるということでしたので、水がどうしても確保できないというのであれば、そういうバイオ式トイレも考慮の中に、選択の中に入れて、ぜひ早急に、本当に今のトイレではなくて、下のものがシャットアウトできるような、見えないようなトイレに早急に変えていただきたいと思います。

時間がないので次の質問に入ります。

2. 旧給食センターについて

イ. 駐車場として活用を

旧給食センターの建物は建設から既に38年が経過しています。使われなくなると傷みも激しくなります。町の財政が厳しいことは承知していますが、周りの人家の迷惑にならないうちに取り壊し、更地にし、駐車場として活用できないか。

皆さんもご承知のように、隣の坂城中学校は駐車スペースが狭く、大きな行事があるときは駐車場がなくて困っています。「朝夕の家族の送迎車で車がすれ違えない」とか「路上駐車が多くて危険だ。何とかしてほしい」という声も寄せられています。老朽化し、いつか壊さなければならない建物です。危険な状態になってから壊すのではなく、早くきれいにし、土地の活用を図るべきだと思います。駐車場ができれば危険な路上駐車もなくなるのではない

でしょうか。

また中條神社には駐車場がなく、道も狭いため、祭りのときは駐車場確保に苦慮しています。地域の文化を守り、伝えていくことは地域の結びつきや交流を深めるよい機会です。復活した獅子舞は子どもたちに郷土の文化を再認識させ、大人になっても祭りの楽しさやふるさとのよさが心に残り、Uターンのきっかけにもなると思います。中條神社の祭りが盛大に行われ、継承していくためにも駐車場確保は重要だと思います。町は建物をいつ壊す予定なのか、答弁を求めます。

教育次長（塚田君） 旧給食センターについて駐車場としての活用をということでございますが、ご答弁いたしたいと思います。

旧給食センターの活用につきましては、以前にも一般質問でお答えした経過がございますが、現在、町立図書館の所有図書が増加しております。図書館が大変手狭になっている現状から図書館のスペースを確保し、環境の改善に努めるということの中で蔵書の保存に一部活用していきたいというふうに考えています。

現在、図書館は築25年が経過をして蔵書数が12万冊を超えています。エコー管の中で一番という状況です。上田市を抜かしてですが。この中には公共図書館として永年保存が義務づけられている雑誌等もありまして、永年期間3年から10年と期間が限定されているものなど所蔵のスペース確保には苦慮してきたところです。そこで当面の間、永年保存の雑誌等利用率の低い図書の保存に利用したいというふうに考えております。

また教育委員会事務局がすべて文化センターの方へ移ったということによりまして、役場庁舎内にありました書類、資料、学校建築の資料等保存しておく書籍等、旧給食センターの事務室へ移しまして整理保管をするなど資料整備を図っております。また本庁のスペースの確保ということにもあわせて現在、旧センターを教育委員会で使用しています。

いずれにしても、駐車場というようなご質問でございますが、現在そのように利用させていただきまして、将来的には施設の存続、あるいは再利用、また土地の有効利用ということについて中学校あるいは関係部署と協議する中で今後最善の方法について検討してまいりたいと、そのように考えます。

また中学校の駐車場が手狭というようなお話もありますが、大きな大会、確かに郡の大会とかそういうときには一般の方の駐車場もお借りしたりというようなこともあります。

それからまた、中條神社というようなお話もありますが、神社庁というようなことありまして行政ではちょっと違う面もあろうかなというふうに考えます。

今後につきましては土地利用について十分に関係部署と協議をしてまいりたいというふうに考えます。以上です。

6番（入日さん） 今、答弁で図書館の蔵書が非常に増えて置くスペースがないから当面、永久

保存の雑誌などを置きたいと。あるいは教育委員会の資料も場所がないので、そこを保存場所として使いたいということがありました。

でも、周りの人家の方は「あの古い建物をいつまであんなふうにしておくんだや。早く壊して広々と何か違うものに使ってもらいたいな」というような声もあります。「中沢町長は確かに立派な給食センターをつくってくれたけれども、古い建物をあのままにしてやめてしまっただかや。しっかりと後始末もしてもらいたいな」というような意見も言われました。「20年間坂城町の町政に携わり、ハコモノも多くつくったが、後始末もきちんとやっていった。さすが中沢町長だ」と後世に言われるようになってほしいと思って私は今回この質問をしたんですけれども、どうも違うことに使うということですので、とにかく非常にやはり38年という年月がたっていますし、一応2階建てだから、急に地震が起きてどうのこうのと危険なことはないと思いますけれども、やはり周りとしては、あんなふうそのまましておいていいのかなという思いもかなりありますので、ぜひとも、将来的には違う活用方法も考えるということでしたし、これで再度答弁を求めても結局同じ答えしか返ってこないなので、この質問は一応これで終わります。

3. チクマ精工跡地について

イ. マレットゴルフ場に活用を

坂城大橋下の千曲川河川敷にあったマレットゴルフ場が千曲川の水害でなくなってから10数年たちました。当時から坂城地域の人たちは再開してほしいと思っていましたが、水害を受けやすいということで実現されていません。そのため町には無料のマレットゴルフ場が鼠の河川敷1カ所しかなく、いつも込み合っています。順番待ちでなかなかゲームができないときもあります。「歩いていけるところにマレットゴルフ場が欲しい。鼠のマレットゴルフ場は込んでいてゆっくりプレイができない。近くにもう1カ所欲しい」とよく言われます。幸いチクマ精工跡地は田町の国道沿いに水洗トイレも完備され、新たにトイレをつくらなくても済みます。これからますます定年退職する人も増え、老人人口も増え続けます。元気はつらつ、健康を維持してもらうためにも、誰でも手軽に楽しめるマレットゴルフは最適なスポーツです。多世代交流の場としても大いに期待できます。今後の取り組みについて答弁を求めます。

町長（中沢君） 入日議員の質問にお答えしてまいります。

チクマ精工跡地の活用でございます。

チクマ精工の跡地につきましては、町民の皆さんも周知のことでございますが、チクマ精工が平成14年に操業を停止して以来、いわば廢墟と化し、時には町の景観にも大きなダメージを与えたところでもございます。

平成18年に同敷地約8千㎡を町でやむなく取得し、地域の安全・安心を確保するとともに

に景観や環境面での改善を図るべく建物の解体、撤去、土壌調査を超法規的な面も踏まえて実施したところでもございます。

その後、平成20年には町における一連の産業が完了したことを受けまして、同敷地を町土地開発公社に売却し、公社によって新たなる工業団地として再生すべく前田工業団地として整備したところでございます。同その敷地そのものは工業の専用地域でございまして、いろいろな立地面もそのような面からの活用が望ましいということでもございました。さらにまた国ともいろいろ連絡する中で倒産した企業の用地を新たなる工業用地として再生するというので、3カ年にわたって国の助成も受けたことでもございます。助成を受け、なお工業専用地域として位置づけられていることをご承知おきいただきたいなど、こんな思いがいたします。

現在は経済情勢が極めて不安定でございます。いわゆるリーマン・ショック以前にはいろいろと坂城に対しての用地が欲しいと要望も寄せられたところでもございます。こういった工業の町においては常に2千㎡、3千㎡の用地を確保しておくことによって新たなる工業の導入もできるということでもあろうかと思っております。

先日の日曜日、3月6日でございますけれども、消防団による野焼きが行われ、私もいろいろな思いを馳せながら応援してまいりました。その折、坂城の大橋の南側でございますが、50人ぐらいの皆さんがリーダーを中心に保護者、選手等が本当に陸上競技の練習に頑張っている姿を見たわけでございます。ボランティアが息づくまちづくりはこれだと、町内におきましてスポーツ等を見ますと、そういった今の陸上競技あるいはまた野球、そしてサッカー等々、またゲートボール等いろいろな面で皆さんが頑張っておりますが、そういった面については、できるだけボランティアで自ら楽しむ、自らいろいろ整備すると、そういった気風を起こしていくことがまた大切だなと思っております。

坂城町の平らの4分の1が千曲川ということでございますけれども、まだまだいろいろな余剰地がございます。必要なものは、よりそういった観点から整備していくことが大事だと、こんなふうに理解しているところでもございます。以上でございます。

6番（入日さん） 私の勉強不足で、あそこは工業専用用地だから、また国の工業用地用の助成を受けたから、ほかには使えないんだという町長の答弁がありました。

しかし、本当に今、工業用地、いつも確保していなければだめなんだよと、企業に逃げられてしまうよというような答弁が以前もありましたけれども、今、町にある企業を大切にしていかなければいけないと思うんですよね。大きな企業を呼んでも結局そのときは潤うような気がするんですが、結局不況になる、採算がとれなくなると出ていかれてしまって、長い目で見れば町の発展にはあまり貢献していないと。それよりもやはり町内の今ある企業をいかに育てていくかということが大事なのではないかと思えます。

坂城町は本当に財政が厳しいからということで何でも土地を売ってお金にかえようという、そういう考えが非常に強いと思うんですよね。前の南条保育園や貞明保育園も寄附してくれた人はどう思っているか知りませんが、今は大半が分譲地になってしまって非常にやはり私としてはそれでいいのかなと、残念だという思いがしています。

土地開発公社の資料によりますと、22年3月31日現在で土地開発公社が保有している公有用地は面積で1万779.25㎡、金額にして約4億4,861万円です。宅地として保有している面積は1万1,314.4㎡、金額にして約1億3,562万円です。こういう莫大な土地をかかえているわけですよね。だから、いくら工業用地でほかには使えませんよという今、答弁でしたが、それよりもやはり皆さんが使えるマレットゴルフ場や公園にした方が町民にとってはうれしいのではないかと、楽しめるのではないかと思います。誰かもあそこを桜の公園にすれば国道からも電車からも見えてPRになりはしないかというような意見もありましたけれども、本当に私もマレットゴルフと、それから、そういうような桜を植えて本当に花と緑のまちということをPRできるのではないかと思いますので、もし用地変更ができるんだしたら、そのようにお願いしたいと思います。

時間がないので最後になりますけれども、この表は1985年から2009年までの坂城町の経常経費充当一般財源等のグラフです。赤く示してあるこの幅が大きいほど町が独自に使えるお金が多いことをあらわしています。

これで見ると、1987年から徐々に増えて1992年がピークになっています。この年は約12億円ありました。だから坂城中学校など大きな事業もできたんだと、建設できたんだと思います。

しかし、今、2009年は、ここですね、1億7千万円あまりしかありません。坂城町独自の大きな事業は困難な状況になっています。これからは今までのように補助金がつくからと町民があまり望まない事業をするのではなく、本当に必要な事業を精査すべきだと思います。

中沢町長の任期も残りわずかです。今回の質問は中沢町長はもうやめるので次の人に委ねるという答弁に終わるかと思いましたが、きちっと答えていただきました。各担当課長の裁量範疇でできることに絞ったので課長の方からきちんと答弁いただきました。町長がかわっても実施計画にもり込んで改善すべきところはしっかりと改善してほしいと思います。新しい町長には困っている人の気持ちがわかる人、経済的弱者への配慮ができる人、町民サービスの向上や職員の能力が十分発揮できる職場づくり、職員が自分の意見を自由に言える明るい庁舎づくりができる人になってほしいと思います。就職の超氷河期の今、役場が町民の心のよりどころになり、暗い航路を照らす灯台のように行政は明るく希望の持てる光となることを願って質問を終わります。

議長（春日君） 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

明日 8 日は午前 10 時から会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（散会 午後 3 時 34 分）

3月8日本会議再開（第3日目）

1. 出席議員 13名

2番議員	中嶋 登君	9番議員	宮島 祐夫君
3 "	塚田 忠君	10 "	池田 博武君
4 "	大森 茂彦君	11 "	円尾 美津子君
5 "	山城 賢一君	12 "	柳沢 昌雄君
6 "	入日 時子君	13 "	柳澤 澄君
7 "	安島 ふみ子君	14 "	春日 武君
8 "	林 春江君		
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	中沢 一君
副 町 長	柳澤 哲君
教 育 長	長谷川 臣君
会 計 管 理 者	中村 忠比古君
総 務 課 長	宮下 和久君
企 画 政 策 課 長	片桐 有君
まちづくり推進室長	塚田 陽一君
住 民 環 境 課 長	塩澤 健一君
福 祉 健 康 課 長	中村 清子君
子 育 て 推 進 室 長	中沢 恵三君
産 業 振 興 課 長	宮崎 義也君
建 設 課 長	荒川 正朋君
教 育 次 長	塚田 好一君
収 納 対 策 推 進 幹	春日 英次君
総 務 課 長 補 佐	青木 知之君
総 務 係 長	
総 務 課 長 補 佐	柳澤 博君
財 政 係 長	
企 画 政 策 課 長 補 佐	山崎 金一君
企 画 調 整 係 長	
4. 職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	吾妻 忠明君
議 会 書 記	金丸 恵子君
5. 開 議 午前10時00分

どの程度の金額をいつまで支給するかについての子ども手当の法案の成立が不透明であるわけですが、町の対応について、どう考えているかについて町長にお尋ねをいたします。

ロ. 放課後子どもプランについて

放課後の子どもたちに安全で健やかな居場所づくりを推進するための放課後の子どもづくりのプランは、平成19年度に創設されているわけであります。ひとつは放課後の子ども教室、以前から取り組んできた放課後の児童クラブ、両プランの対象は母子家庭、いわゆる育児保育の限定する事業の実施状況はどのようになっているかについても教育長にお尋ねをいたします。以上であります。

町長（中沢君） 宮島議員の質問にお答えしてまいります。

少子化対策の中で子ども手当の支給等がございます。

お話にありましたように、子ども手当支給については、政府は混迷を極めており、本当に保護者等にも不安を与え、また行政の対応も難しくしているところでもございます。

当町の0歳から14歳までの年少人口比率は、平成22年4月現在、12.9%で、全国平均とほぼ同様であります。出生率は平成19年が139人、平成20年が124人、平成21年度が99人と年々減少傾向にあり、少子化が進んでおり、いろいろな問題を提起しているところでもございます。

少子化の進行は子育てや教育をめぐる問題にとどまらず、次世代を担う若者の減少ということは、企業における生産性の低下や経済成長へも影響を及ぼし、さらに消費需要の縮小など町にさまざまな影響を及ぼしてまいります。

町では平成15年に次世代の育成支援対策推進法を受けまして、平成16年3月に坂城町次世代育成支援行動計画を策定し、子育て支援施策を実施してまいりました。平成22年3月には前期計画を見直し、平成22年度から26年度までの後期計画を策定いたしまして、次代を担う子どもの子育て家庭への支援の取り組み、安心して子どもが産め、子育てができ、生まれた子どもたちが健やかに育つことのできるまちづくりを目指しているところでもございます。

ご質問の子ども手当の支給はどうなるかでございますが、招集あいさつにも申し上げたとおり、子育て手当法案の年内の成立が危ぶまれてはおりますが、当町といたしましては、法案が成立した場合にも備え、6月支給に間に合うよう当初予算には組み入れたところがございます。以上でございます。

教育長（長谷川君） 宮島議員さんからご質問いただきました、ロの放課後子どもプランについてお答えを申し上げます。

ご質問いただきました放課後子どもプランは、平成19年4月に施行されました。その趣旨は、地域社会の中で放課後や長期休業、学校の休業日等に子どもたちが安心して健やかにはぐくまれる場を設けることを目的にし、文部科学省の放課後子ども教室推進事業と厚生労働省の

放課後児童健全育成事業を一体化し、連携して実施しているものであります。

具体的には、保護者が労働等によりまして、児童帰宅時に家庭にいない就学児童を対象にし、まして、授業が終わった後及び長期休業等に小学校の余裕教室、児童館、公民館などの社会資源を活用して、保護者が帰宅するまでの間、適切な遊び及び生活の場を与えることによって児童の健全な育成を図るとともに、子育てと仕事が両立するよう、保護者を支援する施策であります。

対象児童は、おおむね10歳未満の児童ですが、児童の安全の確保や発達状況及び家庭環境等考慮しまして、必要に応じまして小学校高学年も受け入れに努めるとともに、障害のある児童や特に配慮を要する児童についても利用の希望がある場合には可能な限り受け入れるよう努力するというふうになっております。

町での取り組みの状況でございますが、町では、この事業を町内の3小学校に設けてあります児童館を活動の場所として取り組んでおります。児童館は児童に健全な遊びを与え、健康の増進と情操を豊かにすることを目的として設置しておりまして、館長と指導員を置いております。放課後児童健全育成事業によります放課後子どもクラブは、指導員を1人置きまして、児童館を活動場所として家庭のかわりとなる適切な遊び及び生活の場を与えて、児童の健全な育成を図る活動を進めるという形になっております。実際のところは、現在、児童館は放課後児童健全事業によります活動が主になっておりますので、2つの授業が一体になった形で児童の健全育成を図っているところであります。館長1名、厚生員2名をどの館にも配置をしておりまして、年間250日開館、開館時間は、ふだんは12時半から6時半まで、学校が休みのときには8時半から午後6時半までという開館時間をとっております。

現在、放課後子どもプランによります登録児童数は、南条児童館が39名、坂城児童館が69名、村上児童館が36名の計144名であります。また児童館としての機能は持っているわけですし、そちらの方での来館児童数は、平成21年度は3館合わせまして年間500名ほどになっております。

施設の面で申し上げますと、家庭にかわる生活の場としての機能を確保するために、安全衛生面に配慮しながら安定して児童が生活できる場として、学習やくつろぐための生活室、遊び場としてのプレイルーム、それから、および図書とか遊具などを備えているわけであります。運動につきましては、南条児童館がちょっと離れてはいますけれども、あとの2館は小学校に隣接しておりまして、そちらの施設、グラウンド等も活用して生活をしている環境になっております。

また児童館の館長さん及び厚生員の皆さん方の資質向上につきましては、専門性を高めるために研修会へ積極的に参加していただいたり、活動状況や健康管理等児童の安全確保、それから来所時、帰宅時の安全確保等に配慮をしていただいているところであります。

今後とも地域の皆さん方のご協力をいただきながら学校との連携を深めつつ、子どもたちの安全で健やかな居場所づくりということで、児童館の運営を進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

9番（宮島君） ただいま町長から、町は、いわゆる関連法案が通れば、子ども手当の支給は6月には間に合うと、こういうお話がありました。まさにそうやっていただくのは当然であるわけです。

しかし、日増しに今の、これはいろいろここで申し上げるべきことであるかどうかわかりませんが、どうも国の情勢は必ずしも不透明の状況でいるわけですが、そういった場合にどう対応するかについて、町長に1点お聞きするわけですが、例えば2011年度予算の成立が確定しなかった場合に、いわゆる従来の子ども手当になるわけですが、その場合には、その事務的なものが間に合っているかどうか、あるいはその場合には、いわゆる所得控除もあるわけですが、そういった状況がどういうふうに対応、即時できるかどうかというのが1点。

それから、そうでなければ、それに対する緊急的な支援はお考えがあるかどうか、あわせてひとつ、その2点についてお聞かせをいただきたいと思っております。

福祉健康課長（中村さん） お答えいたします。

子ども手当の関連法案が年度内に成立しなかった場合ということでございますが、児童手当が復活した場合ということかと思っておりますが、その際につきましては、今の状況ですと県からの情報も全くなく、先がどのようになるか見通すことができない状況でございます。

町といたしましては、国の動向を注視しながら受給されている方が混乱しないように、対応できるように準備を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

9番（宮島君） 担当課長の内容はわかりました。

もう1点、担当課長にお聞きしますが、例えば成立して子ども手当を払う場合に、町としては、例えば新しい子ども手当の場合に、いわゆる滞納の保育園の天引きとか、あるいは給食費とかそういうものの考え方は、例えば成立した場合、どのように処理をするかについてお聞きしたいと思います。以上です。

福祉健康課長（中村さん） 子ども手当から保育料等の滞納されている方の天引きというお話ですが、その件につきましては、保育料につきましては、できれば担当課としますれば、やっていきたいとは考えておりますが、今後の検討ということにさせていただきたいと思っております。

9番（宮島君） じゃあ、担当課長、今後の課題だということなんですよ、天引きについては、したがって、今後、保育園なり、その家庭なりについていろいろ議論をしなければいけないんですが、要するにそういう考え方のもとに議論をするのであるかどうか、その辺について、もう一遍お答えいただきたいと思っております。やるか、やらないかという。進めるかどうかということを含めて。

福祉健康課長（中村さん） 保育料の滞納につきましては、できるだけやる方向で検討をしてみたいと考えております。以上でございます。

9番（宮島君） 内容について、わかりました。ぜひひとつ、そのような方向でお願いをしたいわけでありませう。

次に教育長に放課後の児童館利用年齢制限についてであります。ただいまプランについては2つあるわけでありませうけれども、児童館に行っている場合は10歳未満ということになると3年生までということになると思ふんですが、同じ兄弟でも4年生は行かれないということが、受けられないという内容になっているかどうかわかりませうけれども、私が聞く範囲での、いわゆる父兄からの話は、同じ兄弟がいて片方が帰ってきちゃうと留守家に1人置いておかなきゃならないと。これは安心・安全という面から大変難しい問題があるが、一体片方のプランの中で、いわゆる私は以前に質問したことがあるんですが、先ほども教育長から話が出ておりますけれども、放課後の、いわゆる空き教室等のそういう政策はできないかどうか。また考えは持っているかどうか、その辺について。児童館1本では、受け入れるということになればいいんですが、受け入れないということになると、その辺も検討材料であるし、地域のためにも要望があるわけですが、その考え方についてちょっとお伺いしたいと思います。

教育長（長谷川君） お答えを申し上げたいと思ふませうけれども、児童館の活用については2つの形があることを先ほど申し上げたかと思ふませう。1つは、放課後児童クラブとして登録をして活用する場合、それから、そうでなくて児童館ということで18歳までの子どもならば来て、そこで過ごすことができるよという2つのケースがあるわけでありませう。

今お話しのような兄弟の場合どうかということでありませうけれども、県の指針によりませうと、先ほども申し上げましたが、放課後児童クラブの適切な人数は約40名という方向が出ておまして、南条児童館、それから村上児童館は、ほぼ適正か、やや余裕があるという形でありませう。坂城児童館は69名でありませうので、大変きついわけで、ちょっと無理かなと思ふわけですが、一応先ほども申し上げましたが、10歳を超えた児童でも状況等がどうかということ配慮して、できるものなら入れることも検討するよというのが県の方法でありませうので、ご相談をいただいて、ご事情を十分考慮させていただきながら相談させていただければなというふうに思ふませう。

ただ、この件について1つだけお考えいただきたいなということがあるわけでありませうが、それは文部科学省が放課後児童プランの対象を10歳未満という形で一応線を引いた理由を私なりに考えてみますと、10歳という年がひとつの、自分で自分の生活を計画しながら過ごせるよになるきっかけの年というふうに判断しているのではないかなと思ふませう。つまり小学校4年生ぐらいになれば、家に帰ったときに保護者がいなくても自分なりに家庭での生活をそろそろ切り開ける時期であるし、切り開いていくことを学ぶことが必要な時

期に来ているという判断ではないかなというふうに思うわけであります。

この力は、やはりある時期が来たときに育てるということも必要でありますので、先ほど相談をさせていただきますという中では、そういうこともご配慮いただきながら、なおかつやはり不安であると、あるいはリスクがあるというような場合には、もちろん受け入れを断るということではありませんが、そういう時期にも来ているということをご理解いただきたいなというふうに思うわけです。これはもちろん子どもが親がいない、保護者がいないところで家にいることは親にとっては非常に不安であります、リスクもあるわけですが、それをリスクがない状況でいつもいる、子どもを置いておくことが果たしてその子の成長にとってプラスかということもご考慮いただきたいなと思うことであります。

なお、学校の空き教室等を利用してということではありますが、ひとつ放課後児童クラブとして空き教室を利用する場合のいろいろな条件があります。例えば部屋がひとつあって子どもがそこにいればいいかということ、トイレはどうなるかとか、あるいは途中でおやつ等出す場合には多少お湯を沸かすとか、そういう施設が必要であるとか、あるいはそこには当然指導員もいるわけですから、その方々の事務室も必要になってきます。

なお、学校を使う場合ですと、学校は5時になれば終わりになりますけれども、児童館は6時半まで。そうすると、どこかで仕切りをきちんとつけなければいけないとか、そんなような問題も出てきております。

現在の段階では空き教室を利用してということを考えておりません。児童の数もこれからあまり増える様相もないと思いますので、今のままの3つの児童館を有効に活用していく方向で進みたいと思っております。以上であります。

9番（宮島君） わかりました。町の教育長さんの言うことだから私は間違いないと思うのは、いわゆる年齢制限は4年生以上は自立の道が開ける年になっているよということの、かわいさもあるが、そのことは将来のためにも大事ではないかということであれば、それを私はまさに教育長さんの言うとおりでと思いますので、先に進ませていただきます。

2. 高齢化支援について

イ. 地域福祉の構築について

社会文教委員会では、閉会中の調査を1月26日に実施し、町内の4カ所の福祉施設の現地調査で、地域福祉の構築の重要性と地域住民がすべて人間としての生活が進められるよう、社会をつくり上げる課題を実感として私は受け止めてきたわけであります。

そこで行政の役割と社会福祉協議会、ボランティア、福祉団体等の関連機関とのそういう、いわゆる地域福祉の構築についての連携はどのように進めているかについて、最初にお聞かせをいただきたいと思います。

ロ. 認知症対策について

いわゆる認知症により介護が必要な高齢者が年々増加し、家庭の負担をかけ、適切な認知症知識の技術や家庭からの話、悩みを聞く姿勢を身につけてもらい、認知症の早期発見、支援について長寿社会による認知症の現状とその取り組みについても伺いをさせていただきます。

またさらに認知症の高齢者や知的精神障害者の権利保護、財産管理などをする成年後見制度の内容についてもあわせてご質問をさせていただきます。以上です。

町長（中沢君） 地域福祉の構築についてお答えしてまいります。

町では住民の皆さんが住みなれた地域で安心して生活できる福祉のまちづくりを目指し、福祉サービス等の充実に努めているところでもございます。お話のありましたように、町には美山園、美里園、はにしな寮、あるいは月影寮等の福祉施設、また議会の皆さんも勉強されたとのことでございますが、こういった施設がいろいろな先人の努力やいろいろな皆さんのご協力によって、町にそういう施設があるということは一面誇りでもあるわけでございます。

坂城町の社会福祉協議会でございますが、これは社会福祉法に基づいて地域福祉を推進する目的で組織された、営利を目的にしない町の福祉行政をも補完する民間の福祉団体でもございます。地域福祉の拠点として地域の皆さんがかかえているさまざまな生活のニーズに対応するため、住民の皆さんを初め地元の区長さん、あるいは民生委員、指導員の皆さん、そして福祉関係者、教育関係者諸々の参加のもと、協力のもとに適切な事業が行われているということでもございます。

社会福祉協議会が主体的に実施する事業といたしましては、認知症高齢者あるいは知的障害者などの判断能力の不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭の管理等を行う日常生活自立支援事業を初めといたしまして、ファミリーサポート事業、心配事・法律相談事業などが主なものでございます。また介護保険の事業所でもあります。10月に毎年実施されております福祉ふれあいの集いにおきましては、町、社会福祉協議会、ボランティア団体、福祉団体等が一丸となって協力し合いながら、文字どおり町民の集いの場づくり、いろいろな面で福祉をみんなで支えていくんだということの場でもあるわけでございます。

また町の委託事業といたしましては、生きがい活動支援事業、外出支援サービス事業、訪問指導事業、老人福祉センターの管理、地域活動センターの運営などがありますが、これもまた町とのつながりの中で進めているということでもございます。それぞれの事業が町と福祉の関係で社会福祉協議会が本当に真に連携して、ともに地域の福祉活動の拠点として役割を果たしていただければと期待するところでもございます。

高齢者に関する町の相談窓口については、地域包括支援センターを中心に介護や福祉のほか、さまざまな相談にもお答えしているということでもございます。以上でございます。

福祉健康課長（中村さん） ロの認知症対策について、ご答弁申し上げます。

初めに、認知症の現状と取り組みについてでございますが、認知症はいろいろな原因で脳の細胞が死んでしまったり、働きが悪くなったりで起こる認知機能の障害で、物忘れや判断力の低下、コミュニケーション障害により周りの状況にあわせた行動がとれないなど、普通の日常生活が困難な状態になってしまう症状で、特に高齢者に多いことから、高齢社会では、その対応が大きな課題となっております。

町内在住の高齢者の138人が要介護認定3、4、5の認定を受けた寝たきり等高齢者で、うち36人が医療機関で認知症と診断を受けております。町では認知症のご本人並びに介護者を対象に寝たきり等高齢者福祉事業を推進しており、介護や福祉サービスにより住みなれた地域で暮らし続けるための支援に努めております。

認知症を支えるご家族からは、認知症に対する偏見から窓を閉ざしたくなることも少なくないと伺うことがあります。認知症の方が住みなれた場所で安心して暮らし続ける地域づくりが大変重要な課題でもありますことから、新年度には、ふれあい大学専門講座において住民の皆様を対象に、認知症サポーター養成研修を開校する予定でございます。研修いただいたサポーターさんには、認知症の方やご家族を温かく見守る応援者として、友達や家族を初め多くの皆さんに認知症の正しい知識を伝えていただき、地域や職場で認知症の方やご家族を支援いただくといった活動が期待されるところでございます。

認知症の対応につきましても、早期発見・早期治療が重要であるところでございます。町では医療機関と情報交換を初め民生委員さん、社会福祉協議会、関係機関等と連携しながら認知症高齢者の実態把握に努めております。早期に発見できれば、ご本人やご家族が病気について理解する余裕も生まれ、病気の進行に対する準備も可能となり、不安の軽減にもつながります。また、ご家族も適切な介護方法、対応方法を習得する時間を確保しやすくなり、病気の進行にあわせて介護保険サービスなども利用して、適切にケアできれば認知症の進行を抑制できる可能性が高まります。

認知症に対する治療には薬により症状の進行を抑える薬物治療、薬によっては公的医療保険の対象となるものもございます。体を動かして行う身体治療、音楽療法や心理療法等があり、症状や状態にあわせた治療が重要となりますので、物忘れ外来などの専門医療機関や地域の認知症相談医での受診が重要でございます。

高齢者に関する町の相談窓口といたしましては、地域包括支援センターを中心に介護や福祉のほか、さまざまなご相談に応じております。専門的なご相談には認知症相談医、町内に4名の先生方がいらっしゃいます。物忘れ外来などの医療機関を紹介したり、県の各保健福祉事務所の認知症専門相談窓口や認知症コールセンター、国の若年認知症電話相談をご案内するなど、ご家族や介護者がより安心できる対応に努めております。また高齢者訪問指導事業において看護師等が家庭に伺った際、高齢者の疾病予防や機能の維持、閉じこもり、認知症、鬱の予防な

どについて高齢者に必要な相談指導、必要な対応やサービス利用につなげているところでございます。

続きまして、成年後見制度について申し上げます。

認知症等で判断能力が不十分な方は、預貯金や不動産などの財産を管理したり、契約を結ぶ必要があってもご自分でこれらを行うことが困難であったり、ご自分でよく判断ができず、悪徳商法の被害に遭うなどの恐れがございます。このような方の権利を守る援助者である後見人を選ぶことで、ご本人を法律的に保護し、支える仕組みが成年後見制度でございます。

制度を利用する方は家庭裁判所の審判が必要で、申立者の申し立てにより家庭裁判所の審議を経て成年後見人等が選ばれます。ご本人の判断能力に応じ、後見、補佐、補助の3つに分かれます。判断能力が全くない方には後見人が、判断能力が著しく不十分な方には補佐人が、判断能力が不十分な方には補助人が選ばれます。成年後見人等は、ご本人の利益を考えながら、ご本人を代理し、契約などの法律行為を行ったり、ご本人が行う法律的行為に同意を与えたり、ご本人が同意を得ないでした不利益な法律行為を取り消したりすることによって、ご本人の保護、支援を行います。

成年後見制度についてのご相談、問い合わせは各家庭裁判所において応じていただけます。また長野県司法書士総合相談センターでは電話による無料相談を実施しております。

町では地域包括支援センターが後見制度を含めた高齢者のさまざまなご相談に応じております。高齢者の方々が家庭や住みなれた地域で安心して暮らし続けるよう、認知症の理解や関係する制度の周知を初め介護予防、生活支援活動などの事業を今後も積極的に推進してまいりたいと考えております。以上でございます。

9番（宮島君） ただいま町長から、いわゆる社会福祉協議会を初めとする連携について説明が細かくあったわけですが、そこでひとつだけお聞きをするんですが、いわゆるこれまでの社協は、いわゆる運動体というような状況の中で進めてきたんですが、昨今、最近の状況を見ますと、社協は事業体というか、運動体から事業体に認識が変わってきているというふうに、変化をしているというふうに私は思うわけですが、そういった中での社協事業構造が大きく変化している現状認識を今までと同じでいいか、こういう情勢が変わってきたことの考え方は、町長はどういうふうに考えるか、手短かにひとつお答えいただきたいと思っております。

町長（中沢君） 社会福祉協議会は従前から町と一体というか、町の行政を補完しながらさまざまな福祉に係る事業を実施してきたわけですが、そうした中で介護保険ということによっていろいろ新たなる事業も取り入れたということで、一面何か事業体であるかごとき見方も出てきているんだなど、こんな思いもいたします。

しかしながら、一般の、要するに福祉団体とは異なるわけですが、法に守られ、そしてまた、そういった営利を目的にしないということも大事でございますが、いろいろな面では

民間的な発想も取り入れていかないと事業自身が的確に行えないということでもございます。常に町と力強い連携をとりながら、町民のためにどうであるかという視点に立って事業実施をしていただく、また時には町もそれなりのいろいろな委託あるいは助成等を行いながら進めていることも事実でございますので、ともによりよい関係の中で進めていきたいと。準公的な面もあることもございますので、的確な運営を期待しているところでございます。以上でございます。

9番（宮島君） 私も町長の答弁、確かにそのとおりでございますので、ぜひひとつそういう力強い発想のもとに進めていただきたいと思います。

時間の関係でひとつだけ担当課長さんにお聞かせをいただきたいんですが、先ほどいろいろ認知症のことについて事務的な話がありましたが、いよいよ若干遅い感はあるが、新年度からふれあい大学開校という心強い話があったんですが、ぜひひとつ実施をしていただきたいということがひとつと、それから、いわゆる4名のサポーターがおるという話もありました。私は初めて知ったわけですが。

その中でもう1点、これは私の質問のあれですが、地域の開業医さんを入れるような取り組みを、やはり先ほども36人はそういう施設に行っている、138人の36人、残りの100人の方は地域が変われば専門の医師というんですか、地域医療との連携をどう担当課では考えているか、一言でいいですから、ぜひひとつやっていただきたいということで、早期発見・早期治療という面から質問させていただきます。以上です。

福祉健康課長（中村さん） お答えいたします。

県が実施するかかりつけ医認知症対応力向上研修を受講されたお医者さんが、地域のかかりつけ医として日ごろ診察などで、認知症について相談に応じられている方ということで、認知症相談医ということで、町内に松尾医院さん、いらかわ医院さん、武市医院さん、村上堂大井クリニックさんが認知症相談医ということでなっております。その方たちに、例えば地域包括支援センターの方へ相談等ありましたときには、そちらの方の先生にも診ていただくようなお話をしながら相談に応じてまいる予定であります。以上でございます。

9番（宮島君） ぜひひとつ、課長、そういうことで、密接な関係で、ぜひ進めていただきたいというふうに思います。

3. 介護保険制度の展望について

イ. 介護保険事業11年の経過について

高齢者の増加により配偶者や親族、その他誰もが居住、生計をともにしているわけですが、一人では日常生活が困難になってくるとき、町内福祉施設の現状と利用状況について、まず最初にお伺いをします。

また、高齢化、核家族の進展により、要介護者を社会全体で支える新たな仕組みとして、

2004年より介護保険制度が導入されたわけでありますが、介護保険11年の経過と制度がかかえる経過の問題点、今後の課題についてお伺いをさせていただきます。以上です。

福祉健康課長（中村さん） 介護保険制度の展望について、介護保険事業11年の経過についてお答え申し上げます。

介護保険制度につきましては、介護を必要とする状態となっても尊厳を持って、できる限り自立した生活が送れるよう、高齢者の介護を社会全体で支える仕組みとして平成12年度に創設され、平成22年度末で11年が経過するところでございます。

この間、一貫性と連続性のある総合的な介護予防システムとしての地域支援事業の創設、認知症対応型通所介護施設、認知症対応型グループホームといった地域密着型サービスの新設も行われたところでございます。また高額医療合算介護サービス費などの新給付の導入に加え、要介護度につきましても、より実態に即したものとするための細分化や調査基準、調査項目の見直し等さまざまな改正を経て現在に至っているところでございます。

また町では高齢者福祉の拠点として平成13年にふれあいセンターを開設し、平成18年度には、介護保険制度の改正に伴い地域包括支援センターを設置し、介護予防、介護支援の機能のさらなる充実を図ってまいったところでございます。

介護サービスに係る町内事業所の現状と利用状況についてでございますが、町内の高齢者の移り変わりを見ますと、制度が開始された平成12年の国勢調査で3,590人であった65歳以上の高齢者人口は、平成22年10月では4,665人と1千人以上増加し、高齢化率も21.3%から29%と大きく上昇しております。また65歳以上の高齢者のいる世帯は3,123件と世帯数全体の53.3%を占め、急激な高齢化が数値からも見てとれる状況となっております。

それに伴い、要介護認定者も制度が始まった平成12年4月の327名から641名へとほぼ倍増し、町の介護保険の65歳以上の被保険者に占める要介護・要支援認定者の割合は14%となっております。

今年2月末現在の要介護認定者の介護度の内訳といたしましては、要介護1の方が最も多く133名で、認定者の20.7%を占め、次いで要介護3の方が113名、17.6%、要介護2の方が107名、16.7%となっております。構成割合につきましては、現在の7段階の介護度になった平成19年度以降、それほど大きな変化がない状況で推移しております。

要介護認定者の12月のサービス利用の状況につきましては、訪問介護やデイサービスなど在宅において介護を利用した方は437名、特別養護老人ホームや老人保健施設などの施設サービスを利用された方は115名となっており、グループホームに入所している方を含めると一部重複もあるものの、全体の90%以上の方が何らかのサービスを利用しているという状況でございます。

主な介護サービスの種類ごとの12月の利用状況を申し上げますと、ホームヘルパーによる訪問介護サービスを利用されている方が153名、デイサービスを利用されている方が193名、ショートステイを利用された方が71名といったところが在宅サービスの主なものとなっております。また歩行器や車椅子といった福祉用具のレンタルを利用されている方も224名おります。施設の利用状況につきましては、特別養護老人ホームへ入所されている方が58名おり、そのうち38名の方が町内の事業所に入所しております。老人保健施設の入所者は55名でございますが、老人保健施設につきましては、すべて町外の施設の利用となっております。またグループホームで生活されている方は15名でございますが、うち11名が町内施設の利用となっております。

次に制度の課題についてでございますが、介護サービスの利用増に伴う介護保険財政の問題、特別養護老人ホームを初めとする施設入所の待機者の問題、介護に携わる人材確保の問題等でございます。

介護保険財政につきましては、介護サービス利用に対する給付費も年々増加を続け、平成21年度は9億8,475万1千円、平成20年度と比較して4.2%の増加となっております。平成22年度は昨年度以上の給付の伸びが予想され、給付額も10億円を超える見込みとなっております。介護給付の増大は町の財政負担の増加に直結することもさることながら、町民の皆様には納付をいただいております介護保険料の負担の増加にもつながり、今後の介護保険運営の大きな課題と言えます。

また介護施設への入所待機者は平成22年3月末現在31名となっており、前年同時期と比べ8名減少しております。これは入所可能施設の開設の影響と考えられ、在宅における特養待機者は徐々に減るものと推測いたしておりますが、高齢者の入所施設すべてが生涯入所を前提とした施設でなかったり、介護つきでないところもあることから、楽観はできない大きな課題と認識しているところでございます。

介護スタッフの確保につきましては、県の基金を利用した処遇改善の支援や雇用創出事業による経済的支援、介護に係る資格取得の支援等も実施され、以前と比べますと一定の改善がなされていると思われませんが、支援施策の積極的な活用につきまして事業所への情報提供等に努めてまいりたいと考えております。

介護保険は国の制度でございますので、町単独でということとはなかなか難しいわけですが、来年度予定されている国の制度改正や町の次期介護保険事業計画の策定等にあわせて、支援や介護が必要な皆さんが、より使いやすい介護保険制度となるよう、福祉や医療の関係機関とも連携を図りながら、よりよい介護の体制を整えてまいりたいと考えております。以上でございます。

9番（宮島君） 細かい11年の経過の担当課長の話、十分理解したわけですが、そこで担当課

長にひとつお聞かせをいただきたいんですが、今説明の中にも十分そのことが入っているわけですが、さらにもう少しお聞きしたいと思うんですが、いわゆる制度の目的のひとつに、いわゆる社会的に入所の解消があり、在宅介護を促す意図となっているわけですが、実際には24時間サービスを提供する介護職の不足などがあり、重度要介護者の在宅介護は困難なことになっている状況にあると私は理解をするわけですが、そういった中で年々増える要介護高齢者の増加もあり、差し当たって預ける入所施設の不足、先ほども数字が出ておりますが、いわゆる待機組ですか、出ているわけですが、そういったいわゆる制度の導入以来11年の経過で、解消されていない大きな課題がまだあると思うんですが、そういった中で担当課長として今後の見通しをどのように、そういうことについて考えているか。これは先ほど町長からあった、いわゆる介護ということについては先ほどの社協との関連もあるわけですが、そういった中で行政としての今後のそういう施設なりの預けられる安心というか、そういうことがこのように進められるという状況について見通しを含めてお答えいただきたいと思います。以上です。

福祉健康課長（中村さん） 今後の見通しということでございますが、来年度、次期の介護保険事業計画を策定してまいります。24年からの3年間ということで事業計画を策定してまいります。そのための調査を昨年の暮れから今年の1月に全県的に行っております。その集計はまだ出ておりませんが、今後その調査の結果の要望等を踏まえまして、次期の計画の中にもり入れていってまいりたいと考えております。以上でございます。

9番（宮島君） わかりました。ぜひひとつ新しい事業の中で取り組んでいただきたいというふうに思うわけであります。

さて最後に申し上げたいと思うんですが、いよいよ23年度からは坂城町の第5次総合計画基本構想が進むわけでありますが、そこにも出ていますとおり「人がともに輝く ものづくりのまち」を基本理念としているわけでございます。いわゆる来るべき地域主権改革に向けてぜひひとつ、その基本計画に沿って向こう10年間活力あるまちづくりのためにお互いが頑張ることを願うわけであります。

最後になりましたが、中沢町長、今期引退ということになっているわけですが、どうかひとつ今後、健康に留意し、今後のご活躍をご期待申し上げまして、以上で一般質問を終わります。

議長（春日君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時59分～再開 午前11時10分）

議長（春日君） 再開いたします。

次に、7番 安島ふみ子さんの質問を許します。

7番（安島さん） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

初めに、ニュージーランド南島クライストチャーチの大地震から2週間たちました。死者は

166名に上り、日本人の留学生ら27名が依然安否確認ができず、行方不明となっていることに対しまして、被災者、またご家族、さらに関係の皆様には哀悼の意を表するとともに一日も早い復興をお祈り申し上げます。

本当に地震は恐ろしいことをまともや再確認させられました。坂城町におきましては、23年度から南条小学校の耐震化大規模改修工事が始まるということで、ひと安心するところがございます。東京都では耐震化診断など無料化をし、建物の耐震化の推進に力を入れていく予定です。町におきましても、より一層の耐震化推進と危機管理の強化を図っていただきたいと思います。

それでは質問に入ります。

1. がん対策充実へ

イ. 無料クーポン利用状況は

公明党が強く推進してまいりました女性特有のがんの乳がん、子宮頸がんの検診無料クーポン券配布事業が21年度補正予算をもって全国でスタートし、町でも21年10月から始まりました。22年度、そして23年度も継続の方針であること、また子宮頸がんワクチン接種におきましても、対象者を拡大するとの予算説明があり、これまでの中沢町長のご英断を評価するものでございます。私自身、22年度乳がん検診の対象者でございましたので、松代病院で予約をし、クーポン券と保険証を持ってマンモグラフィーの検診を受けてまいりました。マンモグラフィーの検診は自費で受けると5,250円かかります。それが無料で受けられるというので女性の健康づくりを支援する本当にありがたい事業でございます。軽井沢町では節目年齢だけでなく、全女性を対象に検診を実施しております。

さて、この事業は21年度は補正予算対応で半年間という短い期間だったこともあり、乳がん検診が20.6%、子宮頸がん検診が14.9%と検診率が非常によくない結果でございました。まだ1カ月を残しておりますが、22年度の検診受診率の成果はどうであったのか、お答えください。

ロ. 子宮頸がん予防ワクチン接種について

昨日の夜のNHKのニュースでは、この接種を国が2分の1、各自治体が2分の1の助成をすることになり、接種を希望する方が急増し、ワクチンが不足し始めているとの報道が流れております。検診と予防接種によって、ほぼ100%予防できると言われる子宮頸がん、22年度の対象者は坂城町では高校1年生でした。対象者と接種の割合はどうか、また23年度の中学3年生までの対象を拡大すると何名になるのか、お答えください。

ハ. がん検診受診率向上の取り組みについて

国のがん対策基本計画では、2011年度までにがん検診受診率を50%に引き上げようという大きな目標を掲げております。いよいよ2011年度に入ります。坂城町は今までの検診

率、受診率はどうだったのでしょうか。22年度をお答えください。

そしてまた、今後の取り組み、この受診率を伸ばすために、こういった取り組みをされるのか、お答えください。これで1回目の質問を終わります。

町長（中沢君） 安島議員さんの質問にお答えしてまいります。

私からは、がん対策充実へということでもございます。

長期第5次総合計画がいよいよ23年から始まるわけですが、そういった中で、ともに生きる福祉のまちづくり、健康づくりと保健予防、そしてまた、がん対策の充実ということが最大の課題でもあるわけですが。

現在、がんは日本の死亡原因の第1位ということでもございます。坂城町でも全死亡者の約4分の1ががんで亡くなられているということでもあり、大変な課題である状況になっております。がんによる死亡率は20年前と比較すると、国、県、町いずれも約1.5倍の増加となっております。今後ますます増加していくことが推測されるわけですが。近年、増加傾向のがんは、肺がん、大腸がん、乳がん、前立腺がん、膵臓がんなどで、胃がんや子宮がんはやや減少傾向となっております。

平成19年にがん対策基本法が施行され、引き続きがん対策推進基本計画が策定されております。この計画は、平成19年度から平成23年度の5年間を対象に、がん対策の総合的、かつ計画的な推進を図ることを目的としているわけですが。町では健康づくり計画に伴い、がん予防意識を高めるべく生活習慣の改善、また、がん検診の受診の勧奨、早期発見・早期治療の重要性などをいろいろな媒体、広報やチラシ等を通じ、また健康教室や健康相談の場などを充実させ、啓発活動を行っているところでもございます。

現在、町では、胃、肺、大腸、乳房、子宮、前立腺がんの6つのがん検診を実施しております。検診料金の助成、より精度の高いがんの検診の実施、受診方法の多様化など受診しやすい体制の整備をできるだけ努めているところでもございます。

しかし、町のがん検診の受診率を見ますと、決して高い状態ではございません。今後は、がん検診受診状況の実態把握や、また未受診者に対しての重点的な受診勧奨、より検診を受けやすくするための環境整備、成人期における多くの皆さんが所属している企業などでの職場における保健活動等いろいろな面で連携し、その成果を上げていくことが大事だと考えております。

がん対策及び予防は、町民の健康を守る大事な柱であることは申すまでもございません。健康づくり計画の重点項目として位置づけ、引き続き、がん予防に関する知識の普及と意識向上のための啓発活動を行いまして、がん検診に関する情報をきめ細かく提供し、受診の促進を図るべく一層努力してまいりたいと考えております。

具体的な事例につきましては、福祉健康課長からお答えさせます。以上でございます。

福祉健康課長（中村さん） イの無料クーポン利用状況はについてお答えいたします。

女性特有のがん検診事業は平成21年度から国庫補助事業として開始された事業で、本年度で2年目となっております。この事業は、特定の節目年齢の女性に無料クーポン券及び検診手帳を発行して、子宮頸がん検診、または乳がん検診を無料で受診してもらい、検診の受診率を高めるとともに、がん予防に対する意識向上を図ることを目的としております。

平成21年度は6カ月間の検診期間を設け、実施して、子宮頸がん検診は109人、乳がん検診は154人の受診があり、受診率は子宮頸がん検診が23.5%、乳がん検診が27.1%でございました。

今年度につきましては、子宮頸がん検診の対象者399人、乳がん検診の対象者502人に無料クーポン券及び検診手帳を発行し、昨年8月1日から2月末日までの7カ月間にわたり実施してまいりました。3月3日現在の受診状況は、子宮頸がん検診が80人、乳がん検診が134人で、受診率は子宮頸がん検診が20.1%、乳がん検診が26.7%となっております。最終的には、もう少し受診者数、受診率とも伸びると思われそうですが、いずれの検診も受診率はまだまだ低い状況でございます。しかし、子宮頸がん検診、乳がん検診全体の受診者数を平成20年度と平成21年度で比較してみますと、子宮頸がん検診は62人、乳がん検診は71人増加しており、女性特有のがん検診事業の導入が受診者増加へとつながっていると思われま

す。

平成22年度の受診の形態を見ますと、子宮がん検診の場合は43.8%が集団検診で、56.2%が医療機関での受診となっております。また乳がん検診では65.7%が集団検診で、34.3%が医療機関での受診となっております。子宮頸がん検診は、開業の産婦人科医院でも受診できますが、乳がん検診はマンモグラフィー検査であるため、検査可能な医療機関が少なく、また遠くの医療機関へ出向かなければいけないこともあり、集団検診での受診率が高くなっているものと推測されます。

子宮頸がんの低年齢化や乳がんが増加している現状を踏まえて、より一層の受診勧奨の強化、受診しやすい検診体制の整備などを行い、受診率向上及びがん予防意識の向上を図るよう努力してまいりたいと考えております。

次に、子宮頸がん予防ワクチン接種についてでございます。

子宮頸がん予防ワクチン接種については、2月より高校1年生を対象に任意接種で実施をしているところでございます。2月末現在で接種された方の人数は、対象者70名に対し37名の方が接種されたという状況でございます。

ワクチン接種の安全性についてでございますが、先月28日に子宮頸がん予防ワクチン接種などの安全性を検討する厚生労働省の専門委員会が開かれ、これまでの副反応などの報告をもとに、現時点で安全性に重大な懸念はないとの評価で一致されております。また、この専門委員会事務局によると、平成21年12月のワクチン販売開始から今年1月末まで約67万人が

接種を受けたと推計され、接種回数は延べ101万回に上っております。このうち重篤な副反応の報告があったのは、製造販売業者から99例、医療機関から11例の報告があり、最も多く見られたのは、接種の痛みによる失神が25例ということでございます。

今回の接種開始に際しまして、町では接種対象者宛に個別通知を送付いたしましたが、その通知文の中に子宮頸がんについての説明やワクチンの効果とあわせて、副反応や接種後の注意事項などについてもお知らせをし、周知をいたしました。また「広報さかき」2月号を通じて広く町民に周知する中で、2月初旬に接種対象者向けに子宮頸がんワクチン接種に関する説明会を保健センターにおいて開催したところでございます。

子宮頸がん予防につきましては、ワクチン接種が子宮がん検診にかわるものではないため、接種したとしても引き続き子宮がん検診を受診することが不可欠なものでございます。ワクチン接種にあたりまして、子宮がん検診の重要性についてもあわせて啓発を行い、受診率向上を図ってまいりたいと考えております。

23年度は当初予算にも計上してありますとおり、接種対象者の範囲を現行の高校1年生と新たに中学3年生も加える中で実施していく予定でございます。約140人が対象になります。中学生も接種対象者となることから教育委員会や中学校とも十分協議し、また協力をいただく中で、今まで以上により効果的な啓発をしてまいりたいと考えております。以上でございます。

7番（安島さん） それでは再質問に入らせていただきます。

まず1つ目の女性特有のがんの無料クーポン券についてでございます。

利用状況を今お聞きいたしました、あまり伸びているとは言えません。横ばいというふうに取りましたけれども、特に子宮頸がんの検診無料クーポン券の対象者なんですが、20歳、25歳、30歳、35歳、40歳ということで、20歳で子宮頸がんの検査を受けるということは非常に若い女性にとっては抵抗があるということなんですが、ぜひ若い方の子宮頸がんの発症が増えているということで、成人式などで、こういう無料クーポン券を利用して受診しましょうという啓発をぜひ行えないでしょうか。特に若い方というのは親御さんの意見で「受けに行った方がいいよ」というふうな後押しというか、そういうことが非常に関与してきますので、広く啓発をしていただくことが効果的ではないかと思っております。まず子宮頸がん、乳がんの無料クーポン券、すばらしい取り組み事業でございますので、一人でも多くの方に受診をしていただけるように、成人式で啓発できないか、そういうことをひとつお聞きいたします。

福祉健康課長（中村さん） 成人式で受診勧奨できないかというお話でございますが、成人式担当課とも相談いたしまして、できれば勧奨してまいりたいと考えます。また子宮頸がんの予防接種のワクチンは中学生、高校生を対象に行います。その際にも検診が必要だということも加えて勧奨してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

7番（安島さん） 先ほど課長からも答弁がありましたけれども、2月の「広報さかき」の2ペ

ージ、3ページに大きく子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児肺炎球菌ワクチンを町で全額負担しますという記事を掲載していただきました。非常に啓発活動にご尽力いただいているということは理解しております。

この子宮頸がんワクチンについての質問に移りますが、先ほども申しましたように、ワクチンが不足の恐れがあるということで、昨日、今日、大きく報道されております。それほど皆さんの関心が高くなってきたということで非常に喜ばしいことではないかと思えます。その中で私も何人かの街頭宣伝で啓発させていただいているんですけども、「ワクチンを打つと子どもができなくなるんじゃないですか」とか、そういう質問をお母さんから直接受けたこともございます。やはり安心して接種できるように、安全性、また有効性について正しい情報を啓発していただく、そういう必要性を感じております。このワクチンですが、中学3年生に拡大するというので、やはり中学生というのはまだ、先ほども申しましたが、自ら接種しようなんという、自ら判断できないと思うので、やはりお母さんに勧められたら注射に行くよという方がほとんどだそうです。そんな中やはり親御さんに対する啓発、また生徒さんに対する啓発、両方から進めていただかないといけないということで、教育長、具体的に生徒さんの啓発なんというのは、どういうふうにご考えておられるのでしょうか。もし答えていただけましたらお願いいたします。

教育長（長谷川君） 今ご質問いただいたことにつきまして、まだ十分な判断ができておりませんが、現在の状況を申し上げますと、学校で集団接種をするというふうなお話が福祉健康課の方から中学校の方へあったということで、中学校と相談をしました。その場合には学校でやることについて前向きに検討しましょうというふうなことで、学校とは打ち合わせをさせていただいております。また、この前の議会でご質問いただきましたように、学校で接種をする場合には、それなりの事前の指導をしなければいけないであろうと。その内容については検討していきましょうということで、今、中学とは相談しております。

ただ、その後お話を伺いますと、学校での集団接種には多少問題があるというふうなお話も聞いておまして、福祉健康課の方の方針をきちんとお聞きした上で、またそのことについては考えていきたいなというふうに思っております。以上であります。

7番（安島さん） やはり注射ですので副反応というのがあるということで、親御さんの心配があります。残念ながらヒブワクチン、小児肺炎球菌ワクチンも5例の死亡事例が出たということで、110万人接種された中で5人の方が亡くなったという、そういうこともあります。ですから、しっかり協議していただいて集団接種については検討していただきたいと思えます。

ハのがん検診受診率向上についての取り組みについてでございます。

町長からさまざまな取り組みをお聞きいたしました。成果というのは数字にあらわれてまいりますので、ぜひしっかりと取り組んでいただきたいと思えます。

私も3月に同じようながんの検診の向上について質問させていただいたときは、個々の6つの胃がん、大腸がん、子宮がん、肺がん、乳房、前立腺それぞれ人数と受診率をお答えいただいたと思うんですが、福祉健康課長に。今回はお答えされなかったんですが、もしわかりましたら、お答えください。

福祉健康課長（中村さん） 21年度の受診者数についてお答えいたします。

7番（安島さん） 22年度。

福祉健康課長（中村さん） 22年度はまだまとまっておりません。ちょっとお待ちください。

失礼いたしました。22年度の受診率につきましては、まだ出ておりませんが、2月末の状況についてお知らせいたします。

大腸検診が981名、胃検診が315名、子宮がん検診が697名、肺がん検診が627名、乳房検診が605名で、うちマンモグラフィー検査が305名、前立腺がん検診が337名。以上でございます。

7番（安島さん） ただいま課長から22年度の、あと1カ月ほどありますので、最終的な数字ではないと思いますが、受診者数を答えていただきました。

大腸がんが951人から981人に伸びておりますし、子宮がんが607人から697人に伸びております。あと乳房、やはりこのクーポンの成果が出ていると思うんですが、468人から605人と伸びております。それぞれ、やはりこういう具体的な事業が始まりますと受診者数も伸びていくのではないかというふうに考えております。これからも高度医療が進んでまいります、がんは早期発見すれば治らない病気ではないという認識でございますが、先ほどもありましたように、国民の3人の1の方ががんで亡くなっておるのが現実でございます。ぜひ行政の責務として、がん検診の受診率を向上させ、町民の皆様に健やかな人生を送っていただけるよう強く推し進めていただけるよう要望いたします。

それでは次の質問に入ります。

2. 明るい選挙について

明るい選挙とは、選挙犯罪や義理人情による歪んだ投票が行われることなく、有権者の意思が政治に正しく反映される公明で適正に行われる選挙のことです。それにはみんながふだんから政治と選挙に深い関心と高い意識を持ち、投票総参加ときれいな選挙が実現することを目指し、活動することが大切であると考えられております。

この4月には地方統一選挙があります。10日には長野県県議会議員選挙、24日には町長、また町議会議員選挙があります。これにつきましても「広報さかき」3月号に詳しく掲載していただいております。有権者が気持ちよく自分の大切な1票を投じることができるよう、選挙関連事項について質問してまいります。

イ. 期日前投票について

期日前（ぜん）と呼ぶのが正式だそうです、期日前（まえ）でもオーケーだそうですので、期日前（まえ）と読ませていただきます。

できるだけ有権者の投票機会を拡大し、保証するため、仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭などの理由で当日投票できない方は選挙期日を同じく投票ができる制度が2003年、平成15年12月1日から始まりました。この期日前投票も随分定着して投票者数が増大しております。まず坂城町における期日前投票者数の推移についてお答えください。

次に、この期日前投票を行うには宣誓書というものを記入し、投票日に投票所に行けない理由を申告しなければいけません。この方法ですが、今、各自治体によってばらばらの対応になっております。坂城町の場合は役場ロビーの設定された期日前投票所に入場券を持っていき、宣誓書を職員の指示に従って記入して初めて投票用紙をもらいます。ただでさえ緊張する投票です。この工程をもっと簡略化・簡素化できないか、お聞きいたします。

ロ. 投票所のバリアフリーについて

選挙当日の各地区の投票所ですが、会場のバリアフリー化について整備されているのでしょうか。公民館や集会所等の入り口に段差があり、高齢者、また障害者、特に車椅子利用者から入場に大変困っているとの声を聞いております。入り口の段差がある投票所の対応について現状と今後の対策について、お答えください。

ハ. 開票時間の短縮について

衆議院議員選挙、参議院議員選挙、比例代表と選挙区制、この2票制になってから、とても開票作業が大変になりました。私は最近、国政選挙に開票立会人として開票現場に行っております。職員の皆様が作業をスピーディーに進めるよう、ご努力いただいておりますことは十分理解しております。しかし、深夜23時、24時にまで及ぶことも珍しくありません。開票時間短縮のための方策、効果についてお答えください。

ニ. 投票率向上に向けての取り組みは

近年の投票率の低下は大きな課題となっております。中でも若い世代の投票率の低さには憂うべきものがあります。20代の若者の投票者数の割合は全体のわずか9%であると言われております。これを向上させていくための対策について取り組みをお聞かせください。

総務課長（宮下君） 明るい選挙について順次ご答弁をさせていただきます。

期日前投票制度につきましては、お話にもありましたように、平成15年の公職選挙法の改正によりまして、有権者に投票しやすい環境を整えるため、選挙期日前においても選挙期日、いわゆる投票日における投票と同様に直接投票箱に投票できる制度となっております。

期日前投票のできる期間は選挙の公示または告示の翌日から投票日の前日までの間、午前8時30分から夜の8時まで期日前投票所において投票ができます。

坂城町におきましては、役場1階ロビーで実施をしております。

ご質問にありました期日前投票の推移でございますが、制度ができてから、これまで9回の選挙が実施されております。それぞれの選挙での投票者数に占める割合は、平成16年7月の参議院議員選挙が12.8%、平成17年9月の衆議院議員選挙が13.6%、平成18年8月の長野県知事選挙が13.2%、平成19年4月、前回の長野県議会議員選挙が12.3%、同じく前回の町長、町議会議員選挙が14.6%、平成19年7月の参議院議員選挙が19.5%、21年8月の衆議院議員選挙が21.9%、昨年7月の参議院議員選挙が21.7%、同じく8月の長野県知事選挙が18.9%となっております。

選挙によって期日前投票の期間に違いがあるため一概に比較はできませんけれども、制度開始当初12%台に対し、最近の選挙では20%前後と伸びており、今後さらに増えていくものと予想されております。

次に、宣誓書の簡略化についてでございますが、期日前投票を行うには公職選挙法施行令第49条の8によりまして、選挙期日、定められた投票日に公職選挙法第48条の2に掲げる冠婚葬祭、旅行、疾病、障害、町外に滞在などの理由に該当することを申し立て、かつ申し立てが正しいと誓う旨の宣誓書を提出することが義務づけられております。つまり例外規定でございます。

現在の宣誓書は、国、県の選挙におきましては県の選挙管理委員会で作成したものを使用し、町におきましても県に準じた様式で作成をしております。このため現在の宣誓書を町選管が独自に簡略化していくことは現制度の中ではなかなか難しいのではないかと考えられます。

また現在の宣誓書は以前に比べまして該当する箇所を丸にするだけで簡略化をされております。

次に、投票所のバリアフリーについてお答えをいたします。

高齢者や障害のある方が投票しやすい環境を整えることは大変大きな課題となっております。現在、町では選挙ごとに15カ所の投票所を設置しております。内訳は、町の施設が2カ所、町の施設と公民館が併設している施設が1カ所、そのほかの12カ所につきましては、日ごろ地域の皆さんが利用されている公民館などをお借りし、投票所として使用しております。

このうちバリアフリー化されている投票所が5カ所ございます。ほかの10カ所の投票所につきましては、施設の入り口にスロープ等を設置してある施設もございますが、施設内すべての箇所について段差が解消されている状況にはございません。こうした投票所につきましては、車椅子や障害など介助を必要とする方には、事務従事者である職員が対応できる体制をとっておりますし、そういった指導もしております。また投票する際、候補者名を記入する記載台につきましても腰掛けで記入できる低い記載台の設置や、目の不自由な方や自署できない方につきましては、代理投票や点字投票により対応しております。また町で実施しております期日前投票につきましても、1階のロビーということ投票所にしており、高齢者や障害のある方に

配慮した場所に期日前投票所を設置しているかというふうに考えております。

今後も各投票所におきましては、高齢者や障害のある方々が投票しやすいソフト・ハードの環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

次に、開票時間の短縮についてお答えをいたします。

開票時間を短縮し、選挙結果を早くお知らせすることはもちろんですが、13時間以上におわたる投票事務を行った後の開票作業に従事している職員の負担軽減や経費の削減の上からも、正確で間違いのないことを大前提とし、開票時間の短縮に向けて常に取り組んでおります。

最近の主な取り組みといたしまして3点申し上げます。

1点目としては、開票所のレイアウトの変更をいたしました。開票作業から枚数計算、内容点検を一列に配置することで票の流れがスムーズになり、また作業台の高さを統一し、すべて立って処理をすることで職員一人一人の作業効率のアップにつながりました。

2点目として、開票事務の兼務を行いました。つまり1人の事務従事者が複数の係を受け持つということがございます。開票の進捗状況により係を移動することでスピード化と職員数の削減を図りました。

3点目として、票読み取り機の導入をいたしました。今まで手作業で仕分けした部分を機械化することで開票時間の短縮と職員の削減、負担の軽減を図ることができました。

このような取り組みを実行し、加えて開票立会人さんへの開票の流れや事務の内容を詳細に説明し、ご協力をいただいた結果、開票終了時間が昨年7月に実施しました参議院議員選挙では50分、8月の長野県知事選挙では55分、それぞれ前回と比較し、短縮することができました。

今後も開票時間の短縮に向けてさらなる改善をしてみたいと考えております。

次に、投票率の向上への取り組みはでございますが、選挙は国民が政治に参画する最も重要な機会ではありますが、投票率は、その時々政治情勢によっても大きく左右される傾向にあります。

最近の選挙における町の投票率は、21年の衆議院議員選挙が76.61%、昨年の参議院議員選挙が66.36%、県知事選挙が54.45%と、選挙の種類が違いますので一概に比較はできませんけれども、投票率が低下傾向にあると考えております。

町選挙管理委員会といたしましては、選挙に関心を持っていただくため、成人式での啓発チラシの配布や未来の有権者であります小学生、中学生を対象とした明るい選挙推進協議会主催の啓発ポスターコンクールの実施等による啓発活動、また選挙時におきましては、町広報紙や有線放送での啓発、また以前は朝の通勤者を対象とし、駅前でも実施しておりました街頭啓発につきましても、平成21年の衆議院議員選挙から夕方町内の2カ所の手スーパーの駐車場で主婦層を中心とした買い物客を対象に実施しております。また昨年の県知事選挙では、期日前

投票の期間中に開催されました町民祭り坂城どどんの会場においても街頭啓発を実施するなど、機会をとらえ、実施をしてまいりました。また選挙当日は広報車や有線放送での呼びかけを行っております。

お話のありましたとおり、今年は統一地方選挙の年でございます。町民が身近な地方政治に対し、意思を表明する最も重要な機会であります。有権者の政治選挙へのさらなる意識の高揚を図り、投票率が向上するよう取り組んでまいります。

7番（安島さん） それでは再質問に入ります。

イ. 期日前投票についての再質問をまずさせていただきます。

先ほど課長からご説明がありましたように、宣誓書につきましては、公職選挙法の施行令第49条の8の規定により宣誓書を提出しなければならないと定められておりますが、記入する場所に関する規定はないと認識しております。その役場の期日前投票所で記入することが非常に緊張する。理由は何ですかというふうに聞かれているんだけど、「何か詰問されているような感じで嫌だ」というふうな声があります。あらかじめ自宅でこの宣誓書を記入できないかという方法を研究しましたところ、まずひとつは、選挙の先進地で行っております小諸市が投票の入場券の裏に宣誓書を印刷して郵送しているということでございます。これについての検討はされたのかどうか、まずお聞きいたします。

それともひとつの方法といたしまして、先進地の自治体で行っているんですが、宣誓書をホームページに掲載しておりまして、そのホームページをダウンロードしてプリントアウトすれば、家であらかじめ記入をして期日前投票所に持っていけるという方法がございます。これだと本当に落ちついて家で冷静に自分の生年月日ですとか理由のところをチェックしていけるわけでございます。例えば、これは岡崎市の例なんですが、期日前投票をする際に必要な宣誓書を各期日前投票所でもお渡ししていますが、「事前にダウンロードの上ご記入されたものをお持ちいただいても結構です。宣誓書は自分で署名していただくようお願いいたします」というふうに、期日前投票の期間中は受け付けますよということで、こういったものがダウンロードして自分で持参できるような取り組みをしている自治体がございます。坂城町でもこういうことを検討していただけないかどうか、まずお聞きいたします。

総務課長（宮下君） 先ほども答弁をさせていただきましたが、期日前投票自体が例外規定という形の中で宣誓書を書くのが役場の、役場といいますか、投票所のところでは緊張されるという形があるかということでご質問いただきました。私どもとすれば緊張しない中で書いていただくという部分もございますし、投票に見えた方の生年月日等のチェックというものにつきましては、当然チェックしなければならない事項になります。ですので、そういったものではご自分の生年月日でありますので、中にはご自分の生年月日を忘れちゃう方もいらっしゃるかもしれませんが、そういった部分につきましても、各投票所でも投票の入場券につきま

しても、それぞれ年齢等ふさわしいかどうかという形の中でチェックをさせていただいているという状況です。

ただいまご指摘をいただきました先進地の事例のご説明がございました。これにつきましては、私どもも将来的にといいますか、すぐ対応できるかどうか別としまして、例えばホームページの掲載等につきましては、ひとつの方法であろうかなというふうにも考えます。そういった部分につきましては、今後検討させていただきたいというふうに考えます。

7番（安島さん） 入場券の後ろに印刷するとなりますと、6人1世帯ではがきが送付されていきますので、それを個人のはがきとなるので、非常にコストがかかります。ですから、これは何とも言えないんですけども、家でプリントアウトして持参するということは役場にとっては全くコストのかからないことですので、ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

次に口の投票所のバリアフリー化についてでございます。

私が直接お話をいただいたのは網掛の集会所でございます。雨の中、せっかく苦勞して車椅子で投票に行ったんだけど、スロープがなく、役場の職員が皆さん手伝ってくださったけれども、非常に難儀をしたと。そういうお話がありました。4月の統一選に向けて知事選挙などでは政見放送に手話通訳をつけるのを初め選挙広報の音声による提供、また投票所のバリアフリー化の検討、障害者が投票しやすいようにさまざまな取り組みをするという総務省の方針がありまして、各都道府県の選挙管理委員会に通達がされたと聞いております。可動式、移動式でも結構ですので、スロープを取りつけられないのかどうか、それについてももう1度お答えください。

総務課長（宮下君） 先ほども答弁いたしましたけれども、15カ所ある投票所のうち投票をする場所までがバリアフリー化されているのが5カ所、5つの投票所が投票をするところまでがバリアフリー化されているということでもあります。そのほかの10カ所につきましては、今お話のありました網かけの集会所、第12投票所になりますが、そこも含めまして入り口の部分がスロープはついているけれども、中に入った後、下駄箱のところから段になったり、また15投票所のように最初から大きな階段になっているというような状況もございます。そういった部分につきましては、どうしても傾斜をつけるバリアフリー化につきましては、相当なスペースを必要とするという状況にもなるかというふうに思います。

恒久的な部分につきましては、集会所の整備等、施設の改修等にあわせた中で検討いただく中でありますが、そういった個々の問題につきましては、できるものにつきまして対応できるかどうか検討をさせていただきたいというふうに思います。

7番（安島さん） それでは次に開票時間短縮と投票率の向上についての再質問をさせていただきます。

非常に開票時間短縮についてはさまざまなご努力をいただきまして、成果があらわれてきているという課長の答弁でございました。私は開票にどうしてこんなに時間がかかるのかということで、やはり比例代表制に選挙制度が変わってから非常に時間がかかることになったのではないかと思うんですね。候補者名が非常に投票所に行きますとだーっと並んでおりまして、本当に政党名を書いたり、候補者名を書いたり非常に戸惑われる。疑問票や無効票が非常に多いわけでございます。近年の結果を見ましても、19年の参議院選挙で323票、21年の衆議院選挙で269票、22年の参議院選挙では298票の無効票があったわけですね。せっかく皆さん投票に足を運んでいただいても、約300人の皆さんの意思が結果として反映されない。本当に虚しいわけでございます。この疑問票・無効票を何とか少なくする方法はないのかというふうに考えるものでございます。

公明党の衆議院議員が政治倫理確立及び公職選挙法改正特別委員会というところでこんな質問をしたんですね。非常に高齢化が進んでいまして、視力も落ちている方が候補者名を正確に書くということが今難しくなっていると。私は家でこういうこの候補者に投票しようと思っただけでメモも書いて投票所にそれを持ち込むことができないのか。または法定ビラ、そういうものを投票所に持ち込めないのかという質問をしたところ、片山国務大臣が「一応一般論で言いますと、持ち込むことは別に妨げられておりません」と。公職選挙法上は特段の制限はありませんというふうに答えております。もし、これができれば非常に投票の正確に候補者名、または政党名が書けるということでございますので、非常にいいことではないかというふうに思うんですが、その辺何かご見解があればお答えください。

総務課長（宮下君） 国におきまして、そういうようなご答弁があったというお話は聞いておりますけれども、投票というのは投票者本人の自由な意思で投票をするものでございます。ですので、例えばメモというものなりにつきましても、ご本人の意思において備忘、要するに自分が忘れないために、字を間違えちゃ困るなどかということでも忘れないために持ってきたメモについては、それは認められるものだというふうに考えております。ですから、どなたもが紙に書いたものなり、もしくはパンフレットなり持ってきて、この人を書いてくれという状況の中ではないと。やはりそれは本人の意思によって書くものなので、本人が自署したもの、本人が自署したメモというものについては、そういったことが考えられるというふうに考えております。

7番（安島さん） 今議会は中沢町政にとって最後の議会になります。20年の長きにわたり強いリーダーシップで町のポテンシャルティを活用し、自律のまちを貫き、坂城町のために尽力してこられた中沢町長に敬意を表するところでございます。

さて4月の統一選挙までわずかとなりました。今回は明るい選挙ということで選挙について取り上げましたが、4月の統一選挙には次期の町長、また議会議員にバトンが渡されます。ぜ

ひ明るい選挙で執り行われますようお願いしております。

そして坂城町がさらに大きく発展し、町民一人一人が希望を持って暮らせるよう心からご祈念申し上げ、私の一般質問を終わります。

議長（春日君） ここで昼食のため午後1時30分まで休憩いたします。

（休憩 午後12時08分～再開 午後1時30分）

議長（春日君） 再開いたします。

3番 塚田忠君の質問を許します。

3番（塚田君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問を行います。

早速質問に入らせていただきます。

1. 地域づくり活動支援事業について

イ. 利用状況と主な事業内容は

昨年、私の住んでいる地域では7年に1度の御柱祭が行われました。区民はもちろん遠方に暮らす親戚、近くに住んでいる兄弟姉妹たちが、この日ばかりと大勢集まり、木遣りにあわせて御柱の大綱を引き、子どもたちの踊りや余興の長持ち道中などを楽しむ盛大なお祭りとなりました。

祭りも終わり、地域ではしゅんとしている最中、6月になって地域の公民館主催で御柱写真展が開催されました。会場の公民館の前庭では、御柱祭で披露した踊りを子どもたちや若者たちが祭り同様に再現したり、マジックショーでにぎやかな写真展になりました。展示された写真は、区民の皆さんが撮った作品やお母さんやおじいちゃんたちが撮った御柱祭でのさまざまなスナップ写真、そして地域の家庭にしまってあったアルバムから昔懐かしい記念写真、戦前の生活がしのばれる貴重な写真や、今とは随分変わってしまった風景写真等が展示されておりました。友人、知人が若かりしころの写真や今ではこの世にいない方の顔ぶれも大分あり、すべてが懐かしく感じました。中には私の身内の写っている写真も何枚かあり、できればコピーさせてもらいたいと考えておりましたところ、数カ月後に区会から我が家はもとより区内全戸にその写真ダイジェスト版が無償で配布されたのであります。我が家では永久保存版として大事にしていきたいと話しております。この写真集出版経費が地域づくり活動支援事業の補助事業として実施されたということです。実に有意義な支援と感じて感謝しているところであります。

そこで過去6年間に、この事業が続いていることではありますが、それぞれの区からどのような内容の申請が出ているか、主なものをお聞きしたいと思います。

ロ. 事業成果をどのようにとらえているか

この地域づくり支援事業は各地において有効に活用されていると感じております。この事業

が地域の将来、夢などを含め地域の要望や具体化できる事業であると感じているところですが、町行政として地域づくりを進める上で、この事業が果たす役割をどのようにとらえているかお聞きいたします。

ハ. 選考不採択はあったのか

また各地域から出された申請の中で、選考不採択になった事業はあったものかお聞きいたします。もしあったならば、その事業をあきらめさせたのか、あるいは実現できる方向づけをされたのかもあわせてお伺いいたします。

もう1点お聞きいたします。

私の住んでいる地域に国交省と町所有の土地があり、そこがごみ不法投棄の多いところになっていました。そこに町で許可をとっていただき、花と緑豊かな坂城町に協力しようという地域の仲間と一緒にばらを植栽しました。有志10人ほどのグループですが、ばら園をつくったときに、1度この地域づくり活動支援事業で支援をいただいたことがあります。そこで、このような地域の小さなグループによる花壇等の維持管理に対しても毎年支援することはできないか、お伺いいたします。以上1回目の質問を終わります。

まちづくり推進室長（塚田君） 地域づくり活動支援事業の質問にお答えいたします。

地域づくり活動支援事業につきましては、平成17年度から始まった事業であります。本事業は各区等が創意工夫により自主的に進める地域づくりに係る事業に対し、資金の助成を行うことにより住民参加のまちづくりを推進し、コミュニティ活動の活性化を支援する事業として開始されました。

本事業は、こうした活動費のうち人件費や工事請負費などを除き、消耗品、燃料費、原材料費等を補助対象とし、区においては30万円、団体においては5万円を限度として補助金を交付しております。食料費については補助金額の10%以内で活動時のお茶程度のものを補助対象としております。平成18年度からは任意団体、グループが行う事業に対しても補助対象としております。

当初は3年間の期間限定事業として始まりましたが、区からの継続の強い要望をいただく中で、平成20年度から3年間の期間延長を行い、さらに平成23年度から3年間の期間延長を予定しているところであります。これまで6年間で延べ76の区が、それと17団体の方に本事業を活用いただいております。特に20年度、21年度にそれぞれ14区、22年度は15区と過半数を超える区に活用いただいているところでございます。また平成20年度から今年度までの3年間は予算額以上の要望額となりまして、選考会での審査結果により補助額の調整を行わせていただいている状況であります。

それぞれの地域において実施されている事業についてですが、区民広場の整備、地区の公園の花壇づくり、桜並木の整備、花いっぱい運動、区内ハイキングコースづくりといった地区の

環境整備事業が全体の約半数を占めております。また区民祭り、夏祭り、区民ふれあいの集いといった世代間交流や地域内の連帯を強化する事業が約3割、地域の縁日、子ども相撲、神楽の復活など伝統行事やしめ縄づくり講習会の開催、区誌の発刊、写真展の開催など文化的事業がそれぞれ1割、そして自主防災会の設立、助け合いマップの作成など安心・安全な地域づくりを目指した事業が3件で全体の4%となっております。各区が創意工夫してさまざまな事業が実施されており、地域コミュニティの活性化に成果を上げていると感じております。

事業成果をどのようにとらえているかというご質問でございますが、先ほど申し上げたように、これまで多くの区や団体が地域づくり活動支援事業を活用し、自主的に創意工夫した事業を実施してきたことは、住民参加のまちづくりを推進し、コミュニティ活動の活性化を図る上で大いに意義のあるものと考えております。本事業への取り組みをきっかけに地域住民が力を合わせ、知恵を寄せ合ってひとつの事業に取り組む、そんな活動が大切であるかと考えます。

これからも多くの地域に本事業を活用していただき、住民の皆様には積極的にまちづくりやコミュニティ活動に参加していただき、自律と協働のまちづくりの推進の一助となればと考えております。

選考不採択はあったのかというご質問でございます。補助申請にあたりましては、あらかじめ事務局で提出書類のチェックや添付書類の確認を行わせていただいております。選考委員会におきましては、申請された区の代表から、その事業説明をしていただいた上で審査を行っております。選考委員会は毎回公開となっております。ぜひ各区の熱意を感じていただければと思います。

なお、これまで補助申請をいただいた中で、選考委員会で選考した結果、不採択となった例は1件もございません。また地域グループで行っている花壇やばら園の維持管理事業といった継続的に行われている事業につきましても、この地域づくり活動支援事業制度に基づき、年度ごとに補助申請をいただき、制度の目的に合致している事業に対しまして補助金を交付しておりますので、この制度がある限りは毎年申請していただければ結構だということになります。以上です。

3番（塚田君） よくわかりました。

再質問させていただきます。

地域づくり活動支援事業については各地区が知恵を絞って、区民の皆さんの協力をいただいて取り組んでいることはよくわかりました。非常に有意義な事業だと感じているところであります。平成17年から3年間続いて20年度からまた3年間、そして22年度から再度3年間、この事業を継続する予定になっていると答弁をいただきました。23年度予算でも310万円がもり込まれており、町長の強い気持ちを感じるのですが、この事業を今後もずっと続けていきたいと考えておられるのか、この事業に対する町長の率直なお考えをお聞きしたいと思いま

す。

また聞くところによりますと、ある地域では地域に残る古文書を解説し、解説したものを記録に残したいと活動されているそうです。このような場合も地域づくり活動支援事業の対象になり得るのか、お聞きいたします。

私の住む地区にも貴重な古文書が保存されておりますが、古文書を読むことは素人はなかなか難しいものであります。古文書の読み方などをサポートしてくれる体制は町としてとれているのかもお聞きいたします。

もう1点、花壇等の維持管理について幾つかのグループから申請が出されているようですが、ばら園や花壇などの維持管理は地道な活動が必要であります。1度手入れをすれば終わりということではありません。肥料も必要ですし、消毒も大切です。経費もかかります。各グループの皆さんも大変苦勞して維持管理されていると思いますが、どのような補助金の使い方をされているか、参考に教えていただければ幸いです。以上2回目の質問を終わります。

町長（中沢君） 地域づくりの交付金、3年、3年と続けてくる中でいろいろとさらに延ばしたいということは、この事業は地道であるけれども、それなりのまちづくりに大いに貢献しているなど。先ほどお話のありました上五明のいろいろなイベントにも参加し、また写真展も見せていただいたわけでございます。そうしたことがひとつのきっかけになっているということにも感動したところでもございます。

この町を自律のまちにしていくという中で、要するに地域からの発信が何より大事だということから取り組んだ事業でございまして、1地区30万円ぐらいがという中で比較的希望も多いもので、それに沿わないという面もございましてけれども、各申請事案については、すべて網羅しているなど。それがために地域のまちづくりが進んだと。例えば田町区のえんま堂のお祭り、あるいはともにいろいろと村上義清にもかかわるわけでございますが、それもこれから継続していくには本当に頼りになるというお話もいただいているところでもございます。

お話の中でのいろいろな地域において花壇やそういうものもつくとともに歴史をひもとくということで、そういった面での経費をとということ、これも地道なことではございますが、大事なことだなど。各地域において、そういうことが自分の町がこういう歴史があった、こう頑張ってきたという姿は次につながるなど、こんな思いもございまして。これは、より皆さんのご意見をお聞きしながら継続していくということが大事である反面、じゃあ、幾つかやっていく中で継続性をどのようにとるかということもまた課題でもあるわけでございます。

そこで3年という一区切りをつけたというのは、いろいろな採用の中で3年間ぐらいは続けられるけれども、その後は、できるだけ地域で頑張ってもらいたいということも偽らざる気持ちであることも事実でございます。こういった地道なことが、さらにまちづくりにつながり、そしてまた、町の文化につながると。そしてさらに、それがふるさと志向にもつながっていく、そ

して内外に発信するという事等大事にしていかなければならないと、こんな思いもござい
ます。

常にまちづくりということを念頭に置く中で、先日、チクマ精工のいろいろな跡地利用のこ
とでJ X日鉱日本石油エネルギーの本社へ行ってまいりました。それは町の中に林立する石油
タンクでございますが、それが、ただタンクとなっているということは、これは産業が盛んで
あるなということだけでも、そこにひとつばらの絵があったり、あるいはねずみ大根の絵が
あったり、いろいろすることによって、あなた方もまちづくりに貢献しているんだよというこ
とになりはしないかという攻めもしたわけでございます。ひとつの発想だったなと思いたし
けれども、一月もたたないうちに先日、その会社から担当が2人見え、また関係者が見えまし
て、町の意向をすり合わせながら坂城町の広告塔としてもいろいろお手伝いしたいという意向
も示されたところでもございます。考えてみれば、横吹のばら街道もちょっとした発想と発信
によってなるといふこと、それぞれ地域に根ざした発想として大事にしなければいけないと、
そんな思いでございます。以上でございます。

まちづくり推進室長（塚田君） 古文書関係でございますが、今までにも地域の歴史を後世に伝
えるという目的で地域の歴史を古文書等で調べまして、地区の住民の方に自分の住んでいる地
区を知ってもらおうということで『地域の歩み』という本を発刊された区がござい
ます。当然
ご質問の内容でございました地域づくり活動支援事業の対象となり得るといふふうに考えます。

古文書の解説へのサポートはというご質問でございますけれども、今現在、公民館の文化講
座で古文書の講座がござい
ます。そちらの方は、ふるさとの歴史を学ぶ講座でござい
ますけれども、もし解説に対する支援ということ
で先生をご所望ということ
でございましたら、先生も
ご紹介することができるかな
というふうに思いますので、またご相談をいただければというふ
うに考えます。

それとばら園、花壇のグループにおける補助の内容ということ
でござい
ますが、地域づくり
活動支援事業を活用しているグループ、本年度の例を例
えで挙げますと、目的が美しいばら園
を多くの皆さんに見てもらって管理作業を通じて地域のコミュニティを
活発にしようという目
的でやっておられます。大体春先から初冬までの間、花殻摘み、ある
いは除草、除草が一番大
変だとは思いますが、また消毒、剪定作業、そういうものを定期的
に行っていらっし
やるということだ
そうです。

補助金の交付額でござい
ますが、2万円から3万円の間
でござい
ます。

補助対象となった経費につ
きましてですが、グループのメン
バーの方々の怪我や事故に備
えた傷害保険の保険料、それ
や肥料、消毒薬、作業用手袋
といった消耗品、こういうも
のを
使っ
ていらっしやる
よう
です。

なお補助金の交付につ
きましては、補助金等交付規
則に従いまして補助事業が完
了したとき、

実績報告書に収支決算書等を添付していただきまして、提出していただくようになっております。調査して制度に適合したときに交付をさせていただいております。以上です。

3番（塚田君） よくわかりました。今後ともよろしく願いいたします。

引き続き、次に進めさせていただきます。

2. 千曲川水辺公園整備事業について

イ. 計画内容

中沢町長の第1期目の年である平成11年10月に千曲川の水辺を考える懇話会が開催されました。この懇話会のメンバーは、建設省千曲川工事事務所所長、信州大学教育学部、中村浩志先生や千曲川に関心のある18名で組織され、有識者ばかりではなく、千曲川で赤いふんどし姿でいかだで遊んでいた私も含まれておりました。

懇話会では千曲川兩岸の現地視察を何度も行い、いろいろ議論を重ね、最終的にはばら園をつくろうということになりました。その後ボランティア団体の薔薇人が立ち上がり、現在ばら祭りには4万人もの人が集まる立派な千曲川バラ公園の基礎をつくり上げた団体となりました。

この懇話会は平成13年3月末に解散となりました。その後、平成18年になって大望橋周辺、千曲川の水辺に親しむ環境づくりを目指す千曲川の水辺を考える懇話会が12月14日に立ち上がりました。そのときの委員は漁業関係者、薔薇人の会、GOGO機構のメンバーの中から16人と一般公募で応募した6人の計22名であり、一般公募の中の1人が私です。

懇話会の任務は、千曲川環境保全及び水辺に親しむ方策、水辺の活用について自由に意見を述べるものとするというコンセプトで始まり、翌年6月15日に行われた懇話会では、水に親しみ、自然に触れ合い、学習の場として活用するという話になりました。信州大学の中村教授の指導により、鳥、草花、魚、昆虫に触れ合いながら学ぶ千曲川水辺の教室を開くことになり、また同時に野草園づくりにも取り組むということになったように記憶しております。

当初の計画では河川敷内に遊歩道をつくり、大望橋を挟み、堤防の法面に草花を植え、橋の上流側を整地して草花を植え、近くを流れる雨水路には、あやめ等を植える構想でした。4年が経過し、昨年のばら祭りの際にはムシトリナデシコの花が一面に咲きました。しかし、当初の構想どおりとは違うように感じます。整備の手法についても、ばら園のようにボランティアを募り、ボランティアの力で水辺公園をつくる手法がよかったのではないかと考えるところがあります。坂城町内にも山野草に詳しい方がいらっしゃいます。そのような方の力をかりて中村先生の構想された水辺公園の整備を行ったらどうかと考えます。また一緒に整備に携わるボランティア組織を立ち上げて水辺公園の整備に取り組むお考えはないかお尋ねいたします。

また22年度の当初予算には、緊急雇用事業千曲川水辺公園整備事業として予算づけがされており、大規模な整備ができるものと期待しておりましたが、少し期待はずれの感がいたします。23年度予算案にも昨年同額の375万円が計上されておりますが、町として、これから

水辺公園の整備をどのように進めていくのか、お聞きいたします。

私も水辺の教室に2回ほど参加させていただきました。その都度野鳥の生態や習性を教えてもらい、そのほかにも野草の話や水中生物の話など大変勉強になりました。ご指導いただいた中村先生は、当町の出身で子どものころから千曲川の自然に親しんできた先生で、そのころの体験がもとになり、今では世界的に有名な鳥類学者になられました。多忙な先生ですので忙しいかもしれませんが、これも水辺の教室を開催し、先生にご指導いただく、そんな機会があるのかとお聞きいたします。以上1回目の質問を終わります。

町長（中沢君） 塚田議員の千曲川水辺公園整備に係る事業についてお答えしてまいります。

坂城町の平坦地の4分の1は千曲川で占めているということでございます。緑豊かな美しい自然の山々だけでなく、また千曲川が、つけばや鮎釣りの風物詩とも言われまして、そこにふるさとの原風景を思うということ、これは町民全体に感じられることであろうと、こんなふうに思っております。このふるさとの貴重な財産ともいえる千曲川の水辺を町民の潤いのある住環境の場として活用したいと。国土交通省千曲川河川事務所長さんに相談したり、また住民の有志の皆さんにお集まりいただきまして、塚田議員お話のように平成11年に千曲川活用懇話会を開催しました。その当時、どのように千曲川を広く活用してということから活用の懇話会であったなど、こんな思いもいたしております。町では、そういった中でご意見や提言、さらには大望橋付近のさかき千曲川バラ公園、千曲川野草園というような構想も立てながら進んできたことは事実でございます。千曲川のバラ公園がすばらしいボランティアの手によって今いろいろと活用され、また管理されていることに心から敬意を表するところでもございます。

平成17年でしたか、千曲川河川事務所で景観形成事業推進費による千曲川水辺公園の造成を実施していただきました。堤防の法面や、そこに木製の階段をつけてもらったと。そこで野草園の基盤づくりをしたということで、千曲川は管理がなかなか厳格なもので、階段をつくるにも大変苦労したという思いもございます。

そして、ソフト面では、坂城町出身、お話のございました鳥類や千曲川の自然に高い見識をお持ちで、また自分が幼少のころから千曲川を遊ぶことによっていろいろと勉強できたと、現在、信州大学教育学部の中村教授の指導のもとに、千曲川に関心を寄せていただくそれぞれの皆さんのボランティア活動に、さらに中学生などが参画しながらいろいろな植えつけ、除草等も進めてきたことも事実でございますが、お話のとおり、なかなか整備が行き届かない面もございます。また整備に並行しまして、中村教授に講師をお願いして千曲川の自然に親しみ、千曲川の魅力を身近に感じてもらうということで、親子で散策しながら植物や野鳥あるいは魚の観察を行う千曲川水辺公園の水辺の教室も開催いたしました。町の職員で子どものある方には、職員と子どもともどもに参加するんだよという一人一人に声をかけた経過もございます。特に平成22年度からは、この野草園を小・中学生を対象にした坂城町ふれあい大学の講座のひとつ

つに位置づけ、子どものころから千曲川の魅力を知り、千曲川に親しみ、そして自然に親しみながら、そこから学ぶ学習活動が将来につながるということで推し進めているところでもございます。

維持管理でございますが、平成21年、国の推し進めておる雇用対策事業を活用して野草の苗の補給や、あるいは草取り作業も行っており、また第5回のばら祭りの際には濃いピンクの色が一面に咲くムシトリナデシコも楽しんでいただいたということでございますが、お話のように草に負けている面もございます。

今後の整備予定でございますが、植栽などの事業面におきましては、23年度に緊急雇用創出事業も最終年になりますが、仕上げの年と位置づけまして整備に工夫を凝らしていきたいと。そしてまた、当初、千曲川の水辺を考える懇話会ということから出発しておりますが、その当時から諸々の方が参画しております。あるいはまた、先ほどお話のありました野草園を研究している先生方も町内にたくさんいるわけでございます。そういう皆さんのお力添えをぜひやりたいという思いもございます。中村教授のいろいろな構想のもとに千曲川や野草に思いを入れる皆さんにより頑張っていたきたい、その支援をしていただく、そういった体制づくりを進めていきたい。私どもはひとつの誇りとしてバラ公園をつくり上げたという実績もございます。ちょうどその隣ということで、これほどよい環境はないわけでございますので、子どもらの将来に向けて学習の場としてより進めてまいりたいと、こんなふうにも思っているわけでございます。

そのようにいろいろ考えている中で、折しも先週の金曜日、3月4日に中村教授が現地に見えました。そこで町、教育委員会、私ども、あるいはシルバーの関係者でお話をしまして、より具体的な野草園づくりに取り組むというお話をし合ったわけでございます。坂城の千曲川バラ公園と並んで美しく、そして、やさしい花の咲く野草園、あるいは子どもが千曲川に親しみながら学習ができる場づくりにということで新たな観点で対応してまいりたいと、こんなふうに思っているところでもございます。

私がよく申しますように、美しい千曲川の自然は多くの町民の心に宿るふるさとの原風景でもあります。新しい原風景として語り継ぐ、我々が誇るバラ公園とともにマツヨイグサやナデシコが代表される千曲川の野草、そして『釣りキチ三平』の矢口高雄先生が「畑中を急ぐ向こうに鮎の川」と心を込めて原風景を詠まれておる、そういうことにも意を用いながら、水と緑のまちづくり、花いっぱいのもちづくり学習が常に行われる場であらんことを心から念じているところでございます。以上でございます。

3番（塚田君） よくわかりました。

先般の12月議会の一般質問で、12年間の町政について顧みた中で、町長は町の中央を流れる千曲川、そこに流れ注ぐ河川を枝に見立てて「水と緑の回路は見事な桜並木やウォーキン

グステーション、さかき千曲川バラ公園に開化した」と述べられております。ぜひこの中に水辺公園も入れてほしいと考えるものであります。町長のお考えの中で水辺公園もさかき千曲川バラ公園も一体のものとされているように感じますが、どのようにお考えか、お聞きいたします。

町長（中沢君） 私どもの坂城町は周辺に山々があるわけでございます。そしてまた、中央に千曲川の大河が流れております。すばらしい自然であるということは常に思い知らされているところでもございます。

先日、嘉定区の実験小学校の子どもたちが坂城町へ参ってホームステイをしたと。この坂城の町は周辺に山々があって、川があって、こんなに緑が美しいところとは思ってもよらなかったと、それが一番感動だということを書いておられるわけでございます。そういった中で水と緑がひとつのアクセスだなど、つなぐべきものだなどという思いもでございます。

そういう中で格別に千曲川バラ公園が本当に坂城町の皆さんの努力、それ以上に技術の高い努力が結集して、なおかつ120名によるボランティアの皆さん、あるいは25の企業によるボランティアの団体等によってすばらしいばらの園ができた。あわせて千曲川の中に今度は野草園をつくって、そして千曲川の植生を楽しみ、学習活動につながればと、こんな思いもいたしているところでもございます。

この間、中村教授と話す中では、こんなに多くの人たちがやっていると。そしてまた坂城の誇るべき公園に成長していくと、これをまたいろいろな皆さんに喜んでいただけるとともに子どもらに伝えなければいけないということで、野草園を整備し、そこから、今カヤがありますが、この間そこで消防団の皆さんにその部分も根わきしてもらいますと、そうすると、その先に小石があり、千曲川が流れると。このひとつの千曲川の小道をぜひ達成したいんだというお話もしたところでもございます。千曲川バラ公園を中心に植生を大事にしながら、何よりも原風景を楽しみながら、これが子どものころにゆとりとさらなるいろいろな観察力を持たせるということ、これはみんなで大事にしていかなければならない場だと、こんなことを考えているところでもございます。以上でございます。

3番（塚田君） 私の考えていたとおりのお答えをいただいて満足しているわけですが、水辺公園につきましては、最後に言われたように千曲川の川まで見えるような大きな計画を持って、本当に夢の持てる場所に、千曲川と親しみ、夢の持てる場所に仕上げさせていただきたい。水辺公園については千曲川水辺を考える懇話会が決めた事業であります。時代が変われば当然、形も変わることは仕方がないことがあります。水辺公園の整備に共感する町民も必ずいると思います。ぜひ水辺公園の整備についてボランティア団体を組織していくことを考えながら事業を推進していかれることを望みます。以上で一般質問を終わります。

議長（春日君） ここで10分間休憩いたします。

(休憩 午後2時17分～再開 午後2時28分)

議長(春日君) 再開いたします。

次に、8番 林春江さんの質問を許します。

8番(林さん) ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問を行います。

1. 少子化対策について

イ. 少子化に歯止めを

近年とどまることのない少子化の進行は、これまた急速に進む高齢化と相まって我が国の社会的基盤をも揺るがしかねないという極めて深刻な状況であります。国においては、少子化対策の指針に基づき、長年にわたり子育てと仕事の両立支援を中心として子どもを産みたい人が産み、育てやすいようにするための環境整備に力を置き、さまざまな対策を実施してきましたが、その期待も虚しく少子化の進行に歯止めがかからないという実態であります。

町は平成17年3月、次世代育成支援行動計画を策定後、この計画に基づき、次代を担う子どもと子育て家庭への支援について、乳幼児等福祉医療費の拡大を初め子ども手当の支給、妊婦一般健診の無料化、保育施設の充実及び児童館の環境整備等々国、県事業を取り入れ、また町独自策を折り込み、多岐にわたり展開し、その推移を図ってこられたところではありますが、坂城町における出生数は、平成11年度から15年度は約130名台、平成16年度から20年度は約120名台、平成21年度は99名と大幅な減、22年度は、この2月末現在で109名ということであります。この問題の根っこの深さ、対応の困難さを強く感じるところであります。

平成21年3月議会に、私は一般質問で今回と同じように出生数の減少への危機感から、少子化対策に対する所見をお伺いした経過があります。一朝一夕に効果があらわれるはずのない問題であることは重々承知の上、あえて今回も質問をするわけであります。

さて、来年度、平成23年度の坂城町の小学校入学予定者数は、村上、坂城、南条の3小学校合わせて148名で、前年度の119名を29名増という大変うれしい報告であります。22年度、坂城小学校は1クラスという、かつて経験したことのない状態でありましたが、23年度は2クラスに復活、また村上小学校も3年ぶりに2クラス体制になるということであります。あわせて南条小学校も2クラスであり、全3小学校が2クラス編成でスタートできるという大変喜ばしいことでもあります。

一方、この入学予定者が誕生した平成16年度の出生数は118名でありますので、この間他市町からの移住者などで30名という大幅な増があったということになります。これを単に増えてよかったにとどまることなく、この追い風をチャンスに背景となった状況や要因を把握し、今後の少子化対策のヒントに生かすことが望まれますが、いかがお考えでしょうか、お考えをお示し願うところであります。

町の予算編成の基本とする「入りを図り出を制す」の考えそのものが、この面でも生かせるような、つまり転入を図り転出を制す坂城町独自の子育て支援策、子育て世代の人たちへの負担軽減策など、さらなる施策展開で少子化の歯止めがかかることを切に願い、答弁を求めるものであります。

ロ. 婚活支援について

少子化が進行した要因のひとつとして晩婚化や未婚化、また結婚観など若い人たちのライフステージへの考え方の変化が結婚へのハードルを高くしていると言われております。しかし、中には結婚を望みながら出会いや縁に恵まれない人たちに対し、町はその橋渡し役を社会福祉協議会に委託、近隣の市町と連携をとりながら相手の紹介や交流パーティーなどの開催などで婚活支援を続けておりますが、まず、その成果についてお伺いいたします。過去5年間の実績をお示し願います。

一昔前でしたら、お世話上手の人が愛のキューピット役を引き受け、一肌脱いでくれたものでしたが、時代の変化とともにお世話そのものが好まれないという社会現象もネックとなり、さらに困難となった今では、親から独立し、自分の家庭を構成するというごく当たり前のことがなし難いという状況にあります。若い人たちの将来を考えますと、何とかしなければというのが実感であります。今後は婚活のさらなる支援を地域挙げての協力体制の必要性も感じておりますが、どうお考えでしょうか。町の対応をお聞かせ願います。

ハ. 子どもたちの食育は

食育・学校給食センターの竣工から1年を迎えようとしております。この施設は最新の調理機器や食器洗浄機を導入し、また作業環境の最良化や全町民を対象とする研修及び調理体制の完備など近隣ではまれに見る完璧な整備で、小・中学生の給食づくりを中心に全町民の健康づくりと食の大切さの推進を図られております。

一方、ここで働いておられる人たちの雇用体制についても改善され、名実ともに新しい体制で運営されている坂城町食育・学校給食センターの目的とする食育が、町民全体へと展開されることを期待いたすところであります。

さて、子どもたちの食育についてお伺いするわけですが、次世代育成支援後期行動計画によりますと、食育・学校給食センターの稼働にあわせ、平成22年度から新規事業の計画が示されておりますが、その実施状況はどのようなものであるのか。また、その事業から見える子どもたちや保護者たちの食育に対する受け止め方や反応はどのようなものであるのか、まずお聞かせ願います。

次に、前回12月議会において、朝食抜きで登校する子どもたちの状況について先輩議員から質問がありました。答弁では中学2年生を対象とした調査結果として、22年度は89%の生徒が朝食を食べて登校しており、きちんと食事をとる生徒が年々増えているという状況説明がありました。人間として生きていくためにとる1日3食の食事は基本中の基本であり、小さ

いときから家庭生活の中で身につけるべきことと考えるわけですが、朝食抜きで登校・登園する子どもたちの実態はどうであるのか。また対応はどうされているのか、改めてお伺いいたします。以上で1回目の質問を終わります。

町長（中沢君） 林議員の質問にお答えしてまいります。

少子化全体に対する諸々のご質問もあったわけでございます。

申すまでもございませんが、ものづくりのまちの坂城にとって少子化、高齢化の進展は、企業における生産性の低下や経済成長へも影響し、さらに消費需要の縮小にもつながるということで大変懸念しているところでもございます。

特に少子化の進行は、今後、生産年齢人口の減少による労働力人口の減少、経済成長の低下をもたらすとも言われております。高度化が一段と進み、社会保障分野での現役世代の負担が増加するなど諸々の問題が懸念されているところでもございます。こうした中で、住民や家庭、地域、福祉関係団体、行政が協働して自分たちの住む地域を暮らしやすい町にするということを取り組みし、ともに支え合う心を基調した福祉環境を創造していくということも、これまた必要であるわけでございます。各世代の役割分担と意識改革を進め、福祉、介護、保健、医療サービス等の充実、子育ての支援、住宅政策、少子化対策等を積極的に進めなければなりませんし、そういった詳細な対応については担当関係者から答弁させるところでもございます。

あわせて違った角度から物を考えますと、産業技術集積を高めて安定的な雇用確保に努めると、こういった町で、そこで健やかな子育ての職場環境を醸成するというのも、これまた大事だなど。そして坂城町に住む魅力を醸成すると。みんなが誇れる、誰もが誇れる町であり、誇れる学校があつたり誇れる諸々の要素があるということが大事だなど、こんなふうに思っているわけでございます。

にぎわいの創出という観点から申し上げれば、歴史と匠のまち、あるいは古雛祭り等ございます。さらに生活の利便性という観点からの問題もございます。あわせて人口の交流を深めることによって新たなにぎわいを創出するという、ばらのまちづくり、あるいは癒しのまちづくり、そういったものが総体的に大事になってくるということでもあろうかなと。

何よりも大事なのは、子どもたちに対する教育の高い場がある、高い教育力がそこに潜められていること、また大事だと、こんなふうにも考えております。南条小学校における金管バンドを初め坂城小学校における学有林、あるいは坂城どんどんにおける創作活動、そして村上小学校における自然に根ざした教育。先般、村上小学校では、こどもホタレンジャーということで環境団体から全国表彰を受けたわけでございますが、昨日、今度は小学校の部で、こどもホタレンジャーが環境大臣の表彰が受けられるといううれしいニュースが出てきました。応募が40団体あつた中で環境大臣賞が2件ということでございます。こういったことが各学校で行われ、ともに発信していく、それがまた、お母さんたちが坂城の学校はということもまちづく

りにつながり、それがまた子育てにもつながっていくということでもあろうかと思えます。教育の面、産業の面、また福祉の面、いろいろな面からこういった問題に対応していかなければならないと思う次第でございます。以上でございます。

教育長（長谷川君） 林議員さんからのご質問のハの子どもたちの食育についてのうち、食育・学校給食センターの関係と朝食の摂取についてお答えを申し上げます。

食育・学校給食センターは、児童生徒に安心・安全で栄養バランスのとれた学校給食の提供を目指しまして4月に稼働いたしました。順調に給食の提供を進めてきております。それに加えまして、小学生、中学生、子育て世代、町民の方々に食の重要性、大切さなど食に関する興味・関心を導き出す役割、さらに児童生徒、保護者への食育の推進、町民の方々への食育の推進のための一助としての役割もあります。

今年度、食育・学校給食センターへの視察、見学、試食会あるいは学校栄養士の食育指導の試食会等におけます学校栄養士の食育指導の状況であります。小・中学校の児童生徒及び保護者、地域の参加団体は59団体で、836人が給食センターの見学に来ていただいております。見学や試食会の際、児童生徒や保護者に対しましては、学校給食への理解を深めるとともに成長期の食事の大切さとか、さらには家庭での食事づくりの手伝い、食事づくりの体験を通して食というものに感謝の心を育てる、あるいはバランスのとれた食事のポイントであるとか、朝食を食べる大切さ、健康づくりと食事などについて指導を実施してまいりました。

今年新たに取り入れた事業としましては、小学校就学前の園児とその保護者への食育をねらいとしまして、坂城幼稚園の年長組の保護者を対象に学校給食のねらい、成長期の児童の食生活の大切さ等の指導、さらには園児の皆さんには学校給食での給食の配食の仕方、食事の仕方、後片付けなどの給食体験も実施をしたところであります。また坂城高校3年生のフードデザインを選択している生徒に対しまして、献立作成のポイント、食品衛生管理について、あるいは高校を卒業してからの食生活が大きく変わる時期に自分の食生活をどう見つめるか、将来の食生活・食習慣を考える場として授業を行ってきております。

また保護者の皆様には、成長期の栄養摂取や食事による発達への影響、家庭での食育の取り組み方のポイントを指導することによって食への意識の向上を図ってまいりました。特に親子で同じ課題について学校給食センターで食育をすることで家庭での食事において共通の話題が生まれたり、あるいは食事に対する意識の変革、食事の改善という機運が上がることも大いに期待できるかと思っております。

今後の課題としましては、今年、町内の小・中学校の食育の場としまして大変活用されました。けれども、それは実態を見ますと、関心のある先生でありますとか、関心のある保護者の皆さんが主体的においでいただいたということでありまして、学校教育計画あるいはPTAの活動計画の中に食育というものは、きちんと位置づいているところまではまだいっていないと

いうことに気がつくわけでありませう。

そこで学校や保護者の皆さんの関心が高いこの機会をうまくとらえまして、食育・学校給食センターを核として町内小・中学校、児童生徒及び保護者への食育計画案を策定し、その計画に基づきまして各学校、各学年及びPTAが食育を推進する坂城町小・中学校食育推進計画を定めることが必要であると考えまして、今準備を進めております。

給食センターの栄養士と各学校の給食指導担当職員によって構成されております坂城町学校職員会給食部会で基本計画を今、立案してもらい、その案をもとに各学校の食育計画の見直しをしております。町としましては、食育推進計画に基づいたそれぞれの学校の食育が推進できる原案を立案してもらおうというふうを考えて進めております。

平成23年度中には食育・学校給食センターでの食育、それから坂城町としての小・中学校食育推進計画を確かなものにしまして、健全な児童生徒の育成を図り、さらに子どもたちが将来自分自身の食についてのあり方、自分自身の食を選択する力等の自己管理能力を身につけられればと考えているところであります。

次に、朝食抜きで登校する児童生徒にかかわってお答え申し上げます。

朝食の大切さにつきましては、いろいろな場で話題になっており、とらない場合の害は多くの方にご理解いただけているかと思ひます。学校やPTAでも、ここ何年か朝食をきちんととるための働きかけを続けてまいりました。その結果、先ほどご指摘いただいたような数字が示されているわけでありませう。このように改善が進んできておりますのは、それぞれのご家庭の皆さんが食事の大切さ、朝食の大切さを理解され、我が子の健康管理に気を配っていただけるようになった結果であると思ひますし、さらに坂城町としての食育が前進してきているという結果のひとつとらえていいかと思ひます。

朝食抜きで登校する児童への対応であります、小学校では朝食抜きで登校してくる児童が現在2～3名おります。いずれも家庭で朝食が用意できていない、そのため食わずに登校するというケースであります。家庭の養育力の問題かなというふうを考えるわけでありませうが、学校では朝食にかわりませう軽食を用意して食べさせるとか、さらに養護教諭や学級担任が家庭訪問しまして家庭の状況の把握、あるいは家庭の養育力の改善を目指しましてケース会議をするなど、保健センター、子育て支援センター、児童相談所等関係機関のご援助をいただきながら改善を進めてきております。

このほかに朝食をとってくるという中に入るわけですがけれども、きちんとした朝食であるかどうかという問題もありませう、インスタント食品であったり、お菓子類と牛乳であったり、パンだけなど改善を要する朝食のケースもあるというふう聞いております。しかし、食事内容の実態は把握しにくく、十分対応できておりませう。

朝食を含めて食生活がどうであるかという問題は、その時点だけの問題ではありませうで、

次の世代に受け継がれていく問題であります。今、子どもたちが毎日とっている朝食の姿は、その子が将来大人になったときに我が子に与える朝食のモデルになるわけであります。親から子どもへと受け継がれていく問題であります。ですから、今、食育・学校給食センターで取り組んでいる食育の充実による家庭の食事の改善、これは今の世代の食事の改善だけでなく、次の世代の食事の改善にもつながる大変重要な問題であるとしてとらえております。学校教育における食育は、まだ緒についたばかりでありますので、PTAの皆さんのご理解を得ながら、さらに充実に向けて努力してまいりたいと考えております。以上であります。

福祉健康課長（中村さん） 少子化に歯止めをの平成23年度の入学予定者数が、この子どもたちが誕生した平成16年度の出生者数を上回っている背景についてでございますが、平成16年以降の転入者と転出者の割合を見ますと、平成17年には転入者が734名に対して転出者が692名で、42名ほど増加しております。平成17年を除きますと、平成16年から平成21年までの転入者数3,981名に対しまして転出者数が4,407名であり、転出者が426名ほど上回っておりますが、平成23年度に小学校に入学する年齢の推移を見ますと、転入者数が332名、転出者数が309名であり、転入者数が23名ほど多い状況でございます。住宅などの生活環境の整備により転入者の増になったものと推察されます。

町では国の次世代育成支援対策推進法に基づき、坂城町次世代育成支援行動計画を策定し、子どもを産みたい、育てたいと望む人が安心して子どもを産み、子育てができる、また生まれてきた子どもたちが健やかに育つことのできる社会を目指してさまざまな施策を行っております。

具体的には坂城町に住所を有する方が出産した場合に第1子、第2子に1人につき1万円分、第3子以降1人につき3万円分の町の商品券を支給する出産祝金、0歳から小学校修了前までの子どもを養育している方に支給する子ども手当、さらに乳幼児等福祉医療制度といたしまして、小学校就学前までの児童につきましては、入院・通院とも、また小学校から中学校修了前までの児童につきましては入院に係る医療費の一部を助成しております。また保育園に通園されている家庭の保護者に対し、国の定める保育料よりも安い保育料とし、同時に複数のお子さんが通園されている場合は第2子を半額、第3子以降を無料とし、負担の軽減を図り、子育て家庭の経済的な支援を行っております。また坂城町子育て支援センターが中心となり、育児不安の軽減や養育力を高めるための多様な行事を行い、子育てに関する相談に応じております。次世代育成支援行動計画の推進体制にありますように、子育て家庭を中心に、行政、関係機関、地域社会それぞれが役割を担いながら子育てを推進してまいりたいと考えております。

ロの婚活支援について申し上げます。

現在、社会福祉協議会では地域福祉事業の一環として結婚相談事業を実施しております。町文化センターにおいて5名の専門相談コーディネーターによる結婚相談を年5回開催しており

ます。当事業へは町からも8万円の補助金を支給しております。本年度は64件の相談がございました。

また過去5年間における結婚相談事業の成果についてでございますが、平成18年度、19年度につきましては、成果はございませんでした。平成20年度2組、平成21年度1組が成婚され、平成22年度は1組が成婚の見込みとなっております。

相談にあたっては事前に登録が必要となり、2年間の登録料として2千円を納入していただきます。登録には男性は町内に在住か在勤であること、女性は長野県内に在住であることが条件となり、現在、結婚を真剣に考えている独身の男性26名、女性4名が登録しております。本年度は千曲市社会福祉協議会と共催して7月には結婚相談講演会、9月には秋のディナーパーティー、12月にはクリスマスパーティー、年明けの2月には冬のビュッフェパーティーなどイベントを開催し、毎回30名から50名近くの方に参加をいただいております。当事業の開催にあたり、年度当初に相談所開設計画表を全戸に配布し、また具体的なイベント情報につきましては、有線、町広報及び社会だよりなどにもご案内し、地域の皆様に周知しているところでございます。

また県では少子化の要因である未婚化、晩婚化が進む中で現在、結婚支援を行っている市町村、社会福祉協議会、JA、労働団体、商工会議所等の関係団体がネットワークを構築することにより、地域や職域を超えた広域的な結婚支援の取り組みを推進するために、長野結婚支援ネットワークを設立いたしました。さらに長野結婚支援ネットワークを構成する参加団体間において結婚希望者をデータベース化して索引、引き合わせを行うことによって広域的に出会いの機会をつくることを目的として設置、運用する長野結婚マッチングシステムを立ち上げております。当システムの利用を希望される方は長野結婚マッチングシステムを利用している団体に相談登録をする必要がありますが、システムを利用することにより参加団体間において結婚希望者の希望に沿った相手を迅速に検索でき、多くの引き合わせの成立が可能となってきます。

なお、当システムへの参加を希望する団体は営利を目的としない結婚支援事業を実施しており、かつ県内在住の団体であることが参加資格となりますが、当町において、この参加資格に該当する坂城町社会福祉協議会では当ネットワークへの参加団体の申し込みにつきまして、千曲市社会福祉協議会とも協議しながら検討をしていきたいとのことでございます。

今後さらに町社会福祉協議会の結婚相談開設事業などにつきまして結婚を真剣に考えている皆様へ周知をし、当事業への参加を強く呼びかけ、町社会福祉協議会とも連携しながら相談支援の充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、子どもたちの食育はの中の次世代育成支援行動計画の中の食育・学校給食センターの稼働にあわせ、新規事業のひとつとして小学校食育健康教室について申し上げます。

この教室は、食育・学校給食センターを体験の場として位置づけ、料理づくりから自分の身

体の営みを考え、健康づくりの大切さを理解することを目的としております。今年度は、この計画に沿って食育・学校給食センターを教室に子どもの保護者を対象に実施いたしました。

内容といたしましては、「バランスのとれた食事とは」「野菜の効用は」など参加者全員が考える中で、体づくり材料となるたんぱく質が多く含まれた食品を使った料理や油や砂糖をとり過ぎないための料理について学習いたしました。

参加者の反応といたしましては、保護者から「子どもの成長にとって食事をつくることの大切さを改めて感じた」など食育の大切さを知る上で大変よい教室となりました。

今後も食育に関して関係機関と連携を図る中で、このような食育健康教室等を通じて正しい食生活の情報を提供し、栄養バランスのとれた食生活の実践や朝食の重要性などについての普及啓発を積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、朝食抜きで登園する子どもたちの実態と対応はということですが、最近の統計として朝食の欠食状況を集計したものは、平成19年度に保護者への生活リズム等のアンケートを実施した際に取りまとめたものがございます。それによると毎日朝食を食べている子は年少児93.7%、年中児94.3%、年長児97.9%で、年齢が低いほど欠食している割合は多いものの、どの年齢も毎日欠食している子はおりませんでした。保育園での朝食の欠食状況は毎年数字ではまとめておりませんが、欠食児については各クラス担当職員が把握し、その都度対応しております。

具体的な対応として、朝食を欠食した場合は園児に覇気がなく、集団遊びにも消極的になるなどの状況が見られることが多いため、1日での園の様子を話しながら朝食の大切さに気づいてもらえるように保護者に伝えたり、家庭での様子をお聞きする中で、他の家庭で実践している事例等を参考となるようアドバイスしております。家庭での様子から朝食欠食児の実態は就寝時間が遅いために朝起きられない、また起床後、朝食時間までが短く、食欲がわかないうちに食事になるが食べられず、欠食して登園することなどが予想されます。わずかな欠食児数の中でも年齢が低く体重も少ない子の欠食が多い傾向であることから、体の発育が未熟であるために食べ物をかみ砕いて食べる力が弱く、食事時間がかかることや体が生体リズムに大きく左右される内蔵の消化機能や生活リズムができ上がっていないことによる影響などが考えられます。

その対応として、町では現在、乳幼児期から小・中学校までの間、子どもや保護者に向け食育事業を推進するべく町食育推進会議を設け、食育基本法の基本施策を各部署ごとに役割分担し、町の食育推進事業を進めております。

保育園では乳幼児期からの引き続きで、やせ過ぎ・やせが増加傾向であることから、朝食の欠食は1日の必要な栄養量の約25%が不足し、成長にとって必要な栄養素の確保ができなくなってしまいます。食育基本法の大きな目的のひとつである生活習慣病予防のためには、健全

な食生活を実践することは必須であり、成長期にしか増加しない筋肉や内臓の成長をきちんと確保し、望ましい体づくりを行うためにはバランス食及び量の確保が乳幼児期から必要です。そのため保育園では集団で保護者対象に栄養士が給食参観等での講和や食育講習会等で、子どもにとって食べやすい調理の指導や必要性について話をしていますが、食事や生活面では個々にかかえる問題も多いので、個別の相談を重点的に実施しております。保育園栄養士は未就園児や在籍児がいる2歳児、3歳児の乳幼児健診でかかわったり、園では家庭の様子やそれまでの成長の過程を見ることができるので、さまざまな家庭環境における問題や課題を考慮しながら保護者と重点的に個別相談を進めています。

やせ過ぎ・やせは増加傾向ですが、平成11年度から実施している年長児の体脂肪測定の結果、かくれ肥満、やせ過ぎから普通の体格児で体脂肪率が20%以上ある子が意外に多いことから対象児の保護者と個別に相談する中で、その背景や課題は少ない筋肉量、偏った食事、生活リズムの乱れ、活動量の少なさであることがわかりました。保育園での取り組みや個別に家庭への働きかけをしてきた結果、かくれ肥満児は平成11年度と比べ減少傾向にあります。保護者は無論ですが、子どもたちにも保育を通しておなかがすき、おいしく楽しい食事になるような保育、食べやすい調理、また食に興味を持つような働きかけを保育士、調理員、栄養士が連携を取り合い、さらに取り組みを進めていきたいと考えています。以上でございます。

8番（林さん） ご丁寧なご答弁をいただき、ちょっと時間も迫っているので簡潔に聞きますけれども、簡潔なご答弁をお願いいたします。

まず先ほど転入者が平成17年度に42名増えたということが功を奏したというようなことがお話しになりました。

ここで今、課長の方からは住宅などの環境整備ができたということで、それがつながったというように評価されておりましたけれども、その辺やはり大事なことで、これからも転入者を増やすには、新しい家を求めるにはとても大変な経済状況の中で空いている家を利用して、安い、空家バンクですか、そういうものを転入する人たちに貸し与えるような情報なども、そういう整備をされて情報を流すこともひとつの方策ではないかと考えますが、その辺もしお考えがあったらお聞かせください。

それから子どもたちに対して出産祝金が第1子、第2子が1万円、第3子について3万円ということで、うちの子どもも、ありがたく3万円、ついこのごろいただきましたけれども、ちょっと今どきではその金額は少ないのではないかなというような風評も大分出ております。今、子どもたち、国の方でも子育て支援とかいう形でいろいろ出ておりますけれども、子どもたちに対するそういう支援体制は、住民の方皆さん理解していただけるのではないかと思いますけれども、そのような考えはお持ちになれるかどうか。その辺もイエスカノーの範囲でいいですけども、お願いいたします。

それと婚活支援のことですけれども、今、婚活支援、社協にお願いしていろいろなお見合いパーティーとかということ、従来のお話をお聞かせ願いました。年8万円の経費をかけて5年間で成婚できたのが3組ということで、大変厳しい状況だということは感じ取れます。このごろいろいろな情報の中で、今そういうお見合いパーティー式なものではなくて、イベントを兼ねたような出会いの場も自治体で用意するというようなお話が出ております。

私、この町でそんな場合はどんなことをしたらいいのかなということちょっと考えてみたんですけれども、例えば薔薇人の会のバラ公園に坂城町のばらをメインとして薔薇人巡り合い早朝作業とか、また大根のまちですから大根愛の種まき運動とか、また4月のクリーンキャンペーンにあわせてエコと婚活をかけてエコ活動ということで、何かと今どきの新しいセンスも入れた中で、企業の皆さんも、また町職員の皆さんも一般の方たちも一堂に会したようなところで作業をしながら相手にめぐり合うことも支援するような考え方も私、ちょっとしてみたんですけれども、お笑い話で済んじゃうでしょうか。その辺どうでしょうか、提案申し上げます。以上です。

福祉健康課長（中村さん） お答えいたします。

ただいまの貸家バンクにつきましてでございますが、このことにつきましては、今後の検討課題とさせていただきます。

また出産祝金につきましては、21年度から第3子1万円から3万円に上げたところでございます。その中でお話は1万円、3万円ということで少ないわけでございますが、1万円から3万円に上げたところですので、今のところは、すぐ引き上げる考えはございませんが、今後そのことも踏まえまして検討させていただきます。

それから婚活パーティーの関係でイベントでという今のいろいろなお話をいただきました。また社会福祉協議会と町独自でできるものなのかどうか、その辺もありますし、社会福祉協議会と検討をさせていただきます。連携をとって、そういうパーティーができるようでありましたら、また今後そういうものをできればやっていければと思っております。以上でございます。

8番（林さん） 時間のなかでの答弁で課長もご苦労なされたと思っておりますけれども、検討課題が大分増えたようで大変でございますね。

今の食育の中で坂城幼稚園の子どもたちに給食の体験をされたということは、私、本当にありがたいと思っております。幼稚園には給食設備がありませんので、学校へ上がるにあたって給食に対して期待感とともに不安もあって、学校に対する登校不安になるようなことも考えられましたけれども、今のような体験は大変評価するところであります。

検討課題は前向きに検討していただくことをお約束して次の質問に入ります。

2. 高齢化に伴う地域課題について

イ. 買い物弱者対策について

高齢化の進展とともに高齢者が生活をする上で非常に不便と感じていることが幾つかあります。特に商店が500m以内でない、徒歩・自転車で買い物に行けない、自動車を運転できないなど流通や交通網の変化、商店街の空洞化などにより食料品などの日常の買い物が困難とする、通称買い物弱者といわれる人たちが全国で600万人、長野県内では5万2千人から8万人と急増し、県全体の課題となっていることであります。

坂城町でもこの傾向は顕著にあらわれており、20年11月のスーパー閉店後、特に坂城地区の買い物環境は悪化の一途をたどるばかりであります。地域住民からの悲痛な声を受け、その改善策を求めて町の考えを求めた経過はありますが、これといった対応策は見取れず、進行する高齢化は一層現況を悪くするばかりと思えます。町の実態はどうか。どう把握されているのか。この間町としては、なされた対応はどのようなことがあるのか、お示し願います。

また、このように生鮮食料品の買い物が不便とする日常生活は、必要最低限の栄養摂取もままならず、低栄養や栄養不足に陥り、抵抗力の低下とともに感染症にかかりやすく、元気がなくなる、家に閉じこもりになるという悪循環が心配されております。これこそ高齢者にとって一番避けなければならない孤立の原因と憂慮いたすところでもあります。その辺の状況把握はできているのか、どのようであるのか、あわせてお聞かせ願います。

今回は買い物弱者を中心に高齢者が直面している問題について町の対応をただしたわけですが、5年後、10年後のことを考えますと、さらに深刻な状態が考えられます。そして、これらの問題の根幹にあるものは、言うまでもなく高齢者を初め車の運転に支障をきたしている交通弱者と言われる人たちへの対応が十分でないことも起因しているものと考えられ、現状の交通対策を一元的に見直す必要性を強く感じております。現在、町では循環バスの運行で一部その任を果たしていただいているわけではありますが、進行する高齢化に対し、このままでいいのか、住民意見を聞き入れながら、より効果的で利用者の意に沿った交通対策を求めるところであります。今後の方向はどのように考えていくのか、お聞かせ願います。

ロ. 参加しやすい方策を

坂城町の高齢化率を見ますと、平成20年は27.4%、21年は27.92%、22年4月現在では28.8%と、その上昇比率は年々伸びております。この平均値をもとに地区別の高齢化状況を見ますと、一番高い地区は38.54%で、一方低い地域は17.28%、町の構成上このような大差が見られております。

さて、町では全町を初め各自治区の地域づくりや活性化、またコミュニティ意識の醸成に向け、さまざまな取り組みを行ってきておりますが、高齢化の上昇が続く現在、特に高齢化率の高い自治区では参加するための人材不足が高じて分館活動や町の行事の参加に苦慮していることを耳にしております。町民全体の連帯感や小さい町だからこそとれる親睦やコミュニティづくりは、協働のまちづくりを目指す坂城町の基本中の基本と考えております。そのような

面からも、これからの分館活動などにおいて年齢など、ある程度柔軟な対応をとるなど町民の皆さんの参加しやすい方策で基本的には全地区の参加を求めるものであります。この点いかがお考えでしょうか、お聞かせ願います。

福祉健康課長（中村さん） お答えいたします。

自宅近くのスーパーの撤退や交通手段がないことにより高齢者を中心に日常の買い物に不便を感じる人が増えているといわれています。長野県が昨年秋に実施した高齢者に対する買い物環境等に関するアンケート調査の中で買い物弱者の定義が示されておりますが、買い物に不便を感じている方のうち商店から500m以内の近所がない、徒歩・自転車で買い物に行けない、自動車を運転できない・しないの3つの条件をすべて満たす方を買い物弱者ととらえるとされております。

町の実態調査という点につきましては、対象要件が地域的要因や個々の身体状況、運転免許の保有状況や利用実態等が複合的に関連することから現実的な把握が困難な状況であり、町における買い物弱者といわれる皆さんの把握はできていない状況でございます。

県の調査は県内を中心地域と周辺地域、中山間地域という3つの地域に分類し、65歳以上の対象者を無作為に抽出して6千人に対して実施をされたということですが、その結果は地域ごとに集計がなされており、坂城町が属する地方周辺地域における買い物弱者の率は12.9%との結果が出ております。この数字を坂城町の高齢者数に当てはめると、600人弱の方が該当するものと推定されるところでございます。町では地域包括支援センターや社会福祉協議会で高齢者やそのご家族の相談をお受けいたしておりますが、介護や福祉のサービスに係る内容が主であり、買い物や交通手段といった内容は多くはない状況となっております。

また買い物に行けないことによる栄養障害というお話もございましたが、町では生活機能の低下が見られ、要介護状態等になる可能性が高い高齢者の早期発見・早期対応を目的に、厚生労働省の規定に基づく基本チェックリストを使って高齢者のスクリーニングを行い、要介護状態等の発生防止と減少につなげております。

基本チェックリストは運動機能向上、栄養改善、口腔機能向上など予防プログラムへの参加を進めるための基礎となるもので、生活の状態、運動期の機能、栄養状態、口腔機能、鬱症状、閉じこもり、認知症状を25項目から高齢者の心身の状態を把握し、評価を行っております。基本チェックを実施した199名の中で、自分で買い物に行っていない、肥満の度合いの目安となるBMIの数値がやせの基準の18.5より低い、短期間、6カ月間で2kg以上の体重減少があったという買い物や食事の状況にもよる栄養障害が疑われる項目すべてに該当する方は1人もいないという状況でございます。

町では高齢者の交通手段の確保といった部分で町内各所に停留所を設けて2つの路線を持つ巡回バスを運行いたしており、平成21年度は年間延べ3万2,141名の方に利用をいただ

いております。利用者数は、ここ数年大きな変動はない状況となっておりますが、町民の交通手段のひとつとして安定的にご利用いただけているものと認識いたしております。

今後の方向ということでございますが、基本的には地域の公共交通機関として重要な役割を担っています今の巡回バスを継続していく中で、利用者の方や地域住民の皆さんの声を聞きながら路線、バス停位置、運行数などの見直しを行うことにより、持続的な町の交通システムのあり方について利用者の皆さんに利用しやすい地域交通をさまざまな視点から検討を行ってまいりたいと考えております。

また移動困難者といわれる要支援・介護認定者の方につきましては、タクシーの利用券の交付事業なども行っておりますし、ホームヘルパーによる買い物の調理に係るサービスをお使いいただける仕組みともなっております。

中途半端な答弁で申し訳ありますが、そのような状況になっておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（春日君） 教育次長、簡明にお答えください。

教育次長（塚田君） 参加しやすい方策をとということでお答えを申し上げます。

町では町民の健康と密接なかかわりを持つ生涯スポーツの一層の振興を図るという意味で、明るいコミュニティづくりを推進することを目的に各種スポーツ大会を開催し、大勢の町民の皆さんの参加をいただいて活動をしているところであります。

町の主な大会ですが、春のスポーツ大会では参加資格を20歳以上の町内在住者として、男子がソフトボール、女子はビーチボールという競技を開催しております。また町民運動会につきましても、幼児から高齢者までという幅広い年代層を町民の皆様からご参加をいただき、10種にわたる競技を実施し、大勢の参加を得ているところです。また元旦マラソンにつきましても、小学生、中学生、一般の方、親子の方など各種距離においてもクラス別を設け、参加をいただいております。この2月に行われた分館球技大会におきましても、27分館、76チーム、500人という参加をいただいております。参加資格や競技につきましても、公民館役員、それから大会実行委員、指導委員会の中でいろいろ競技につきましても協議し、年齢等考える中で大勢の参加をいただくように検討しております。競技種目につきましても、出場を辞退される分館も出ておりますけれども、参加できる部分も検討され、出場の機会をつくっていただければと思います。町でも大勢の皆様が参加しやすい方策について今後も検討してまいりますので、よろしくお願いいたします。

8番（林さん） 答弁いただいたところですが、買い物弱者に対しては循環バスを基本的には利用していくという答弁でありました。循環バスの利用率からしても、その辺は大きな課題が含んでいるのではないかと思います。その辺本当に順応な対応をしていただいて、高齢者の皆さんが買い物に出かけられるような体制をぜひしていただきたいということで質問を終わ

り、最後になりますけれども、町長が今期限りで勇退されるという決断には惜念の念を禁じ得ません。今までこの場に臨んでの業績に対しては美辞麗句は用意できておりませんが…
…。

議長（春日君） 時間がまいりました。

以上で本日の議事日程は終了いたしました。

明日9日は午前10時から会議を開き、一般質問及び条例等審査審議、一般会計予算案総括質疑、委員会付託、各特別会計予算案総括質疑、委員会付託等を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(散会 午後3時29分)

3月9日本会議再開（第4日目）

1. 出席議員 13名

2番議員	中嶋 登君	9番議員	宮島 祐夫君
3 "	塚田 忠君	10 "	池田 博武君
4 "	大森 茂彦君	11 "	円尾 美津子君
5 "	山城 賢一君	12 "	柳沢 昌雄君
6 "	入日 時子君	13 "	柳澤 澄君
7 "	安島 ふみ子君	14 "	春日 武君
8 "	林 春江君		
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	中沢 一君
副 町 長	柳澤 哲君
教 育 長	長谷川 臣君
会 計 管 理 者	中村 忠比古君
総 務 課 長	宮下 和久君
企 画 政 策 課 長	片桐 有君
まちづくり推進室長	塚田 陽一君
住 民 環 境 課 長	塩澤 健一君
福 祉 健 康 課 長	中村 清子君
子 育 て 推 進 室 長	中沢 恵三君
産 業 振 興 課 長	宮崎 義也君
建 設 課 長	荒川 正朋君
教 育 次 長	塚田 好一君
収 納 対 策 推 進 幹	春日 英次君
総 務 課 長 補 佐	青木 知之君
総 務 係 長	
総 務 課 長 補 佐	柳澤 博君
財 政 係 長	
企 画 政 策 課 長 補 佐	山崎 金一君
企 画 調 整 係 長	
4. 職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	吾妻 忠明君
議 会 書 記	金丸 恵子君
5. 開 議 午前10時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

(1) 変化する地方自治の中でほか 柳澤 澄 議員

(2) 町の過去と今後は 中嶋 登 議員

第 2 議案第 3 号 坂城町地域活性化・住民生活に光をそそぐ交付金基金条例の制定について

第 3 議案第 4 号 坂城町定住自立圏形成協定の議決に関する条例の制定について

第 4 議案第 5 号 坂城町国民健康保険税条例の制定について

第 5 議案第 6 号 坂城町農機具保管庫条例の制定について

第 6 議案第 7 号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

第 7 議案第 8 号 坂城町税条例等の一部を改正する条例について

第 8 議案第 9 号 坂城町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

第 9 議案第 10 号 坂城町都市公園条例の一部を改正する条例について

第 10 議案第 11 号 坂城町第 5 次長期総合計画基本構想について

第 11 議案第 12 号 国土利用計画（第 3 次坂城町計画）について

第 12 議案第 13 号 坂城町公の施設の指定管理者の指定について

第 13 議案第 14 号 平成 23 年度坂城町一般会計予算について

第 14 議案第 15 号 平成 23 年度坂城町有線放送電話特別会計予算について

第 15 議案第 16 号 平成 23 年度坂城町国民健康保険特別会計予算について

第 16 議案第 17 号 平成 23 年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について

第 17 議案第 18 号 平成 23 年度坂城町下水道事業特別会計予算について

第 18 議案第 19 号 平成 23 年度坂城町介護保険特別会計予算について

第 19 議案第 20 号 平成 23 年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（春日君） おはようございます。

ただいまの出席議員は 13 名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長（春日君） 最初に、13番 柳澤澄君の質問を許します。

13番（柳澤君） ただいま議長より発言の許可を得ましたので、一般質問を行います。

1. 変化する地方自治の中で

イ. 地方自治法再改正への対応は

今期最後という節目の一般質問であります。そんな意味で、初めに地方自治の姿についてであります。今、大きな曲がり角にあると感じるのでありますが、そのような動きの幾つかについて、どう感じておられるか、お聞かせいただきたいのであります。

昨年6月、地域主権改革の名のもとに、総務省の戦略会議が国による義務づけ、枠づけの見直しや補助金の一括交付金化などの大綱をまとめ、閣議決定されました。一括交付金も23年度は5千億円とか、地方が自由に使えてよいという話とともに国が補助金削減をねらっているのだというような報道もありました。いずれにしても大綱の方向で政治は動いているようです。一括交付金については、扱い方というか、使い方をごどのように考えるべきか、お聞かせください。

また関連した動きや考えとして、一定規模以上の建築物は議会が議決しても住民投票にかけなければならないと住民投票を奨励するかのような総務省、それは首長も議会も不要という極論まで生んでいます。この機会に地方自治体の議員内閣制と言われる制度、通年議会制改正案にもられる首長と議会の関係改善、また分権の延長線上に国の経費削減の発想から、地方政府的考えで地方自治体の一層の広域化という考えもあります。これらについて総体的に思いをお聞かせください。

ロ. 節目に考える行政の課題について

今期末で退任することを表明された町長の12年間を振り返ると、比較的健全な財政状態を保ちながら多くの事業を進めてこられました。平成11年には坂城小学校北校舎改修、12年3月、中心市街地まちづくり計画策定、10月、公共下水道供用開始、11月、上海復旦大学との交流促進締結、13年3月、坂城保育園改修、4月、子育て支援センター事業開始、ふれあいセンター竣工、5月にふれあい大学開校、11月、B・Iプラザ竣工、14年4月、循環バス運行開始、びんぐし湯さん館オープン、15年5月、アグリサポート事業スタート、12月、GOGO機構発足、16年6月、農産物加工センター完成とけやき横丁オープン、17年10月、これは5年遅れで合併した村上地域のものには少々寂しい思いもあったのですが、合併50周年記念式典、新南条保育園開園、18年6月、第1回ばら祭り開催、19年4月、町組織機構改革ぼだい桜の杜開所、20年7月には上海市嘉定区との教育交流スタート、21年6月、全国ばらサミット、11月、全国辛味大根フォーラムを主催、本年度に

は食育・給食センターの完成等々がありました。小学校の耐震化工事も進んでいます。これらへの評価は時間や後の人々によるというのが世の習いでもあります。強い信念を持って努力された12年間に敬意を込めて「ご苦労さまでした」と申し上げるものであります。

さて、それと同時に2～3お伺いしておきたいことがあります。

ただいま申し上げた事業の中で、まだ十分目標とした成果に届いていないと思われるものがあります。中心市街地活性化、B・Iプラザ、けやき横丁、農産物加工センター等であり。これらは議会が常任会等も含めて何回か指摘や提言等をしてきたところではありますが、改めて問題点や今後の方策について考えをお聞かせください。

また、私は議員になって間もないころ、2日間かけて町内を回り、議場でも拡大した写真を掲げて申し上げ、それ以来何回か触れてきた中小の道路、水路についてであります。

町の幹線道路といえる幾カ所かで拡幅整備が進んできましたが、生活に最も近い狭い道路、細い水路の整備はほとんど行われず遅れています。特に町の西部山麓の道路は疲弊し、水路は水を運ぶ能力を欠いています。計画的に整備を進めることはできないのか、改めて考えをお聞かせください。

以上で1問目、1回目の質問を終わります。

町長（中沢君） 地方自治法のいろいろな再改正が行われている状況の中での柳澤澄議員のご質問にお答えしてまいります。

地方自治法の抜本的な改革は、地域のことは地域で住む住民が決め、自ら暮らす地域の未来に責任を持つという地域主権改革の考え方をもとに見直しを進めているものと理解しております。

一括交付金については、地域の自由裁量を拡大するため、仮称として地域自主戦略交付金として創設され、平成23年度については、第1段階として5,120億円が都道府県分を対象に投資的な補助金として実施されることになったわけでございます。その配分につきましては、当面、継続事業に配慮しつつ客観的指標に基づく恣意性のない配分を導入し、地方公共団体は一括交付金化の対象となる事業の範囲で各指標の枠にとらわれず、自由に事業が選択できるということとされています。

市町村分については、24年度から交付されるということで、具体的な詳細な説明はなされておられません。一括交付金の制度設計にあたっては、全国の町村会、また県の町村会等を通じまして、地方の自主性がより確保できるという状況の中で進めるよう要請しているところでもございます。

住民投票制度の創設案につきましては、法律で定める事項について条例で定めるところにより住民投票に付することができることとされており。住民投票は住民一人一人が直接意思を表明できる政治参加方式ではありますが、その一方、数の力で少数意見を反映させる道を

閉ざしてしまうということもございましょう。多様な利害を反映した柔軟な開発方法の選択を困難にするという向きもあって問題もいろいろ指摘されております。さらに投票結果に拘束力を持たせることも検討されており、より慎重な対応が必要であるとも考えております。

通年議会につきましては、多様な層の幅広い住民が議員として活動できるようにするために、条例により定例会、臨時会の区分を設けず、通年の会期とすることができるものですが、現行においても条例で長期会期の開催が可能でもあります。あえて制度化の必要や議会開会請求の制度化、専決処分の措置、議案審議機関のルール化などの諸問題があるわけではあります。いずれにしても慎重な検討の上に対応することが必要なと、こんな思いがいたします。

町と議会を住民が直接選挙する現在の二元代表制については、町は執行機関、議会は議事機関としてそれぞれの住民の負託に応えるために、町と議会が十分に議論を重ねる場でもあり、これもひとつの最善の方法かとも思われるわけですが、いずれにいたしましても、今日的課題を十分見極めて対応していくことが大事だなと、そんな思いもいたしております。

また、ただいま中心市街地の活性化等のご質問もございましたけれども、私は町の行政そのものの考え方として、まず産業の技術集積を高め、雇用を安定させる、そうした中でのづくりを進め、その果実を福祉、文化諸々にとりという基本的な考え方を持っております。そしてまた、にぎわいが大事だということ、お話のとおりでございますが、にぎわいそのものの中では、例えば坂城駅周辺については、いろいろと鉄の展示館、ふれあい歴史館、あるいはけやき横丁、あるいはまたB・Iプラザ等いろいろな施設を生かしたり、また助成等も受けてそれなりにやってきたわけですが、行き届かない面もございます。何よりも大事なことは、商工会等が自ら先頭に立って、そして地域を振るい起こす、地元とともに、こういった生きた歩みがないとにぎわいは創出できないなとも考えるところでもございます。そうした中で、ばらのまちづくり、あるいはまた、いろいろな地場産品を創出したブランド化、あるいは癒しの湯さん館等々でございます。そうしたことが回遊しながら、また歴史のふるさと坂城町を訪れるということの中での創出も貴重なものと理解しているところでもございます。

いずれにしても今後その地域の皆さん、また各団体がともに頑張ろう、歩むんだということ、その兆しも見えてきておりますので、それを大事にしていきたいと思っております。以上でございます。

産業振興課長（宮崎君） 私からは節目に考える行政課題についてお答え申し上げます。

ご質問いただいた中心市街地周辺の主な整備といたしまして、平成14年度のB・Iプラザさかき及び鉄の展示館を初め平成15年に坂城駅舎及びけやき横丁、平成16年度には中

心市街地コミュニティセンター及びふるさと歴史館など計画的に進めてきたところでございます。B・Iプラザさかきやけやき横丁につきましては修景を含めまして、商工業者が新たに事業展開を進めていくための場を提供し、鉄の展示館については宮入刀匠を顕彰し、全国的にもまれな刀剣を展示する施設として整備をいたしました。また、ふるさと歴史館においては村上義清公関連の展示物や和算の資料を展示し、さらには現在開催されている古雛祭り実行委員会による古雛祭りの会場としても活用されております。

これまで中心市街地周辺につきましては、にぎわい創出や景観の形成等ハード事業等について整備を進めてまいりましたが、今後は、これらを活用すべく住民の皆さんと協働により地域づくりに向けたソフト的な取り組みを推進することが重要であると考えております。

そうした中で現在開催されている古雛祭りでは、坂木宿ふれあいガイドの皆さんもボランティアでご尽力いただいております。こうした輪を少しでも大きく広げていけるよう関係団体とも協力してまいりたいと考えております。

また15年度に整備されたびんぐしの里農産物加工センターは、農産物の有効活用と付加価値化を目指し、味ロジックわくわくさかきの活動を通じて農産加工による商品開発と製造販売を独自に展開してまいりました。

一方、今年度竣工した坂城地場産直売所は、農産物の生産販売の拠点としてだけでなく、農産物の委託生産や学校給食への食材供給の推進、坂城町農産物の魅力発信やブランド化などに貢献するものと考えております。

これら農業関連施設につきましては、今後複合的な機能を附帯した産業活性化の中核施設として町といたしましても支援する必要もございまして、先ほど町長が申し上げましたけれども、地元とともににぎわいを創出するという観点からも、町民の皆さんにもご支援をいただきながら進めていければと考えているところでございます。

次に、中小道・水路についてでございますが、農道用排水路につきましては、1970年代から1980年代に整備されたものが多く、その施工方法も材料支給で地域の皆さんが自ら施工されたところもかなりありまして、最近、一斉に老朽化してきております。また、ご指摘のように近年の気象変化や営農状況の変化などから、その機能が十分でない箇所もあらわれ始めてきております。この傾向は全国的にも同様でございまして、最近の財政状況から、これらを一斉に整備していくのはなかなか難しいということから、現在の施設を機能診断し、きめ細かな補修などにより極力延命化をしていく政策がとられるようになってきております。

このような状況の中で、当町におきましては、区単位で改修や補修の必要な箇所の取りまとめをしていただき、優先順位も各区内で検討していただいた上で、毎年2月に町へ要望書を提出していただくようお願いしております。この要望書に基づいて現地調査を行い、区が施工する町単補助事業や町が緊急性や重要性等を考慮して施工する、私どもで言えば農道等

基盤整備町単工事などを実施しております。

また町財政が厳しい中でございますので、条件を満たす箇所につきましては、国、県の補助事業も積極的に取り組むようにしております。平成21年度は国の経済対策交付金を活用した農地有効利用支援整備事業で7カ所、県の元気づくり支援金事業で3カ所、平成22年度では農山漁村地域整備交付金効果促進事業で1カ所、農業活性化緊急基盤整備事業4カ所、そして地元と連携した元気づくり支援金事業2カ所を実施しているところでございます。

今後も町実施計画を基本に刻々と変化する国、県の施策も有効に活用し、地域の皆様のご協力をいただきながら整備を進めていければと考えているところでございます。

13番（柳澤君） 最初に申し上げましたように、節目というようなことで少し具体化するのには先のような問題、あるいは直接町だけですぐどういう具体的な影響があるかという点では、まだ明確でないようなことに触れているわけでありまして、考え方の基本にきちんとしたものが、みんなが持っていないといけないだろうと改めて思っているわけでありまして。

地方分権の受け皿として衆議院選の比例区と重なるようなエリアの地方政府という、そんな形のもの、あるいは道州制につながる考えがと思われるような、そういうことが分権を進める発想と単に行政事務の合理化を考える発想との双方から出ているようです。定住自立圏構想もこれにつながっているのかななどと考えてしまいます。住民投票をよくないと申し上げるつもりは全くありませんが、先ほど申し上げましたようないろいろな動きが急激に広がってきています。きちんとした議論や十分な理解を得ないまま進むと地方自治に混乱をきたすと危惧するのです。

町長から同感できるお話がありましたので、これは以上にして、次に移りたいと思います。生活に密着した小さな道路・水路の改修についてです。

いつも町単工事で各区からの申請、それを見て順位づけによってとのことで過ぎてきています。しかし、今申し上げている本当に小さな、いわゆる中小と言えるような水路・道路については、区からの町単工事の申請というのと別に考える必要があります。出してもだめだろう、あるいはちょっと規模が小さくて相手にしてくれないだろうとか、ついには災害復旧の手段を待つまで仕方ないかなんてあきらめて町単工事の申請にもすべてが出てきていないわけでありまして。特に住宅の周囲を流れる水路みたいなものは、なかなかそういうところへ出てきません。すぐできなくても実態をもう少しきちんと把握する、そんなことをするというようなお答えを欲しいわけでありまして、どうでしょう。

産業振興課長（宮崎君） 中小道路・水路をもう少し実態を把握して、町単補助工事とは別な形の中で把握する必要があるのではないかというお話でございますけれども、基本的に私も区から出ている要望箇所については、これは建設課長も同じでございますが、全部現地調査をしております。区の中には、本来区のところは、せいぜい2～3が採択できれば、建設を

含めて、そうですね、3～4になるのか、その場所によって違いますけれども、そういう形の中で予算の中で進めてございます。当然区によりまして順番もつけていただいておりますので、年によって変わる部分はあるんですけども、要望いただいている箇所につきましては、本来なら、その数回ればいいんですけども、ひとつの区で10以上回るところもございます。そういう中で問題の起きている現場については、私どもとしても十分把握しているつもりでございます。

ただ、やはり町単補助工事の中だけでは予算的に限りがあると。私どもで言えば、ひとつ毎年700万円という形の中で対応させていただいているということで、建設は私どもの、それでも倍近くはあるんですけども、そうはいつでも、そういう中で計画的に進んでいると。その選択についても地域のご要望によってやっている。ただ、それだけではなかなか全体から見ると本当に危険箇所、町全体で見たときに、そういうものもまた別にある部分もあります。

ただ、そういうことについては、先ほども私、ご答弁の中で申し上げましたけれども、特定の財源、例えば経済対策ですとか、そういうものがある場合については、積極的に集中投資ということで、そこら辺取り組んできているつもりでございます。やはり財源的に制約があるので、それについては積極的に取り組んでおりますけれども、全体については、やはり実施計画等の中で対応せざるを得ないという状況もございます。引き続き現場把握等については、区の皆さん、そうはいつでも、やはり地元の要望というのは大事にするというのは原則でございますけれども、そういう中で大きなものについては、今後いろいろな部分で実施計画も含めて現場把握、あるいは設計だけでもするとか、そんな対応に努めていきたいと考えております。以上です。

13番（柳澤君） 区でまとめて申請する、そのものについて、それを大事にするということは当然でありますけれども、それに対応するのにいろいろな財源の手当等考えて処理していかれるという、そのこともよくわかります。

ただ、先ほど課長からもお話がありましたように、最近の雨、特に急激に水が出ます。山へビニールを敷いたような状態になっているという話なんです。そのために雨が降るとすぐいちどきに出てくるというような、そういう関係もあるので、これは行政の責任とか何とかという意味ではありませんけれども、今まで何もなかった畑が水路があふれて水田になってしまうというような場所もあるわけです。それは今、課長からもお話がありましたような、かつて大丈夫だったと思われる水路だったんですが、そういう自然の変化によって全く水路の中を流れるよりも回りを流れる水の方が、あふれて流れる水の方が多くなるみたいな、そういう状況・実態があるわけでありまして。区でもしぼる、少しでも実現するよというので、先ほども申し上げましたように、お金がかかる、かからないじゃなくて、少し長い距離

だとか、ちょっと手当てすれば直るといような、そういうものについては申請の中へ、これは区によって違うかもしれませんが、出していきません。また出してもだめだろうということで落としてしまうわけです。

この間も「ちょっと見てくれ」と言われて行きましたら、本当にわずかなところなんです、個人ではできないような道路の、欠けている道路とその際のU字溝が傷んで、こんなひどい状態、車でも輪が落ちたらどうなるんだろうとか、夜歩いていて転げ込んだらと思うような、そういう実態があるわけです。

お忙しいでしょうが、区から出たものだけでも大変だというようにお話がありましたが、声をかければ誰もがわかるような話が出てくると思うので、関係の課で、たまには、特に西側の山際の辺を回ってみるという、そういう時間やお考えはございませんか。

産業振興課長（宮崎君） 今いただいた話は、町単補助工事ではご答弁させていただかなければできないような、もう少し大きな工事の話をさせていただいていたところでもあります。例えば21年度については、私どもでいえば10カ所、22年については7カ所を町単補助とは別に国の経済対策の補助金を入れてやってきている。

今お話しいただいた西側の山沿い地域というお話でございましたけれども、その地域につきましても、私どもは比較的予算からすると箇所的にもこういったものを取り入れながら進めてきているつもりでございます。

ただ、先ほど言われたのは本当に危険箇所、小さいU字溝の壊れたとか、そういうものを私どもパトロールということの中では建設の方でも道路パトロール、穴があいている箇所ですとか、そういうものは進めておりますし、私どもの中でも現場へはしょっちゅう出向いているということなので、現場把握等注意しながら進めていくように職員にも指導していきたいというふうに考えてございます。

ただ、そういう中で本当に地元に着したそういう危険箇所があるとすれば、やはり今のルールの中では、区長さんに地元の方にお話しいただくようにしていただければと思います。

逆に私どもとすると、例えば、ここのグレーチングを替えてほしいんだというお話をする中で、危険箇所と判断したら、後で区長さんから私の知らないところというようにおしかりをいただいたという、逆にそういう部分もあるわけです。ですから、やはり私ども町単補助工事をやっている区と連携してというのが、細かいものについては基本であります。ですから、そういうものについては区長さん含めて、住民の皆さんもそうですけれども、そんなルートの中でやっていただくのが一番だろうと思います。

ただ、危険箇所については、それとはまた別の話になってまいりますので、私どももできるだけ回るようにいたしますけれども、議員さん等回りの中でお気づきなことがあれば、恐縮ですけれども、伝えていただければありがたいと考えます。以上です。

13番（柳澤君） いろいろなものがありまして、区長を中心に整理をして仕事を進めていただくということはそのとおりだろうと思うんですが、ただ、そういうところへ出てこない、区長の耳にも入らない、入らないというのか、個々には常会なら常会、組合の総会のようなときに、あそこがどうだ、ここがどうだという話が出ますので、申し上げている小さな部分については、小さいというのか、水路でいえば細い、道路でいえば真っ直ぐじゃない、奥の方へいって曲がっていてわかりにくいというようなところは出てきにくいわけです。

町単工事でさえなかなか進まないのに、そういうのをということは難しいということはわかるんですが、ただ、現実にはひどい状態でありますので、またパトロールをしていただいているということですから、それがどの程度どういうふうに戻っておられるかわかりませんが、できるだけそういう実態の把握のために、そんなに時間はかからないと思いますので、努力をしていただきたいと、そんなふうに申し上げて、どうも個々の例で、こういう場合、こういう場合というふうな申し上げ方はできませんので、そういうお願いをして終わりたいと思います。

時間の関係で、次の2問目に入りたいと思います。

2. 定住自立圏形成について

イ. 具体的内容の整理は

上田市を中心とする定住自立圏参加についてであります。総務省の研究会がまとめた構想のことですが、定住自立というためには必須とされる雇用確保の具体策は見えていません。それはそれとして、現在の長野、上田両広域連合の事業は今のままで進むでしょうから、当然すみ分けされ、一昨日も質疑がありましたが、新しい連携の中では、産業振興、人材育成、地域医療等というようなことを行うというようなお話でした。そういう项目的でない、もっと具体的な取り組みにどのようなことが想定されているのか、もう1度改めてお尋ねいたします。

また経費の負担については、お聞きするまでもないような気もしますが、総体的な予算が組まれるのか、個々の事業別に負担することになるのか、念のためお尋ねしておきたいと思っております。

ロ. 地域医療への取り組みは

目指している事業、考えられる事業のひとつの地域医療という面は上田広域連合の中では既に始まっている具体的なものですが、新しいこの圏域へ参加することで今以上に充実するのだろうかという疑問と期待があります。上田広域連合では上小医療圏地域医療再生計画による事業が進められています。長野病院を中核病院として小児科医、産科医の確保だとか救急医療等に取り組んでいます。町も休日の当番医などを除いて、この中に参加しているわけですが、ふるさと市町村圏基金の運用益を活用しているというようなことから、どことな

く当町は関係が薄いような感じもあります。実情をお聞かせください。

長野病院が4月から信州上田医療センターと改称される予定ですが、ほとんど知られていません。この圏域に参加することによって上小地域医療事業との関係がもっと深まるというような変化があるのか、お聞かせください。以上で2問目の1回目の質問を終わります。

企画政策課長（片桐君） お答え申し上げます。

今現在の具体的な取り組みというご質問でございますが、一昨日の答弁の中でもお答えしましたが、まだ項目の段階ということがまず1点、最初にご理解をいただきたいと思います。

ただ、現在、今、上田市とのこれまでの協議の中で考えられてきている内容といたしましては、例えば地域医療につきましては、救急医療あるいは周産期医療、こういったような内容が現在考えられているところでございます。

また産業の関係では、産学官連携という点、それから人材育成、技術支援、こんなような項目が今現在挙げられているということでございまして、一昨日の答弁でも申し上げましたが、今後そういった項目整理をして協定を結んだ後、上田市が中心となりまして、今申し上げました内容について、個々具体的に事業につきまして、いわゆる共生ビジョンというものを策定した中で個々の事業について、内容、予算等々の負担割合も含めた中でビジョンを作成し、それに基づいて平成24年度から事業を実施していくという内容でございます。

福祉健康課長（中村さん） 地域医療への取り組みはについてお答えいたします。

上田地域定住自立圏構想の検討を進めている当町、上田市、東御市、長和町、青木村に立科町が加わった2市3町1村は、ご承知のとおり医療の分野におきましても大変密接な関係を有しております。当町は医療圏では長野医療圏でございますが、当町も上小医療圏に列するという考えの中で上小医療圏に加わり、救急医療と周産期医療の再構築を核とした上小医療圏の再生を目指して関係機関、地域が一丸となって取り組んでいるところでございます。

企画政策課長からも答弁申し上げましたとおり、上田地域定住自立圏構想につきましては、当町はこれまで連携を図ってきた分野をより充実させていくという観点から連携協定を締結してまいりたいと考えているところでございます。この考え方に立って、地域医療に関する取り組みにつきましても、現在の最重要課題でございます上小医療圏地域医療再生計画に基づく事業の充実を図るという視点に立って、上田市を中心に関係市町村と連携を図ってまいりたいと考えております。

上小医療圏地域医療再生計画は、国が交付する地域医療再生臨時特例交付金25億円を原資として平成21年度から25年度までの5年間において、地域医療再生に向けた事業を実施しているところでございます。

主な事業と、その進捗状況を申し上げますと、1つ目として、大学との連携による医師の確保でございます。

医師不足解消のため上小医療圏の中核となる長野病院と高度医療機関であり、医師養成機関である信州大学医学部とが連携して上小医療圏の医師不足を改善していくことを目的としており、事業主体は長野病院となっております。この4月に長野病院内に地域医療教育センターを設置する予定で進められており、設置後は、このセンターにおいて信州大学から指導的立場にある医師や若手の医師の派遣を受ける中で、高度な医療提供と研修医の教育等を実践する体制整備を進めていく計画でございます。

2つ目は、救急医療体制の整備でございます。

夜間の急患に対応するため、平成21年度から小児初期救急センターとして、また平成22年度からは内科系の初期患者も対象とする中で、内科、小児科、初期救急センターの運営を開始しております。当町からも利用者が増加傾向にあり、内科の部分の運営費につきまして、当町でも負担しているわけでございます。

3つ目として、周産期医療提供体制の再構築でございます。

上田市産院が産婦人科医師のみの体制であることから、長野病院の隣接地へ移転新築し、立地的集約を図るとともに長野病院の小児科、麻酔科等との連携を強化させ、体制面や設備面の充実を図ることにより安全面を向上させていくというものでございます。現段階では、長野病院と協議を進める中で移転場所に立体駐車場の工事が進められており、上田市産院につきましては、平成23年度末の開設を目指しているところでございます。

このほか広域連合が事業主体となっている事業や上田市などが独自の事業として取り組んでいるものもございます。

いずれにいたしましても、協定に定める連携の分野や内容、役割分担など具体的な内容につきましては、今後、当町を含む6市町村においてさらに協議を行い、相互の調整を図った上で検討してまいりたいと考えております。

なお、上小医療圏地域医療再生計画に基づく事業とのすみ分けにつきましても、県を初め上田市等と協議をしてまいりたいと考えております。以上でございます。

13番（柳澤君） まだ具体化するの少し先の話だ、何回も繰り返しくどいというふうに思われるかもしれませんが、今のうちからどういう方向なのか、どんな内容になっているのか、お互いにはっきりさせ合っていくべきだというふうに思ってお聞きをしているわけでありませぬ。

この形の中へ参加するというふうに考えた時点では、その中でこんなことができるんだ、じゃあ、参加しようというような、こういうことがやっつけいけるだろうというような、そういうことを考えての理念的な、そういった参加する前提になる基本的なものが当然あったんだろうと思うんですが、そういうものがありましたら、お聞かせをいただきたいことと、それから、この構想について昨年の7月から9月にかけて関係市町村による連携策の検討、そ

れから10月から12月にかけて形成に向けた想定項目の検討という会議が持たれたとのことですが、内容をちょっとお聞かせをいただきたいと思います。

企画政策課長（片桐君） お答え申し上げます。

まず取り組みにあたってという質問でございますが、町長の方からも一昨日ご答弁申し上げましたが、これまで上小地域と強いつながりを持ちまして進めてきている事業について、まず当面取り組んでいくと。それにつきましては、例えば今、地域医療の関係が大変問題になっております。そういった中で、地域医療について個々具体的に上田市と連携することによって坂城町の住民の安心して医療を受けられるというような、そういう体制づくりが必要だという考え方から、この定住自立圏に取り組むということで進めてきているということでございます。

産業振興についても上小地域といろいろつながりがございますので、例えば技術集積の関係で、例えば試験研究機関の利用ですとか、そういったようなことにつきましても、相互に連携を図りながら町内企業の振興に図っていけるという考え方につきまして、この定住自立圏に参加をしていくという考え方で出発をしてきているということでご理解をいただきたいと思います。

それから連携会議については、先ほどの1回目でご答弁申し上げましたように、今後考えられる協定項目についての整理をしてきたということございまして、先ほど申し上げましたが、地域医療の関係、産業振興の関係、あるいは人材育成の関係等々そういったものを関係の2市3町1村ですか、その枠組みの中で、それぞれが考えられる項目整理をこれまでしてきたということで、またこの3月にもう少し絞り込んだ協定に向けての会議が、この議会が終わった後でございますので、具体的には、それ以降動き出すんだらうなということで考えております。

13番（柳澤君） 多少無理を申し上げているようにお聞きをされていて感じてしまう点もあるわけですが、ただ、上田広域、長野広域で続けている事業は当然そのままの形で進むんだというすみ分けだというふうにお聞きしていると。じゃあ、この新しい圏域の中で今行われていること以外で何をするのか。人材育成、産業振興、地域医療といっても、先ほども聞いてまして、地域医療も上田広域の中で項目を挙げても、今の広域の中でやっていることとそんなに変わりはない。そうすると、広域でやっていることと今度の新しい圏域の構想とどう整理されるのか、その点もう1度お聞かせをいただきたいと思います。

企画政策課長（片桐君） お答えいたします。

これまで長野広域と上田広域の結節点というようなことで、その優位性を生かしながら両広域連合に加盟してきておるところでございます。長野広域連合とは今行っている事業、特段変更なく、現段階の状況としてはこのまま続くんだらうなという。状況が変わればまた別

でございますけれども。

ただ、上田広域連合につきましては、先日のご答弁でも申し上げましたように、上田広域連合で扱っている事業も一部その中に重複する部分があります。そういったことをすみ分けをしながら1対1の協定の中にもり込むべき内容、事業、予算というものを今後決めていくわけでございます。

また上田広域連合につきましては、平成25年度から広域連合の広域計画の策定を今後進めていくということでございますので、そういった点を踏まえながら事前に連合との調整を図って進めていくということで、連合の方でもオブザーバーとして定住圏の枠組みの中に、会議の中へ入っていただいて進めていくという形を今とっておりますので、そういったことで連合でやる部分、それぞれの市町村と上田市との協定の中にもり込む部分というのは当然市町村ごとに内容が変わってきますので、坂城町でやるから違う町村でも同じことをやるかという、そうとは限らないということであります。

同じ項目もありますでしょうし、例えば定住自立圏の関係になりますと、各項目の中で1つ以上は何か取り決めなさいという、そういう要綱の中で決まりがありますので、例えば人材育成なんていうのは各市町村の中でもそれぞれ入ってくると思うんですけれども、それ以外の内容については、いろいろ上小地域の中でも取り決めが坂城と入っていないものもありますので、そういった内容を今後つめていくということでご理解をいただきたいと思います。

13番（柳澤君） 多分6月議会ごろにならないと、これ以上の話には進めないだろうというふうに思います。

ただ、どうしても1点、何かあった場合に参加していることは対応がきくからいいんだろうとは思いますが、この定住自立圏、上田市を中心にしたこの圏域を立ち上げる、そのことがどれだけ必要なかという点で、いまいち明瞭に見えないわけであります。

それで、これはちょっと次元の違う話だと言われそうですが、その圏域の中で、例えば上田市と坂城町とで松くい虫の対策を事業のひとつに取り上げるだとか、あるいは救急医療も当番医を決めて救急車が何十分も、ただ家の前で止まったまま行方定まらないというような状態を防ぐような手立てだとか、そういうことはこの中ではなじまないのかなと、そんなふうに思うんですが、今、例えばで申し上げたんですが、そういう今の状態でもできる、工夫すればいくらかできること以外で、今申し上げたのはちょっと子どもじみた話かもしれませんが、そういう少し先へ進んだ具体的なことをぜひ考えていただかなければいけないだろうと、そんなふうに申し上げておきたいと思います。

時間ですので終わりたいと思うんですが、地方自治が、先ほど来申し上げますように、いろいろな形で大きく変わろうとしています。この時期に町内の課題も幾つかあるわけですが、積極的にクリアする、そういった民主的な常識ある次の体制ができることを願って一般

質問を終わります。

議長（春日君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時59分～再開 午前11時10分）

議長（春日君） 再開いたします。

次に、2番 中嶋登君の質問を許します。

2番（中嶋君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

冒頭ではありますが、今回、一般質問をするにあたり、先輩議員の後押しとアドバイスを受けたことに対して敬意を表するとともに、天下晴れての正々堂々一般質問を行います。

町長の招集あいさつの中で「今定例会は議員各位におかれましても、私にとりましても任期最後の定例会となります。任期の総まとめとして意義深い議会でありますよう、念じております」と言っておりました。私も全く同感であります。

さて、思い起こせば議場内におきましては町長と是々非々での8年間でありました。初めての一般質問ではハコモノ論争をしたことを覚えております。そうしましたら、町長は、あれは箱ではなくて器であるご教授をいただきましたこともあり、感心したものであります。

大切な役場の職員が自らの手で命を絶ってしまったとき、残された職員に二度とこのようなことがなきよう心のケアをお願いしたこともありました。

また長野県下でも先駆けて肺がん発見のために、らせんCTを導入して多くの町民の命を守るとともに、私事ではありましたが、肺分画症が見つかり、肺の一部を切除し、命拾いをしたことを一般質問の中で報告をさせていただいたことは、まさに昨日のことのようには思い出されます。

また昨年12月議会においては、中学生と高校1年生の女子を守るために子宮頸がん予防のワクチンを1人、約5万円かかるようでございますが、全生徒に無料で行うご決断をいただき、大きな反響を呼んだことは皆様ご周知のとおりでございます。このときに1歳から4歳児の命を守るためにヒブワクチンと小児用肺炎球菌ワクチンも同時に無料を決めていただきましたが、数日前に事件が起きて国からストップがかかってしまい、とても残念であります。お母さん方から早く問題を解決して再開をしてほしいものだと、こんなことも言われております。

さて、幾つか思い出の一般質問のお話をいたしました。本日の一般質問に入ります。

1. 町の過去と今後は

イ. 思い出の事業は

町長に過去の事業を多く手がけていただきましたが、思い出に残る事業を幾つか挙げるとすれば、どのような事業であったかをお尋ねいたします。

温故知新という言葉のように、故きを温ねて新しきを知る、今後の政治といいましようか、議会活動の参考とさせていただければ大変ありがたく思うものであります。

ロ. 今後の事業は

継続でも新しい事業でもよろしゅうございます。今後町にどのような事業を伝えていきたいかをお尋ねをいたします。アイデア町長でありますので、未来予測の話でも結構であります。

また最後に議会に対して語ることがあればお話をいただきたいと思います。以上のことをお尋ねを申し上げます。

町長（中沢君） 中嶋議員からのご質問にお答えしてまいります。

町の今まで担ってきたことのいろいろな思い等を語るようにというお達しでもございます。

長野県職員として30年間務め、そういった地方自治に携わった経験をもとに平成3年4月に坂城町助役として町政の参画の機会をいただき、以来、助役2期8年、市長として来月3期12年の任期を迎えるわけでございます。

坂城町の助役に就任早々のころは、柳澤町政のもとで、まず国や県と温かい支援を得る中でテクノセンターあるいは坂城駅の設置や勤労者福祉センターの誘致に駆けめぐった思い出がございます。坂城のテクノセンターの名称づけについて、しなの鉄道の社長と渡り合う中で、駅というものは地域の金井とか鼠とか、あるいは南条とかということをつけるべきものは原則だよということで、こっちから私が申し上げていったテクノセンターということについては、ひとまず否定されました。帰りに「それはそうと、坂城がテクノセンターでどうだということを提案があったということだけは当時の吉村知事にお話ししてください」と、これを約束して帰ったわけでございますが、翌日、秘書課から、吉村知事、すぐ笑いながら坂城の提案はおもしろいよという話だったということで決まった経過、これも思い出のひとつでもございます。

これからちょっと3期12年の町政の中で思い残る事業ということですので、それを顧みますと、国や県の動向はもとより社会経済が大きな変化するうねりの中で常に新しい発想に挑戦し、私が思い描くまちづくりの夢に共感していただく多くの皆さん、そして議会の皆さん、そしてまた、職員が、そういう新しい発想に奮起していただいた12年であったなど、こんな思いがいたします。

そういった思いを述べるのであって、仕事がこんな成果があったということよりも議員の皆さんと歩いた足跡を語るということでご理解いただきたいなど、こんな思いがいたします。

心に残る事業として、まずひとつ目に挙げるのは、自律のまちづくり、協働のまちづくりへの取り組みでございます。

1点目は、国の聖域なき構造改革と平成の大合併に揺れた変革の時代でもございました。

時を同じくして長野県政も大きく様変わりし、特色ある県下町村の一員として自律協働研究会に参画する機会を得ました。町の生い立ち、産業構造、潜在力、そして税財政のシミュレーションなどさまざまな視点から坂城町を見つめ直すという、そういった機会を得ることができました。

平成15年からの2期目においては、自律のまちづくりに向けて各界各層からの思い、そういったものを提言をいただくべく自律のまちづくりGOGO機構を立ち上げ、55名の皆さんに、産業、環境、教育、福祉、行財政といった5つの分野において3年間ご討議をいただき、その提言が第4次長期総合計画、あるいは第5次総合計画にも反映されていると、そんなふうに思っているところでもございます。

申すまでもございませんが、坂城町は地方分権と平成の合併の荒波の中で基礎自治体として将来を見据えて市町村合併は選択せず、自らの規律に従って判断し、行動することを進めてまいりました。今後も住民、地域、企業、行政が一体となって、それぞれの役割を明確にし、自律と協働のまちづくりを進めていくことが何よりも大事と願うものでもございます。

2つ目は、ものづくりのまちへの取り組みでございます。

坂城町は、中小企業が集積した工業を中心としたものづくりとして産業が発展してきた特色がございます。しかしながら、経済のグローバル化や国際化の進展によりまして、工業を取り巻く環境は極めて大きな変動をもたらしております。特に最近では、世界的な景気低迷が続き、円高、デフレ基調のもとに輸出関連製造業の多い当町の企業環境は大変な状況にあります。県の統計上においても、いろいろ特色をあらわしてもおります。

このような中で、財団法人の坂城テクノセンターを中核とする技術支援や人材養成事業、テクノハート坂城協同組合を中核とする異業種交流や共同受注の共同作業、さらには有効な制度資金の促進相談業務の充実など企業に対する支援、とりわけ中小企業に対しては精一杯心がけてまいりました。

また町内には大学はないけれども、大学のような機能を生かすことが大事だという信念のもとに、信州大学、長野大学、埼玉工業大学、中国復旦大学日本研究センター、そして産業技術総合研究所、国の段階の皆さん等とも連携をとり、いわゆる産学官連携を深めながら、産業、技術基盤を強化、相談機能の充実、雇用の確保、人材養成を進めてまいったということで、これは今後も町の中でのさらなる発展を願うものであります。

また平成11年には坂城町中心市街地まちづくり基本計画を策定いたしました。これは坂城駅周辺の商業、文化、産業、交流、福祉の中心地としての機能を強化して魅力と活力のある地域を形成することを目的にしたものでございますが、この計画に沿ってさまざまなまちづくりを進めてまいりましたが、問題の多いことも承知しているところでもございます。ものづくりの技を最高に極めた人間国宝宮入平刀匠を顕彰する鉄の展示館、昭和4年に建設

された木造3階建て和風建築物を利用した、そこに村上義清の歩み、あるいは北国街道のにぎわいを見せた坂木宿、そして和算の資料等を展示した坂木宿のふれあい歴史館、そしてビジネスインキュベーターのB・Iプラザ等々をあわせていろいろと坂城町文化財センターをも併設しておりますが、そういった施設そのものの整備にもとりかかったなと思っております。

商業インキュベーターけやき横丁ですが、その中心市街地コミュニティセンターとして設置しております、思えば町並みの中で、これこそはということの強い願いから民間の施設を買ったということ、これは行政としてそれなりの思いがあったわけでございます。これらの施設を町にはできるだけ迷惑をかけない、必要な器なんだという観点から精一杯、経済産業省を初めとして国の助成の導入に努めたわけでございます。

にぎわいのあるまちの再生、安心して快適に暮らせる生活基盤の創設を目指しまして、まちづくり交付金を利用いたしまして、坂城駅南側進入路や坂城駅前の歩行広場を新設いたしました。これらはいずれも人が集い、語り、交流する場として整備したものでございます。また坂城の顔としても整備したものでございます。これら施設を中心に地元の商店と地域の人々の自発的な活動により、現在、古雛祭りが開催されております。このように地域と一体となってにぎわいを創出するということが原点でございますので、地元の皆さん、あるいは商工会の皆さんにも奮起を促したいと、こんなふうに思っております。

農業関係では、平成16年に農産物加工センターを完成しました。味ロジックわくわくさかきが誕生し、さらに町内の農産物の加工による高付加価値化、あるいは安心・安全の坂城の味を発信する場ということになったわけでございます。

21年には日本全国から辛味大根産地が集まり、全国初の辛味大根フォーラムを開催いたしました。坂城町に根づく伝統野菜ねぎみ大根が、こんなにも世に出る、喜ばれるものかと思ひ知らされ、その魅力をいろいろな面から発信いたしました。このフォーラムを契機に町の特産品の坂城ブランドの確立ということで、ねぎみ大根焼酎やアルコール度40度もする「大辛ねぎみ」なども開発するということが、坂城ブランドの発信のきっかけにもなったなと、こんな思いがいたします。

昨年には、中之条野国道18号線に地場産品の販売やおしぼりうどんを味わっていただく食堂を併設した坂城地場産業直売所あいさいがオープンいたしました。今後さらに五里ヶ峯トンネル、いわゆる横坑のいろいろな産物、マイタケとかアスパラ、そういったものを含めて町の特産品のブランド化を進めると、これが新しい産業のひとつの方向ではないかと、こんなふうにも考えております。

3つ目は、少子化、高齢化への対応でございます。安心して子どもを産み、育てる環境を整えるというために、村上保育園、坂城保育園、新南条保育園の改築を行いました。ほぼ

10年間で精一杯やったなど、こんな思いもいたします。坂城保育園には子育て支援センターも併設し、いろいろ子育ての支援体制を図ったわけでございます。子どもたちの健やかな成長を願っている次第でございます。

常々町民の皆さん一人一人が健康で生活していくことが何より大事であると考えてまいりました。生活習慣病を初めとする各種の健診や各種がん検診などの実施を行うとともに、びんぐし湯さん館の運動浴、勤労者総合福祉センターのいろいろな運動機能を従事しながら、いろいろ健康づくりの促進にも努めたところでございます。

びんぐし湯さん館は開業以来、利用者が250万人を達成いたしました。豊富な湯量、良質な泉質、そして景観が自慢の日帰り温泉でございますが、正直このような多くの人にといいのは少しうれしい計算違いでもあったなという思いもいたします。これからも町民の皆さんの癒しの場として続けられることを願っておりますし、さらなるいろいろなイベント等を組み込むことも大事だと思っているわけでございます。

そしてまた、高齢者を中心にした足の確保ということで、循環バスを運行を国の機関にいろいろとお話をしました。医療機関あるいは、そういうお医者さんとを結ぶという観点から初めて県下でそういった仕組みが許されたと、こんな思いがございまして、このことは、より伸ばして具体的にさらに進める必要があるなという問題でもございます。

次は、水と緑、環境変化への取り組みでございます。

全人類、世界的な課題のひとつが環境問題であります。私たちの生活を支えている自然からさまざまな恵みを将来にわたって大事にしていかなければなりません。平成12年からは千曲川クリーンキャンペーンを近隣に先駆けて行いました。小・中学生を初め多くの町民の皆さんに参加をいただき、年々ごみの量は減少はしておりますが、昨年の例を見ますと、その場で2tものごみが集められる状況でもございます。私たちの原風景である千曲川の美しい姿を後世にみんなで伝えようということで、これからのこともあわせて町民のひとつの大きな課題であるとも思うところでもございます。

ごみ処理につきましては、住民、事業者、行政が一体となって、さらなるごみの減量化あるいは再利用化・資源化を図っていかなければならない課題であるとも考えているところでもございます。そういった中で議員の皆さんとともに葛尾組合の事業にも大きく携わってまいりました。千曲市が合併する際には、ごみ処理施設ダイオキシン対策の大規模改修を行っております。約23億円を投資し、また葬祭苑を改修するというので12億円の投資もしております。これは千曲市の合併に際して私の方で提案し、ぜひそれだけはともにやっということでご理解を得たものでもございます。

私は常々いろんな山々に囲まれた、そして大小の河川が千曲川に注ぐ情景と人々が身近に自然と親しむ水と緑の回廊に思いを描いております。この千曲川のほとりに平成14年3月

に花と緑、ばらのまちづくりの基盤施設として、さかき千曲川バラ公園が整備されました。バラ公園は薔薇人の会の皆さん、25のオーナーの皆さんの地道な管理の手入れによって次第に拡張整備され、開園から5年目の平成18年6月には第1回ばら祭りも開催し、さらに21年には全国ばらサミットを坂城町の会場で開催するという榮譽にも浴しました。全国に坂城町のばら、ばらの坂城が発信できたと、こんな思いがいたしまして、それがまた期間中4万人も集まるということで、坂城が内外に誇るべきイベントであり、観光の拠点の役割も果たしているわけでございます。

助役に就任したころ、折しも高速交通網時代の幕開けでございました。上越自動車道あるいは長野新幹線が整備し、人の流れの変化が坂城を大きく変貌させました。この機会もまた大事にしたところでもございます。高速関連整備工事に伴い、いろいろと排出される採石、これを大事にいたしまして岡の原、大木久保、島の住宅団地に取りかかり、さらにテクノ工業団地、びんぐし湯さん館の駐車場、要するによみがえる土地利用をテーマにしたところでもございます。

平成12年10月に一部供用開始されました公共下水道は、千曲川流域の最上流ということで本当に地理的な条件もあり、極めて遅い状態にもなっていたわけでございます。千曲川右岸では、いよいよ今年度、南条地区の面的整備にまで着手できると。左岸の村上地区におきましては、網掛及び上平地区へのいろいろと着手しており、特に合併浄化槽と相まって、さらにこれから10年の中で90%を超える水洗化の見通しも立ってまいったなど、こんな思いもいたします。

上水道も大事な課題でございます。97%の普及率はあるとはいうものの、小網地区の上水道には本当に気がかりでもございました。これも今年の夏に地元区の役員の皆さんとともに長野県企業局長へ直接に要望書を持っていろいろと要請し、県としてもできる限りの支援をする旨の確約があり、ひとつの道筋が立ったかなと、より具体的な対応が企業局からも示されているところでもございます。

国道18号線バイパスの先線整備につきましても、長年の地元の住民の皆さんの努力によりまして、鼠橋から力石バイパス、町内3.8kmが来年度に事業化の見通しとなったわけでもございます。本当に関係の皆さん、とりわけ長野国道事務所や関東地建の皆さんにも感謝するところでもございます。先線整備にかける地元の皆さんの本当の懇意が真に結んだものということで喜ぶとともに、さらにこれがまた高速道坂城インター線と結んでみたいという夢も開けてくるところでもございます。

5つ目といたしましては、国際化への対応であります。平成11年からの第1期では「21世紀に入るまちづくり、やがて実のなる種まきを」と掲げ、とりわけ印象深いことは、かつて町の交流員として赴任された陳俊英先生を初め長野大学、中国上海大学の日本研究センタ

一、河北大学による共同研究を受け入れたというご縁で、現在も復旦大学や安城県政府との友好交流にもつながりました。この間に復旦大学日本研究センター、それにあわせジェトロのローカル・ツー・ローカルを3年間にわたって採択していただきまして、現地の企業の皆さんと坂城の企業の皆さんが真に交流する、そしてまた、中国へのひとつの企業の進出の的確な素材を提供できたなど、こんな思いもするわけでございます。

さらに、それが小学生で嘉定区実験小学校といろいろと対応をしているところでもございます。昨年の夏も嘉定区の実験小学校、坂城の小・中学校の皆さんの交流であちからやってまいりました。坂城の自然、そしてまた、葛尾に登ったと、そのことが中国の来た子どもたちにすばらしい感激を与え、こんなにすばらしいことかということとあわせて、自然がこんなに美しいのかという深い感銘を受けさせたところでもございます。

そして6番目と申しますか、明日のまちづくりを担う人材養成、学習活動であります。

13年に「いつでも、どこでも、誰でも」をテーマに生涯学習を推進するさかきふれあい大学を開校いたしました。生きがいと心の豊かさを求め、多くの皆さんに利用されております。また平成15年には、高速道関連工事の残土を活用して坂城高校第2グラウンドの完成にもこぎつけました。完成式典の際のあいさつで私が「立派なグラウンドができたから、ぜひ甲子園に行ってほしい」とお話ししたところ、当時の野球部の監督さんが「必ず甲子園に行きますから、それまで長生きしてください」と、こんな笑い話もあったわけでございますが、もう少し頑張っていたきたいなという思いもございます。

技術を志向し、また、まずは自分たちの町を知ろう、ふるさと坂城の歴史を学ぼうといった、そういった郷土愛を育み、ともに支え合う協働のまちづくりにつながることを期待し、平成17年度町合併50周年と相まって、さかきルネッサンスを展開いたしました。

その一環として、いろいろ開催したものが信濃村上フォーラムでございます。多くの皆さんの温かい支援により、子どもから大人までの世代を超えていろいろ参加いただきました。歴史をひもとくまちづくりの事業展開により、全国にふるさとの勇将村上義清の名が広がり、葛尾城址や義清供養塔などの史跡を初め坂木宿ふるさと歴史館や鉄の展示館を多くの皆さんに訪れていただいております。信濃村上をキーワードに奈良県の吉野町や愛媛県の今治市との交流も広がっております。地元を見つめ、郷土を学ぶことは大変未来につながることでございます。

昨年3月には、全国初のまちづくり交付金をいただきまして食育・学校給食センターが完成いたしました。子どもたちに安全・安心、おいしい学校の食事を提供するとともに、エコ教育あるいは食育教育の拠点として、この場を健康づくりの場として活用していくことが今後に課せられたなど。健康づくりと子ども食育から支えることは、これまた大事だと思う次第でございます。

昨日も申し上げましたように、各小・中学校あるいは高校等において本当にそれぞれが頑張っていると。そしてまた、小・中学生のいろいろな活動が全国的レベルで評価されているということに本当に心強く思う次第でもございます。

結びといいましょうか、就任当初から「やがて実のなる種まきを」と称していろいろさまざまな事業を展開してまいりました。3期12年を通して、ひとつの形は見定めることができたかなという思いもございます。

先ほども申し上げましたように、これらの成果は町民の皆さんの協力、議会の協力、そしてまた職員が新しい発想で奮起していただいたと、そういうことの賜物であるということでもございます。今になれば過去のひとつの歩みではございますけれども、議員言われますように温故知新、それを学びながら、さらなる未来に語るべき、歩むべきことを期待しているところでございます。以上でございます。

2番（中嶋君） 町長にはいろいろ思いを語っていただきました。心中走馬灯のごとく思いがめぐっていることと思います。

坂城町行政のトップリーダーとして20年間という長きにわたり頑張っていたいただきました。最大の敬意を表するものであります。私も8年間、議員としておつき合いをさせていただきました。そして一般質問の中でいろいろと勉強させていただきました。今後議会の中におきましても反映させていきたいと思っております。

さて最後に、お約束の花道をつくるとともに今回は2句添えます。

1句目は今期で議会を去る先輩議員に贈りたいと思います。「先輩の思いたすきに新議会」。いよいよ一期一会のごとくなつてまいりました。町長に敬意を表しまして1句添えます。「ばらもよし、びんぐしもよし、すべてよし」。

各先輩議員、そして町長、誠にお疲れさまでございました。これで今期最後の私の一般質問を終わりといたします。

議長（春日君） 以上で通告のありました10名の一般質問は終了いたしました。

ここで昼食のため午後1時30分まで休憩いたします。

（休憩 午前11時51分～再開 午後1時30分）

議長（春日君） 再開いたします。

日程第2「議案第3号 坂城町地域活性化・住民生活に光をそそぐ交付金基金条例の制定について」以下18件の議案については、すべて去る2月28日の会議において提案理由の説明を終えております。

◎日程第2「議案第3号 坂城町地域活性化・住民生活に光をそそぐ交付金基金条例の制定について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第3「議案第4号 坂城町定住自立圏形成協定の議決に関する条例の制定について」
「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第4「議案第5号 坂城町国民健康保険税条例の制定について」
「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第5「議案第6号 坂城町農機具保管庫条例の制定について」

議長（春日君） これより質疑に入ります。

6番（入日さん） この条例なんですが、今まで解放同盟に委託されていた農機具をちゃんとした形で、今度、誰でもが使えるようにするという事は非常によかったと思いますが、今まで、ここに条例の4条2で保管庫の施設設備等の維持管理に関する業務と書いてあるんですが、農機具を正常かどうか、いわゆる使った後、点検なり、もしちゃんと掃除ができていなくて次のときにすぐ使える状態になっていないとか、そういう保守点検のようなことは、ここでやるのでしょうか。前、私たち小麦の会で農機具を借りたときに、借りたはいいが、動くように保守点検されていなかったので動かなくて、その修理に大分時間がかかったという苦い思い出がありますので、ちゃんとそこまでやって管理するのかどうかということをお伺いします。

産業振興課長（宮崎君） 農機具の保守点検に関するご質問でございますけれども、これにつきましては、台帳備えて使用時間の確認を含めて支援センターの方で管理するようにしていきたいと考えております。

6番（入日さん） そこまで管理するということでしたが、もし使っていて故障なり、ちょっとその次に貸し出すには問題があるといった場合は、そこでは多分修理できないぐらいの問題が起こった場合は、きちっとそういう修理業者みたいな、あるいは農協の農機具センターみたいなところと提携して、いつでもすぐ使える状況にしておけるといふ、そこまで管理条例みたいなものを決めておくのでしょうか。

産業振興課長（宮崎君） 管理条例につきましては、今ここで提出させていただいているものが管理条例ですけれども、管理する規約といいますか、そういう部分の中で、基本的には使用者、壊した場合については、その都度誰が使っているかというのは把握できる話でありまして、その辺は確認して、基本的には使用者にお直しいただくというのが原則であります。

ただし、やむを得ない事情ですとか、例えば消耗品と思われるものの磨耗ですとか、そういうものについては支援センター等の予算の中で修繕をしていくと。機械そのものの損傷にかかわるような大きなものについては、場合によっては予算措置の後というようなことにな

ろうかと思えますけれども、いずれにしても大勢の皆様が使用しやすいような形で管理をしていきたいと考えております。

6番（入日さん） それから、こういう条例ができて、これで初めて皆さんも、こういう農機具が使えるんだということが町民にわかるように、今まで農機具があったけれども、一般の人には貸せないというような、そういう認識を持たれた方が非常に多くて、私、以前、農機具を一般の人にとりするような、今、荒廃農地が非常に増えているのでということで質問したときに、一般の人にも貸せるのというふう非常に驚かれて聞かれたんですよね。だもんで、今、各地で農業委員を中心に荒廃農地の解消という形でグループをつくって動き出しているところがあるんですよね。もちろん農業委員の方は今度こういう条例も徹底されると思うんですが、ちょっとした地域のグループや何か知らないという方もかなりいると思うので、今度こういう条例で、皆さん、荒廃農地解消に大いに活用してくださいというようなPRを「さかき広報」などでぜひやっていただきたいんですが、その辺はいかがでしょうか。

産業振興課長（宮崎君） 今、企画政策課等と現有の農機具の処分も含めて調整しておりまして、確定した段階で、これだけのものがはっきりと使えるというようなものがはっきりする段階の中で広報等でPRしていきたいと考えております。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第6「議案第7号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第7「議案第8号 坂城町税条例等の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第8「議案第9号 坂城町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第9「議案第10号 坂城町都市公園条例の一部を改正する条例について」

議長（春日君） これより質疑に入ります。

6番（入日さん） 今度新たにゲートボール場スパークさかきの使用料と照明設備が有料になるようなんですが、今、ゲートボール場、毎週ぐらいにゲートボールクラブですか、老人というか、高齢者というか、たちのゲートボールクラブみたいなものがあるって、その人たちが

定期的に借りていたりとか、あとブラインドサッカーを今度始めるようになりましたが、そういう人たちにも適用されるのでしょうか。

それからあと、よくゲートボール大会なども開かれるんですが、そういうときにもこういう使用料を取るのでしょうか。

建設課長（荒川君） 料金徴収につきましては、基本的に有料施設ということで位置づけをさせていただくものでございます。

ただ、今ご質問にございました社会体育ですとか、高齢者の活動、老人クラブ等、こういったものにつきましては、減免扱いという形で従前も処理をさせていただいております。よろしく願いいたします。

6番（入日さん） 減免ということは少し安くするというのか、それともただなのか。その辺ちょっと再度確認いたします。減免だから、ただか。

建設課長（荒川君） 従前、今言ったクラブ等の活動、また社会体育等の事業につきましては100%減免というような扱いで行っています。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第10「議案第11号 坂城町第5次長期総合計画基本構想について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第11「議案第12号 国土利用計画（第3次坂城町計画）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第12「議案第13号 坂城町公の施設の指定管理者の指定について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第13「議案第14号 平成23年度坂城町一般会計予算について」

議長（春日君） 直ちに総括質疑を行います。

質疑にあたっては、自己の委員会の所管に属する事項については各委員会においてお願いします。

また質疑に際しましては、予算書のページ及び科目を示されて質疑されますようお願いいたします。

まず、歳入について質疑に入ります。

5番（山城君） 8ページになります。

款12使用料及び手数料、項1使用料、目3土木使用料で、住宅使用料でございますけれども、説明ですね。3,500万円乗っかっていますが、想定される入居されている状況をお知らせください。

建設課長（荒川君） 現在管理をしております町営住宅は219戸ございまして、すみません、ちょっと差し引きですが、今、空き室が32戸ある状況でございます。

申し訳ございません。差し引きございまして、187戸入居の状況でございます。

5番（山城君） 187戸、32戸、中之条団地は空きがあるようでございますが、その分を含めて昨年は3,887万9千円ばかりでしたが、今回3,500万円ということで数字が乗っかっていますけれども、これはそういうまだ満杯になっていないということで昨年よりは減額という提示をされたんですか。

建設課長（荒川君） 町営住宅の入居につきましては、年度の中でも動きがございます。ただいまご質問にございましたとおり、中之条団地につきましても出入り、年度内でもかなりございます。町営住宅の使用料につきましては前年対比減額になっている状況がございますが、やはり入居者の皆さんの所得の減少によって申し上げている、お願いをいただく使用料が減少傾向にあるもの、あと空き室の動き等、こういったものを加味して、予算といたしますと3,500万円と見積もったところでございます。

5番（山城君） せっかく立派な町営住宅をつくってあるんですから、条件はそれぞれ制約があると思いますけれども、できるだけ完全な利用を希望して終わります。

9番（宮島君） 18ページになりますが、款17繰入金、項の基金繰入金、目の基金繰入金のことでございますが、町長が招集のあいさつで、いわゆる今年の骨格予算の内容については、いろいろ議事録もいただいておりますし、今、手元に持っているわけですが、そういった中で、いわゆる骨格でございますので例年の0.9%の状況だと。歳入については、繰り返しになりますけれども、いわゆる経済の緩やかな回復の状況の中から、いずれも個人町民税初め法人町民税も前年より増えていると、こういう状況でいるわけですね。大変いい状況であるわけですね。

そこで、繰入金についてであります。財政基金からの繰り入れを2億1,800万円、いわゆる繰入金の残高は約11億7千万円になるだろうという見通しの内容を町長の方から招集のあいさつで出ているわけですが、そういった中で、ここで聞かなくても多分最終日には補正予算でその内容が上がってくると思うんですが、やはりここで聞くことによって、やはりわかりやすいというか、状況にあるわけでございますので、ではそこで、いわゆる11億7千万円の見通しの中で補正予算で繰り入れの補正が出てくるわけですが、そのときでもいいわけですが、一応収入ということで見通しを聞くわけですが、およそどのような金額が繰り入れになってくるかどうかについて、最初に係長にお伺いしたいと思

ます。

財政係長（柳澤君） 財政調整基金の残高ということになろうかと思えますけれども、現在、3月補正予算の最終調整を行っているところであります。見込みということで申し上げますと、税込等の伸びもございまして、財政調整基金に積むことができる金額は、おおむね1億4千万円ほどになろうかなというふうに考えておるところであります。

そうしますと、23年度当初に取り崩した後、2億1,800万円を繰り入れた後の残高ということでありまして、13億1千万円ほどになろうかなというような見込みを持っているところでございます。

9番（宮島君） わかりました。見通しからいくと、約1億4千万円追加になりますと約13億円になると思うわけですが、通年、通常でありますと、8億円から10億円ちょっとというのが大体新しい年に迎える基金残高というふうに私は記憶しているわけですが、多分、町長が今期最後、新しい町政を担う方に引き継ぐというような状況があらうかと思えますが、そういった中で、例年より約2億円前後増えているような感じを受けるんですが、これは後日、追加でお聞きすればいいことですが、せつかくの機会ですからちょっとお聞きするわけですが、そこで聞けばいいんですが、そういった通年よりも新しい年度に基金が多くなるという状況は、何かひとつの要因というか、理由があるのではないかと思うわけですが、それがあつたら一言で結構ですので、お答えいただきたいと思えます。

財政係長（柳澤君） 財政基金残高の増という部分の要因ということでございます。

ひとつとしますと、歳出の削減に取り組みまして万一の場合に備えるには、ある程度の財政調整基金の残高が必要というような取り組みをしてきたところがございます。

それからもう1点としまして、23年度におきましては、骨格予算編成というような状況となっております。新規事業につきましては、ほとんど計上がなされていないというような状況となっております。また継続的な事業につきましても、例えるならば農政部門、建設部門におけます町単事業などにつきましても、必要最低限の箇所づけができるような予算編成とさせていただいているような状況でございまして、繰入金の方が減少して残高が結果として残っているというような部分が主たる要因となっております。

6番（入日さん） 7ページの款11分担金及び負担金で目1民生費負担金、項2児童福祉費負担金の中で、説明001保育負担金が昨年よりも600万円少なくなっていますね。こんなに園児数が減少する、今、入園申し込み、もう出ていると思うんですが、するのでしょうか。

それから広域入所の負担金が371万円増えています。これは結構4月以降生まれた子どもたちが、0歳保育が坂城町でなかなか途中でとってもらえないということで、ほかのところへ預けるという人が多いと思うんですが、そういうための費用を見込んでいるのでしょうか、お伺いします。

それからもう1点、21ページの款19諸収入の項5雑入の目6ですが、説明049B・Iプラザ共益費が昨年予算より94万円少なくなっています。それから、その下の農産物加工施設共益費が昨年より60万円マイナスで、前聞いたときに、一応、光熱水費ぐらいは負担してもらえるようにと言ったのですが、この予算ですと光熱水費130万円取ってあるのにまるっきしその負担が少ないわけですが、なぜ今年こんなに負担が少なく予算を組んだのか、お伺いします。

福祉健康課長（中村さん） お答えいたします。

児童福祉費の負担金ですが、これにつきましては、保育負担金でございますが、所得の減による状況と、それから22年度の状況を勘案しまして計上いたしました。減額にはなっておりますが、こういう22年度の状況を勘案しますと、このぐらいいでもたくさんかなというような状況でございます。

また広域入所の関係でございますが、これにつきましては、0歳児がどうのということではなくて、保護者の方が通勤のために上田市の方が便利であるとか、そういう場合に、そちらの方で保育をしていただくという、保育の入園の範囲は坂城町の入園と同じ状況でございます。そういう場合の方の負担金ということで、これにつきましても22年度を勘案しまして予算計上いたしました。以上でございます。

産業振興課長（宮崎君） 雑入の、まずB・Iプラザの共益費についてでございますが、これにつきましては、町の広報施設としてボランティア団体も含めて活動拠点1部屋設けさせていただいてございまして、それらの分が減額となっております。

それと農産物加工施設の共益費の関係でございますけれども、これにつきましては、歳入70万円減額させていただきましたが、支出の方、ちょっとそっくり項目が飛んでいるのであれですが、今まで燃料費として71万3千円ほど計上していたのですが、この分が予算からそっくり落ちておりまして、この分は予算に入れなくて全額味ロジに負担していただくというようなことで減額、こんな40万円ということになってございます。

6番（入日さん） 保育料のことは22年度の実績を勘案してということではわかりましたが、農産物の加工センターについては、燃料費に関しては今回そちらですべて負担してもらおうということで、この分少なくてしたということはわかりましたが、光熱水費に関しても、やはりそちらで使っているわけですね。それをすべてこちらで見るとするのは、町長も最初の何年間かはそういう助成をしていくけれども、あくまでも立ち上がりのときの助成であって、そういうところは自立してもらわなければならないという話もあったわけで、これをずっとやはり見ていくというのは、そういう趣旨からおかしいのではないかと。使った分に関しては、やはり、B・Iプラザなんかは最初からそうですよね。そこの光熱水費、電気料だとかそういうのは入居者が別メーターをつけて負担するというふうになってはいますが、農産物加工センターに

関しては、そういうことがなっていないんですが、その辺はどうなんですか。

産業振興課長（宮崎君） 農産物加工センターについては、歳出の部分でございますけれども、基本的には公共施設として地域の農村からの女性方等の立ち上がりの中で立ててきた経過もございます。それで補助事業等については、今、入日議員さんが言われたように基本的には3年ぐらいの立ち上がりの中でという、それは基本でありますけれども、やはりねずみ大根の加工品の振興ですとか、それだけではなくて町の特産品の開発だとか、強いて言えばそういう部分の中で、ねずみ大根の、何と申しますか、作付面積の拡大ですとか、単に1点だけ見てはなかなか判断しにくい部分もあるということで、その都度の経営状況を見ながら現実的にはいろいろな部分の助成をさせていただいているということでございます。

ロジックそのものについても売り上げは、ご案内のとおり伸びてきておりますけれども、実は時給についても500円から550円に上げてきた経過がありますが、ちょっとここへきてそれがちょっと大分厳しくなっております、ちょっとまた元に戻りそうだというような、そんな状況でもございます。

いずれにしても、その都度経営状況等検討させていただいて、助成額についても決めていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

4番（大森君） ちょっと1点お尋ねいたします。

20ページ、雑収入の件ですけれども、026樋門管理業務受託金、支出の方を見ましても土木の総務費で計上されているわけですが、特別どこの管理なのかについてご質問いたします。

建設課長（荒川君） この樋門管理業務受託金につきましては、坂城樋門、坂城大橋南側にあります樋門、あれは河川事務所の直轄樋門でございます、その管理を国交省から受託をし、町で行っている、その案件でございます。

4番（大森君） ちょっと確認になっちゃうんですが、増水したときの水門の開け閉め等についての管理をされているということでいいのでしょうか。どういう作業、どういう仕事になっているか説明願います。

建設課長（荒川君） 千曲川が著しく増水をいたしまして逆流を防止するために樋門を閉めて浸水を防ぐ、そういった管理の業務になります。

議長（春日君） これにて歳入の質疑を終結いたします。

次に、歳出の質疑に入ります。

6番（入日さん） 79ページ、款6農林水産業費、項1農業費、目5農地費、その説明の19023埴科郡土地改良区負担金、これは昨年よりも61万9千円ほど多いですね。何か増えた原因があるのでしょうか。多分あるから増えたんでしょうけれども。

それから80ページの19043町単補助工事が200万円も少なくなっているんですが、

ただでさえ今非常に要望が出て間合わないというような予算の中で、とても工事が進んでいないんですが、やはり各区でも町単に対する事業費をもうちょっと増やしてほしいという要望があるんですが、それに逆行したこういう予算づけというのはいかがなものでしょうかと思うんですけども。

それから91ページもやはり、款8土木費、項2道路橋梁費、目2道路維持費で説明の15001道路維持工事がやはり300万円ですか、前年度より少なくなっていますよね。その辺だとか、それから98ページの項6高速道路対策費で目1の中の説明13002駅管理業務委託があるんですが、今までそのほかに駅のトイレ清掃という項目があったんですが、それがなくなっちゃっているんですよね。そのトイレ清掃については、今後どうなるのか、その辺をお伺いします。以上です。

産業振興課長（宮崎君） まず79ページの埴科郡土地改良区の負担金についてからご説明申し上げます。

これにつきましては、今年度につきましては維持管理適正化事業というようなことで苧屋原の防護柵、地元へ議員さんたちも行ってお話が出たと思いますが、その防護柵について工事をするというものの町の負担分で増えてございます。

それと次の町単補助事業の関係でございしますが、これにつきましては、例年言われたように700万円という予算の枠組みの中で実施させていただいてございます。これについては、私ども事務レベルの中では、通年予算で新年度入ってから計上していきたいと思いますが、ただ、骨格という部分もございまして、すべてこれは一般財源でございまして、一般財源はなかなか支出するのも財政運営上大変だというような部分もございまして、これについては当初については500万円というようなことで計上させていただいてございます。

建設課長（荒川君） 私の方からは91ページ、道路維持一般経費の関係でございすけれども、前年対比減額になっている状況ですが、主には冬期の融雪材散布といった関係の原材料費、実は当初予算に昨年加えておりましたけれども、これについては時期の状況を見ながら計上ということで精査をさせていただきます。

それから98ページ、駅管理業務等委託の関係でございすけれども、等委託ということで、この中に実は坂城駅、テクノさかき駅の駅管理業務を初めギャラリー、そして今お尋ねにございましたトイレ清掃の関係も含めてございます。

6番（入日さん） 町単工事については骨格予算なので今後増やしていきたいという答弁でしたので、ぜひお願いしたいと思います。

それから1点聞き忘れちゃったんですが、やはり91ページの款8土木費の項2道路橋梁費の目1の中の一番上のところですが、今まで町単補助工事1、400万円あったのですが、これも400万円削られています、これも先ほどと同じように、骨格予算なので予算配分

上、仕方なしに削ったと。できれば今後増やしていくという、そういう気持ちでしょうか。

建設課長（荒川君） 91ページの町単の関係でございますが、先ほどの産業振興課の事案と同様でございますが、当面町の状況で忙しい部分、取り急ぎ1千万円という予算要求のお話の中と補正等の対応の中で協議をしてみたい、そのように考えております。

4番（大森君） 3点についてお尋ねいたします。

25ページの款2項1目1の説明の04021から04023と臨時職員についてのいろいろな手当でありますけれども、人数と、それから臨時職員の採用の形態がいろいろあると思うんですが、採用形態についての人数、どんなふうになっているか、お願いいたします。

次に91ページですが、款8項2目2の道路維持費、これは場所はちょっとわかりません。恐らくこれだと思うんですが、日名沢踏切の横にあります阿野橋が老朽化してしまっていて、県の一級河川のところに構造物が河川敷の中にあると、川の中にあるということで、これは町の赤い工事用のコーンみたいなものを用意してありますので、町の方も確認されているんですが、これについては今後どんなふうにするのか、その計画になっているのかどうか。項目について、ここでいいのかどうかちょっとわかりませんが、これについてお尋ねいたします。

次に97ページの款8項5目4のふるさと雇用バラの里管理事業についてであります。管理委託について恐らくシルバーをお願いしているかというふうに思うんですが、造園業者の皆さんも仕事が非常に少なくなっているというようなことで何らかの形で仕事がないのかというような話も結構聞かれるんですが、この管理業務委託を決めていく過程というのはどんな過程で決められているのか、ご報告いただきます。以上です。

総務係長（青木君） ご質問にございました臨時職員の社会保険料の関係でございますが、これにつきましては、臨時職員の中でも社会保険料に加入している者について一括してこちらの方へ乗せているものでございます。

その内訳の関係でございますが、児童館長、あと図書館長ですとか保育園の関係の代替職員、育児休業等の代替職員、あとクラス担当の職員、児童館の厚生員ですとか保育園の調理員の関係、また教育委員会でやっております特別学級の職員ですとか給食センターの事務ということで、約40名程度の社会保険料ということで乗せさせていただいている部分でございます。

あと雇用形態の関係につきましては、こちらの方の予算という形ではなく、それぞれ各課、科目の方で乗せさせていただいております。以上でございます。

申し訳ございません、落としましたけれども、臨時職員の雇用保険料及び労災につきましても、該当する同等の職員について一括してこちらの方へ乗せているものでございます。

建設課長（荒川君） まず91ページの道路維持に関連をして日名沢踏切東側、阿野橋の改修で

ございますが、現状手すり等が大変危険な状況ということで、取り急ぎ今、バイロン等で措置をしております。今、改修について緊急回避ということで、手すりの改修ということで今、事業化を進めております。これにつきましては3月の補正でお願いをしてまいりたい、そのような形で、今、建設事務所とは事務レベルの協議を進めている、そんな段階でございます。

それから97ページのバラの里管理事業でございますけれども、これは国のふるさと雇用の事業で取り組んでいるものでございまして、23年度が最終年次になります。これは一応3年間という期限の中で新規雇用を掘り起こし、継続的に雇用確保を図っていく、そんなお仕事でございまして、町では、この事業につきましては、坂城町振興公社に委託をし、雇用創出、雇用機会の確保ということで取り組んでいる、そんなところでございます。

4番（大森君） 臨時職員の諸手当について40人ほどということで、あと個々の具体的な採用状況については各課で乗せてあるということですので、また各課の方でお尋ねしていきたいというふうに思います。

それから道路維持で阿野橋の件ですが、3月の補正で行っていただくということですが、果たして土台は大丈夫なのかというのがひとつあります。それから県の1級河川なんですけど、そこに構造物が河床といいますか、川のところへありますと。すぐ下が線路という状況の中で、果たしてこの状況でいいのかどうか、ちょっと非常に心配なんですけど、最近大雨、洪水のような状況が出ますので、水が出ますので、やはり線路への影響、そして町道の認定でありますので、町の負担ということに逆になる可能性もあると思うんですが、その辺のところについての今後の計画、あればご報告ください。

それから、ふるさと雇用バラの里管理事業については、振興公社に委託しているということでもありますけれども、いずれにしても3年間の国の補助があってやっているということでもありますけれども、今後も管理は続けていかなければいけないと思いますが、今後の方向について、今年度終われば、この方向についてはどんなふうな計画をされているか。以上です。

建設課長（荒川君） まず、阿野橋の緊急回避と申しあげました改修の関係でございますが、基本的に河川内に今ある木橋でできております橋台でございまして、構造的にはあのまま河川占用を受けるには実際には耐えがたいものがございます。

ただ、今回はとりあえず安全を確保していく緊急避難ということで建設事務所も取り急ぎの措置ということで協議をし、事務レベルでのご了承はいただけている、そんな状況でございます。

ただ、今後の計画につきましては、河川を改修するのか、ただ、その場合には、そのさらに東側にあります永久橋、そして踏切とのあまりにもちょっと距離が近接をしている状況、そういったぐあいもございますので、あと地域の皆さんとのコンセンサス、こういったもの

を含めながら町としての対応ということで、実は建設事務所からも方向はしっかり示してほしいと、このようなお話もいただいているところでございます。

それから、バラの里管理事業の今後の扱いということでございますけれども、ご指摘のとおり今現状進めておりますのは、ふるさと雇用ということで3年間の雇用創出を図っていくと。そういうことで進めてきておりますけれども、それ以降の扱いについては課題でございまして、いずれにせよ、ばらのまち坂城の発信の拠点でございまして。こういった管理については、現在進めていただいております振興公社、またシルバー等での管理等も入っておりますけれども、そこらも含めながら、またボランティア団体薔薇人の会の参画、取り組みのお話も含めながら検討してまいりたい、そのように考えております。

5番（山城君） 2点お願いをしたいと思います。

まず75ページで、款6農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費の関連でお尋ねをいたしますが、皆さんご承知のとおり、リビアなど中東産油国の政治的な激動とか、あるいはそれに伴う投機マネーということにより原油価格が高騰をしております。施設園芸関係の農家の方にも、こうして大きな燃油の負担になっておるわけです。農家の皆さんに聞きますと、たけば早く花が進むんだけど、なかなかあまり高過ぎてそうはいかないということ聞いております。

これは2008年にも緊急の制度でもって、高騰に対して緊急支援ということであったわけでありまして。3年ほど前になりますけれども。それで実は、ばら農家は11件、それからきのこ栽培農家は5件というような中で、やはり加温設備を持っているハウスでは、ある程度燃油でやっていかないと栽培が進まないという中で、実は昨日、JAちくまで専用の栽培用の灯油と、それからA重油と申しますけれども、それについての価格を聞いてきました。

そうすると、去年の3月に比較して両方とも0当たり14円上がっております。これについて町の方では、どういう現状について認識を持っておられるか、お尋ねをいたします。

産業振興課長（宮崎君） お答えいたします。

重油あるいは灯油が値上がりしているということで、特にここ数週間の中で著しいものがあるわけでございますけれども、ただ、今それぞれの温室等の加温のために要望もあるというようなお話も出たわけでございますけれども、基本的には、これについては新年度予算対応という部分でございまして、4月から施行というふうになるわけでございますけれども、この時期から屋外温度についても比較的上がってくるというような部分でもございます。

それで話は変わりますが、製造業の融資も含めて、まだ具体的に県でも国でもそれらの対応について政策的なものがない現状の中でございます。ましてや灯油、重油の値上がりによる農産物等への支援措置というのもない中でございますので、しばらく様子を見させていただきたいというふうに考えます。

当時、真冬の緊急でやりました平成20年の1月から3月まで、これについては10当たり3円の補助を1農家5万円を上限として真冬にやったわけでございます。このときご利用いただいたのは5件ということで、現実的には冬場というのはあまり採算上の問題から重油が値上がる、値上がらないじゃなくてやっていなかったという部分もございまして、私どもとしても、もうしばらく、しばらくといっても時期的なものもございましてけれども、様子を見させていただければと思います。以上です。

5番（山城君） ただいまそういうことのようにございしますが、季節によっては、この前のときは1月から3月末までということのようでしたけれども、この辺は気温の変化というのは、やはり連休前までは、農家さんに言わせると変動があると。日中は暖かいんですけども、やはり夜間になると多少はどうしてもたかないと進退があるということのようです。これは気候に関係するものですからなかなか難しいこととは思いますが、新年度対応でまた、状況によって異なりますけれども、お考えをいただければと思うわけでありませう。

ちなみにちょっと前回の様子ですと、広報にも出されたようですけども、なかなか申請に難しい部分もあるのかどうか、それほど町としては応援したようですけども、金額的にはそんなに伸びていなかった。これはPRも足りなかった部分も町側にあるのではないかなと思うんですけども、なかなか広報を見ている方もいないし、できるだけそういう対象者には、できるだけこういうことがあるんだよということを今後持って行っていただければなと思うわけですね。

それについてと、もうひとつ、1点言い忘れたんですが、87ページ、款7商工費、項1商工費の目3観光費で、説明でございしますが、010712の町民祭り事業、これは先ほどほかの案件で質問があったわけですが、この祭り事業も46%減ですよ。130万円の減になっているわけですが、これも当初予算ということで、またなれば補正で、これでいくと150万円という予算で130万円少なくなっているわけですけども、この辺のお考えについてお伺いいたします。

産業振興課長（宮崎君） まず燃油の計器の補助をやったときのお話でございしますが、これについてはJAの方へ行って花卉部会となめこ菌茸部会のところを1件1件回っていただいて、これはいかがでしょうかというようなことで斡旋させていただきました。ですから、広報だけではなくて、そういうこともやってお参加いただいたのが5件ということでもありますので、これについては農協とも連携してやっておりますので、PR等については配慮しているということでご理解いただきたいと思います。

それともう1点、町民祭りの関係でございましてけれども、これについても基本的には6月等の補正の中でお願いしていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（春日君） ほかにございますか。

審議の途中ですが、ここでテープ交換のため10分間休憩いたします。

(休憩 午後2時31分～再開 午後2時41分)

議長（春日君） 再開いたします。

引き続き歳出の質疑をいたします。

11番（円尾さん） それでは2点についてお尋ねします。

63ページ、民生費、目1災害救助費の中で災害見舞金ということが問題になりまして、今年度で要綱を見直していくんだというお話がありました。その中で今見直されたかと思うんですけども、その内容についてお尋ねします。

もう1点は、111ページ、款10教育費、目1中学校総務費の中でお聞きすればいいかと思いますが、23年度から中学1年生も少人数学級になっていくわけですけども、たまたまこの前新聞に報道された中では坂城中学の名前はなかったんですよ。そういうことで、やはり親御さんたちから大変心配されていて、坂城は何もやってくれないのかというようなことを聞きましたので、実際どうなっているのか、お尋ねしたいと思います。

福祉健康課長（中村さん） 災害見舞金についてお答えいたします。

災害見舞金の要綱の見直しを現在しているところですが、見直しの内容につきましては、見舞金の金額、それから被害状況の区分、被害の状況の把握の仕方等検討しております。床下浸水の場合の把握につきましては、どのようにしていいかということがとても難しい状況になっておりまして、その辺のところも検討しております。なるべく早い時期に改正をしまいたいとは考えておりますが、今は検討の段階ということでございます。以上でございます。

教育長（長谷川君） ご指摘の中学校における30人規模学級でありますけれども、23年度から県の単独事業としまして、中学校が今まで40人規模学級でしたが、30人規模に変わりました。数字としますと35人までで1クラスにするという、こういうことであります。来年度といいますか、この4月の中学校の入学予定者は128名でして、1クラス32人の4学級ですので、35人規模以下ですので該当しなかったということでもあります。該当すれば実施ができたわけですけども、そういう状況でしたので今年は該当しませんでした。以上です。

11番（円尾さん） 見舞金の要綱について、見直して中身を今、検討しているんだという答弁でした。

じゃあ、予算的にはいくら前年度よりも増えている形がありますので、新年度に向けて施行されるんだろうなと期待しているんですけども、その辺はどうなのか。一体いつになったら、それができ上がってくるのだろうということがちょっと不思議に思いますので、その辺についてお聞きしたいと思います。

それと同時に、要綱ですから議会へは提示されないんですけれども、中身について、やはり議会へ資料としてお出しただければと思います。

それから中学校のことは既に該当の対象ではなかったということですから、小さな32人規模の学級でいけるからほっとしているんですけれども、人数が大分少なくなってきていまして、専科の先生とか、そういう先生に対する人数的な影響というのは、どのようになりますでしょうか。

福祉健康課長（中村さん） お答えいたします。

今の段階では、なるべく早い時期に改正をしまいたいということでよろしく願いいたします。

改正をいたしましたら見舞金の内容については皆様にお知らせをしていきたいと考えております。以上でございます。

議長（春日君） それじゃ、質問してください。

11番（円尾さん） 質問がかわっちゃうかもしれないけれども、要は人数も随分少なくて、クラスそのものは少人数学級でそのまま該当していくということによかったんですけれども、生徒の数が少なくなってきていますので、専科の先生とかいろいろな先生に影響があるんだけれども、来年度はどうなんだろうかと。

教育長（長谷川君） 失礼しました。

学級数によりまして専科の先生の数は決まっていますが、これはちょっと複雑ですけども、専科の先生の数は文部省で認めている学級数に準拠しておりまして、長野県の35人学級では勘定しません。ですので、ちょっと学級がこれだけあるのにどうしてつかないのというところがありますが、40人学級で計算をするとクラスが1つ減ってしまうのでだめだというような状況もあります。来年度の小学校、中学校で専科の数は今のところ変動はありません。次の年になりますと中学生が今の数でいきますと143人ぐらいになりますので、そうすると5学級という新しい制度が生きてきます。ですが、その場合も専科の数は変わりません。そういう状況になっております。

7番（安島さん） それでは105ページの款10教育費、目2事務局費の緊急雇用創出事業011010、各学校に外部の講師の委託など行って、いろいろな支援をされる事業なんです、特に22年度と変わる何か事業、新しい事業を予定されているようでしたら、どんなことをされるか、お答えください。

それと106ページ、小学校総務費の中の08002英語教育コーディネーター謝礼とあります。5～6年生に英語活動が始まるということで、その関係の予算だと思うんですが、具体的にどういうふうに使われていくかということ。

それと、どこに当てはまるのかちょっとわからないんですが、坂城中学校、広報に50周

年記念を行うということが大きく取り上げられておりましたけれども、その予算については、どこに計上されているのか。

教育長（長谷川君） 最初にご指摘いただきました緊急雇用創出事業によります、これは3小学校、中学校へそれぞれ臨時職員を配置しているわけでありますが、事業内容につきましては、今年度と同じであります。

次に、106ページの英語教育コーディネーター謝礼は、今ご指摘いただきましたように小学校5年生、6年生の英語の授業におけるネイティブスピーカーをお願いする費用であります。各学校の学級数によりまして配分してありまして、ほぼ35時間分ぐらいはネイティブスピーカーが配置できるような費用になるかなというふうに思っております。

それから中学校の50周年記念事業につきましては、骨格予算ということもございましたので、それについては今回の予算には特別計上してございません。必要がありましたら6月の補正のところで考えていこうということで今、進んでおります。以上です。

7番（安島さん） 今まで小学校の坂城小学校ですとか村上小学校、南条小学校に中学校のALTのルーベン先生と、あと何名かの英語のできる方が活動として入っておられましたけれども、ネイティブスピーカーが入るとなると、また違う形態になるということですか。

教育長（長谷川君） 今までの英語のところに入れていただきましたネイティブスピーカーは、学校支援地域本部事業という事業のお金をいただきまして、それで配置をさせていただきました。この事業は今年度で切れてしまいましたので、23年度は町の一般予算の方へ計上させていただいたわけでありまして。ですので、重複するという形ではなくて、出どころが変わったというふうに受け止めていただきたいと思います。

お願いをする人につきましては、時間数が多少増えましたので、同じ方に継続してやっていただけるかどうかを今、各学校の校長が交渉して、ほぼ今までの方が継続できる形で進んでいくというふうに推測していますが、確定はまだしておりません。

議長（春日君） ほかにございますか。

（進行の声あり）

議長（春日君） これにて総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第14号「平成23年度坂城町一般会計予算について」は各常任委員会に審査を付託いたしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（春日君） 異議なしと認めます。

よって、本案については各常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

歳入及び歳出の款1議会費、款2総務費のうち項1総務管理費中目11防犯対策費、目12交通安全対策費、目13消費生活費、項3戸籍住民基本台帳費を除く総務費、款3民生費のうち項1社会福祉費中目5人権同和推進費、目6隣保館運営費、款4衛生費のうち項1保健衛生費中目10合併処理浄化槽設置費、款5労働費、款6農林水産業費、款7商工費、款8土木費、款9消防費のうち項1消防費中目4水防費、款12公債費、款14予備費の各事項を総務産業常任委員会に、歳出の款2総務費のうち項1総務管理費中目11防犯対策費、目12交通安全対策費、目13消費生活費、項3戸籍住民基本台帳費、款3民生費のうち項1社会福祉費中目5人権同和推進費、目6隣保館運営費を除く民生費、款4衛生費のうち項1保健衛生費中目10合併処理浄化槽設置費を除く衛生費、款9消防費のうち項1消防費中目4水防費を除く消防費、款10教育費の各事項を社会文教常任委員会にそれぞれ審査を付託いたします。

◎日程第14「議案第15号 平成23年度坂城町有線放送電話特別会計予算について」

議長（春日君） これより総括質疑に入ります。質疑は歳入歳出一括して行います。

（なしの声あり）

議長（春日君） これにて総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、総務産業常任委員会に審査を付託いたしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（春日君） 異議なしと認め、本案については総務産業常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

◎日程第15「議案第16号 平成23年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」

議長（春日君） これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

（なしの声あり）

議長（春日君） これにて総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、社会文教常任委員会に審査を付託いたしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（春日君） 異議なしと認め、本案については社会文教常任委員会に審査を付託することに

決定いたしました。

◎日程第16「議案第17号 平成23年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計
予算について」

議長（春日君） これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

（なしの声あり）

議長（春日君） これにて総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、総務産業常任委員会に審査を付託いたしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（春日君） 異議なしと認め、本案については総務産業常任委員会に審査を付託することに
決定いたしました。

◎日程第17「議案第18号 平成23年度坂城町下水道事業特別会計予算について」

議長（春日君） これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

（なしの声あり）

議長（春日君） これにて総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、総務産業常任委員会に審査を付託いたしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（春日君） 異議なしと認め、本案については総務産業常任委員会に審査を付託することに
決定いたしました。

◎日程第18「議案第19号 平成23年度坂城町介護保険特別会計予算について」

議長（春日君） これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

（なしの声あり）

議長（春日君） これにて総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、社会文教常任委員会に審査を付託いたしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(春日君) 異議なしと認め、本案については社会文教常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

◎日程第19「議案第20号 平成23年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について」

議長(春日君) これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

(なしの声あり)

議長(春日君) これにて総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、社会文教常任委員会に審査を付託いたしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(春日君) 異議なしと認め、本案については社会文教常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

ただいま各常任委員会に審査を付託いたしました日程第13「議案第14号」から日程第19「議案第20号」までの7件については、次回の会議において審査結果の報告をお願いいたします。

以上で本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

明日10日から3月14日までの5日間は委員会審査等のため休会にいたしたいと思いません。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(春日君) 異議なしと認めます。

よって明日10日から3月14日までの5日間は休会とすることに決定いたしました。

次回は3月15日午前10時から会議を開き、予算案の委員長報告等を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(散会 午後3時02分)

3月15日 本会議再開（第5日目）

1. 出席議員 13名
- | | | | |
|------|---------|------|---------|
| 2番議員 | 中嶋 登君 | 9番議員 | 宮島 祐夫君 |
| 3 " | 塚田 忠君 | 10 " | 池田 博武君 |
| 4 " | 大森 茂彦君 | 11 " | 円尾 美津子君 |
| 5 " | 山城 賢一君 | 12 " | 柳沢 昌雄君 |
| 6 " | 入日 時子君 | 13 " | 柳澤 澄君 |
| 7 " | 安島 ふみ子君 | 14 " | 春日 武君 |
| 8 " | 林 春江君 | | |
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者
- | | |
|-----------|---------|
| 町 長 | 中沢 一君 |
| 副町長 | 柳澤 哲君 |
| 教育長 | 長谷川 臣君 |
| 会計管理者 | 中村 忠比古君 |
| 総務課長 | 宮下 和久君 |
| 企画政策課長 | 片桐 有君 |
| まちづくり推進室長 | 塚田 陽一君 |
| 住民環境課長 | 塩澤 健一君 |
| 福祉健康課長 | 中村 清子君 |
| 子育て推進室長 | 中沢 恵三君 |
| 産業振興課長 | 宮崎 義也君 |
| 建設課長 | 荒川 正朋君 |
| 教育次長 | 塚田 好一君 |
| 収納対策推進幹 | 春日 英次君 |
| 総務課長補佐 | 青木 知之君 |
| 総務係長 | |
| 総務課長補佐 | 柳澤 博君 |
| 財政係長 | |
| 企画政策課長補佐 | 山崎 金一君 |
| 企画調整係長 | |
4. 職務のため出席した者
- | | |
|--------|--------|
| 議会事務局長 | 吾妻 忠明君 |
| 議会書記 | 金丸 恵子君 |
5. 開 議 午前10時00分

6. 議事日程

- 第 1 請願について
- 第 2 議案第 14 号 平成 23 年度坂城町一般会計予算について
- 第 3 議案第 15 号 平成 23 年度坂城町有線放送電話特別会計予算について
- 第 4 議案第 16 号 平成 23 年度坂城町国民健康保険特別会計予算について
- 第 5 議案第 17 号 平成 23 年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 第 6 議案第 18 号 平成 23 年度坂城町下水道事業特別会計予算について
- 第 7 議案第 19 号 平成 23 年度坂城町介護保険特別会計予算について
- 第 8 議案第 20 号 平成 23 年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について
- 追加第 1 議案第 21 号 平成 22 年度安全・安心な学校づくり交付金事業南条小学校体育館改修工事変更請負契約の締結について
- 追加第 2 議案第 22 号 平成 22 年度坂城町一般会計補正予算（第 5 号）について
- 追加第 3 議案第 23 号 平成 22 年度坂城町有線放送電話特別会計補正予算（第 2 号）について
- 追加第 4 議案第 24 号 平成 22 年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 追加第 5 議案第 25 号 平成 22 年度坂城町老人保健特別会計補正予算（第 1 号）について
- 追加第 6 議案第 26 号 平成 22 年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 追加第 7 議案第 27 号 平成 22 年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 追加第 8 閉会中の委員会継続審査申し出について

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（春日君） おはようございます。

初めに、このたびの大震災に対し、被災された方々には心よりお見舞いを申し上げます。

会議に入る前に入日時子議員から発言を求められておりますので、これを許可します。

6 番（入日さん） 本会議の貴重な時間をいただき、申し訳ございません。

先週、私の不注意から新聞に報道されましたことにつきまして、議会の皆様、町民の皆様に多大なご迷惑をおかけいたしました。心から反省し、お詫び申し上げます。

今後は二度とこのようなことを起こさないように気をつけます。お騒がせしてすみませんでした。

町長（中沢君） 次に、ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「請願について」

議長（春日君） 総務産業常任委員会に審査を付託いたしました請願について、委員長から審査結果の報告がなされております。

お手元に配付のとおりであります。

議長（春日君） 次に、日程第2「議案第14号」以下日程第8「議案第20号」までは、いずれも去る3月9日の会議において、各常任委員会に審査を付託した案件であります。

審査結果の報告が各委員長からなされております。

◎日程第2「議案第14号 平成23年度坂城町一般会計予算について」

議長（春日君） 最初に、総務産業常任委員長の審査報告を求めます。

総務産業常任委員長（安島さん） 総務産業常任委員会の審査報告を申し上げます。

去る3月9日の本会議において、総務産業常任委員会に審査を付託されました議案第14号「平成23年度坂城町一般会計」のうち、歳入及び歳出の款1議会費、款2総務費のうち項1総務管理費中目11防犯対策費、目12交通安全対策費、目13消費生活費、項3戸籍住民基本台帳費を除く総務費、款3民生費のうち項1社会福祉費中目5人権同和推進費、目6隣保館運営費、款4衛生費のうち項1保健衛生費中目10合併処理浄化槽設置費、款5労働費、款6農林水産業費、款7商工費、款8土木費、款9消防費のうち項1消防費中目4水防費、款12公債費、款14予備費の各事項について、3月10日、11日の2日間にわたり委員全員出席のもと委員会を開き、審査にあたっては町長、副町長の出席を得て、説明員として総務課長、会計管理者、企画政策課長、産業振興課長、建設課長、隣保館長、まちづくり推進室長、議会事務局長及び各担当係長の出席を求めて慎重に、かつ詳細に審査を実施いたしました。

以下、委員会において審議された概要を報告申し上げます。

〈歳入〉（総務課）

○ 個人町民税の収納率の見込みは。

△ 個人町民税は前年所得に対する課税となり、22年度中の所得見込みは、景気の持ち直しという面もあるが、やはり依然として厳しい状況である。県の統計資料から見ても全産

業の賃金支給見込みは2.4%減となる指標もあるが、現年課税分は0.5%増の6億500万円、収納率97%で見込んでいる。

○ 法人町民税は12.5%の増を見込んでいるが、その根拠は。

△ 法人税は、その年中の収益による課税により課税する。景気も多少上向き、22年度は予算に対して調定額も増えている。法人税割については景気動向などを参考に22年度を上回るとして、法人税割1億4,800万円、均等割3,400万円、合計1億8千万円を計上している。

○ 法人の課税事業所数は。

△ 法人の課税については申告件数で把握しており、1事業所で予定申告、確定申告をした場合、2件というカウントになり、事業所数としては把握をしていない。22年度現在で556件の申告件数がある。均等割については、均等割額は3,859万4,200円、申告件数は現年度452件、過年度11件である。

○ 固定資産税が0.5%増額した主な要因は家屋分ということだが、土地、家屋、償却資産の内訳は。

△ 土地は3億6,900万円、家屋は4億9,400万円、償却資産5億2,700万円の合計13億9千万円の計上である。

○ 地方交付税の積算根拠は。

△ 普通交付税、特別交付税合わせた総額8億円の計上をしている。22年度普通交付税確定額は約10億6千万円だったが、22年度実施の国勢調査による人口減、景気動向による法人税割の減分を加味し、22年度交付額のおおむね7割の7億5千万円を計上した。前年度予算に対しては7千万円の増である。特別交付税については、21年度1億円以上の収入があったが、今後、特別交付税の占める割合を交付税額全体に対する現行の6%から4%に順次減額されることから前年同額計上にとどめたところである。

○ 臨時財政対策債は満額計上による増額か。

△ 22年度は交付税の振替措置により5億1千万円ほどの起債額となっている。国の動向では地方税収の伸びをある程度見込んでおり、財源不足について地方財政計画の交付税は増額となっているが、臨時財政対策債は約20%減額が予定されている。このことから22年度当初予算に対し、1千万円増の3億円での満額計上としたところである。

〈歳出〉

○ 職員採用の状況は。

△ 平成20年度4名、平成21年度4名、22年度5名の採用。町内外より募集した応募数は25名であった。今年も平均した採用に努め、多くの方に試験を受けていただきたい。

○ 税償還金還付加算金の計上根拠は。

△ 法人町民税の還付金、個人の所得額の変更による還付に対応するものである。現在46件ほど予定申告を行っている法人があり、約4,600万円の内容を検討し、計上している。

○ 県との事務徴収の共同化はどのようにスタートするのか。町の滞納整理の対象数と内容は。

△ 23年4月から地方税滞納整理機構が始まる。徴収困難、大口案件を機構に移管する。当町は9件の事案について移管を予定している。もし9件が納税すると本税のみで全税目合計で約4,200万円を予定している。

○ 地方税滞納整理機構への移管の効果は。

△ 機構の効果は移管予告効果と移管処理に対するものが考えられ、事前の予告により約170万円の納付があった。新たに分納誓約もあり、効果が出ている。

○ 固定資産税の町税前納報奨金の効果は。

△ 平成21年度3,314件、449万4千円。22年度3,354件、467万5千円と前納する方が増えており、効果が出ている。

○ 公債費のピークは平成23年度と聞いたが、どうか。

△ 毎年の借入状況などからシミュレーションを行っており、平成24年度が繰上償還を含め、8億800万円ほど。25年度は7億8千万円ほどとなり、ピークが24年となり、以降は減少していく。24年度の大きな増の要因は、3,700万円ほど補償金免除、繰上償還による償還が発生するためである。

○ 減債基金の残高は。

△ 現在、残高4億1千万円ほどで、23年度当初に5千万円を繰り入れると3億6千万円ほどになる見込みである。

(会計室)

○ 派出業務手数料が増加しているが、内容は。

△ 毎年人件費の半分210万円の負担を要請されてきたが、105万円の負担で5年間維持してきた。今回50%アップして要請額の75%を予算計上した。人件費の37.5%にあたる額になり、要請額の75%である。

○ 資産運用はどのようにしているか。

△ 定期預金の利率は0.03%である。普通預金の決済用は無利息なので残高を少なくして、ほかで運用している。100円以下で購入して金利のつく国債で運用益を増やしている。22年度は、定期、国債の金利、国債の差益で、現在全体で5千万円ほどになった。

○ 国債の期間は。

△ 長期ものである。国債で12億円ほど運用しているが、1.0から1.7%で運用して

いる。

(企画政策課)

- 緊急雇用公有財産台帳整備データベース化事業の内容は。
 - △ 町が所有する土地、建物等の財産に関して洗い出しや整理をしてデータ化する作業に係る経費で、緊急雇用創出事業として国からの補助金を受け、実施する。業者委託である。
- 太陽光発電システム設置の補助金が22年度は早い段階で打ち切られた。その後に設置した方は23年度で補助されるのか。
 - △ 補助対象外となる。平成23年度分は4月1日以降に設置されたことが条件となる。
- びんぐし湯さん館の経営状況は。
 - △ 現在まで昨年と比べ、入館者が約1万人ほど増えており、経営努力の結果があらわれているものとする。
- 温泉アドバイザー雇用の効果は。
 - △ 入館者も昨年に比べ増え、町への納付金の金額も昨年より160万円ほど増えており、若干の改善が見られる。設備的な面としても冷暖房設備や貯蔵タンクなどの維持管理費や経費面でアドバイスをいただいている。
- 湯さん館入館の割引券の利用状況は。
 - △ 1世帯に5枚綴りを2万9千枚を配布し、昨年の4月から12月までの1万1,530人、約40%が利用している。
- 湯さん館の年間券、半年券の利用状況は。
 - △ 23年3月現在で年間券が323件のうち町内の方が241件、町外の方が82件である。また半年券が83件のうち町内の方が67件、町外の方が16件の利用である。
- ハードウェアリースは23年度、何年目になるか。
 - △ 情報系は21年度からリースを始め3年目となる。基幹系は18年度からリースを始め5年目となる。11月で期間が満了する。新規のものに更新する経費を計上している。
- 広告掲載料の中身は。
 - △ 「広報さかき」の広告掲載料であり、お知らせ欄に2枠を設けている。
- 坂城男女共同みんなの会の現在の会員数は。
 - △ 現在は193名で、男性が52名、女性が141名である。
- 第2次男女共同参画計画は、どう活用していくか。配布予定は。
 - △ 関係団体の力もかりながら町民とともに啓発を進めていく。子育てや高齢者対策において地域の果たす役割も大きいことから、国も協力をお願いしながら計画を周知させていく。500部程度の予定である。みんなの会の会員に、なるべく配布できるようにしたい。
- 部落解放同盟町協議会は何人で構成されているか。そのうち会費を払っている会員は。

- △ 平成22年度は47名で構成されている。高齢者や母子家庭の会員は会費を免除されており、20名である。
- 犯罪被害者支援補助金の内容は。
 - △ DV被害者等の支援を行う長野犯罪対策支援センターに対する補助金である。人口割で算出されている。
(産業振興課)
- 中小企業人材確保推進事業の主な事業は。
 - △ 3年間の補助金であり、23年度が最終年度となる。中小企業の人材確保を推進するため、就業規則のルールづくりなどの支援や採用に向けた合同説明会などを実施するものである。3月7日に合同企業説明会を実施し、76名の参加者があった。
- 更埴地域勤労者共済会補助金が520万円減額になるが、勤労者総合福祉センターの運営体制には影響がないのか。
 - △ 現在、事務局長と3名の職員で対応している。このうち共済会会員の勧誘などをシルバーに委託するなど事業の見直しを行っている。運営体制に影響が出ないよう努力していく。
- 平成22年度の主な有害鳥獣駆除数は。猟友会への報酬は。
 - △ イノシシ32頭で前年比1.5倍くらいになっている。ハクビシン20頭で前年比4倍くらいである。町は猟友会へ年間119万円で被害の予想されるイノシシ、シカ、クマ、ハクビシンなどの駆除を一括で委託している。
- 農産物加工施設味ロジさかきの管理費に燃料費が計上されていないが、内容は。また運営状況は。
 - △ 燃料費、約70万円と電話代を23年度から味ロジに支払っていただく。一方で歳入の共益費を100万円から40万円へ減額し、調整している。売り上げが3千万円近くあるのに利益が上がらないことに対して今後専門家のアドバイスを受ける等運営について検討していきたい。
- 特産品普及宣伝販路開拓委託について、23年度が最終年度になっているが、21年度の決算額からすると増額しているのはなぜか。
 - △ 4月に開店する、アリオ上田店で開店から10日間を坂城の日として、おしぼりうどんコーナーの企画を進めていて、マーケティング活動にさらに取り組んでいく。
- あいさい直売施設用地使用料の24万円の内容と根拠、そして運営補助金、運営状況は。
 - △ 町の行政財産の使用料ということで月2万円、年間24万円である。土地の固定資産評価等から面積割で算出した。直売所あいさいの運営補助で農産物直売振興補助金104万円へ充当している。10月末にオープンして11月は約250万円の収益があった。2月は半分程度だが、1月より持ち直している。

- 農機具保管庫管理委託について、50万円の内訳は。
- △ 農機具の修繕料23万2千円、光熱費7万円、トラクターの部品15万円、アワーメーターの設置で合計50万円である。
- それぞれの農業団体への補助金は。
- △ お〜い原木会に60万円、直売所あいさいに100万円、味ロッジに80万円である。明日の農業を考える会には補助金は出していない。
- 農業支援センターは組織を編成替えしたが、その成果は。
- △ 3月末に四ツ屋の農振農用地で耕作放棄地の整備を行うことになっている。
- 鉄の展示館の22年度の入館者数と入館料の状況は。
- △ 22年度4月から23年1月末現在で入館者数は約4,700人で、入館料については148万円ほどである。また2月19日から古雛祭りを開催しており、今後集計していきたい。
- 坂城テクノセンター運営補助金が1,750万円出ているが、これまで高度化資金を活用して、その運用益で事業を行っていた。現在の状況は。
- △ 平成5年に7千万円を原資に高度化資金2億8千万円を借り入れ、3億5千万円を積み立てし、その運用益で事業をしてきたが、借入期間10年が終了し、全額返済している。
- テクノセンター建設償還金補助は。
- △ 25年の11月で終了する。
(建設課)
- 小網地区の合併処理浄化槽設置の内容は。
- △ 小網地区は57世帯ほどであるが、二世帯住宅等も想定し、60基の合併浄化槽設置を目標としている。平成22年度までに29基が設置済みであり、23年度は10基を設置予定である。合わせて39基となり、残りは21基となる。
- 23年度に予定している10基の見通しは。
- △ 小網地区は、21年度から合併処理浄化槽設置に対して町単独の補助要綱を設け、対応している。事業実施に対しては、小網地区活性化協議会を組織していただき、設置及び維持管理等の取りまとめもいただいている。この委員会を通じて設置について働きかけたい。
- 補助の期限は、いつ終了するのか。延長の要望は。
- △ 合併処理浄化槽の設置については25年度までの期限とし、維持管理経費の補助については21年度から30年度の10年間の計画である。小網地区活性化委員会から延長の要望は毎年ある。ただ、公平性、また小網地区は地下水を飲み水に使用している人もたくさんいるので、早期の整備をと5年間の中での実施をお願いしている。
- 清掃・除草業務の内容は。

- △ 80万円のうち65万円はシルバー人材センターへ年間委託を予定している。実施箇所は主要道路で、15万円は産業道路、消防署から文化センターまでの剪定も予定している。
- 効果促進事業、通学防犯街灯整備55万円は何カ所設置する予定か。
- △ 22年度街灯18カ所を新設しており、23年度も予算的にほぼ同額であるので、18カ所を予定している。
- 昭和橋補修工事について今後の予定は。
- △ 現在行われている欠損部の補修工事は3月20日で終了予定である。そのほかの修繕工事は他の橋梁とあわせて23年度に橋梁点検、24年度に長寿命化修繕計画策定、25年度以降緊急に修繕が必要な橋梁から着手する予定である。
- 耐震診断により耐震工事を実施した住宅は。
- △ 平成20年度からの助成制度で、これまで5件の利用があった。
- 中之条住宅団地と旭ヶ丘ハイツの入居状況は。中之条団地の3LDKの使用料は。
- △ 中之条住宅全40戸のうち37戸入居、3LDKが3戸空室、使用料が月6万円である。旭ヶ丘ハイツ全12戸のうち10戸入居、3月に1戸入居予定で、3DKが1戸空室である。
- 町を代表するイベントを伴ったばら祭りが協力団体相互の運営形態、待遇の格差解消が求められているが、どうか。
- △ 運営組織の任務形態の見直しを行い、委託による業務とボランティアで協力いただく業務のすみ分けを明確化し、実行委員会の個々のメンバーが気持ちよく運営にあたるよう改善を考えている。
- 雇用対策事業としてのオリジナルローズ普及事業の内容は。
- △ 町内の多くの場所に坂城の輝きが咲くような環境の整備に役立てたい。薔薇人の会などばらボランティアの皆さんの頒布や、ばらのまちの親善大使として町外への謹呈など活用していきたい。
- 都市計画街路事業の内容は。
- △ 23年度は町横尾区の事業最終年度となっているため、残っている用地補償1件と、坂城インター線交差点から南側へ184mの区間を両側歩道で幅員16mにする道路改良工事を予定している。
- 町地域交通利用促進協議会補助金について団体の構成や活動内容は。
- △ 町区長会長、町社会福祉協議会長等が会員となり、公共交通機関である町循環バスを中心に高齢者等の交通弱者の交通利便の向上を図っていくことを目的に設立し、町循環バスの時刻表の発行を行い、全戸配布している。
- 地籍調査事業の内容について。

△ 網掛3区の閲覧を実施し、約半数の閲覧が終了している。現在その際、再立ち会いや再度閲覧を実施する準備をしている。四ツ屋3区は現在、図面調整の段階で、今後閲覧の準備を行う。23年には、この2調査区の事業の継続を求めていく予定である。

(議会費)

○ 委託料の会議録反訳料の減額の理由は。

△ 会議録の1ページ当たりの行数と文字数を増やしたこと、指名競争入札にしたことで減額するものである。

○ 議会報告会の経費の計上は。

△ 会場使用料の2万円である。

○ 議員共済会負担金の大幅増とこれからの見通しは。

△ 23年6月1日から議員年金制度が廃止され、それに伴い、負担割合が100分の16.5から100分の85.5に変更となった。来年以降の率はわからないが、負担は続くようである。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第14号「平成23年度坂城町一般会計予算について」のうち総務産業常任委員会に審査を付託されました各事項について、全員の賛成をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で総務産業常任委員会の審査報告といたします。

議長(春日君) 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

議長(春日君) これにて総務産業常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次に、社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

社会文教常任委員長(中嶋君) 社会文教常任委員会の審査報告を申し上げます。

去る3月9日の本会議において社会文教常任委員会に審査を付託されました議案第14号平成23年度坂城町一般会計のうち歳出の款2総務費のうち項1総務管理費中目11防犯対策費、目12交通安全対策費、目13消費生活費、項3戸籍住民基本台帳費、款3民生費のうち項1社会福祉費中目5人権同和推進費、目6隣保館運営費を除く民生費、款4衛生費のうち項1保健衛生費中目10合併処理浄化槽設置費を除く衛生費、款9消防費のうち項1消防費中目4水防費を除く消防費、款10教育費の各事項について3月10日、11日の2日間にわたり委員全員の出席のもと委員会を開き、審査にあたっては町長、副町長及び教育長の出席を得て、説明員として住民環境課長、福祉健康課長、教育次長、図書館長、子育て推進室長、各保育園長、保健センター所長、地域包括支援センター所長、食育・学校給食センター所長及び各担当係長の出席を求めて慎重かつ詳細に審査を実施いたしました。

以下、委員会において審議された概要についてご報告を申し上げます。

(住民課)

- 環境面からも白熱灯から蛍光灯へ変更状況は。
- △ 地区からの要望箇所も含めて5カ所ほど蛍光灯に更新した。特に中之条区においては、22年度に中之条区すべての白熱灯を蛍光灯に交換していただいた。町としても順次更新していきたい。
- 地上デジタル化によるアナログテレビの不法投棄の状況と対策は。
- △ 不法投棄の状況は、昨年度10台が本年度2月現在で21台となっている。本年度より緊急雇用創出事業を活用して6カ月間不法投棄対策を強化したが、平成23年度はさらに延長して8カ月間とする予定である。不法投棄は犯罪であるということも含め、処理の方法等についても周知をしたい。
- 犬の登録頭数は。
- △ 平成22年度登録数は1,062頭となっており、減少傾向にある。
- ごみ収集所の整備予定は。
- △ 6カ所を想定して予算化をしている。
- 少子化や消防団員の確保が厳しい中、消防団OBの活用について考えはあるか。
- △ 自主防災会として消防団OBにご協力をいただいている地区もあるが、当面は各区へも協力を依頼し、ご理解をいただく中で団員の定数確保に努めたい。
- 企業への優遇策として消防団員が出動した際に何らかの補償は考えられないか。
- △ 事業所への支援として消防団協力事業所登録表示制度により法人税が減免される特典がある。県内では25事業所が登録しているものの、町内には登録事業所がない状況のため、消防団員に周知を図るとともに事業所へのPRに努めていきたい。
- 消火栓を夜間光るタイプ、ピカトップ方式へ変更していく計画は。
- △ 1基当たり20万円から30万円高額になるが、可能な範囲で整備をしていきたい。

(福祉健康課)

- ヤングヒューマンネットワーク事業につきまして、今までの成果はどうか。また広域的には、どのように実施してきたか。
- △ ヤングヒューマンネットワーク事業は結婚相談所開設事業のことであり、坂城町社会福祉協議会が事務局となり、男性は坂城在住か在勤が条件のもと26名が、また女性は県内在住が条件のもと4名の方が2年間で2千円の登録料を納入して登録をしている。結婚相談数は、平成20年度には66件、平成21年度には62件、平成22年度には64件ほどであり、成婚数は平成20年度が2組、平成21年度が1組、そして平成22年度も同じく1組が成立の見込みである。広域的な取り組みとしては、平成22年度は千曲市の社

会福祉協議会との共催で7月に講演会、9月には秋のパーティー、12月にはクリスマス会、2月には冬のビュッフェパーティーなどを行い、毎回30名から50名の参加者を得ている。

○ 美山園建設償還利子補助は22年度と比べて半分になっているが、これはいつまで補助を行うのか。

△ 特別養護老人ホーム建設にかかわる償還金の利子補助を行うものであり、平成24年度で終了する予定である。

○ 老人クラブ補助金について、現在、団体は幾つで、どんな活動をしているのか。

△ 平成22年度は13クラブ、会員数は1,356名である。活動内容は、カラオケ、講演会、福祉施設慰問、奉仕活動、マレットゴルフ、スマイルボーリングなどである。

○ 福祉タクシー委託事業について、何名の利用を見込んでいるか。

△ 申請者153名分を見込んでいる。1万円あたりは基本料金の710円分である。

○ 安心電話保持等について、台数が足りずに設置待ちという話を聞いたことがあるが、増設の予定は。

△ 現在190台あり、171台が設置されている。19台の予備があるので、23年度予算には台数を増やす予算は計上していない。

○ 独り暮らし老人訪問員の手当の内容は。

△ 独り暮らし老人訪問員の手当は1人年額1万8,700円で、107名分を計上した。

○ 寝たきり老人等介護者慰労金について何名の見込みか。

△ 介護者1人年間9万円で、110名分を計上した。

○ 子ども手当が不透明な現状だが、法案が確実に通ると見込んでのものであるか。また何名分か。

△ 法案成立の行方が定まらない状況であるが、法案設立後に子ども手当を遅延なく支払えるよう平成22年度の実績をもとに予算計上をしたものである。15歳までの延べ2,397名に1月に1万3千円を支給、さらに3歳未満に乗せ7千円を延べ3,155人に支給するものとして予算化をした。

○ 災害救助一般経費の災害見舞金について、水害の床下浸水の判断基準が難しいということだが、上田市は早く決断し、支給している。どこかで決断しなければいけないのではないか。

△ 近隣市町村へも現状をお聞きした。現状把握等難しい面もあり、現在検討している。できるだけ早いうちに要綱を見直していきたい。

○ 保育士の登録制度はやっていないのか。

△ クラス担当以外の臨時及びパート保育士については登録してもらっている。

- 冷房の設置状況は。
 - △ 村上保育園は平成23年度、未満児のクラスに1台設置を予定している。坂城保育園は年長、年中児のクラスはないが、扇風機などで対応している。南条保育園は全館冷房が入っている。
 - 加配対象児の状況の予定は。
 - △ 南条保育園は年長1名、年中1名、年少4名が対象である。坂城保育園は年長2名、年中3名、年少1名が対象である。村上保育園は年長3名、年中2名、年少4名が対象である。
 - 3園がAEDを設置しているが、設置の取り扱いは保育士はみんなできるのか。
 - △ 各園から消防署に講習を受けにいき、受講修了書をもらった職員もいる。また総合防災訓練でもAEDの訓練を園児の前で行っている。
 - 子どもの虐待の状況は。
 - △ 平成22年度は延べ件数で約14件である。ネグレクト傾向が増えており、各関係機関と連携をし、対応をしている。ネグレクトという意味は無視をするということだそうでございます。
 - 神経障害者の居場所づくりについて現在はどうなっているか。
 - △ 保健センターの事業としては、月2回デイケアを実施している。さまざまな体験を通して仲間と交流することで社会復帰の第一歩となることを目的に行っている。
 - 常時集える場はないのか。
 - △ けやき横丁の1区画に社会福祉法人が障害者が気軽に集える場所を設ける。また障害者のみでなく、介護者も集い、相談できる場という目的でもある。
 - 予防接種の健康被害の現状は。
 - △ 予防接種の健康被害が発生した場合に調査を行う医院について予算計上をしているが、今までに発生をしたことはない。
 - 子宮頸がん等予防接種の今までの実施状況は。
 - △ 2月末現在で子宮頸がんワクチン接種は対象者70名中37名、ヒブワクチン接種は対象者590名中140名、小児肺炎球菌は対象者590名中131名が接種をされています。
- (教育文化課)
- 坂城児童館の定員超過への対応は。
 - △ 臨時職員の増員等で対応をしていきたい。
 - 館内が手狭となることによる坂城小学校の空き教室の利用は予定しているか。
 - △ 空き教室の利用は難しいが、体育館の開放等で対応を考えていきたい。

- 旧給食センターは近隣住民にも不安感があるが、耐震診断を実施しているのか。
 - △ 耐震診断は実施していない。あくまでも資料の保管場所としている。
 - 坂城町相談支援推進協議会は、どうかかわっているか。
 - △ 月に1回程度、福祉健康課、学校、保育園等と情報を共有できる会議となっている。
 - 奨学金の内訳は。
 - △ 高校生以上を対象として、22年度は8名に奨学金を交付した。23年度は10名分の予算を計上している。
 - 就学援助費の状況は。
 - △ 小学生67名分、中学生38名分の就学援助費を予算計上をしている。
 - 公民館総合補償制度とは。
 - △ 本館行事や利用者の障害賠償を含めた総合補償制度に加入をしている。
 - 図書館費が前年比で減額となっているが。
 - △ 町の財政状況により減額となったが、書籍購入のための備品費は維持をしたい。エコーラを活用し、貸し出しをカバーしていく。
 - 坂木宿ふるさと歴史館の年間計画やにぎわいの創出については。
 - △ 古雛祭り以外に大きな企画展はないが、昨年、寄託していただいた和算の資料により展示品は拡充されている。にぎわいとしては今年が北国街道制定400周年にあたり、鉄の展示館で企画展示を予定しているので、連携をしていきたい。
 - アレルギー対応室の今後の活用は、どのように考えているか。
 - △ 現在、食物アレルギーの児童生徒には献立の食材明細表を学校に配布し、対応をしているが、食物アレルギー給食を実施するには専門の栄養士が必要となるため、今後、予算、食物アレルギーの児童生徒の人数の状況にあわせて検討をしていきたい。
 - 地産地消の推進状況は。
 - △ 当初協力いただいたグループは6団体だったが、現在15団体に増加している。今後坂城町の食材の納入に協力いただけるグループと協力し、また産業振興課、保育園とともに連携しながら、より多くの坂城産の食材を給食に活用をしていきたい。
 - 現在の給食費の納入状況と今後の見通しは。
 - △ 2月分までは完納されており、3月分についても100%完納されるよう努力をしたい。
- 以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第14号「平成23年度坂城町一般会計予算について」のうち社会文教常任委員会に審査を付託されました各事項について、挙手多数をもって原案のとおり可決することに決定をいたしました。
- 以上で社会文教常任委員会の審査報告といたします。

議長（春日君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

議長（春日君） これにて社会文教常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず原案に反対の方の発言を許します。

6番（入日さん） 私は議案第14号「平成23年度坂城町一般会計予算について」反対の立場から討論します。

最初に、3月11日に起きました東日本大地震の被災者の皆さんに心よりお見舞い申し上げます。

地震と津波の被害の大きさに言葉ありません。また原子力発電所による被爆者被害も起こり、原発の危険性や危機管理のあり方が問われています。国民の安全を守るためには原子力に頼らないエネルギー政策が必要だと思えます。

長野県の栄村でも震度6に見舞われ、道路が寸断し、集落が孤立するなど大きな被害に遭いました。被災者の皆さんが一日も早く救済され、被災地の自治体や住民の皆さんが一日も早く日常の生活に戻り、復興できることを心からお祈りいたします。

今までの国会の予算審議を見ていると、党利党略に終始し、国会の機能を果たしていません。国民生活がないがしろにされているように思えます。地方自治体が新年度予算を決める大事なときに、国会で予算が決まらないとどうなるのか、地方自治体や国民のことを本気で考えてほしいと思えます。

それでは本題に入ります。

今回の予算は4月に町長の改選があるため、骨格予算となっています。総額54億1,200万円、前年度より5,100万円減です。

歳入については、個人町民税は22年度より350万円プラスの6億850万円、法人町民税は1億8,010万円、本年度より2千万円プラスになっています。固定資産税は14億328万円、22年度より780万4千円プラス、町税全体では2,680万4千円の増額となっています。地方交付税も本年度より7千万円多い8億円を見積もっています。町債は3億6,880万円で、今年度より3,640万円増えています。長期債を増やすことは少子化で労働人口が減少すると予想される将来に借金を回し、町民負担が増え続けることにつながります。町債を増やさない予算編成を考慮すべきだと思います。

歳出については、町単工事や消火栓工事など町民の生活関連や安全にかかわる予算が減らされています。町単工事については今までも各区から出された要望の実施率が低く、予算を増やしてもらいたいと何度も区から要望されています。栄村の地震災害などのように、災害はいつ起こるか予測できません。狭く危険な道路もたくさんあります。町としても防災への

取り組み強化が求められます。また老朽化した町営住宅は地震が起きたとき、倒壊の危険があります。早急な対応が求められます。

臨時職員の短期雇用などは早期に改めるべきです。この4月から地方税滞納整理機構による徴税が開始されます。町に対して不信感を持たせないように町民にきちんとした説明が必要だと思います。

予算は可決されないと執行できません。本来は内容に問題があれば修正議案を出し、討議するのが筋だと思います。そのためには今のように数日前に資料を出されても組み替えや議案説明ができません。少なくとも10日から2週間ぐらい前に予算書を提出してほしいと思います。第5次長期計画の基本理念「人がともに輝く ものづくりのまち」になることを願って私の反対討論を終わります。

議長（春日君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

13番（柳澤君） 議案第14号「平成23年度坂城町一般会計予算について」賛成の立場から討論をいたします。

初めに、12日に発生した長野県北部地震、11日からの東日本大震災による被災者の方々に心からのお見舞いを申し上げるものであります。一日も早く事態が鎮静し、復興に手がつくことを祈るばかりであります。

国の2011年度予算関連法案成立が危ぶまれる中、穏やかに改善されているとの観測もあった景気の先行きも大変心配になりました。灯油、ガソリンの高騰、不足、福島原発事故も加わっての電力不足等々が日本経済、我々の日常生活に大変な影響を及ぼし始めており、今、何が起きつつあるか、明日どうなるか、不透明で大変不安であります。

そんな中で、地方を取り巻く状況は定住自立圏の形成の推進、地域主権戦略として補助金等の一括交付金化の開始、地方自治法の抜本見直しが進められています。真に地方分権が進められ、地方の自主性が発揮できるよう、強く望むところであります。

また地方財政については、企業収益の回収等により地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が増加するとの見込みでありましたが、災害の影響等も懸念されます。

一方、社会保障関係費等の増加や公債費が高い水準で推移することなどにより、依然として財源不足を生じることが懸念されています。自律のまちづくりを進める我が町では、引き続き行財政改革を推し進める中で行政コストの低減、事務事業の効率化を図り、さらに健全な行財政運営の取り組みを期待するところであります。

さて平成23年度の当初予算編成は、改選期に際しての骨格予算編成であり、新規事業の投資的事業が縮減されましたが、高齢者、障害者、子育てなどの民生部分の給付の増加や都市計画街路事業等の継続分が反映されて、前年度対比においてはマイナス0.9%の予算編成となっています。

まず歳入においては、最近の経済情勢から個人住民税は0.6%増の6億850万円、法人町民税については12.5%増の約1億8千万円、固定資産税についても0.5%増の14億300万円ほどが見込まれ、町税全体では1.2%増加の23億200万円余りが計上されております。町税収入の増額は企業収益の回復等を見込む地方財政計画に沿った計上であると思われませんが、一方、収納未済額は年々増加傾向にあります。23年4月からは地方税滞納整理機構が発足するわけですが、負担の公平性の観点から厳正な処理とともに実情に配慮した対応を願うものであります。

国庫支出金、県支出金については、子ども手当の拡充や緊急雇用創出事業の積極的な活用が予定されており、地方債については事業の選択、臨時財政対策債の発行、また基金運用の配慮が見られますが、より一層の財源確保を願う次第であります。

次に歳出であります。

骨格予算であること、あるいは県の補助事業の終了により普通建設事業費についてはマイナス19.5%となっていますが、継続事業である都市計画道路坂都1号線、A01号線といった道路改良事業や住環境の向上を図る下水道整備事業の推進などの事業推進が図られ、行政の継続性や町民生活への影響等が配慮されたものとなっています。

義務的経費については、子ども手当の拡大による扶助費や長期債の償還となる公債費が伸びておりますが、徹底した事務事業等の見直しにより経常的経費の削減に努力されており、人件費についてはマイナス1.6%、補助費についても6.5%の削減を図っており、持続的な行財政改革による効果のあらわれと考えられます。

ソフト事業につきましては、太陽光発電システム設置補助制度の増額、子宮頸がんワクチン接種については、現在ワクチン不足が懸念されており、一日も早い供給を願うところですが、対象を中学3年生まで拡大、3歳未満の子ども手当の拡大対応などが予算計上されており、制度を生かした努力が伺えます。

また地域が主体的に進める地域づくり活動支援事業坂城テクノセンター支援や産学官の連携による産業振興、給付の増加を見込んだ障害者の自立支援サービスや介護保険後期高齢者医療の対応や環境対策としてのごみ減量化推進あるいは平成23年度が最終年度となる緊急雇用創出事業、ふるさと雇用再生特別事業といった雇用の拡大にも配慮されたものとなっています。

今後10年間の町の将来像を「人がともに輝く ものづくりのまちー共生の明日（あす）」等とする坂城町第5次長期総合計画が定められました。豊かな自然環境の保全を図り、人権の尊重を基本に工業を中核に農業、商業などが融合した産業の発展によって活力を生み、住民と企業と行政が連携し、住民自治による自律のまちが構築できるよう願い、総合的な評価のもと、議案第14号「平成23年度坂城町一般会計予算について」に賛成をいたします。

議長（春日君） 審議の途中ですが、ここでテープ交換のため10分間休憩いたします。

（休憩 午前11時04分～再開 午前11時14分）

議長（春日君） 再開いたします。

ただいまお手元に追加議案の提出がありました。

お諮りいたします。

ただいま提出された議案を日程に追加いたしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（春日君） 異議なしと認め、日程に追加することに決定いたしました。

次に、原案に反対の方の発言を許します。

（なしの声あり）

議長（春日君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

11番（円尾さん） 議案第14号「平成23年度坂城町一般会計予算について」に対して賛成の立場より討論をいたします。

3月11日、東北関東地方を中心に各地を襲った大地震と津波は、日本での観測史上最大の巨大地震で未曾有の被害をもたらしています。時間の経過とともに明らかになる被害状況に言葉を失います。痛ましい犠牲となった方々、ご家族に対して哀悼の意を表するとともに被災者の皆さんに心からお見舞い申し上げます。

今何よりも緊急に求められていることは、命の危険にさらされている方々、行方不明の方々の救助と捜索を行うこと、原子力災害、火災災害などの危険を除去すること、避難されている方々の救援に全力を挙げなければなりません。そのために政府にあらゆる手立てを尽くすことを強く求めるものです。

また12日の早朝には栄村を中心とした震度6強の地震が発生して被害が出ています。人的被害がなかったことにほっとする思いですが、多くの方々が避難生活を送っています。交通手段なども含めて一日も早い復興を願うところであります。

さて、23年度の予算は骨格予算であり、継続事業を中心として経常的経費がもり込まれた予算であって、総額54億4,120万円となっています。22年対比で5,100万円、0.9%の減で、予算規模としては前年度とほとんど変わりありません。財政調整基金、減債基金の繰り入れを大幅に減らして少し余裕を持たせた編成は補正対応への工夫が見られたことでしょうか。

減り続けていた個人町民税を350万円、法人町民税を2千万円前年対比で増加させたことは少し景気の上向きが見えるようでほっとするところです。持続できることを願うところですが、大災害の経済活動への影響を懸念するところです。

たばこ税は大幅な値上げや近年の健康志向などの理由によると考えられる500万円、6.8%の減額ですが、町税全体では2,680万円の増額になっています。しかし、町民生活は依然として厳しいものがあります。

保育料や町営住宅の使用料は減額であり、その主な理由は所得の減によるものであると答弁がありました。比較的年齢の若い層の人たちの収入が増えていないことが見て取れ、心配になります。

まちづくり交付金事業の起債の返済が始まったことにより長期債元金償還が大幅に増えました。将来負担をより少なくするために減債基金の有効活用を図るなど減債計画をしっかりと立て、繰上償還など時期を逃さず対応することを求めます。

歳出についてです。

新規事業を先送りする中で予算額としては小さいものですが、太陽光発電に対する予算を前年対比2倍にしたこと、災害見舞金の見直しを行っていること、小規模工事等受注者登録の申請がこの3月7日より開始されたことなど、これまで求めてきたことが実現されたことを評価するところです。

また難しいと思われていた農業振興条例の見直しに努力され、23年度には形になるであろうことに対し、評価するところであります。

税の滞納が増加することを受けて、いよいよ地方税滞納機構が動き出します。9件を見込んでいるとのことですが、顔の見える対応を、きめ細かな対応を求めるものです。

定住自立圏の協定が予定されていますが、中心市との1対1の協定になります。自治権の侵害になることが心配される意見もあります。中心市が主役になりがちですが、対等・平等の関係を維持していくことが大切になります。第5次長期総合計画をもとに坂城町の将来をきちんと描き対応されることを望みます。

解放同盟の補助金は150万円は認めるわけにはまいりません。毎年減額しているとはいえ、ほかの団体補助金に対して特別扱いです。差別をなくす運動を否定するものではありません。運動として自立することが差別をなくすことにつながると思います。また指定管理者として解放同盟に委託している幾つかの事業がありますが、見直していくべきだと考えます。

防災計画の見直しに時間がかかっていますが、大災害が起こっています。栄村など近くにも思いがけない災害が発生しています。いざというときの備えを日ごろからきちんとしていく必要性をまざまざと見せられた思いです。早い時点で完成させ、町民に情報公開をし、町民の安全を守っていただきたいと思います。

臨時職員の任用について見直しを求めます。保育園などへの取り組みを少し工夫している状況が見られますが、子どもが中心に座った視点からの対応とは思われません。特に障害児加配など今の時点できちんとした手当ができれば将来に向けた成長の保証ができます。事

務的な机の上だけの対応でなく、現場の様子や子どもの成長にとって何が最も必要なのか検討していただきたいと思います。

以上、前進面を評価して問題点を明らかにし、要望を申し上げ、総合評価として議案第14号「平成23年度坂城町一般会計予算について」賛成し、討論いたします。

議長（春日君） 次に、原案に反対の方の発言を許します。

（なしの声あり）

議長（春日君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（なしの声あり）

議長（春日君） これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第14号「平成23年度坂城町一般会計予算について」原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（春日君） 起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第3「議案第15号 平成23年度坂城町有線放送電話特別会計予算について」

議長（春日君） 総務産業常任委員長の審査報告を求めます。

総務産業常任委員長（安島さん） 有線放送電話特別会計の審査報告を申し上げます。

去る3月9日の本会議において総務産業常任委員会に審査を付託されました議案第15号「平成23年度坂城町有線放送電話特別会計予算について」3月11日の委員会において、説明員として企画政策課長、まちづくり推進室長、担当係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下その概略について報告いたします。

- 平成22年度から有線放送使用料を割り引きしたが、その影響は。
- △ 21年度98件の廃止件数に対し、23年2月末の時点で70件であり、若干廃止が減っている。
- 新規加入者の状況は。
- △ 21年度5件に対し、2月末の時点で9件の加入があった。インターネットを利用する若い年代が多い。
- 現在の加入者の総数は。
- △ 3,343件である。
- インターネットの加入状況は。

- △ 22年3月末の時点でダイヤルアップが30件、ADSLが284件である。
- 加入者のうちスピーカーのみの加入者数は。
- △ 2月末の時点で119件である。
- 今後の有線放送のあり方は。
- △ 22年度は先進地視察を行い、研究してきたが、23年度は外部関係者を含め、あり方を検討したい。
- 基金の残高は。
- △ 22年度決算で2億3,835万円を見込んでいる。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第15号「平成23年度坂城町有線放送電話特別会計予算について」全員の賛成をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で総務産業常任委員会の審査報告といたします。

議長（春日君） 委員長報告が終わりました。

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第4「議案第16号 平成23年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」

議長（春日君） 社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

社会文教常任委員長（中嶋君） 国民健康保険特別会計の審査報告を申し上げます。

去る3月9日の本会議において社会文教常任委員会に審査を付託されました議案第16号「平成23年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」3月10日の委員会において、説明員として福祉健康課長、総務課長、担当係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下その概略について報告をいたします。

- 国民健康保険税の軽減の内訳はどうなっているのか。
- △ 12月時点の一般被保険者の医療分、後期高齢者支援分について7割軽減は516世帯、766名、5割軽減は135世帯、319名、2割軽減は322世帯、605名となっており、介護分については7割軽減216世帯、241名、5割軽減は55世帯、71名、2割軽減は113世帯、142名である。軽減額は7割軽減が2,364万8,772円、5割軽減が832万7,334円、2割軽減が286万150円という現状であります。
- 国民健康保健の加入者数と世帯数は。
- △ 2月末時点の加入者は4,308名、世帯数は2,365世帯である。
- 資格者証と短期証の交付状況は。
- △ 2月末現在で資格者証31世帯、短期証は6カ月17世帯、3カ月18世帯、1カ月

67世帯の102世帯に発行している。

○ 特定健診と人間ドックの受診率は国の指針をクリアしているか。

△ 国は目標値として24年度末の受診率として65%を示しているが、坂城町は現在40%前後の受診率である。後期高齢者医療制度が廃止の方向となり、拠出金の割増しといったペナルティについても流動的な状況だが、従来どおりの適用となれば受診率が33%を下回る保険者がペナルティの対象となる。

○ 人間ドックは事前申請をしないと補助金はもらえないのか。

△ 領収書と健診結果を持参していただくことで補助金を申請をいただいている。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第16号「平成23年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」賛成多数をもって原案のとおり可決することに決定をいたしました。

以上で社会文教常任委員会の審査報告といたします。

議長（春日君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。

（なしの声あり）

議長（春日君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

4番（大森君） 議案第16号「平成23年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」反対討論を行います。

歳入歳出予算の総額は、それぞれ16億2,094万2千円となっています。歳入のうち保険税の予算額は3億4,484万円で、前年対比マイナス4,106万6千円、11.9%の減となっています。22年度から引き続きの減となりました。

課税額が下がった要因としては、長期化している経済不況のもとで町民の収入が減っていることが大きな原因だと思われます。自営業者の営業所得の減少、正規雇用の労働者や失業した人たちの増加、加えて現役をリタイアした団塊の世代の加入者の増大などが考えられます。

年々国保税の滞納額が増え続けています。国保加入者は2月末現在、2,365世帯になります。そのうち資格証明書は31世帯、未交付が20世帯、短期保険証が102世帯で合わせて153世帯となっています。加入世帯のペナルティの比率は6.45%になります。町民の健康と命を守る砦の保険制度であります。県下では発行している自治体が少なくなっている現在、資格証明書の発行には反対をするものであります。特に未交付世帯に対しては十分な配慮をお願いするところであります。

全日本民主医療機関連合会の調査では、2010年の1年間で正規の保険証がなく、受診が遅れた結果、亡くなった人が長野県下では一昨年の2人から9人となったのを初め、これを合わせて全国では24都道府県で71人いたことを明らかにいたしました。

国民健康保険の運営状況が困難になっていることは全国で起こっているのであります。その原因は、国の補助率が50%から25%に徐々に減らされたことに大きな原因があります。また医療費の増加をしていることにもあります。国は地方自治体に対し、一般会計からの繰り入れはしないよう通達を出しております。国においては国保税引き下げの抜本的な支援策を緊急に打ち出すべきと考えます。

また町にあっては何かの手立てを施策として展開していくべきではないかと考えます。担当職員の日々の努力は評価をしておりますが、滞納の増加や医療費の伸びなどを理由に保険税の引き上げはしないようにしていただきたいと思っております。自治体における国保会計の崩壊を受けて保険制度の広域化への動きが準備されてきています。動向を注視していく必要があります。

次に歳出ですが、特定健診が20年度から始まり、受診率は20年度が42.59%、21年度2月末が受診率が39%、22年の2月15日でありますけれども、この時点で集団検診が854人、個人検診が63人、人間ドックが286人、受診率では37.5%でありました。徐々に受診率が低下してきております。今後受診率を上げる対策を講じていただき、この制度が活かされるよう町民の皆さんの意識を高めていただきたいと考えます。早期発見のために人間ドックの受診に対し、補助の増額を望むものであります。長い目で見れば医療費の削減にもつながることになります。

国民健康保険税条例を町条例から分離し、別建てで制定したこと、また出産育児一時金39万円を恒久化する、こういうところは評価するところであります。

以上、問題点と前進面、要望を申し上げまして、議案第16号「平成23年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」反対討論といたします。

議長（春日君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

5番（山城君） まず最初に、この11日、12日に東日本大震災に遭われた方、また県内におきましては、栄村で震災に遭われましたこと、心からお見舞いを申し上げます。

また折しもお亡くなりになりました方々、心からご冥福をお祈りいたします。

それでは議案第16号「平成23年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」賛成の立場から討論をさせていただきます。

国民健康保険は、加入者の医療確保と健康増進という社会保障制度における重要な役割を担い、地域の住民福祉の向上に大きく貢献してまいりました。しかしながら、国保被保険者の高齢化は年々進み、特に65歳以上の加入者の割合は、この2月末現在で1,648人と

全体の38.3%を占め、加入者の高齢化による医療費増加は国保財政に深刻な影響を与えております。また医療費の増加に加えて長引く景気低迷による収納環境の悪化などにより財政状況は極めて厳しい状況にあります。

こうした中で、収支の均衡を保つため、レセプト点検やジェネリック医薬品使用促進などの医療費の適正化対策の実施や特定健診、保健指導事業の推進による生活の改善と疾病の未然防止は、健康増進と生活の質の向上をさせ、将来にわたる医療費抑制と健康で生き生きとしたまちづくりにつながるものと期待をしております。

保険税の収納につきましては、昼夜を問わず滞納整理を実施されたり、短期被保険者証の交付による積極的な納税相談の機会の確保など税の公平な負担をしていただくために努力をされております。保険税の適正徴収は被保険者間の負担の公平化を図り、国保財政の健全な運営を確保するための基本となるものでありまして、今後も引き続きご努力をお願いするものであります。

必要な財源の確保につきましては、後期高齢者医療制度の廃止にあわせ、新しい高齢者医療制度の創設の方針が示されるなど大きな変動期にありますが、健全な財政運営と保健事業の充実、歳出に応じた適切な保険税の賦課徴収による安定的な制度運営の維持をお願いいたしまして賛成討論といたします。

議長（春日君） 次に、原案に反対の方の発言を許します。

（なしの声あり）

議長（春日君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（なしの声あり）

議長（春日君） これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長（春日君） 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第5「議案第17号 平成23年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」

議長（春日君） 総務産業常任委員長の審査報告を求めます。

総務産業常任委員長（安島さん） 同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計の審査報告を申し上げます。

去る3月9日の本会議において総務産業常任委員会に審査を付託されました議案第17号

「平成23年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」3月11日の委員会において、説明員として企画政策課長、隣保館長、担当係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下その概略について報告いたします。

○ 滞納者の状況は。

△ 滞納者は6人で、そのうち1人のみ分納で納めていただいている。そのほかの5人は現在滞っている。また5人のうち1人は所在不明である。厳しい状況であるが、今後も徴収に努力していきたい。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第17号「平成23年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」全員の賛成をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で総務産業常任委員会の審査報告といたします。

議長（春日君） 委員長報告が終わりました。

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第6「議案第18号 平成23年度坂城町下水道事業特別会計予算について」

議長（春日君） 総務産業常任委員長の審査報告を求めます。

総務産業常任委員長（安島さん） 下水道特別会計の審査報告を申し上げます。

去る3月9日の本会議において総務産業常任委員会に審査を付託されました議案第18号「平成23年度坂城町下水道事業特別会計予算について」3月11日の委員会において、説明員として建設課長、担当係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下その概略について報告いたします。

○ 千曲川流域下水道上流処理区事業費負担金について、今後の見通しは。

△ 一連の施設整備は1度完了したが、平成2年度から整備をしてきたため、耐用年数もあり、ポンプ、水処理、焼却炉施設等の修繕に使われるもの、また環境に配慮し、汚泥量の軽減のための消化タンク施設などが計画されている。建設費負担金については、今が一番低い。今後は増額すると考えられる。

○ 下水道への接続状況はどうか。また接続率を上げるための取り組みは。

△ 下水道の認可区域のうち、下水道の工事が完了した区域の人口割合が下水道普及率で平成23年3月末で65%を見込んでいる。そのうち下水道に接続している水洗化人口の割合が67.5%で、町全体の人口に対しての水洗化人口の割合は41.5%である。町の広報紙、各戸への接続通知を行い、未接続の方にはエリアごとにアンケートするなどにより早期接続を推進していく。今年度は上平区や金井区の区民の皆さんに説明していく予定である。

いろいろな機会をとらえ、下水道事業のご理解をいただき、利用促進をしていく。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第18号「平成23年度坂城町下水道事業特別会計予算について」全員の賛成をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で総務産業常任委員会の審査報告といたします。

議長（春日君） 委員長報告が終わりました。

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第7「議案第19号 平成23年度坂城町介護保険特別会計予算について」

議長（春日君） 社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

社会文教常任委員長（中嶋君） 介護保険特別会計の審査報告を申し上げます。

去る3月9日の本会議において社会文教常任委員会に審査を付託されました議案第19号「平成23年度坂城町介護保険特別会計予算について」3月10日の委員会において、説明員として福祉健康課長、総務課長、担当係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下その概略について報告をいたします。

○ 介護予防福祉用具購入費とはどんなものか。

△ 介護予防給付は要支援の方に対する給付であり、福祉用具購入費についてはポータブルトイレやシャワーチェアなどを購入したときに年間10万円の限度額の中で保険給付分の9割をお返しする制度である。

○ 利用実績はどうなっているか。

△ 実績は本年度10カ月で要支援1の方が3名、要支援2の方が7名で、16万3千円を給付している。

○ 配食サービスの利用実績は。

△ 1月の実績は34名、410食という状況で、配達の際に利用者の安否確認を行っている。

○ 施設待機者の状況は。

△ 昨年度末、在宅で特別養護老人ホームの入所を待っている人は31名で、昨年39名から8名減っている。要因としては、近隣の市町村に入所できる施設が新設されたことと推測がされる。

○ 住宅改善費とはどんなものか。

△ 手すりの取り付け、段差の解消、洋式便器等への取り替え、引き戸等への取り替えなどの工事を行った際に20万円の限度額内で9割相当を給付する制度であり、今年の利用状況は要支援の方は88万円の給付、要介護は216万円の給付という状況である。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第19号「平成23年度坂城町介護保険特別会計予算について」賛成多数をもって原案のとおり可決することに決定をいたしました。

以上で社会文教常任委員会の審査報告といたします。

議長（春日君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。

（なしの声あり）

議長（春日君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず原案に反対の方の発言を許します。

6番（入日さん） 私は議案第19号「坂城町介護保険特別会計予算について」反対の立場から討論します。

介護保険制度ができ、10年が経過しました。しかし、介護保険が改定されるたびに介護施設や利用者の負担が増えています。

憲法30条では国民に納税の義務を課しています。そして25条、26条で国民の権利と国の義務を位置づけています。私たちが税金を納めるのは、それによって生活基盤が整備されたり、公共施設や福祉、教育などに使われる、私たちの生活向上につながっているという暗黙の了解があるからです。本当に民主主義の発達している国は所得から勝手に天引きすることを禁じています。あくまで個人個人が了承し、納得した上で納税しています。

介護保険を徴収するなら介護が必要になったときに医師、介護福祉士、理学療法士などの専門家と家族、本人がよく話し合い、必要なサービスを決め、提供すべきだと思います。今のように施設にも入所できない、認定が低くて必要なサービスが受けられない、特に家事援助が外され、自立が困難になっていることなど矛盾が多くあります。こんな介護保険制度は改めるべきだと思います。

介護保険の滞納者も生まれています。滞納が続けば介護サービスも受けられません。低所得者への減免制度も必要だと思います。

町の一般会計から介護保険への繰出金も22年度は1億5,200万円、23年度は1億6,400万円と年々増え続けています。国が介護保険への支出を増やせば町の負担は少なくて済みます。国が福祉予算を増やし、国民が必要なサービスを受けられる介護保険にするように地方自治体から国に要求すべきだと思います。誰もが安心して介護が受けられることを願って私の反対討論とします。

議長（春日君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

5番（山城君） 議案第19号「平成23年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出予算について」

賛成の立場から討論させていただきます。

現在、坂城町の65歳以上の介護保険の被保険者は、2月末現在、4,579人で、人口に占める割合は28.5%となっております。これは1年前に比較しますと、人数で28名、率にしますと0.4ポイントの上昇ということであります。

このように急速に進む高齢化社会に対応し、介護を必要とする高齢者などが、できる限り自立して暮らせるよう、平成12年度に創設された介護保険制度も今年度で11年を迎え、平成21年度からの第4期事業計画に基づく保険料をもとに、平成23年度の予算が今回の議会に上程されたわけであります。

年々介護保険給付が伸びる中、65歳以上の町民の皆さんが負担される介護保険料については、国の臨時特例交付金に基づく基金や支払準備基金を取り崩すなどして、高齢者に対する負担についてできる限りの配慮がなされ、県平均月額より坂城町は489円低く、県内でも9番目に低い金額となっております。

このような状況の中、本町の介護保険特別会計予算は11億1,246万6千円が計上されております。介護サービスの利用増加に伴い、保険給付費は前年度対比7%の伸びとなっておりますが、居宅サービス給付や高額介護サービス給付の伸び率が大きいなど利用実態を考慮した予算配分に努めておられるものであります。

地域包括支援センターにおきましても、高齢者が支援や介護が必要となった場合に、それ以上状況が悪化しないよう、ケアサポートする介護予防事業を初め要支援や要介護状態になることをできるだけ防ぐ地域支援事業につきましても、いろいろなメニューによりご尽力をいただいております。

高齢者が増加する中におきまして、ますます介護保険制度が重要となっており、後期高齢者を初めとする医療制度や社会保障制度全般において先行きが不透明な状況にはありますが、高齢者の負担へ十分に配慮される中、さらなるサービスの充実を図られるようお願いをいたしまして、私の賛成討論といたします。

議長（春日君） 次に、原案に反対の方の発言を許します。

（なしの声あり）

議長（春日君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（なしの声あり）

議長（春日君） これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長（春日君） 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

審議の途中ですが、昼食のため午後1時30分まで休憩をいたします。

(休憩 午後12時01分～再開 午後1時30分)

議長(春日君) 再開いたします。

◎日程第8「議案第20号「平成23年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について」

議長(春日君) 社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

社会文教常任委員長(中嶋君) 後期高齢者医療特別会計の審査報告を申し上げます。

去る3月9日の本会議において、社会文教常任委員会に審査を付託されました議案第20号「平成23年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について」3月10日の委員会において、説明員として福祉健康課長、担当係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下その概略について報告を申し上げます。

○ 後期高齢者医療保険料の特別徴収保険料と普通徴収保険料について、その算出根拠は。

△ 平成23年度の後期高齢者医療制度対象者を2,511名と見込んでおり、保険料を現在の特別徴収と普通徴収の割合である7割・3割の割合で案分し、計算をしている。

○ 後期高齢者医療広域連合納付金について、財源である保険基盤安定繰入金の算出方法は。

△ 保険基盤安定繰入金については、保険料軽減分について町が4分の1、県が4分の3を繰り入れている。その繰入分と保険料合わせて広域連合納付金として負担をしている。

○ 平成23年度新たに後期高齢者医療制度に加入する見込み者数は。

△ 平成23年度については180人を見込んでいる。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第20号「平成23年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について」賛成多数をもって原案のとおり可決することに決定をいたしました。

以上で社会文教常任委員会の審査報告といたします。

議長(春日君) 委員長報告が終わりました。

「質疑、討論なく(原案賛成、挙手多数により)可決」

議長(春日君) 次に追加日程に入ります。

追加日程第1「議案第21号 平成22年度安全・安心な学校づくり交付金事業南条小学校体育館改修工事変更請負契約の締結について」から追加日程第7「議案第27号 平成22年度坂城町介護保険特別会計補正予算(第3号)について」までの7件を一括議題とし、議決の運びまでいたします。

職員に議案を朗読させます。

(議会事務局長朗読)

議長(春日君) 朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

町長(中沢君) 提案説明をいたします。

議案第21号「平成22年度安全・安心な学校づくり交付金事業南条小学校体育館改修工事変更請負契約の締結について」でございます。

本案は、南条小学校の耐震化にあわせた大規模改修工事で、今議会において契約の議決をいただいたものであります。

今回の変更は、工事を進める中で学校行事により体育館の封鎖が困難となり、調整に時間を要するため、国の翌債承認をいただき、工期を8月31日までと延長するものであります。

議案第22号「平成22年度坂城町一般会計補正予算(第5号)について」でございます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,833万5千円を追加し、予算の総額を59億8,415万2千円とするものであります。

歳入の主なものですが、町民税及び固定資産税など町税全体で9,120万円、財産運用と旧南条保育園跡地の売り払いによる財産収入で5,890万9千円をそれぞれ増額し、子ども手当や安全・安心な学校づくり交付金などの国庫支出金で7,998万8千円、小学校耐震化事業などによる町債で2,160万円をそれぞれ減額するものであります。

一方、歳出の主なものですが、国民健康保険特別会計繰り出しで2,032万3千円、積み立てといたしまして財政調整基金に1億4,625万2千円、減債基金に4,458万1千円、地域活性化住民生活に光をそそぐ交付金基金に1,200万円、文教施設整備基金に1億349万8千円をそれぞれ増額いたし、また下水道の整備による受益者負担金が増加したことにより下水道事業特別会計への繰り出しが7千万円、小学校耐震化事業で5,615万円、子ども手当で4,732万7千円をそれぞれ減額するとともに、そのほか歳出全般にわたる事務事業の精算に伴うものであります。また繰越明許費としまして、農山漁村活性化支援交付金事業、農業活性化緊急基盤整備事業、都市計画街路事業、小学校耐震化事業について事業繰越をいたすものであります。

次に、議案第23号「平成22年度坂城町有線放送電話特別会計補正予算(第2号)について」でございます。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ310万8千円を追加し、予算の総額をそれぞれ4,614万2千円とするものであります。

歳入の主なものですが、利子及び配当金272万2千円、預金利子39万9千円増額し、使用料及び手数料を30万8千円減額するものであります。

歳出の主なものですが、設備基金積立金1,068万5千円増額し、設備の維持に係る修

繕料150万円、支障移転等の工事請負費で483万円を減額するものであります。

次に、議案第24号「平成22年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について」説明いたします。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ235万6千円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ15億9,083万9千円とするものであります。

歳入の主なものですが、療養給付費交付金が1,100万円、他会計繰入金で2,032万3千円増額し、国民健康保険税で2,066万円、国庫支出金で1,212万7千円、共同事業交付金で246万1千円を減額するものであります。

歳出の主なものですが、高額療養費で350万円増額し、療養諸費で350万円、共同事業拠出金で486万6千円を減額するものであります。

次に、議案第25号「平成22年度坂城町老人保健特別会計補正予算（第1号）について」でございます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ272万1千円を減額し、予算の総額をそれぞれ37万2千円とするものであります。

歳入の主なものは、返納金29万円増額し、支払基金交付金154万6千円、国庫負担金97万5千円、県負担金24万4千円、他会計繰入金24万4千円を減額するものであります。

歳出の主なものは、一般会計繰出金28万8千円、国庫への返還金8万3千円を増額し、医療諸費309万円を減額するものであります。

次に、議案第26号「平成22年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について」であります。

本案は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ2,311万3千円を減額し、予算の総額を8億1,200万円とするものであります。

歳入の主なものですが、下水道負担金5,240万8千円、下水道使用料325万8千円を増額し、一般会計繰入金7千万円、下水道事業債880万円を減額するものであります。

歳出の主なものですが、公共下水道事業費818万4千円を増額し、施設管理費1,225万円、流域下水道事業費912万5千円、一般管理費348万4千円、公債費543万8千円を減額するものであります。

次に、議案第27号「平成22年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第3号）について」説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ112万7千円を追加し、予算の総額をそれぞれ11億4,602万2千円とするものであります。

歳入の主なものですが、財産収入112万8千円、介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入

が319万5千円を増額し、介護保険支払準備基金繰入金290万3千円を減額するもの
あります。

歳出の主なものは、基金積立金で110万8千円を増額いたします。

以上よろしくご審議を賜り、適切なご決定を賜りますようお願い申し上げます。

議長（春日君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで議案調査のため暫時休憩いたします。

（休憩 午後1時53分～再開 午後2時03分）

議長（春日君） 再開いたします。

◎追加日程第1「議案第21号 平成22年度安全・安心な学校づくり交付金事業南条小学校
体育館改修工事変更請負契約の締結について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎追加日程第2「議案第22号 平成22年度坂城町一般会計補正予算（第5号）について」

議長（春日君） これより質疑に入ります。

7番（安島さん） 41ページ、款7商工費、項1商工費、目2商工振興費の中の19058プ
レミアム商品券の事業補助金ということで、100万円補正でとっていただきました。非常
に今まで要望の多かった事業でございますけれども、なぜここで補正を組まれたのか。また
概要についてお答えください。

産業振興課長（宮崎君） プレミアム商品券事業補助金に關しましてのご質問にご答弁申し上げ
ます。

これにつきましては前々から議員さん等からもご要望いただいていたわけでございますけ
れども、円高が進行していく中で企業状況も大変厳しいというような部分、消費等も落ち込
むというような、そんないろいろな懸念材料ということで、それと今まで普通の当たり券付
の商品券につきましても非常に好調であったというような部分もございまして、ここで商品
券の事業補助金100万円を計上させていただきました。

今回プレミアムをつけてということでございますけれども、内容的には、ここへ商工会の
方でも事務費と入れて190万円ぐらい、プレミアム分としては140万円ということにな
りますが、それを加えて1割をプレミアム、10%をプレミアム分とした商品券を発行させ
ていただきたいということでございます。

中身的には1千円券を11枚綴りということで、これを1万円販売させていただくとい
うことで、全体的では2,400冊分を発行する予定でございます。

発行につきましては、商工会の事務所で発行させていただくというような予定でございま
す。

期間については、今のところ予定の中では3月28日を目途に作業を進めていきたいと、おおむね1カ月間の中で販売を予定してございます。

なお、利用については町内95店舗で使用可能というようなことで今進めさせていただいてございます。以上です。

6番（入日さん） 3ページの町税についてお伺いします。

法人が4,800万円増えているということは、町が最初予定していたよりも事業所の収入がよかったということなのですが、非常に22年度の予算は抑えていて、その分23年度、今年度実績で上げてあるんですが、これだけよかった原因というか、理由は何だとお考えでしょうか。

それから、その下の固定資産税が現年度課税分で2,200万円プラスになっていますが、この理由は何でしょうか。増築がこれだけあったということですか。

収納対策推進幹（春日君） お答えします。

法人の町民税につきましては、確かにご質問のように21年が大変悪かったということで、22年の予算編成にあたりましては厳しく見積もった経過がございます。その中で政府の景気対策ですとか、いろいろな取り組みによりまして自動車関連とか、そういう部分が結構申告を出してきた事業所がございました。

それから、次の固定資産税の補正2,200万円の内容でございますが、土地、家屋、償却それぞれ当初予算では大変厳しいということで97.5%の収納率を見込みましたが、結果としましては98%を超えることができるということで、その部分収納率が上がったということでございます。以上です。

11番（円尾さん） 5ページ、分担金、負担金の中で保育負担金が大幅に減額になっていますが、その中身についてご説明いただきたいと思います。

もう1点は、29ページ、児童福祉費の中の説明の中で乳幼児医療給付事業の中で、今年度から入院も中学3年生まで増やしていったんですけども、ここでこんなに減額されているということは対象者がいなかったのかというふうに判断していいんでしょうかね。その辺についてお尋ねします。

それからもう1点は、48ページの教育費、教育総務費の中の事務局費の中で説明25001文教施設基金へという形で、1億円以上のお金を基金へ積み立てていくんですけども、財政状況を見ていると、それだけの余裕があったということだというふうに思いますけれども、全部こういうふうにごここに連れてきた、要は財調へもう少し戻してもいいんじゃないのかとか、いろいろなことが考えられるんですけども、学校の方へ全部それを持ってきたという点について、どういう財政のやりくりをしたのか、中身的には多分耐震だということはおわっているんですけども、やりくりとして、どうしてここへこれだけの金額を持ってきたの

か、それについての説明をいただきたいと思います。

福祉健康課長（中村さん） お答えいたします。

まず民生費負担金の保育負担金につきましてですが、所得の減によりまして調定額が減っております。当初見込みました所得が減になっても、保育料の場合、階層がありまして、そんなに響かないのではないかという判断をしまして当初予算を組みましたが、所得減により階層のところも下がってきたということで減額になっております。

それから子どもの福祉医療費の件ですが、入院の子どもの小学校、中学生の部分なんですが、実際に入院に伴う件数ですが、18件ということで見込みより件数、金額的にも少ない状況でございましたので減額になりました。以上です。

財政係長（柳澤君） ご質問のありました文教基金への積み立てという部分でございます。

ご質問にもありましたとおり、予定をしておりますのは早急に対応すべきものという部分の小学校の耐震化事業を想定をしているところであります。小学校の耐震化の事業を行う場合ですけれども、これまでそれぞれ各小学校で取り組んでいるところでありますけれども、国の補助金、地方債、それから基金というような状況で取り組んでまいっているところであります。

耐震工事のあり方なんですけれども、いわゆる事業費に対しまして補助金算定がされる場合、工事費に対して補助割合が定められる場合と補助基準額方式ということで補助金が定められる場合がございます。それによりまして補助裏に充てられます、いわゆる地方債の部分、交付税算入のできる起債、それから交付税算入のされない起債という部分がどうしても生じてきてしまうのでありますけれども、交付税算入のされない起債につきましては、地方債が伸びる状況なんですけれども、メリットがあまりないというような状況の中で、そういう部分につきましては極力、地方債を借りないというような仕組みを想定をしていかなければいけないのかなということで想定をしております。そのような借り入れを極力起こさずに文教施設整備基金の方から繰り入れを起こして財源を確保していきたいという考え方のもと、文教施設整備基金に積み立てをしたという状況でございます。

11番（円尾さん） 保育料の調定額が減ったからというお話がありましたけれども、中身的には収入が減ってきているということがそこに出てくるわけですが、実際には滞納ということがかなり心配されるわけですが、その辺の状況はどうでしょうか。この間の説明の中でも子ども手当をここへ振り替えていくことも考えるというようなお話がありましたので、ちょっとその滞納状況というのがやはり気になります。そういう点で、どういう対応状況があるのかお尋ねしたいと思います。

乳幼児の方は入院だけが結局対象者が少なくなるということですので、来年度補正予算するときにはぜひ通院費まで年齢を拡大していくということも検討課題に、検討課題というよりも実施課題ぐらいに考えていただきたいと思っておりますが、その辺はどのようにお考えで

しょうか。

それから学校に対しての基金のやりくりということに対しては、私はおっしゃるとおりだと思うんですね。ただ、文教基金でなくても財調からだって一般財源として出せることもあるんですけども、全体を1億何百万というお金を基金に入れておくということそのものがどうなのかな、もっとほかのところで残ってきたお金、残ってきたと言ったらおかしいけれども、余裕があって積み上げてきたお金だったら普通の財調に入れて、もっと有効に活用していけばいいんじゃないかなと思うんですけども、そういうやりくりをしなかったのかどうかということをお尋ねしたいんです。文教基金も最終的にまだ、これを含めて4億どれくらいあるんですから、来年一遍に使えるわけではないですよ。だから、そういうやりくりということについて、どのようにお考えになったのかなということをお聞きしたかったわけですよ。

福祉健康課長（中村さん） 保育料の滞納の件についてお答えいたします。

現在の滞納なんですが、金額は587万7,290円、35人の方がまだ納めていただけていないという状況でございます。それから福祉医療費につきましては、今年度22年度から入院まで中学生修了までということで引き上げをいたしました。すぐ実施課題ということではなくて、今後の課題とさせていただくということによりよろしくお願いいたします。

総務課長（宮下君） 基金の関係のご質問でございます。

今回、財政調整基金の方にも1億4,600万円ということで繰り入れてございます。基金残高、この段階で15億4千万円という形で一般的な第一の目標の部分の15億円は確保したというような状況の中で、残りの1億円については文教施設基金という形でとりまして来年度以降の学校施設の整備の方に充てていきたいというふうな考え方で、当然これをどちらにしようかというのは検討した中で配分というふうにお考えいただきたいと思っております。

8番（林さん） 41ページ、款7商工費、項1商工費、目2商工振興費の中で19050ISO等取得補助金が40万円上がっております。この「等」という中身は何かほかにあるのかというのと、40万円はどのようなところに予算づけるのか、お聞きいたします。

産業振興課長（宮崎君） お答えいたします。

ISO等という「等」でございますけれども、ISOばかりではなくてエコアクションのものも含まれてございます。額については町内で14000シリーズを取得した会社がございます、要綱に基づいて予算の範囲ということで40万円で支援させていただいております。以上です。

8番（林さん） 40万円ということで上限が40万円ということですかね。それとも数社あるんでしょうか。

産業振興課長（宮崎君） お答えいたします。

これは1社でございまして、取得には100万円以上の経費がかかってございまして、それに対する補助ということでございます。1社でございます。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎追加日程第3「議案第23号 平成22年度坂城町有線放送電話特別会計補正予算（第2号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎追加日程第4「議案第24号 平成22年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎追加日程第5「議案第25号 平成22年度坂城町老人保健特別会計補正予算（第1号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎追加日程第6「議案第26号 平成22年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎追加日程第7「議案第27号 平成22年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第3号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎追加日程第8「閉会中の委員会継続審査申し出について」

議長（春日君） 総務産業常任委員長、議会運営委員長から会議規則第75条の規定による閉会中の委員会継続審査の申し出がありました。

お手元に配付のとおりであります。

総務産業常任委員長、議会運営委員長からの申し出のとおり閉会中の委員会継続審査とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（春日君） 異議なしと認めます。

よって、総務産業常任委員長、議会運営委員長からの申し出のとおり閉会中の委員会継続審査とすることに決定いたしました。

議長（春日君） 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

ここで町長から閉会のあいさつがあります。

町長（中沢君） 平成23年第1回坂城町議会定例会の閉会にあたりまして一言ごあいさつを申し上げます。

2月28日開会しました本定例会は、本日までの16日間の長きにわたりご審議を賜り、提案いたしました条例案を初め一般会計、特別会計の23年度予算、22年度補正予算等すべての議案につきまして原案どおりご決定賜り、ありがとうございました。

さて、先週金曜日、11日、三陸沖を震源とする東北地方太平洋沖地震は国内観測史上最大となるマグニチュード9.0の地震となり、これにより発生した津波の被害は、まさに目を覆うような惨状でありました。テレビの実況報道の中で集落が津波に飲み込まれていく姿を見て、自然の前に人間とはこれほどまで無力なものかと感じ、残念でなりません。陸前高田市や大槌町など複数の町村が壊滅状態になり、すべてが失われ、被害状況ははまだ明確にはありませんが、多数の死者を初め被災された皆さんに心からお見舞い申し上げるところでございます。

さらに12日土曜日の未明に新潟県中越地方を震源とする震度6強、6弱の地震がまだ雪深い栄村を襲い、被害が出ております。千曲坂城消防組合からは宮城県塩釜市へ救援隊10名を11日から派遣しております。島田栄村村長には私から電話にてお見舞い申し上げたところでございます。

いずれの地におきましても、一日も早く復興をお祈りするものであります。

また今回の地震や津波が原因と考えられる原子力発電所の事故は、広範囲での健康被害が心配されるわけですが、また日本経済を揺るがすがごとき大問題ではないかと懸念もしております。東京電力、東北電力の機能低下は被災地の電力復興は遅れるばかりでなく、公共交通機関や産業界にも大きな影響が出始めており、町内企業でも影響が出てきており、心配しているところでございます。

被災地への支援につきましては、町と町社協は昨日から義援金の受け付けを始めております。また、毛布、水、保存食料などの義援物資につきましても受け付けております。町内企業の皆さんからも物心両面での支援の意向をいただいているところでもあります。物資につきましては、今後、県等関係機関と連携を図り、被災地の受け入れ体制等が整う時期を見てまいりたいと考えております。

現地派遣した消防組合の報告を受けましても、被災地は大変な厳しい状況にあり、被害の

全容が把握できるというようなことはなかなかはっきり申し上げられないところでもございますが、一日も早く復旧を願うところでございます。

さて、本議会が任期最後の議会となりました。私は坂城町に迎えられて助役2期、町長3期の20年、長野県職を加えますと、まさに地方自治一筋の半世紀50年であり、感慨無量であります。坂城町に深い愛着と誇りを持っております。幸い健康にも恵まれました。明日に向けてやがて実のなる種まきを、おれたち自らがやらなくて誰がやる、こんな思いを職員とともに抱き、学び、新たなる発想に工夫を凝らし、挑戦する日々でもありました。そして地方自治とは、自律とは、坂城町とを問いただし、常に挑戦するのが私のキーワードでもあったなという実感を持っております。残る任期はわずかでございますが、気を抜くことなく責任を全うしてまいります。

これから小・中学校の卒業式、新年度には入学式、4月17日の日曜日には千曲川クリーンキャンペーンと行事が続きます。また補正予算でお願いしましたプレミアム商品券は3月28日から発売されます。最後までしっかりと走り、新たなるリーダーに引き継いでまいります。

これから統一地方選挙を迎えます。再選を目指す議員の皆さんは、どうぞ実のある選挙でありますよう、お祈り申し上げます。今議会をもって退陣を決められた議員さん、大変ご苦勞さまでございます。感謝申し上げます。これからもともに輝く坂城のものづくりのまちに、坂城の発展に互いに力を出してまいりたいと考えているところでもございます。

結びに、これまで支えていただいた町民の皆さん、議員各位、私とともに頑張ってくれた副町長、教育長、各課長、そしてすべての職員に心から御礼申し上げます。

以上をもちまして閉会のごあいさつといたします。

議長（春日君） 議長からあいさつを申し上げます。

本日ここに平成23年第1回坂城町議会定例会を閉会するにあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

今議会は、去る2月28日に開会され、本日までの16日間の会期中で追加議案を含め、重要な案件が真剣に審議されました。また一般質問を通し、激変する町内外の課題への対応を求めた議員各位の提案や信条に敬意と感謝を申し上げる次第でございます。

私ども議会の4年間を振り返りますと、平成16年3月議会において議会改革の一環として議員定数を14名とする条例にのっとり、平成19年4月選挙が行われました。町の機構改革にあわせ、委員数それぞれ7名による総務産業常任委員会と社会文教常任委員会の2委員会が発足しました。対面方式、一問一答方式の採用、また議員報酬の減額改定もなされました。一連の議会改革の実績に対して全国町村議長会から表彰されました。思えば、ここにおられない先輩の方も含め、議会改革への道を着実に歩んできたのであります。全国的に議

会改革の波は高まり、適正規模を住民と探りながら合意づくりをしていくという姿勢も必要になるのかと思います。

この4月には統一地方選挙を迎え、中沢町長は不出馬の表明をなされました。この4年間には食育・給食センターの建設、全国ばらサミットの開催、全国辛味大根フォーラムの開催、上田坂城バイパスの鼠橋までの開通、力石バイパスの完成、ご自身が手がけられた鉄の展示館、坂木ふるさと歴史館のさらなる充実、百年に1度と言われる世界経済危機との遭遇、そして、このたびの大震災と来し方の道のりをじっとかみしめておられることと存じます。坂城町の将来を見つめ、諸施策の実現にはいつも攻めの姿勢で対応しておられました。その実績は町民に高く評価されているところであります。どうかくれぐれもご自愛をいただき、町の将来に格別なるお力をいただきたくお願いを申し上げる次第であります。

さて私ども議員の任期もあと残り1カ月半ほどになりました。特別の事情のない限り、この議場で皆さんとお会いすることは最後であると思うと感無量なるものがございます。今期限りで勇退される議員の皆様におかれましては、長年にわたり町政進展のためにご尽力いただきました。その功績は極めて偉大であり、心から感謝を申し上げます。今後とも町の発展のためにご指導いただきますよう、お願いを申し上げる次第でございます。

なお、この4月の町議選に出馬を予定される議員各位には、当選の栄を勝ち取られ、全員が再び本議会でお会いし、より新しい視野に立ち、活発な議会活動をされますようご祈念を申し上げます。

終わりに、町理事者の皆様、並びに町職員の皆様には今期4年間本当にお世話になりました。議員一同にかわり厚く御礼を申し上げ、議長のあいさつといたします。

これにて平成23年第1回坂城町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(閉会 午後2時39分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

坂城町議会議長

坂城町議会議員

坂城町議会議員

坂城町議会議員

一般質問通告一覧表

発言順位	要 旨	通 告 者	答弁を求める者
1	1. 安全な食料は日本の大地から イ. TPP（環太平洋連携協定）を考える ロ. 農業振興条例の見直しは 2. 定住自立圏構想について イ. 上田市との協定締結に向けて	11番 円尾美津子	町 長 産業振興課長 企画政策課長
2	1. 定住自立圏について イ. これからの予定は ロ. 相互連携とする内容は 2. 小学校の英語必修化について イ. 必修化を前にして ロ. 英語活動の研修について	5 番 山城賢一	町 長 教 育 長 企画政策課長
3	1. 中小企業の振興について イ. 制度資金の状況は ロ. ものづくりネットワークについて ハ. 中小企業基本条例の制定を 2. 坂城駅の整備について イ. エレベーター設置を ロ. 駐輪場の整備と管理について	4 番 大森茂彦	町 長 産業振興課長 建 設 課 長
4	1. 公衆トイレについて イ. びんぐし公園のトイレについて ロ. 運動公園のトイレについて ハ. 鼠マレットゴルフ場のトイレについて 2. 旧給食センターについて イ. 駐車場として活用を 3. チクマ精工跡地について イ. マレットゴルフ場に活用を	6 番 入日時子	町 長 建 設 課 長 教 育 次 長

発言順位	要 旨	通 告 者	答弁を求める者
5	1. 少子化対策の取り組みについて イ. 子ども手当支給はどうなるのか ロ. 放課後子どもプランについて 2. 高齢化支援について イ. 地域福祉の構築について ロ. 認知症対策について 3. 介護保険制度の展望について イ. 介護保険事業11年の経過について	9 番 宮島祐夫	町 長 教 育 長 福祉健康課長
6	1. がん対策充実へ イ. 無料クーポン利用状況は ロ. 子宮頸がん予防ワクチン接種について ハ. がん検診受診率向上の取り組みについて 2. 明るい選挙について イ. 期日前投票について ロ. 投票所のバリアフリーについて ハ. 開票時間の短縮について ニ. 投票率向上に向けての取り組みは	7 番 安島ふみ子	町 長 教 育 長 福祉健康課長 総 務 課 長
7	1. 地域づくり活動支援事業について イ. 利用状況と主な事業内容は ロ. 事業成果をどの様にとらえているか ハ. 選考不採択はあったのか 2. 千曲川水辺公園整備事業について イ. 計画内容	3 番 塚田 忠	町 長 まちづくり推進室長
8	1. 少子化対策について イ. 少子化に歯止めを ロ. 婚活支援について ハ. 子どもたちの食育は 2. 高齢化に伴なう地域課題について イ. 買い物弱者対策について ロ. 参加し易い方策を	8 番 林 春江	町 長 教 育 長 福祉健康課長 教 育 次 長

発言順位	要 旨	通 告 者	答弁を求める者
9	1. 変化する地方自治の中で イ. 地方自治法再改正への対応は ロ. 節目に考える行政の課題について 2. 定住自立圏形成について イ. 具体的内容の整理は ロ. 地域医療への取り組みは	13番 柳澤 澄	町 長 産業振興課長 企画政策課長
10	1. 町の過去と今後は イ. 思い出の事業は ロ. 今後の事業は	2番 中嶋 登	町 長